

長屋王家の馬

垣中健志

I はじめに

平城京左京三条二坊八坪から出土した長屋王家木簡は、長屋王家の生活や家政運営について知ることができる史料群であり、これまで様々な視点から古代の王族・貴族の家政運営の実態を明らかにした研究が積み重ねられてきた¹。しかし、長屋王家木簡はその点数が膨大なことと、内容も多岐にわたることから、いまだ十分に検討されていない史料が眠っている史料群とも言えるだろう。そうした中で本稿では、長屋王家木簡に見える馬を取り上げ、検討を加えたい。長屋王家と馬については、すでに森公章氏による研究がある²。森氏は、長屋王家木簡に見える馬司に注目し、その組織構成と由来を整理したうえで、長屋王家が馬司を設置して馬を所有していた背景を、父である高市皇子が存命であった天武・持統朝における中央官人の畿内武装化政策の結果であるとした。奈良時代前半の長屋王家は、引き続き武力に転化しうる馬を保有していたが、律令国家は王臣家と馬の产地である地方との武力による結びつきを警戒し、馬の保有を制限するようになった。長屋王家木簡に見える馬司と馬の保有の様相は、律令国家による畿内の王臣家、中央官人の武装化政策と武力に転化しうる馬の保有制限政策のはざまにあたる姿を表していると結論づけた。

森氏の先行研究は、長屋王家が馬を保有するきっかけについて明らかにしたものであり、筆者もその結論について異論はない。しかし、では長屋王家の馬は武力のみを目的として保有されていたのであろうか。森氏も先行研究の末尾で言及されているように、非常事態であれば馬は武力に転化しうる存在であるが、通常では主に移動手段として利用されていたと考えるのが自然であろう。幸いなことに、長屋王家木簡の中には、馬の日常利用の様相を示していると考えられる木簡が多数存在している。本稿では、長屋王家木簡に見える馬に注目し、王臣家における馬の飼養と日常利用の実態を明らかにする。

II 長屋王家の馬匹管理

まず、長屋王家の馬を管理していた組織である馬司について、森氏の先行研究を参照しながら馬の管理体制について検討していく。

長屋王家の馬を管理する家政組織として馬司³があげられる。馬司は御馬司⁴と称する

ことともあった。御馬司は馬司の敬称のようなものであろう。

【史料1】『京』2-1921

・馬寮 二田 子相 廣末呂 伊古 ○
 □ 口 □ (人子) (支子) □ 受乙口 □ □ □ □○

276×(17)×3 081

【史料2】『京』1-400

無位二田造美知 年卅四 左京 「日二百六十三」 304×26×7 015

【史料3】『平概』27-10

・御馬司帳内 □□ □足 麻呂 □□ 古相 □□
 伊□ 得足

・ 四月廿八日□人 乙未呂 稲虫 □□ 409×28×3 011

また、【史料1】のように馬寮と称する組織も見られる。【史料1】に見える二田は、【史料2】の無位二田造美知と考えられ、長屋王家に仕える帳内であったと見られる。二田はまた、馬司雇人に支給される米を受給していることが明らかである⁵。さらに、【史料1】に見える子相は、【史料3】の御馬司帳内の古相と同一人物であり、これも長屋王家に仕える帳内の大伴直古相と考えられることから⁶、馬寮は森氏も指摘するように、馬司の別称と考えてよいだろう⁷。本稿では以下、馬司と表記することとする。

統いて、馬司の人的構成を見ていく。

【史料4】『京』2-1917

・馬司帳内甲斐四口米四升 ○

・受勝麻呂十月廿四日 石鶴 書吏 ○ 225×32×3 011

【史料5】『京』2-1916

・馬司帳内 甲斐 □ 常石 廣末呂 右四人米 ○
 □ 口 受赤人 十一月九日 稲虫 ○ 225×(22)×4 081
 曹

馬司の帳内は最大12人である⁸。帳内には【史料3】のように個人の名前で把握される場合と、【史料4】のように国名で把握される場合があった。ただし、【史料5】にもあるように、国名で把握する場合であっても個人名を長屋王家の家政機関は把握していた。

【史料6】『平概』21-21

| | | |
|--------------------------|--|--------------|
| ・御馬司信濃一口甲斐一口上野二口右 ○ | | |
| ・四米四升五月二日 「受板部 黒万呂」 ○ | | 243×33×4 011 |

国名で把握されているのは、甲斐の他にも信濃、上野が木簡に見える。人数は、甲斐は【史料4】などから最大4人が長屋王家馬司に奉仕していたほか、上野は2人であることが多いものの、最大4人の場合があり⁹、信濃は1人であったとみられる。つまり、帳内の大半を甲斐、信濃、上野から出仕してきた人物で占められていることがわかる。この3国出身の帳内について森氏は、3国が後世まで馬の産地として知られることから、馬の飼育に熟練した人物がそれぞれの国の馬とともに上番していたとする。また、長屋王家では諸国から貢進されてくる物品を国別に管理していたことからも¹⁰、長屋王家では甲斐、信濃、上野から馬の貢進とともに、馬の管理者も一緒に上番していたと考えられる。帳内を国名と個人名で把握しているのは長屋王家でも馬司だけであり、国別に馬とその貢進に伴う人を把握しておくことに重要な意義があったと推測される。

しかし、実際の馬の飼育は、馬司に所属している馬甘¹¹があたっていたと考えられる。ここで、長屋王家の馬の飼育環境を復元してみよう。

【史料7】『平概』21-20

| | |
|------------------------|------------------|
| ○御馬屋犬二口米一升 受乙末呂 古万呂 | (163) ×22× 3 019 |
|------------------------|------------------|

まず、馬は「御馬屋」と呼ばれる施設で飼育されていたことがわかる。「御」と尊称が付される施設であることから、長屋王やその一族が利用する馬であったと考えられる。また、馬屋には犬がいたことも【史料7】からわかる。この犬は馬屋を守護していたのであろうか。さらに、【史料7】で米を受け取っている「古万呂」は、いわゆるI系統の家政機関、つまり平城京左京三条二坊一・二・七・八坪の長屋王邸で勤務していた人物とみられる事から¹²、馬屋は平城京の長屋王邸内の一室にあったと考えられる。同じく米を受け取っている「乙末呂」も、【史料3】に見える乙末呂と同一人物であれば、馬司の帳内であり、馬司も平城京の長屋王邸内にその主要な機能を有していたことがわかる。

【史料8】『平概』27-10

| | |
|-------------|----------------------|
| ・御馬曳五人米五升 □ | |
| ・五升受小□ | (118) ×(6) × 2 081 |

【史料9】『京』 2-1863

・布勢大夫米一升馬従半升受古来呂○

・ 九月八日道麻呂 ○

168×22×4 011

さらに、【史料8】から「御馬曳」が馬司にいたことがわかる。「御馬曳」はその名称から推測すると、長屋王の一族が馬に騎乗する際に、馬の制御、先導に携わったものと考える。馬曳を先導とした、王族や貴族の馬の利用方法は、【史料9】で米を支給されている、「布勢大夫」の「馬従」の関係からもうかがえる。「布勢大夫」と長屋王家の関係は不明だが、憶測をたくましくすると、「布勢大夫」が何らかの理由で長屋王邸を訪問することとなり、「馬従」の先導により騎馬でやってきたものと考えられる。なぜ長屋王家から彼らに米を支給する必要があるのか不明だが、あるいは間食のようなものであったのであろうか¹³。いずれにせよ、平城京の長屋王邸内で飼育されている馬は、馬曳の存在や奈良時代の王族、貴族の馬の利用方法から、基本的に長屋王の一族が利用する騎乗馬であったと考えられる。

また、長屋王家の馬司には次のような職員が関わっていたこともわかっている。

【史料10】『平概』 25-12

○馬□医米七合五勺受高椅 十四日万呂 ○

224×19×3 011

「馬作医」は、職員令63左馬寮条に見える馬医と同じであると森氏は推定する。しかし、「馬作医」に支給されている米の量が、一升を支給される他の帳内などより少ないことがわかる。長屋王家で飼養している馬に病気や怪我があり、馬寮に所属する馬医が一時に往診に来たため、支給量が少ないと可能性は考えられないだろうか¹⁴。長屋王家が雅楽寮から舞人の派遣を依頼されたこと¹⁵とは逆に、長屋王家から馬寮に馬医を派遣するよう依頼した結果、長屋王家で「馬作医」が活動していたと推測する。長屋王家と律令官司の人的交流は双方向性を持っていたのであろう。

さらに、馬司は臨時で人を雇用することがあった¹⁶。その中の「馬司草持雇人」¹⁷が持ってきた草は、馬の餌や馬小屋に使用されたものと考えられる。

【史料11】『平概』 25-12

・馬飼□拾斤

・ 十二月六日書吏

(156)×(9)×4 081

馬の餌となる「馬飼」を長屋王家の家政機関である1系統の家政機関職員の書吏が取り扱っていることから、馬司が飼養する馬は邸内にいたと考えられ、「草持雇人」が草を運んだ先も邸内であったと推測できる¹⁸。

以上のことから、長屋王家の馬司の職員、主要な施設は平城京の長屋王邸内にあったと考えられる。これは、馬司帳内の米を受け取っている人物や支給している人物の大半が、邸内にあったI系統家政機関職員であることからも明らかである¹⁹。一方、明らかに邸外にも馬司に関わる部署があったことが、次の史料よりわかる。

【史料12】『京』2-1713

- ・木上御馬司大伴鳥九月常食
- ・請申一日分一升 冊日分米三斗

179×35×3 011

この史料に見える「木上御馬司」は、長屋王家の所領の一つとされる木上に置かれた邸外の家政機関の一部である²⁰。「木上御馬司」に所属していたとみられる「大伴鳥」は1か月分の米を一括で申請していることから、木上で勤務していたと推測される。

【史料13】『平概』25-12

- ・○馬司大伴鳥九日分米一斗三升
- ・○ 十一月廿二日廣嶋

217×22×2 019

一方、【史料13】では「大伴鳥」の所属が「馬司」となっている。しかし、米支給の木簡に署名している「廣嶋」は、「木上」の家政機関である「木上司」に奉仕する秦廣嶋であることから、【史料13】の馬司も平城京の邸内の馬司とは別の、「木上」馬司であったと考えられ、「大伴鳥」は木上で馬を管理する役目を担っていたと考える²¹。

【史料14】『平概』21-21

- ・馬司大末呂米二升 ○
- ・受 八月十二日 鳩万呂 ○

195×35×4 011

また、【史料14】のように、「馬司」の「大末呂」に支給される米が、木上司に属する「鳩万呂」により支出、受領されている。「鳩万呂」は、平城京の長屋王邸内に置かれていたI系統の家政機関にも奉仕していた時期があることから²²、にわかに【史料14】だけをもって木上司で発給した木簡であるとはしがたいが、平城京の長屋王邸内の馬司の職員である「大末呂」が、馬の飼養に係る何らかの用務で「木上御馬司」に出向していた可能性を指摘することはできるだろう。

このように、わずかではあるが平城京の長屋王邸内の馬司と、大和国における長屋王家所領にあった木上御馬司との関係が史料からはうかがえる。では、邸内の馬司と木上御馬

司の違いは何であろうか。山口英男氏は、天皇、皇后に関係する家政機関が、地方から貢上された馬を貢上国別に畿内の近都牧で飼養し、必要に応じて京との間で牧の馬をやり取りする体制が奈良時代以降の令制下では整えられていたが、こうした近都牧における国馬馬制に基づく管理形態は、令制以前からの伝統的な飼養形態であったことを指摘した²⁴。長屋王家にあっても、京内の長屋王邸の馬司と木上の馬司との関係の背景には、平城京の邸内には使用する馬が必要に応じて送られ、その他の馬は大和国内の木上にある牧で日常的な飼養、管理を行っていたものと考えられる。これは令制以前からの伝統を受け継いだ近都牧の飼養形態が長屋王家でも行われており、帳内とセットで貢上されてきた馬を国別にそれぞれ把握していたことをあわせて考えると、長屋王家では国別に馬を管理し、京外の所領にある牧で馬を飼養し、必要に応じて馬を貢進するという、天皇家における近都牧での国馬馬制に基づく管理と同様の飼養体制があった可能性が高いと考える。

III 長屋王家の馬利用

統いて、長屋王家における実際の馬利用についてみていきたい。ここまで考察したとおり、長屋王家で飼養される馬は騎乗馬が主であり、その中には長屋王自身が騎乗する馬もいた可能性が高いと考えた。

【史料15】『平概』42-15

| | | |
|--------|------------------|--------------|
| ・今急召舍人 | 田中朝臣人上 | 小治田御立 |
| | 多比真人□□ | 竹田臣□養 |
| ・右四人 | 和銅七年九月廿五日符小野臣□□馬 | 259×33×5 011 |

この【史料15】は、舍人の「田中朝臣人上」をはじめとする4人を急ぎ招集するための、いわゆる召喚木簡である。市大樹氏が【史料15】の木簡について詳述しているので²⁵、その見解を参考しながら【史料15】をみていきたい。まず、この木簡は縦に三分割されており、廢棄時に人為的に割られた可能性を指摘し、左片の下部が欠損するものの、穿孔がなかったのはほぼ確実であるとする。次に木簡の内容について、4人のうち「小治田御立」はI系統の家政機関の舍人であることが明らかであることから²⁶、他の3人もI系統の家政機関の舍人であると考える。年月日の記載の後は「小野臣□□に符す」と訓読でき、舍人4人を平城京の長屋王邸に召喚するよう、「小野臣□□」に命じたことがわかる。「小野臣□□」はこの木簡を携行して4人のもとを巡り、最終的に木簡は差出である長屋王邸内のI系統の家政機間に戻されたとする。また、「田中朝臣人上」を除く3人の名前の上部には合点が付されているが、召喚の任務を担った「小野臣□□」が巡回しながら付したか、

あるいはその後、召喚された人の実際の出仕状況を確認して付されたものと考える。

この召喚文簡で注目したいのは、末尾にある馬という文字である。市氏は、【史料15】の召喚文簡を、召喚使に馬を与えることを明示し、召喚対象者の出仕状況を確認して付された合点があることを特徴とした。そして、【史料15】の馬について直接言及はないが、召喚使に与えられた馬は、正倉院文書の事例から召喚対象者がある種の罰則として、召喚使に馬や食料を供給したと結論づけた。しかし、市氏が根拠としてあげた正倉院文書のうち、「造東大寺司召文」³⁰の使者に対する馬と食料の支給方法について記載した部分である「到依レ例供ニ給馬食」の解釈は、この召文が収録されている統編43の1紙目の写真帳を確認すると³¹、異なる解釈が可能である。写真帳の使者の部分に訂正が入れられていることから、使者が当初の人物から変更されていることがわかる。さらに、本文の使者名の訂正が本文とは別筆によって行われており、その別筆と支給方法を記載した「到依レ例供ニ給馬食」が同筆であることから、使者が当初予定していた人物から変更になったことも明らかである。よって「到依レ例供ニ給馬食」とは、代わりの使者が造東大寺司に到着後、使者に対して馬と食料を例によって供給する、と解釈できると考える。また、「奉写一切経所經師等召文」³²にみえる「其都中人等、宜充レ食、其都外人等、宜充ニ食馬」について市氏は、召喚対象者の滞在場所によって支給物が違うことから、召喚使が派遣される時点ではなく、派遣先で馬や食料が支給されたとする。しかし、この部分については、列挙された召喚対象者が都の人の場合は使者に食料を支給し、都の外の人の場合は使者に食料と馬を支給すると解釈することで、召喚対象者の滞在場所によって使者への供給内容が変わることを明記したものと考えることができる。よって【史料15】の馬は、正倉院文書に残る召喚文書と同様に、この4人を召喚する使者となった「小野臣□□」に対して長屋王家から馬が支給され、「小野臣□□」はその馬に騎乗して4人を召喚したものと考えられる。

以上、迂遠な考察を重ねたが、長屋王邸の馬司で飼養されていた馬が、使者の騎乗馬として利用されていることを明らかにした。長屋王家の家政機関職員が騎馬を利用しているとみられる本簡は、現在のところ【史料15】しかみられないが、正倉院文書に残る造東大寺司の事例などを参照すると、使者への騎馬の支給はよくあったと考えられる。

統いて、長屋王家でみられる馬の利用の中で最も多い、駄による輸送を検討していくたい。駄を利用した輸送を史料上最も行っているのは、大和国にある所領の片岡からの物資の進上である。

【史料16】『京』2-1745

・片岡進上善七斛七斗束三尺束駄四匹 ○

・持入木部百鶴十月十一日真人 倭万呂 ○

主に片岡から平城京の長屋王邸に進上される物資は、【史料16】にみえる薺などの蔬菜類である³⁰。日下に署名している「真人」は、片岡の所領を管理する責任者の一人である道守真人であり、「倭万呂」も同様に責任者であったと考えられている³¹。【史料16】では、駄4匹に荷物を載せ、「持人木部百鷹」が駄を曳いて長屋王邸まで輸送した。

【史料17】『平概』27-5

| | | | | | |
|---------------------|---------|-------|-------|--------|---|
| (進上 ³²) | ・片岡 | □□□八解 | □匹各二解 | 駄四匹 | ○ |
| | ・持人木部百鷹 | 大万呂 | 十月十七日 | 真人 倭万呂 | ○ |

288×23×3 011

また【史料17】では、駄の編成が「□匹」と「四匹」になっており、それに対応して「持人」が2人になっている。このように、複数の駄を編成し、複数人の曳き手で進上することもあった。片岡からは【史料16】の前後で集中的に薺が駄によって進上されている。見つかった木簡からは、10月8日から駄2匹で薺の進上がり始まり³³、10月11日は【史料16】にあるとおり駄4匹、10月13日も駄4匹³⁴、10月14日は駄2匹³⁵、10月17日は【史料17】より駄□匹と駄4匹の2グループ、10月18日は駄6匹³⁶、10月20日は駄4匹³⁷、最後の10月24日は駄2匹³⁸で進上している。以上から、片岡では一度の輸送で駄2匹から最大で6匹が利用されていたことがわかる。ほぼ連日、駄による輸送を行っていることから、これらの輸送に利用された駄の合計が片岡にいた駄馬の頭数を考えることもできるが、駄を曳いて平城京まで行く「持人」に「木部百鷹」が何度も起用されていることや³⁹、駄を飼養する人材の確保、片岡と平城京までの距離を考慮すると、おそらく木簡にみえる駄馬は同一の馬であり、片岡にいた駄馬は最低6匹、最大でも10匹前後であったと推測する。

では、これらの駄馬は長屋王家の所有であったのであろうか。片岡からの物資進上に利用された駄馬に対して、功が支払われた史料がないため、雇傭によって調達した駄馬ではなく、長屋王家所有の駄馬であった可能性もあるだろう。しかし、一方で木上のように、片岡で馬を飼養していたとする史料も管見の限り見当たらない。

ここで、【史料16】、【史料17】に見える「持人」に注目する。【史料16】、【史料17】の「持人」はいずれも「木部百鷹」である。岩本氏は、史料にみえる木部氏は本拠地としていた木上にちなんだウジであると想定し、木上と隣接する片岡へは木上から出向いたと考えた。片岡からの進上木簡の「持人」は「木部足人」も確認できることから⁴⁰、岩本氏の想定をふまえると、木上馬司で飼養されていた馬のうち、騎乗に堪えない馬が駄馬として利用され、駄馬を管理する人材も木上から一緒に片岡へ出向した考えることもできる。

しかし、一方で木簡に見える「持人」のすべてが木部氏ではないことにも留意する必要がある。中でも「□〔道カ〕□□万呂」⁴¹に注目したい。この木簡は、「持人」以下が欠損

しているため、正確な名前を明らかにすることは困難であるが、ウジ名の一文字目が「道」であるとすると、片岡の所領を管理する道守真人との関係が想起される。道守真人は片岡からの物資進上のため、駄馬と馬を曳く「持人」を編成していることから、彼が片岡御園の管理を行う中で、必要に応じて駄馬や「持人」といった輸送労働力を編成し、輸送を行う能力や基盤を持っていたと考えられる。

長屋王家の片岡の事例では、上述のどちらの可能性もあると考えられるので、他の所領における駄の利用方法についてもみていきたい。長屋王家の駄の利用実態がわかるのは、都祁水室からの氷の進上に関する木簡である⁴⁰。縱が80cm近く、横が9cmもある長大な木簡に、6月29日から閏6月、7月を経て8月8日までの氷の進上来を記録した木簡であり、氷は駄によって運ばれていることがわかる。駄とともに氷の進上来に携わったのは、「泊首多須麻呂」、「借馬速万呂」、「□田主寸麻呂」、「伊宜臣足鶴」、「他田臣万呂」で、時には都祁の所領の管理者である「火三田次」自身が輸送に携わる場合もあった。このうち、「泊首多須麻呂」は閏6月24日と26日の輸送に関して錢を支給されているが、他の日の輸送に際しては支給されていないといったことも指摘できる。このように、複数の人物による輸送、輸送に対する錢の支給の有無などから、駄による氷の進上来方法は一定していなかったと考えられる。つまり、駄による進上来は、都祁の所領を管理していた「火三田次」の裁量によるところが大きかったのではないかと考える。都祁の所領を管理する「火三田次」は、長屋王邸からの要望に応じて氷を進上来するため、自分が持つ人のネットワークを駆使し、駄馬と馬を所有している人物を輸送労働力として編成していた。そのため、長屋王家からは基本的に輸送の対価が支払われることがなかったとみられ、「火三田次」と馬など輸送手段所有者との間で処理されていた。「泊首多須麻呂」は、基本的には「火三田次」との関係で長屋王家の輸送業務を請け負っていたが、錢を支給された輸送業務については、臨時、あるいは緊急的に長屋王家から直接依頼を受けて行ったと推測する。

駄馬を利用したこのような輸送方法と労働力の編成については、以前拙稿で指摘した⁴¹。すなわち、家政機関の物資輸送は、所領を管理する人物が輸送の責任者となり、輸送手段の所有者に業務を委託し、輸送労働力を編成して行っていた。輸送の責任者となる人物は、元々は輸送手段の所有者であり、家政機関の輸送業務を遂行していくうちに、その能力を買われ、所領の管理者などに登用されることがあったと結論づけた。長屋王家の都祁からの氷進上、そして片岡からの蔬菜類進上の場面でみられる輸送形態は、上記の見解と齟齬しない。よって、片岡における駄馬による輸送についても、隣接する木上で飼養されていた馬から駄馬と輸送従事者を編成する場合もあったが、基本的には管理者である道守真人が、自身に関係する駄馬所有者と輸送従事者を編成して輸送業務にあたらせていたと考える。

【史料18】『京』2-1705

・○移 司所 米无故急々進上又滑海 ○

・○藻一駄進上急々 附辛男 十五日 家扶○
家令

299×32×4 011

この文書木簡は、II系統の家政機関から平城京の長屋王邸内にあるI系統の家政機関の政所に宛てられた、米と滑海藻を「辛男」と駄馬1匹で進上するよう依頼する移である。【史料18】の駄は、II系統の家政機関が所有しているようにも解釈できるが、II系統の家政機関が京内の長屋王邸から支給される物資を、「辛男」と彼が所有する駄馬を輸送労働力として編成したうえで、【史料18】の依頼をI系統の家政機間に対して出したものと考える。やはり、長屋王家は駄馬を基本的に所有しておらず、必要に応じて駄馬を所有する人物を輸送責任者に選任し、所領と邸内の物資輸送を行っていたと考えられる。

上記のような輸送形態は、主に畿内にある長屋王家所領と邸内の物資輸送にみられるが⁴²、その他の諸国にあった長屋王家の封戸や経済基盤からの物資輸送における駄の利用はどのようなものであったのであろうか。

【史料19】『平概』28~4

上 備前国春□……□六十六駄駄□

091

【史料20】『京』2-2337

・駄□七匹

・ □加夫良

(90)×39×1 011

長屋王家木簡のうち、畿外の諸国から駄で物資を運んだことが明らかなるものは、管見の限り【史料19】のみである。また、これまで畿内の所領からの駄による物資輸送では、6匹を超えることがないことから、大量の駄を利用した物資輸送の例を長屋王家木簡の中から探ってみると、【史料20】のみが該当する。なお、【史料20】の「加夫良」は善のことを指すとみられることから、畿内の所領からの物資輸送の可能性もある。以上のように、長屋王家で確実に畿外の諸国から駄を利用した物資輸送を行った事例は、【史料19】にみえる備前国の春米輸送のみといふことができる。

畿外の諸国から長屋王家への駄の利用による輸送については、【史料19】をもとに龜谷弘明氏や櫛木謙周氏が言及している⁴³。特に櫛木氏は、『日本書紀』天武天皇元年(672)6月甲申(24日)条の「運湯沐之米伊勢国駄五十匹、遇ニ於菟田郡家頭ニ。」にあるように、皇太子湯沐の米を駄50匹で運んでいることから、長屋王家の駄による春米輸送をふま

え、長屋王など一部の有力な皇親は、駄による独自の輸送編成が行われていたとした。

【史料21】『続日本紀』天平11年5月辛酉（30日）条

詔曰、天下諸国、今年出舉正稅之利皆免レ之。諸家封戸之租、依レ令二分、一分入レ官、一分給レ主者。自レ今以後全賜ニ其主ニ、運送備食、割ニ取其租ニ。

天平11年に出された【史料21】では、諸国の封戸租を封主に全給し、封戸租の中から京への輸送経費を支出することが認められた。封戸租の封主による独自の輸送編成が、【史料19】にみえる長屋王家のように、有力な王族や貴族の間ではすでに行われていた輸送形態であった。柳木氏の見解は、【史料21】が出されるまでの駄による輸送方法の整備も含めて検討しており、妥当な見解であると考える。

では、独自の輸送体制とはどのようなものであったのであろうか。畿外の諸国の封戸からの春米輸送の事例が、わずかに【史料19】だけしかみられないのは、いったいどういうことなのであろうか。ここで参考になるのが天平11年正月23日「目代国造豊足解」⁴⁴である。この史料は「左大臣家」の経済基盤、おそらく封戸の管理者であった「国造豊足」が、天平10年の「左大臣家税」について報告した文書の一部である⁴⁵。彼が管理していた「左大臣家税」のうち、4束が前年の馬食料に充てられている。馬食料は官に納入する分にも雜用分にも入っておらず、また年間に使用した量が4束と少量であることから、官または封主に納入するために使用した馬に対する支出ではなく、国造豊足が「左大臣家税」を管理するために使用した馬に対する支出であると考えられる。このように、貴族の家政機関の在地での経済基盤経営のために、経済基盤の管理者は馬を利用し、その対価を封主より受けていることから、輸送に係る駄馬については、長屋王家の片岡や都祁の現地管理者と同様に、必要に応じて自らのネットワークを使って駄馬による輸送体制を編成していたと考えられる。そのため駄馬による輸送の実態は、長屋王家の片岡などと同様に現地で編成に係る手続きは完結し、平城京の長屋王邸内から発見された長屋王家木簡からはほとんどうかがうことができないのである⁴⁶。長屋王邸内から発見された諸国からの荷札木簡が付された物資が、駄によって輸送されてきた可能性は十分あるが、その実態については経済基盤がある現地で、管理者によって処理されていたため、邸内の家政機関中枢が把握する必要がなかったと考える。この方式を可能としたのは、長屋王家が父である高市皇子から経済基盤と人的ネットワークを継承したことと、経済基盤の現地管理者である地方有力者との結びつきを維持することができたからであると考える。むしろ、【史料19】は何か特殊な事情、または背景を持つ経済基盤からの進上であった可能性も考えられるが、詳細な検討は今後の課題としたい。また、長屋王の諸国にある封戸や経済基盤から具体的

にどのような方法で駄馬をはじめとする輸送体制が編成されたかについても、現時点では推測を重ねたに過ぎず、改めて検討していきたい。

IV おわりに

ここまで迂遠な考察を重ねてきたが、本稿の成果をまとめておく。長屋王家の家政機関の組織である馬司は、長屋王邸内に置かれるとともに、所領の一つである木上にも置かれた。馬司で飼養されている馬は騎馬で、長屋王やその一族、場合によっては家政機関の職員が使者として騎乗する際に利用された。長屋王家が所有する馬は、木上に設置されていた牧で普段は飼養され、必要に応じて邸内に送られていた。このような馬の飼養方法は、令制以前からの伝統的な飼養形態である、近都牧における国駄馬制に基づく管理形態と同様であることを指摘した。

長屋王家でしばしばみられる駄馬による物資輸送については、そもそも駄馬を長屋王家が所有していないかったことがあきらかになった。駄馬を必要とする輸送業務の遂行は、畿内の所領にあっては、所領を管理する責任者が自己の持つネットワークを活用して、必要に応じて駄馬と輸送に従事する人材を調達し、輸送労働力として編成した。一方、畿外の経済基盤からの駄馬による輸送については、史料が限られておりその実態に迫ることが困難であったが、畿内の所領と同様に、経済基盤の管理者が独自に輸送体制を編成し、都の長屋王邸まで物資を輸送したと考えた。このような独自の輸送体制を長屋王家が構築できたのは、父である高市皇子の経済基盤と人のネットワークを継承し、経済基盤の現地管理者との関係を維持することができたからである。長屋王家における駄馬を利用した輸送は、経済基盤の現地管理者の能力によって、所領経営の一環として行われていた独自の輸送形態であったと考えるのである。

本稿で得られた成果は、先学の研究成果に屋上屋を架したに過ぎない。【史料21】にみられる封主による独自の輸送が、天平年間以降どのような展開をとげ、平安時代の院宮王臣家の馬利用につながっていくのか、また平安時代の駄馬による輸送体制の編成方法や、駄馬の利用について、今後も検討を重ねていきたい。

註

- これまでの長屋王家木簡に関する諸研究については、森公章 2000『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館などを参照。
- 以下、森氏の見解は特に断らない限り、森公章 1997「王臣家と馬」森前掲註1書所収による。
- 「馬司 □」(『平城京木簡』1-299)など。本稿で木簡を引用する場合は、『平城京木簡』は、

「京」1-299と表記し、「平城宮発掘調査出土木簡概報」は、「平概」28-28と表記する。本文中に引用する場合の表記は、「」は異筆・追筆、「」は下または上に一字以上文字があったと推定できる場合、…は木簡の中央が欠損してつながらない場合、「カ」は本文として推測される文字、○は穿孔を表す。

- 4 「御馬司」(「平概」28-18)。
- 5 「京」2-1918。
- 6 「京」1-403。
- 7 長屋王家木簡のうち、馬寮となる木簡に列記された人物名は断片的なものが大半であるが、【史料1】【史料3】と共に通する人物名が他の木簡(「京」1-296、「京」2-1922、「平概」27-10)からもうかがえる。
- 8 「京」1-296。
- 9 「京」1-295。
- 10 摂稿 2018「税使・税司考」『日本歴史』841号。
- 11 「平概」27-10。
- 12 「古万呂」が後述するI系統の家政機関職員である「甥万呂」「書吏」(「平概」27-10)「稻虫」(「京」2-195)等の下で郡内の米の支給に関わっていることが明らかである。
- 13 山口英男 2013「正倉院文書から見た『間食』の意味について」『正倉院文書研究』13号。
- 14 長屋王家で米七合五勺を支給されているのは、「牛乳煎人」(「平概」23-11)、「牛乳持参人」(「京」1-322)、「辺夷」(「京」2-1864)、「若翁博士」(「京」2-1846)、「医」(「京」2-1934)、「辛女」(「平概」25-10)などである。個人名の一部と思われる「辛女」を除き、當時長屋王家に奉仕するような性格の人物ではないように思われるが、「政人」、「経師」(「平概」21-19)など長屋王家に奉仕している人物も見受けられる。米七合五勺を支給するのは長屋王家木簡のみに見えることから、長屋王家独自の支給基準があった可能性も含め、詳細は今後の課題とする。
- 15 「京」1-156。
- 16 訳5、「平概」28-9など。
- 17 「平概」27-10。
- 18 「草持雇人」に米を支給している「綱万呂」はI系統の家政機関職員であることが他の木簡(「京」2-1844、2-2359など)より明らかである。
- 19 馬司に関する米支給木簡に署名している人物のうち、「君万呂」「稻虫」「大鷦」「石鳴」はI系統の家政機関職員である書吏とともに署名をしていることから、I系統の家政機関、つまり平成京の長屋王邸内で勤務していた人物とみることができる。「黒万呂」については、長屋王の家政機関職員に複数いることが知られているが、馬司に関するのは「板部黒万呂」であり、「京」1-325や「京」1-748にみられる「書吏」とともに米の支給に関わっていることからI系統の家政機関職員と推測する。「甥万呂」は、前掲註1森氏著書などによると、木上司に奉仕する職員であったとみられるが、「書吏」とともに米の支給に関わっている場合もあることから(「京」2-1866など)、I系統の家政機関に關係していた時期と、I系統の家政機関より木上に派遣されていた時期があったことは確実である。前掲註1森氏著書、渡辺晃宏1991「長屋王家木簡と二つの家政機関—伝票木簡の考察から—」『奈良古代史論集』第二集真陽社など参照。
- 20 前掲註1森氏著書など。
- 21 この点、摂稿 2021「奈良時代の馬の飼養と利用—正倉院文書を題材に—」『正倉院文書研

究】17号では、本稿の【史料13】と【史料14】を引用し、「大伴島は、長屋王家の所領の一つに設置された現地機関の「木上御馬司」と邸内の「馬司」の両方から米を支給されていることから、大伴島は京内の長屋王邸と大和國の所領である木上を往き来て長屋王家の馬の管理の任にあたっていたと考えられる」としたが、本文で述べた通りに史料の解釈を改める。なお、論旨には影響はない。

- 22 前掲註19参照。
- 23 山口英男 2019 「八・九世紀の牧について」『日本古代の地域社会と行政機構』 吉川弘文館 初出1986。
- 24 市大樹 2008 「平城宮・京跡出土の召喚木簡」 薩田勝久・松原弘宣編『古代東アジアの情報伝達』 洋古書院。以下、市氏の見解は本論文による。
- 25 「平概」 21-25。
- 26 東京大学史料編纂所編『大日本古文書』(東京大学出版会、1903年、1977年復刻) 第4巻260頁。以下、『大日本古文書』を引用する場合は、「大日古」 4-260、と表記する。
- 27 <https://shosoin.kunaicho.go.jp/documents?id=0000011148&index=0> 宮内庁正倉院事務所「正倉院宝物検索」2022年8月29日閲覧。
- 28 『大日古』 14-444-445。
- 29 長屋王家所領の片岡については、岩本次郎 1992『木上と片岡』『木簡研究』14号を参照した。以下、岩本氏の見解は特に断らない限り本論文による。
- 30 他に、『白田古人』(『京』 1-177) も責任者であったと推測される。
- 31 『京』 2-1749。
- 32 『京』 1-178。
- 33 『京』 1-177。
- 34 「平概」 21-9。
- 35 『京』 2-1748。
- 36 『京』 1-179。
- 37 【史料16】、【史料17】のほかに『京』 1-179でも持人としてみえる。
- 38 前掲註33。
- 39 前掲註31。
- 40 「平概」 25-26。
- 41 前掲註21拙稿。
- 42 河内国にあったとされる大庭御蔵からも、駄2匹を利用して菁菜が運ばれている(『平概』 21-9)。
- 43 亀谷弘明 1997「古代の封戸と交通」『古代交通研究』6号、柳木謙周 1999「長屋王家の経済基盤と荷札木簡」『木簡研究』21号。以下、亀谷氏、柳木氏の見解は上述の論文による。
- 44 『大日古』 7-223。
- 45 薩田香融 1981 「『国造豈足解』をめぐる二三の問題」『日本古代財政史の研究』 塾書房 初出1959。
- 46 前掲註21拙稿では、造東大寺司における駄馬輸送について同様の考察を行った。

奈良時代の借錢について

山本祥隆

I はじめに

奈良時代には平城京を中心に銭貨が一定程度流通し、またそれを媒体とする借錢が行われていた。本稿では、その借錢の分析を通していわゆる下級官人像を再考するとともに、奈良時代の官司運営のあり方や社会の実相、およびその変容などを垣間見ることを目指す。その際、素材としては正倉院文書中に数多く残る借錢関連文書（主に借錢解の類）を主軸に据え、また平城宮・京出土品を中心とする本簡などにも目配りすることとする。

ところで、奈良時代の借錢というと、宝亀年間（770～781）に奉写一切経所で行われたいわゆる月借錢が著名である。正倉院文書中に月借錢解をはじめとする約100通の関連史料が残ることもあり、先行研究の多くはこの月借錢の考察に集中する。だが、奈良時代の借錢は月借錢に限られるものではなく、私見では「月」借錢という呼称や形態の定着にも奈良時代中における銭貨運用の変遷の一端が反映していると考える（詳細は後述）。また、律令では稻栗出舉とともに銭貨出舉にも「出舉」の語が用いられ、さらに事例は少ないものの無利息貸与も行われていたようである。そのため本稿では、銭貨を媒体とする貸借關係一般（有利子・無利子双方を含む）を総じて「借錢」と称することとし、また宝亀年間の奉写一切経所での月借錢に限らず、広く借錢全般を考察の対象に据える。

さらに、周知のごとく奈良時代には稻栗、とりわけイネを媒体とするイネ出舉が列島全土で広域に行われており、単に「出舉」と言えばイネ出舉（有利子）を指すのが一般的である¹。このイネ出舉は列島における古くからの農業慣行に深く立脚したものと考えられ、また少なくとも律令の上では借錢とイネ出舉に関する規定が密接な関わりのもと立条されていることもあり、イネ出舉は借錢に対して無視できないほどの影響を与えていた可能性がある。そのため本稿では、イネ出舉の特徴やあり方を踏まえつつ、それと借錢との比較などを交えながら論を進めたい。

II 研究史

借錢（主に月借錢）の研究史については柴原永遠男氏により整理されているが²、本稿でも最初にその概要をごく簡単に振り返っておきたい。

借錢関連研究の嚆矢となるのは、相田二郎氏の論考である³。今を過ること100年前、相田氏は主として月借钱に対する基礎的な考察を加え、そこから経師（写経生）の生活の苦しさを論じられた。借錢関連研究のその後の潮流と、いわゆる下級官人層に対するイメージに多大な影響を与えた論考である。相田氏が説かれたような借钱を重ねて生活に窮する下級官人たちの姿は、榮原永遠男氏の論考により一層具体化され、また定着してゆくこととなる⁴。

加えて、鬼頭清明氏が出挙銭の分析により律令国家財政の構造を把握する方向性を打ち出され⁵、弓野瑞子氏が奉写一切経所の財政機構の分析を行われるなど⁶、財政史的観点からの研究も進められた。

一方、中村順昭氏は写経生が生活の困窮から月借钱を利用したことを認めつつも、それだけでは説明しがたい点もあることを指摘された⁷。また、近年では下級官人たちは必ずしも生活に窮していた訳ではないとの見解も提示されている⁸。

新たな潮流に応じるように、近年、山下有美氏から月借钱における写経所の主導性を強調する論考が発表された⁹。また市川理恵氏は、比較的裕福な下級官人が月借钱をテコに出世の足掛かりを掴もうとするという、官人たちの上昇志向とその手段としての月借钱という新たなイメージを主張された¹⁰。かつて下級官人の生活の困窮を説かれた榮原永遠男氏も、最近の論考では月借钱を写経所の財源を確保するために上馬養が主導したものと捉え、月借钱を借りたのは上馬養の勧誘にやむを得ず応じた人々であった、との見解を提示されている¹¹。

以上のように、かつていわゆる下級官人層は生活に苦しむ人々と解され、また月借钱はその象徴ともされてきたが、近年は新たな下級官人像が構築されつつあり、また月借钱についての理解も単なる高利貸しという以上の機能や役割を想定する見解が提示されてきている。本稿は、このような近年の研究動向の隠尾に付すものである。

なお、上記のような諸研究はいずれも宝龜年間（770～781）の奉写一切経所で運用されたいわゆる月借钱についての分析を主軸とする。これに対し、中世史研究からの提言¹²も踏まえつつ、いわゆる月借钱以外の借錢についても広く目配りを施した研究として、三上喜孝氏の論考は特筆に値する¹³。本稿はこの三上氏の視角を継承するものであり、加えてイネ出挙との比較等も試みることは前述のとおりである。

III 正倉院文書中の借錢関連文書

最初に、借錢研究の主軸となる正倉院文書中の借錢関連文書の状況を確認すると、それらは以下の2群に大別される。

- (A) 宝亀年間（770～781）の奉写一切経所の月借錢解（約100通）¹⁴
- (B) 天平勝宝・宝字年間（749～765）の借錢解類（9通）¹⁵
- ①天平勝宝2年（750）5月6日出拳銭解（大日古3-391）
 - ②天平勝宝2年（750）5月15日出拳銭解（大日古3-395）
 - ③天平勝宝2年（750）5月26日出拳銭解（大日古3-405）
 - ④天平勝宝2年（750）6月5日借貸銭解（大日古3-406）
 - ⑤天平宝字2年（758）2月上道真淨月借銭解（大日古4-261）
 - ⑥天平宝字2年（758）6月27日氏未詳真養月借銭啓（大日古4-273）
 - ⑦某年11月1日長瀬若麻呂啓（大日古25-245）
 - ⑧天平宝字5年（761）8月29日丸子人主月借銭解（大日古4-508）
 - ⑨某年2月18日阿刀人成借錢注文（大日古21-240）

A群の分析から、先行研究では月借錢の特徴として以下の諸点が指摘されている。

- (い) 月あたり13%または15%の高利¹⁶
- (ろ) 返済は布施支給の直後になされることが多く、返済期限は必ずしも守られない
- (は) 貨物は布施の布の場合が多いが、家や土地などが質とされることもあり、その場合は期限内に返済される割合が高まる
- (に) 将来支払われる予定の布施の、実質的な前借りとして機能していた
- (ほ) 個人が単独で借り入れ申請する場合は保証人が置かれることが多かった

注目すべきは、やはり（い）高利である点である。これは年利156%または180%に相当し、また後ほど取り上げる養老雜令19公私以財物条で規定された利率（60日ごとに最大8分の1 = 12.5%）の2倍以上に達する。加えて（は）貨物や（ほ）保証人が求められることも多く、条件としてはかなり厳しく感じられる。

このような月借錢を、写経生たちは一人で何度も繰り返し借り受けていた¹⁷。以上の状況に鑑みれば、なるほど写経生をはじめとするいわゆる下級官人層の生活を苦しく見積もるかつての通説的理解にも、一定の根拠が認められるように感じられる。

だが、上記のような見解に問題があることも事実である。第一に、主としてA群の月借錢のみから導き出されたイメージであること。正倉院文書中にはB群の史料も存し、また内容的に充実するA群の遺存状況も偶然に依る部分が大きいのであるから、B群なども含めた総合的な理解を目指すべきであろう。第二に、先行研究では、それぞれ若干ニュアンスや文言は異なるものの総じて月借錢を「月ごとに一定の利息がかかる借錢」と定義しているが、これはあくまで広義の借錢の一形態であり、それのみに依拠した考察は危険と考えられること。この点を確認するために、以下では章を改め、借錢に関わる木簡を集成し、通覧してみたい。

表1 優錢閏連木簡一覽

| No | 出典 | 出土遺跡 | 訛文 |
|----|--------------------------------------|----------------------------|--|
| 1 | 城23-13上(113) | 平城京左京三条二坊一、二、七・八坪長屋邸 | 四月十八日○出學錢 |
| 2 | 城27-15上(181) | 平城京左京三条二坊一、二、七・八坪長屋邸 | ・千幅百ヶ文 傑・○□〔書カ〕吏十六支口 |
| 3 | 城24-21下(182) | 平城京左京二条二坊五坪二条 大路溝状遺構(北) | ・出學錢段○/古安律七文/美麻呂林七文/若佐五文/・勅五文/沙美五文/魚麻呂四文○合 六十二文、天平五年二月九日 |
| 4 | 宮町木簡概報2-4頁-(20) (木研22-110頁-2(14)) | 宮町遺跡 | 刑部口〔多カ〕麻呂解○清月借 |
| 5 | 平城宮1-70 | 平城宮内裏北方官衙地区 | ・申請月借事○口・○□□□□〔依存状説解〕口○〔訛〕人久大(伴作) |
| 6 | 平城宮1-79 | 平城宮内裏北方官衙地区 | ・○○○○津○次○余○美○字我里○□○□○ ○□○放○口○〔解〕○由我札山○男○ ○所○謹解○川口園廻所○本土忍遷大人事○伊勢國○○○夫人男→○放滿○○口○解○解能都 本善書我還事○口○〔尊〕○白大郡尊○口○ 借錢請○右取○○○○○○○○○○○○○○○○ 〔皇室御室皇室草堂〕○未未未未未○○皇室 皇室御室御室御室御室御室御室御室御室 御室御室御室御室○○○○未未未未○○達景 跋未未未反其方結結都尊○○○○未未未未 ○○清口○〔宿〕○○○○未之口○ |
| 7 | 城43-14上(74) | 平城宮東方官衙地区 | ・出學帳、八歲七月 |
| 8 | 城39-7下(4) | 平城宮東方官衙地区 | ・謹解○申請出學錢事○口〔合カ〕□□フ・路○ 相知路並倉路並口 |
| 9 | 木研35-11頁-(5) | 平城京右京一条三坊十三・十四坪(西寺大寺境内) | ・謹解○申請出學錢事○口○ |
| 10 | 平城宮2-2765 | 平城宮東院地区西迎 | ・借錢請○十二→・○四月廿口→ |
| 11 | 城17-9上(24) | 平城宮第二次大極殿院、内裏 東方官衙地区 | ・謹解申請銀口○・西口〔案〕借米三十→ |
| 12 | 城17-10上(40) | 平城宮第二次大極殿院、内裏 東方官衙地区 | ・十日国入錢目金文借→・七日主家衣賃借○口 三日七百八○△○口○→○○ |
| 13 | 木研17-62頁-(37) | 平安京右京三条二坊二町 | ・謹解○申請借錢事○□□□□〔十九年三月〕 |

IV 借錢關連木簡

借錢関連木簡の出土点数は必ずしも多くないが、管見に及んだ事例をまとめたのが表1である¹⁸。この表から読み取れる事柄として、以下のような諸点が挙げられる。

(ア) 出土が都城遺跡に限られる

(イ)「出資銭」「月借銭」「借請銭」「借銭」など、多様な呼称が用いられている

(ウ) 奈良時代（から平安時代初頭にかけて）の各時期に万遍なく分布する

(ア)は、古代における銭貨の流通範囲についての通説的理解に対応するものとして、素直に首肯されるところである¹⁹。

| 法量 | 型式番号 | 時期 | 備考 |
|--------------|------|---------------------|-------------------------|
| (129)・24・2 | 019 | 710~716頃 | 長屋王家木簡 |
| 94・17・6 | 032 | 710~716頃 | 長屋王家木簡 借銭の付札? |
| 144・49・4 | 011 | 天平5年(733) | 二条大路木簡 |
| — | 091 | 8世紀中頃(740年代?) | |
| (205)・(9)・3 | 081 | 天平19年(747)頃 | 城35-15上で軽文訂正 |
| (349)・(64)・8 | 081 | 天平19年(747)頃 | 習書 |
| (83)・24・7 | 061 | 天平勝宝8歳(756) | 題識紙 銭以外の出舉に関わる可能性もあり |
| (243)・(23)・3 | 081 | 宝亀2・3年(771-772)頃 | 習書? |
| (250)・(22)・4 | 081 | 神護景雲～宝亀年間(767～781)頃 | |
| (89)・16・4 | 019 | (奈良時代) | |
| (115)・(20)・2 | 081 | (奈良時代) | |
| (93)・25・2 | 059 | (奈良時代) | |
| 193・(12)・3 | 081 | 延暦19年(800)± | 出土地は平安京の西市外町に南接する |

※出典・出土遺跡・軽文・法量・型式番号は、奈文碑木簡データベース
「木簡庫」(<http://mokkanko.nabuniken.go.jp/ja/>)に依拠した

重要なのは（イ）である。ここからは、月借銭があくまで広義の借錢の一形態であることが改めて認識される。特に宝亀年間の奉写一切経所での月借銭と同時期の（またはその可能性がある）木簡No8・9で「出舉銭」、それより時期が降る木簡No13で「借錢」の語が用いられていることは注目すべきであろう。

（ウ）からは、奈良時代を通じて借錢が一定程度実施されていたことが知られ、やはり正倉院文書中の借錢文書の遺存状況は偶然による偏りが大きいことが確かめられる。また、月借銭に限らず広く借錢全般を通しての有効性を支持するものでもあろう。なお、これまで月借銭成立の画期として、次の史料が挙げられることが多かった。

【史料1】『続日本紀』天平16年（744）4月丙辰（23日）条

以下始營二紫香樂宮一、百官未上成、司別給二公廟錢一。惣一千貫。交開取レ息、永充ニ公用一、不レ得レ損失其本一。毎年限十一月一、細録ニ本利用状一、令レ申ニ太政官一。

現在のところ、「月借錢」の語の初見はまさにこの時期のものとみられる木簡No.4と考えられ、【史料1】にみえる諸司への「公廟錢」の支給が借錢の展開、あるいは月借錢形式の成立などに関するひとつの画期となった可能性は考えられる。一方で、【史料1】に先行する木簡No.1～3なども存することから、それ以前にも何らかのかたちで広義の借錢が行われていたことも、同時に認めねばならない。

ところで、三上2004（註13前掲）は木簡No.6に関して、借錢の文言が習書の対象となっていることは借錢文書の作成機会が日常的に存在したことを示すとの指摘をなされている。首肯すべき見解であろう。むしろ、正倉院文書中に紙媒体の借錢文書が多量に残ることに鑑みれば、これまで文書と解されることが多かった木簡No.4・5・8・9・13なども（紙へ清書する前の練習や文例（雄型）の書写などを含む広義の）習書であり、正文は紙に記される場合が多かったと解釈する余地もあるかもしれない²³。仮にそのように理解するならば、借錢関連木簡の出土点数があまり多くないことも、素直に了承されるところである²⁴。

V 雜令の出舉関連規定

このように、借錢は奈良時代を通じて一定程度実施されていたと考えられるが、養老雜令には借錢を含む出舉に直接関わる条文が3条立てられている。

【史料2】養老雜令19公私以財物条・20以稻粟条・21出舉条²⁵（条文番号は筆者付記）

- 19 凡公私以二財物一出舉者。任依ニ私契一。官不レ為レ理。毎ニ六十日一取レ利。不レ得レ過ニ八分之一一。雖レ過ニ四百八十日一。不レ得レ過ニ一倍一。家資尽者。役レ身折酬。不レ得レ廻レ利為レ本。若違レ法責レ利。契外掣奪。及非ニ出息之債一者。官為レ理。其買者。非レ對ニ物主一。不レ得ニ懶壳一。若計レ利過ニ本不レ贖。聽下告ニ所司一對売上。即有レ乘還之。如負レ債者逃避。保人代償。
- 20 凡以ニ稻粟一出舉者。任依ニ私契一。官不レ為レ理。仍以ニ一年一為レ断。不レ得レ過ニ一倍一。其官半倍。並不レ得下因ニ旧本一。更令レ生レ利。及廻レ利為上レ本。若家資尽。亦准ニ上条一。
- 21 凡出舉。兩情和同。私契。取レ利過ニ正條一者。任人糺告。利物並賞ニ札人一。

『令集解』が雜令を欠くこともあり、当該3条の大宝令文の復原には困難を伴う。ただし、復原唐令²³や天聖令²⁴を参考すると、3条とも唐令と養老令との規定はよく似通っており、特に養老令21出拳条は対応する復原唐令一九条（開元25年令）・天聖令不行唐令14条とはほぼ同文である。また、養老令19公私以財物条・20以稻栗条のうち対応唐令との相違部分については、その多くが七世紀以前または大宝律令施行期に実施されていることが認められるため、七世紀以前からの慣習を大宝令段階で取り込んで立項し、それが養老令に引き継がれたものと考えられる。大宝令での出拳関連規定の復原や唐令との比較検討などについての詳細は別稿を期すこととし、本稿では仮に、大宝雜令における出拳関連規定は養老雜令のそれと大差ないものであった、と想定することとする。

以上から便宜的に養老令文を参照すると、19公私以財物条の「役身折酬」規定が20以稻栗条で「若家資尽。亦准二上条。」とされるなど、財物出拳と稻栗出拳との間に有機的な関係性が付与されている様子を看取できる。借錢とイネ出拳との間にも何らかの連関が存した可能性を示唆するものであろう。

一方、条文が財物出拳→稻栗出拳の順に配列されているのは、貨幣経済が十分に発達した唐の令文を直接的に繼受したことによるものであろう。先に見たように、借錢関連木簡の出土が都城跡に限定されるのに対し、イネ出拳が広く列島の地域社会で実施されていたことは諸国の正税帳類や地方出土木簡などから明らかである。したがって、少なくとも日本においては古くからの農業慣行を継承する要素を多分に含むイネ出拳の在り様が、貨幣の流通とともに徐々に普及してきた借錢に対して大きな影響を与えた可能性を想定すべきであろう。以下では章を改め、まずはイネ出拳の特徴を概観し、それが借錢に与えた影響の抽出を試みることとする。

VI イネ出拳と借錢

それでは、イネ出拳の在り様を踏まえつつ、それと借錢の関係を考察してみよう。

イネ出拳の大きな特徴として、春および夏に貸付が、秋または冬に返済が行われることが決まっていた点が挙げられる。稻作の一年単位のサイクルに、必然的に束縛される一面と言える。また、当時のイネ出拳のうち、公出拳の利率（実質的な年利）は原則として5割であった²⁵。

ここで正倉院文書B群の各文書をみてみると、①天平勝宝2年（750）5月6日出拳錢解（大日古3-391）には「秋時不レ過成而進上」、②天平勝宝2年（750）5月15日出拳錢解（大日古3-395）には「八箇月内半倍進上」と、まるでイネ出拳の在り様に影響を受けたような文言が認められる²⁶。ここからも、借錢に対してイネ出拳が影響を与えていた様子が

うかがわれる。

さらに、イネ出舉に関して興味深いのは、返済期限前に債務者が死亡した場合、元本・利息双方の返済免除が公認されていたことである。天平9年度（737）豊後國正税帳の一部を、仮の行番号を付して確認しよう²⁷。

【史料3】天平9年度豊後國正税帳（珠珠郡部、大日古2~43・44）

- 1 出舉陸仟貳伯壹拾貳束（死伯姓五十六人、免給福一千／八百五十束）
- 2 定納本肆仟參伯陸拾貳束
- 3 利貳仟壹伯捌拾壹束
- 4 合應納陸仟伍伯肆拾參束
- 5 見納肆仟玖拾捌束
- 6 未納貳仟肆伯肆拾伍束

1行目割書に、死亡債務者数（56人）と死亡者への貸付額（=「免給福」、1850束）が記される。これが1行目の「出舉」（=貸付総額）6212束から減じられたものが2行目の「定納本」4362束、その5割が3行目の「利」2182束となっており（ $6212 - 1850 = 4362$ 、 $4362 \times 0.5 = 2181$ ）、また「定納本」と「利」を合わせたものが4行目の「合應納」6543束である（ $4362 + 2181 = 6543$ ）。この「合應納」は、5行目の「見納」4098束と「未納」2445束から構成される（ $6543 = 4098 + 2445$ ）。

この書式からは、「合應納」が返済されるべきイネの総額で、そのうち「見納」が実際に返済された額、「未納」は文字通り未納額であることが明らかである。すると、「合應納」から予め減じられる「免給福」（とその利息相当額925束）は、返済免除が容認されていたこととなる。正税帳は公的な上進文書（公文）であるから、そこに明記される債務者死亡による本稿・利福の返済免除は、公的に認められていたとみなさねばならない。また、債務者死亡に対する帳簿上でこのような負債の取り扱いは、基本的にすべての正税帳類で共通している。なお、これを三上氏は「死亡免租制」と呼称されており²⁸、本稿でもこれに倣いたい。

この死亡免租制に関して、死亡債務者とその負債額のリストであり、いわば正税帳の死亡免租記載の明細にあたる天平11年（739）備中國大税負死亡人帳の一部が遺存している（大日古2-247~252）。これを詳細に分析された舟尾好正氏の研究によれば、この帳簿には

- (a) 債務者の死亡時期が、貸付時期にあたる3月・5月に集中する
- (b) その3月や5月（・6月）、および返済時期にあたる11月の死亡者の平均負債量は、他の月に比して著しく多い

といった不自然な点が認められ、死亡者に他者の負債額を被せる、または偽って高額債務者が死亡したことによるなどといった一定の帳簿操作による、一種の返済逃れがなされたいた可能性が高いとされる³²。

そもそも、先にみた雜令での出拳規定を改めて見直しても、死亡免権制に関する文言は存在しない。また、その他の格などにおいても、奈良時代中に死亡免権制の実施を指示するような法令は一切出されていない³³。つまり死亡免権制は法的根拠を有さない一種の慣行であり、それが実施され帳簿にも記載されることを国家は容認し、また地方社会においてはそれを利用した返済逃れまでもが行われていたとみられるのである。この点は、イネ出拳の大きな特徴として指摘できるであろう。

このように、少なくとも地方社会におけるイネ出拳の実務担当者たち（郡司・郡雜任・里長など）は、慣行を利用して（不正な）利を得ようとする逞しさやしたたかさを有していた可能性がある、と考えられるのである³⁴。一方、平城京における借錢に対して、死亡免権制に相当する対応がなされた徵証は確認できない。だが、上記を念頭に置きつつ借錢文書等を見直すと、借錢を受けていた平城京の下級官人たちも、類似の逞しさやしたたかさを有していたように認められるのである。

例えば、A群に含まれる宝亀4年（773）2月15日高向小祖月借錢解（大日古6-474）には「右件錢者限二廿日許...所レ請如レ件」とあり、かつ利息に関する文言がないことから、小祖は20日程度という短期間での返済を条件に無利息貸与を申し込んでいると読み取れる。それなのに、収納文には「以ニ七五六日-返上了」とあって返済はおよそ5ヵ月後まで遅れており、かつ利息を払った形跡はない。借錢の実際の運用場面では、債務者側に相当程度有利となる対応が受忍されていた様相がうかがわれよう。

さらに、B群のうち⑤天平宝字2年（758）2月上道真淨月借錢解（大日古4-261）と⑥天平宝字2年（758）6月27日氏未詳真養月借錢解（大日古4-273）には、それぞれ左上部分に「恩免了」「恩免」とあり、返済が免除されている。その理由については詳らかでないが、三上2004（註13前掲）が指摘されるように、可能性としては同年8月朝日の淳仁天皇即位に関わる措置と考える余地もある³⁵。また、これも三上2004の指摘どおり、『統日本紀』天平宝字元年（757）8月甲午（18日）条によれば改元に伴い出拳の利息が免除されている。奈良時代中の天皇即位や改元の機会は、現代よりもはるかに多い。現実には、現代の我々が漠然と想像する以上に、奈良時代においては各種債務が免除されるような機会が発生したのではなかろうか。ここにも、借錢に際しての債務者有利の傾向が見出されるのである。付言すれば、先にみた高向小祖のように返済期限の超過を続けていれば、それだけ債務免除の機会に遭遇する可能性も高まることがある。

このように考えると、著名な天平宝字6年（762）鳥取国万呂状（大日古15-441）に対し

ても、通説とは若干異なる解釈を施す余地も生じるのではなかろうか。本状は、債務不履行に陥った秦乙公らが巴む無く逃亡し、名を偽って石山寺造営現場で働いていたものとして、下級官人層の生活被綻の実例として引き合いに出される史料である。だが、上記の状況に鑑みれば、乙公たちの逃亡は一種の方便で、それで時間を稼ぎつつ債務免除の機会を待つか、あるいはほとばりが冷めたら平城京に戻るつもりであった、と見積もることも不可能ではないと感じられる。また、債務者有利の借錢運用が受忍されていた実情は、乙公たちの方便を受容する余地が社会の方にも存した可能性を示唆しよう³³⁾。

ところで、B群の文書には「借貸錢」や「借貸」といった語が見られるものもある（④天平勝宝2年〔750〕6月5日借貸錢〔大日古3-406〕、⑤天平宝字2年〔758〕2月上道真淨月借錢〔大日古4-261〕）。別稿で論じたように「借貸」は無利息貸与を指す語であり³⁴⁾、また文書中にも利息に関する文言が認められないことから、これらの借錢は無利息貸与であったと考えられる。無利息貸与は債権者側には何らメリットのないものであり、むしろ返済焦げ付きのリスクだけが存する。実際に、地方社会におけるイネ借貸は基本的に災害時の窮民救済策として実施されていた。平城京における無利息の借錢も同様に、経済的に困窮した下級官人などに対するある種の救済措置として機能したと想定することは充分可能であろう。平城京の下級官人たちは、時にはこのような措置も活用しながら、逞しく日々を生き抜いていたのではなかろうか。

本章では、イネ出舉と借錢との間に密接な関連性を見出すとともに、イネ出舉が借錢のあり方に一定程度の影響を与えた可能性を想定した。また、イネ出舉では法的根拠を持たない慣行的制度（＝死亡免制）が実施され、國家の側もそれを承認し、また地方社会の実務担当者たちはそれを利用するかたちで（不正な）利を得ていた可能性があることを指摘した。以上を前提としつつ平城京における借錢の在り方を再考し、借錢の運用は漠然と想像する以上に債務者有利になっていたことや、負債免除となる機会も比較的多く、また経済的困窮に対する救済措置となりうる無利息貸与も実施されていたことなどを指摘した。下級官人層は、借錢を受けていたとしても、必ずしも過度な経済的困窮に陥っていたと見なす必要はないものと考える。近年の研究で指摘されている諸点ともあわせ、下級官人層のイメージ、特に経済状況に関してのそれを修正する必要性を主張したい。

VII 宝亀年間の奉写一切經所での月借錢の意義

借錢一般に対する理解やいわゆる下級官人層のイメージに関して、再考を促した。つづいて、屋上屋を架するものではあるが、宝亀年間の奉写一切經所での月借錢の意義についても、先行研究に導かれつつ改めて検討を加えたい。

A群に含まれる宝亀3年（772）4月2日玉作廣長月借錢解（大日古19-313）では「婢」を質にしており、月借錢の申請者に奴婢を所有できる者がいたことが知られる。他に、「大刀身三隻」を質にした例（同年4月14日秦國依月借錢解〔大日古19-313〕）や一度に「四千」文も借用した豊田大山の例（同年經師等月借錢取納注文〔大日古25-353〕）などもある。山下2010（註9前掲）が指摘するところ、彼らを生活困窮者と見なすことはできないだろう。また、そもそも写經生たちの収入の中心が布施であるという認識を改める必要がある、との市川2013（註10前掲）の指摘も重要である。いわゆる下級官人を輩出する層は、地域社会では一定以上の勢力を保つなど³⁰、むしろ経済的には比較的裕福な人々も多かったと見なすべきであろう。そのような人々の間で実施されていた宝亀年間の月借錢は、やはり単なる生活困窮者への高利貸しと理解することはできない。

ちなみに、次のような史料も存する。

【史料4】天平寶字4年（760）經師廣田連清足請暇解（大日古14-447）

廣田連清足誰解　申請暇日事

右、從二今月廿三日タ一、足癰、不二便歩行一、望請十箇日暇、療治、仍具二事狀一、誰解、

天平寶字四年十月廿四日

（異筆①）「經師廣田連清足軃了、今月十五日依レ例休去、以二十九日可レ到、過レ限不レ到、今申二送病状一」

廿四日史生下道福麻呂

造東大寺司主典安都宿祢（參二行幸所一）

（異筆②）「以二十一月十九日一參」

これによれば、廣田清足は「例」の休暇が明けても出勤せず、10月19日から23日まで無断欠勤し（異筆①）、24日に至ってようやく足の腫れを理由に10日間の療養を申請してきた。だが、その期限後もまた無断欠勤を続け、ようやく11月19日になって出勤してきた（異筆②）、という。写經生の布施は出来高払いであるから、清足はいわば自ら布施収入を放棄していたことになり、とても生活に苦しんでいたとは考え難い。写經生などの下級官人層が必ずしも生活困窮状態ではなかったことは、月借錢解以外の史料からも窺うると言えよう³¹。

反対に、奉写一切經所の状況はどうであったろうか。中村1992（註7前掲）は、月借錢が実施された時期の始二部一切經・更二部一切經書写事業の財源が不足していたこと、および月借錢の財源も不足していたため他の財源から融通したり一部の官人から錢を借用し

たりしてそれを補っていたことなどを指摘された。また、市川2013（註10前掲）は始二部一切経書写事業の再間に際して東大寺写経所と造東大寺司の財政の一本化が推進され、かつ東大寺写経所の規模縮小が図られたことなどを強調される。総じて、当該時期の写経事業は苦しい財政状況の中で遂行されていたと見なしうるだろう。加えて、特に山下2010（註9前掲）が強調されるように、月借錢の運用には写経所側の主導性が確かに認められる。彼此を勘案すれば、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢は生活に窮した写経生たちが仕方なく借り入れたものというよりは、奉写一切経所側が写経事業の遂行・継続のための資金調達のために行ったものであり、写経生たちは写経所（ないし上馬養）に半ば強制されて月借錢を受けていた面が強いとする、近年の研究において提唱されている主張は首肯すべきものと考える³³。

一方、月借錢が開始される直前、宝亀2年（771）9月頃から翌3年正月頃にかけては写経事業がほぼ停止しており、写経生たちは布施収入を得られない状況にあったと考えられる³⁴。すると、実質的な布施の前借りとしても機能した月借錢の借入について、写経生側にも一定程度の需要が存した可能性も想定しうるだろう。本稿では近年の研究での主張を認めつつ、月借錢を借り受けた者全員が必ずしも望まぬ借金を強要されたとは限らず、ある程度は貸し手と借り手の双方にメリットが生じうる範疇で月借錢は運用されていたと理解したい³⁵。

このように考えて來ると、次の史料が注目される。

【史料5】天平20年（748）写疏所解（大日古3-110）

以ニ廿年八月十三日～、角勝麻呂、宴必可レ設〈事受已訖〉

右、以ニ七月廿八日～所レ為、定ニ過徵物一者〈件罪狀具在ニ山／足并志斐万呂→〉

件宴事已受了、角惠麻呂

若期日有レ過、堂衆皆悉率將取レ物

天平廿年八月十一日〈志斐万呂／證他田三主〉

角勝麻呂が何らかの過失を犯した際に、その代償として宴を催して同僚たちをもてなすことを約した念書という、ユニークな史料である。この文書に精緻な分析と考察を加えた大平聰氏の研究によれば、ここには写経所内部での処理により事を穏便に済ませようとする、一つの共同体としての官司の秩序維持機能の発露が認められるという³⁶。きわめて重要な指摘であり、従うべき見解と考える。

翻って、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢にも、あるいはこれと類似の機能を想定す

ることも可能ではないだろうか。上述の見解に従えば、写経生たちは写経所からの月借錢借り入れの要請を受けることにより、自身は一定の経済的損失を受忍しつつ、写経所の財政の一端を支える役を担っていた。また、当座の現金を受け取ることに、写経生たちの側にも一定程度のメリットが存した可能性も考えられた。さらに、繰り返し月借錢を借り入れていた代表例として取り上げられる丈部浜足は、一方で他の写経生の月借錢の保証人にもなっており（宝亀3年〔772〕6月16日金月足月借錢解〔大日古19-311〕ほか）、写経生たちが相互に役割を入れ替えつつ、全体として月借錢が運用されていたと理解する余地も認められる。つまり、「構成員同士の理解と相互扶助により共同体としての官司の維持・存続を図る機能が具現化した制度」として月借錢を位置づけることも可能であると考えられるのである。この点に、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢の大きな意義が存することを主張したい。

すると、市川2013（註10前掲）における「それでも彼らが月借錢を借りたのは、月借錢を請け負うこと自体が官人の実績として認知されていたため」（45頁）や「つまり下級官人は写経所内に人脈をつくり、新規事業の人事や新規採用などにおいて、自身の希望（年子息を採用してもらうなど：筆者注）が適うよう努力していたのであり、その手段の一つが月借錢の借用だったのである」（46頁）との指摘は重要性を増していく。市川氏に従えば、やはり官人側にも経済的損失を受容してまで月借錢を借り受けるメリットが存した可能性が高まるからである⁴¹。また、大平1997（註40前掲）も、【史料5】にみえる角恵麻呂と勝麻呂との関係を「本当に憶測の域を出ない」としながらも「親子と見るべきではないか」（66頁）とされ、すでに写経所に出仕している同族者を頼り、下働きなどをしつつ実践的訓練を積んで「本採用」に備えようとする「経師予備軍」の存在を想定される。これを是とすれば、同族（子弟など）の採用を希望する官人層と、それにより出仕者の再生産を期待し得る官司という、両者にとって有益な関係性がここにも認められることになり、またそれを実現するための潤滑油の一つとして月借錢も機能していた可能性があるとも指摘しえよう。官人・官司間、および官人同士の有機的な関係性が表出した制度として月借錢を評価するのも、あながちの外れな指摘ではないと考える。

さらに、月借錢を下級官人たちを苦しめる高利貸しと捉える視点から解放されれば、難令19公私以財物条での上限をはるかに超える月13%ないし15%という利率についても、新たな解釈を施す余地が開けてくる。前述のようにB群の文書中に見える出挙銭では、イネ出挙の在り様に引きずられたためか、長期借入を前提とした5割の固定利息が見受けられる。しかし、年単位の農業サイクルに拘束されるイネ出挙と異なり、借錢には長期信用を前提とする理由ではなく、よりフレキシブルな運用が可能なはずである。その点、布施が入り次第の返済という月借錢の在り方は合理的とも評価でき、また3ヵ月以内に返済できれ

ば一般的なイネ公出挙を下回る利率となる。上述のように広義の借錢は奈良時代初頭よりある程度は実施されていたと考えられるが、そこにはイネ出挙の影響が根強く残存し、不合理な運用がなされる面もあった。それが「月」借錢という形態の定着により、銭貨の運用としてはより合理的な在り方に進化したものとして月借錢を位置づけることも可能であろう。またそれは、平城京における銭貨使用の成熟度合いを推し量るメルクマールの一つともなるかもしれない。この「銭貨の運用形態の変化と成熟を表す鏡としての姿」を、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢のもう一つの意義として指摘したい。

VIII おわりに

正倉院文書を主軸に据えつつ、木簡などにも目配りしながら、奈良時代の借錢について胡乱な考察を進めてきた。最後に、本稿で指摘した事柄を列記しておく。

- ・奈良時代の借錢についての先行研究は宝亀年間の奉写一切経所での月借錢に重心を集中させる傾向にあるが、月借錢は広義の借錢の一形態に過ぎず、借錢全般を見通した考察を行う必要がある
- ・借錢関連木簡には、出土が都城遺跡に限られる、多様な呼称が用いられている、奈良時代の各時期に万遍なく分布する、といった特徴が認められる。ここから、借錢は主として都城で行われたこと、やはり月借錢は借錢の一形態であること、奈良時代を通して広義の借錢が一定程度実施されていたことが知られる
- ・雜令の出挙規定では、錢貨出挙と稻栗出挙との間に有機的な関係性が想定されている。一方、条文は錢貨出挙→稻栗出挙の順に配列されているが、これは唐令の配列を直接繼受したためであり、起源も古く、かつ列島全土でより広範に実施されていた稻栗（特にイネ）出挙が錢貨出挙に対して影響を与えていたと考えられる
- ・正倉院文書B群中の文書にはイネ出挙の在り様の影響を思わせる文言が見られ、やはりイネ出挙が借錢に一定程度の影響を与えていた様子が認められる
- ・イネ出挙では「死亡免制」が法的根拠を持たないまま容認・実施されており、かつ現地の実務担当者はそれを利用して（不正な）利を得ていた可能性がある
- ・借錢においても、返済期日の超過が半ば容認（放置）され、負債免除の機会も多く、また無利息貸与も実施されるなど、債務者にとって有利な運用がなされていた様子が看取される。在地におけるイネ出挙の実務担当者同様、借錢を受けた官人たちもこれらを活用する逞しさやしたたかさを備えていたと考えられ、「下級官人層=借錢に依存=経済的困窮」というイメージは修正する必要がある
- ・宝亀年間の奉写一切経所での月借錢は、貸し手（写経所）と借り手（主として写経生）

とが一定の損失を受けるしつつ、双方にメリットが生じうる範疇で運用されていたと考えられる。その意味で、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢は官人・官司間、および官人同士の有機的な関係性が表出したものと評価でき、また構成員同士の理解と相互扶助により共同体としての官司の維持・存続を図る機能が具現化した制度と位置づけられる。

・「月」借錢という形態は、イネ出舉の在り様に引きずられがちであった借錢がその影響を脱し、錢貨の運用としてより合理的な在り方に進化したものとも評価できる。また、その定着は平城京における錢貨使用の成熟度合いを推し量るメルクマールの一つとなる可能性がある。

冗長でまとまらない行論に終始したが、本稿で述べようとした事柄は以上が全てである。その当否は先学諸賢のご批判に委ねたいが、一つの仮説として、平城京の下級官人の経済状況、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢の意義、平城京における錢貨運用の様相とその変遷、の3点について、通説とはやや異なるイメージを提供できたのではないかと思う。今後の研究の進展のための踏み台となれば幸いである。

付 記

本稿の骨子は拙稿2021「平城京の借金事情—月借錢と出舉—」(奈文研編『奈良の都の暮らし〜平城京の生活誌〜』株式会社クバプロ)すでに述べているが、書籍の性格上、史料や先行研究の引用を含め、十分な行論を尽くせていない。愚見については、今後は本稿に掲載したい。一方、拙稿2021は本稿でも言及した正倉院文書類の写真を多く掲載しており、また一部はカラー画像のため異筆や朱書の雰囲気も看取しやすい。合わせての参照をお願いしたい。

註

- 1 イネを媒体とする無利息貸付は、「借贷」などと称されるのが一般的であった(拙稿 2010a 「借貸考—律令国家地方支配の一側面—」『統日本紀研究』385など参照)。
- 2 栄原永遠男 2018「月借錢解に関する基礎的考察」『正倉院紀要』40。
- 3 相田二郎 1923「金錢の融通から見た奈良朝の經師等の生活(上)・(下)」『歴史地理』41-2・3。
- 4 栄原永遠男 1985a「都のくらし」直木孝次郎編『古代を考える 奈良』吉川弘文館、栄原永遠男 1987「平城京住民の生活誌」岸俊男編『日本の古代9 都城の生態』中央公論社など。
- 5 鬼頭清明 1968「八、九世紀における出舉錢の存在形態—官営高利貸と下級官人層をめぐって—」『歴史評論』212 (のち、鬼頭 1977「日本古代都市論序説」法政大学出版局に収録)、鬼頭清明 1977「上馬義の半生」前掲鬼頭1977。
- 6 矢野瑞子 1972「八世紀末の造東大寺司の財政機構についての一考察」『民衆史研究』10。
- 7 中村順昭 1992「奉写一切経所の月借錢について」『日本歴史』526 (のち、中村 2008「律

- 令官人制と地域社会』吉川弘文館に収録)。
- 8 馬場基 2010『平城京に暮らす 天平びとの泣き笑い』吉川弘文館など。
 - 9 山下有美 2010『月借銭再考』柴原水遠男編『日本古代の王権と社会』 塾書房。ただし、山下氏は月借銭を下級官人たちを困窮に陥れた原因の一つと理解し、写経生など下級官人層の生活の苦しさについては肯定されている。
 - 10 市川理恵 2013「下級官人と月借銭—宝亀年間の一切経写経事業を中心に—」『史学雑誌』122~6。
 - 11 柴原2018(註2前掲)。
 - 12 井原今朝男 2001『宋銭輸入の歴史的意義—沽価法と錢貨出舉の発達—』池亭編『錢貨 前近代日本の貨幣と国家』青木書店、井原今朝男 2002『中世借用状の成立と賃券之法—中世債務史の一考察—』『史学雑誌』111-1など。
 - 13 三上喜孝 2004『日本古代の錢貨出舉についての覚書』『国立歴史民俗博物館研究報告』113(のち、三上 2005『日本古代の貨幣と社会』吉川弘文館に収録)。
 - 14 柴原2018(註2前掲)や中村1992(註7前掲)では、A群の文書全点が一覧表にまとめられており有益である。
 - 15 他に宝亀3年(772)月借請人歴名(『大日本古文書』(編年文書)6巻 314頁。以下、「大日古6-314」のように略記)や同年經師等月借銭取扱注文(大日古25-353)などの関連史料が存するが、本稿ではひとまず考察対象をA・B両群の借錢解類に絞って論を進める。
 - 16 宝亀3年(772)には月利13%であったが、翌宝亀4年以降は月利15%となる。
 - 17 計10回の申請記録が残る丈部浜足が特に著名である。なお、宝亀3年(772)11月27日丈部浜足月借銭解(大日古19-297)によると、浜足はこの時「妻子等」を質としている。
 - 18 借錢関本簡については三上2004(註13前掲)も事例を収集して分析されているが、その後に出土した木簡や三上氏が言及されていない木簡も収集し、改めて取り上げる。また、松村恵司編 2021『古代錢貨関係本簡集成』(岡村印刷工業株式会社)も「出舉錢・月借銭関係本簡」を集め論及している。あわせて参照されたい。
 - 19 もちろん、地域社会における錢貨の流通や借錢の実施を完全に否定するものではない。「日本堂異記」下巻第22條には、信濃国小県郡跡目里の豪族・他田舎人船夷が「錢稻出舉」を行っていたと記される。
 - 20 特に木簡No.8は、裏面の記載内容を重視すれば習書の可能性が高いとも考えられる。
 - 21 一方、三上2004(註13前掲)では同一遺構からの出土である木簡No.5・6について、No.6の作製年代がNo.5よりもやや遅れる可能性も想定されているが、特にそのように考えるべき理由は認められない。
 - 22 養老雜令24皇親条にも出舉に關する規定があるが、論旨に影響しないため、ここでは言及を控える。
 - 23 仁井田陞 1933『唐令拾遺』 東方文化学院東京研究所、仁井田陞著・池田温編集代表 1997『唐令拾遺補』 東京大学出版会。
 - 24 天一閣博物館・中國社會科學院歴史研究所天聖令整理課題組校證 2006『天一閣藏明鈔本天聖令校證;附唐令復原研究』中華書局。また、天聖令については同書所収の黄正建 2006『天聖令復原唐令研究』、および三上喜孝 2007『北宋天聖雜令に関する覚書—日本令との比較の觀点から—』『山形大学歴史・地理・人類學論集』8など参照。
 - 25 公出舉利率は、養老4年(720)に正税以外の雜色官稅の利率が3割とされたが(『統日本

紀』同年3月己巳〔17日〕条、天平2年度〔730〕より遺存する諸國正税帳類では例外なく5割となっている。その後、公出舉利率が再び3割に引き下げられるのは延暦14年〔795〕であるため〔『類聚国史』卷八十三・政理五・正税所取同年閏7月乙未朔条、『類聚三代格』卷十四・出舉事・弘仁元年〔810〕九月廿三日官符〕、本稿では便宜的に奈良時代中の公出舉利率を原則5割として扱う。

- 26 先行研究では、②天平勝宝2年〔750〕出舉錢解〔大日古3-395〕の「八箇月内半倍進上」が先述した雜令19公私以財物条の規定に則った利率であることが指摘されている。誤りではないが、正確には公私以財物条では「毎六十日取利」とされ、八箇月以内半倍〔=5割〕の利率が固定されている点、あるいは長期の借り入れが前提とされている点などは、必ずしも公私以財物条の規定にそぐうものとは言えないだろう。私見では、むしろイネ出舉の影響が大きいものと考える。
- 27 天平9年度農後國正税帳の出舉項目については、拙稿 2010b「出舉未納と公廨」『国史学』201も参照。
- 28 三上喜孝 2005「出舉の運用」山中章編『文字と古代日本3 流通と文字』吉川弘文館（のち、三上 2013「日本古代の文字と地方社会」吉川弘文館に収録）。
- 29 舟尾好正 1973「出舉の実態に関する一考察—備中國大税負死亡人帳を中心として—」『史林』56-5。
- 30 死亡免租制の詳細やその意義については別稿を期したい。今は結論だけを述べると、私見では8世紀の死亡免租制は一切の法的根柢を持たない状態で実施されていたと考えている。
- 31 債務者〔=死者、または死亡したことによってされた者〕やその周辺の人々〔一族など〕が返済逃れの操作に関わっていた可能性は充分考えられる。ただ、イネ出舉の実務に携わる郡司以下の官人層がまったく関知しない中でそれを実行していたと想定するのは、やはり難しいであろう。ひとまず本稿では、死亡免租制に関わる帳簿操作の主体はイネ出舉の実務を担当する官人層であったと推定しておきたい。
- 32 「続日本紀」同日条に載る淳仁天皇の即位宣命詔には「又百官司〈乃〉人等、諸國兵士鎮兵伝駅戸等、今年田租免賜《久止》宣天皇勅」とあり、少なくとも田租は免除されている。
- 33 付言すれば、第三章〔303頁〕で述べたとおり、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢についても全体傾向として返済期日が守られない場合が多かったことが指摘されている〔月借錢の特徴（3）〕。
- 34 拙稿2010a〔註1前掲〕。
- 35 他田日奉部直神護の例などを想起されたい〔天平20年〔748〕他田日奉部神護解〔大日古3-149〕〕。
- 36 なお、無断欠勤を繰り返す廣田清足の太々しさには、前章でみたイネ出舉の実務担当者や借錢の債務者たちに認められたしたかさ・逞しさに通じるものを感じられる。
- 37 奉写一切経所の主導と捉える山下2010〔註9前掲〕に対し、栄原2018〔註2前掲〕は上馬義の主体性を強調されるが、債権者〔=貸し付け〕側の主導性を重視する点で両説の主張は共通すると理解できる。
- 38 栄原永遠男 1985b「食口案」より見た写經事業の運営と経師等の勤務状況（上）『古代史研究』3、中村1992〔註7前掲〕。
- 39 この点に関して、山下2010〔註9前掲〕は宝亀3年〔772〕9月16日経師高向小組等署月借錢解〔大日古3-312〕について、当初は一人100文ずつの借用であったものが20文ずつ追加

されて一人120文ずつの借用とされたものであり、当初の100文も追加の20文も写経所の主導によって（々写経生から見れば半ば強制的に）貸し付けられたものであった、一方で写経生たちは写経所側との交渉により追加の20文分には利息を加えないと約束させた、と理解される。しかし、当初の100文ずつの貸付が写経所側から割り当てられた半強制的なものであったと解する点には賛同するが、追加の20文には利息が付かないと、写経所側には返済焦げ付きのリスクが生じるばかりで何らのメリットもない。増額分に関しては、むしろ写経生側からの要求に基づくものと考えねばならないのではなかろうか。仮にこの想定が認められるならば、月借錢に対するニーズが借り手の側にも一定程度は存したとする。また月借錢が貸し手・借り手双方の妥結点を探りつつ運用されたとする私見を補強する材料になるだろう。

40 大平聰 1997「宴開いて水に流して—写経所職員の共同体意識—」『奈良古代史論集』3。

41 栗原2018（註2前掲）が「また市川理恵は、月借錢を借りたことが有効に機能して地位をあげたり、何らかの有利な状況がもたらされたりする状況を想定したが、そのような事例は見いだせない。」（197頁注（41））とされるなど、市川説には否定的な見方もあるが、本稿では氏の理解を肯定的に評価したい。

写経所案主・上馬養と土器

森川 実

近年、筆者は正倉院文書に多く見えている奈良時代の器名について、二、三の論考を発表してきた。その研究は、おもに天平勝宝年間から宝亀年間にかけて、器名のどれとどれが同一物を指しているか、またはどれとどれがつねに区別されていて、別器種とみられるかを整理することであった¹。こうすることで、筆者は写経所文書中の古器名が五器でひとつつのセットをなす場合があったことや、その五器を須恵器のみで揃えた事例があったこと²、それに姉妹器種の区別があいまいであったことなどを明らかにしてきた³。ところが、ここにいたるまでに独自に史料を精査してゆくなまで、筆者は興味深い一人の人物が写経所にいたことに気づかされた。それが、写経所の案主・上村主馬養である。彼は自署するときに「上馬養」、「馬養」と記し、「馬甘」ともつくる。以下、本文では彼を「上馬養（かみのうまかい）」と表記したい。

上馬養は天平から天平勝宝年間にかけて校生として写経事業に参加、以後は天平宝字年間と宝亀年間に、写経所の案主（事務員）として種々の書類や日々の帳簿を作成し、写経事業の事務をおこなっていた。天平宝字6年には造石山院所に出向、それを終えて帰寧するとただちに新たな写経事業の立ち上げにかかるなど、本当に忙しい毎日を送っていたようである。上馬養はまさに写経事業を知り尽くした下級官人⁴であり、写経事業の最盛期からその終焉まで、人生をこの仕事に捧げていた。当然、写経所文書のなかには上馬養が作成し、手元に保管していたとされる帳簿類が多く含まれており、そのため彼の動向に着目した研究は少なくない。ところで、筆者が上馬養に着目するようになったのは、あるときこの人物が帳簿に書き記した土器の名称、つまり古器名が、時代が降るにつれ明らかに変化していることに気づいたからであった。

思うにこれは、重要な事実なのである。天平宝字4年（760）から宝亀4年（773）までの間に、上馬養は帳簿に記すうつわの名称を変化させている。第一に、上馬養ほかの筆によれば、天平宝字年間の陶壺坏や坏・片坏に代わり、宝亀年間には陶枚坏という器名が見えてくる。第二は宝亀4年1月の時点で、前年までの土片坏が、上馬養によって土枚坏へと書き換えられているのが明らかである。これら一連の変化が、上馬養自身の気まぐれによるものでなければ、古い器名が新しいそれへと遷移してゆくその瞬間を、彼が無意識に記録していたことになるのではないか。土器の器形変化や型式変化を論じるというのは、まさに考古学の常道であるが、器名の変化を史料に基づいて検討した事例は、これまでに

ないはずである。そしてこのような器名変化の背景は何かを考えるのが、本稿の目的である。以下、史料の名称はおもに『大日本古文書』に掲った。また、その巻号と頁数も示してある（例：16-376～382）。このほか、史料中に見えている器名はおむね原典どおりとし、「塊」・「块」・「坏」など土偏の漢字を用いるが、ときにこのとおりでない場合がある。

I 陶羹坏と陶枚坏

1 案主・上馬養

史料にはじめて上馬養の名が見えるのは天平11年（739）9月（7-419）、駆け出しの頃は校生であった。『日本古代人名辞典』（以下、「辞典」）は、その長い経験を8頁にわたり掲載している（2巻528～535頁）が、大部分は日々の写經事業で彼がどのような業務・作業をおこない、いかなる帳簿を作成し、自署したかで埋まっている。本当に、写經事業に捧げた半生であった⁵。また『辞典』によれば、上馬養が案主となったのは天平宝字2年10月で（4-335～336ほか）、以来宝亀7年まで案主として、つねにその時々の写經事業に関与し続けた。

さて、筆者がここで注目したいのが、この上馬養が案主、または領として作成したいくつかの文書に見えていた奈良時代の食器の名前、つまり古器名である。表1の下半には、天平宝字4年から宝亀4年までに彼が作成した文書に見えていた器名を掲げている。これらの文書で、つねに同じ器名が見えてくるわけではないが、その器名は塊（まり・もひ）という器形と、坏（つき）、盤・佐良（さら）という3つのカテゴリからなる。詳しい論証は省略するが、例えば史料⑩・⑫の水麻利と、史料⑪の陶塊とは同一器種を指しており、また史料⑪の陶羹坏と、史料⑫の陶片坏とは、後述するように同一物である可能性が高い。陶盤・土盤・佐良とは、当て字が異なるだけであるが、後者で土師器と須恵器とを区別した例はないので、おそらく土・陶の別にかかわりなく、単に「さら」を指したものであろう。このように、上馬養が作成した文書や帳簿のなかでも、器名表記にはある程度の揺れがある。換言すると、これらの文書に登場する器名は、土師器・須恵器の別や表記違いも含めると全部で15種類にもなるが、実際はせいぜい4～5種のうつわを指しているにすぎないのである。古器名研究を進めるうえでは、まずこのようにして、複雑な関係にある器名を整理しておく必要がある。

ここで筆者がとくに問題にしたいのは、陶羹坏と陶片坏との関係のように、同一物を指す2つ以上の器名が、上馬養が作成した文書のなかで、年代順に継続しているように見える場合がある、ということである。分析を経たうえでの解釈を先に示すならば、例えば天平宝字年間の陶羹坏・陶片坏に代わり、宝亀年間には陶枚坏という器名が頻出するよう

なっている。このとき、陶製壺と陶枚壺とはいかかる関係にあったか。また、宝龜年間になると上馬養は、土枚壺・土窯壺という器名をにわかに使いはじめめるが、その背景はいったい何であろうか。このような事実をひとつの課題としてとらえ、器名変化がなぜ起きたかを考えてみよう。しかしその問題に迫る前に、上馬養の周囲を少し見まわしておきたい。

2 上馬養の同僚たち

天平宝字年間の東大寺写経所や石山院奉写大般若經所で作成された帳簿類には雑物納帳、雑物用帳、銭用帳などがあるが、こうした帳簿を日々付けていたのは上馬養だけではない。写経所には、彼のほかにも事務員がいた。ここで上馬養の同僚であった数名の人物に登場してもらおう。一人は小治田年足、もう一人は下村主道主で、このほかにも他田水主、船大詫がいた。上馬養にとって、彼ら4人は職場の同僚であり、いずれもが案主として、文書や帳簿などを作成することがあった。そして彼らは、ひとつの文書や帳簿のなかで、その作成者（案主）と、それへの連署者（こちらも肩書きは案主）として名を連ねることがあり、作成した文書を相互に確認する機会もあった。その実例をいくつか掲げておこう。なお、下記では○が書類作成者で、○がその書類や帳簿の回覧者である。（+）は回覧者の自署予定欄が空欄であることを表し、〔 〕内の名前は回覧者本人の自署である。

- 例1 ○ 小治田年足・○ 上 (+) 「奉写称讚經所解案」(14-403~404)
- 例2 ○ 小治田年足・○ 他田 (+) 「後一切經料雜物納帳」(14-422~442)
- 例3 ○ 下道主・○ 上 (+) 「奉写二部大般若經料雜物納帳」(16-129・130)
- 例4 ○ 上馬養・○ 下〔道主〕 「奉写二部大般若經料雜物納帳」(5-300~306, 16-121~129)
- 例5 ○ 船大詫・○ 行〔馬養〕 「吉祥悔過所銭用帳」(16-486~492)

上記のうち、例1・2では小治田年足が案文を作成後、上馬養や他田水主に回覧し、回覧後に彼らが自署できるよう下の名前欄を空けておいたが、その欄は空欄のままである。したがってこの場合、馬養や水主は文書を確認していないが、併闇の機会を一応は予定していたことになる。いっぽう、例3の文書作成者は下道主で、上馬養の自署欄は空いたままである。これに対し、例4の文書作成者は上馬養で、これを回覧した下道主が「道主」と自署したものである。

ところでこれらの文書には、いずれにも古器名が登場している（表1）。正倉院文書の研究者にとっては常識と思われる署名の話をわざわざ述べたのは、これら文書の作成者と回覧者との間には、文書内に登場する古器名にかんする共通認識があったと仮定できる、ということを一応確認しておくためである。例3や例4でいえば、上馬養と下道主との間では、陶塊、陶片塊、陶製壺、陶窯壺などという器名のそれぞれが、いかなる器形の土器

表1 写経所案主と器名

| 史料 | 年次 | 日付 | 文書作成者 〔「内は日付〕 | 案主〔領〕 | | 史料中の食器の器名 | | |
|----|-----|--------|---------------------------|-------------|---------|-----------|-----|---------|
| | | | | 供 無 者 | 境 | 壺 | 盤 | |
| ① | 宝字4 | 6月25日 | 小治田早足 ▶ 上 | | 廣 形 大片壺 | 陶 壺 | 壺 壺 | |
| ② | 宝字4 | 8月6日 | 小治田早足 ▶ 他田 | 陶 壺 | | | | |
| ③ | 宝字4 | 8月7日 | 小治田早足 ▶ 他田 | 陶水壺 陶片壺 土 壺 | | | | |
| ④ | 宝字4 | 8月28日 | 小治田早足 ▶ 賀茂「馬廿」 | 片 壺 | | | | |
| ⑤ | 宝字4 | 10月2日 | 小治田早足 ▶ [賀茂]賀茂「馬廿」 | | | | | |
| ⑥ | 宝字4 | 8月14日 | 小治田 ▶ 他田「水王」 | 木 壺 陶片壺 | | | | |
| ⑦ | 宝字5 | 12月26日 | 下道主 | | | 片 壺 | | |
| ⑧ | 宝字6 | 1月20日 | 下道主 | | 片 壺 | | | |
| ⑨ | 宝字6 | 周12月8日 | [領]下道1 ▶ [領]上 | 陶 壺 陶片壺 | | 陶壺 壺 | 陶 壺 | |
| ⑩ | 宝字7 | 4月23日 | 下村主 ▶ 上村主 | 陶 壺 陶片壺 | | 陶壺 壺 | 陶 壺 | |
| ⑪ | 宝字7 | 5月6日 | [領]下 | | | 陶片壺 | | |
| ⑫ | 宝字8 | 3月27日 | 鷲大眾 ▶ 上 | 水 壺 | | 片 壺 | | |
| ⑬ | 宝字8 | 3月24日 | 鷲大眾 ▶ 上「馬夷」 | | | 片 壺 | | |
| ⑭ | 宝字8 | 3月27日 | 鷲大眾 ▶ 上 | | | 壺 | | |
| ⑮ | 宝字8 | 4月3日 | 鷲大眾 ▶ 上 | 陶 | | | | 浅 盆 |
| ⑯ | 宝字4 | 10月16日 | 上馬農 | 水麻利 | | | | |
| ⑰ | 宝字6 | 周12月6日 | 上馬農 ▶ 下「造主」 | 陶 壺 陶片壺 | | 陶壺 壺 | 陶 壺 | |
| ⑱ | 宝字8 | 3月6日 | 上馬農 | | | 陶片壺 | | |
| ⑲ | 宝字8 | 3月13日 | 上馬農 | | | | | 佐 良 |
| ⑳ | 宝字8 | 8月17日 | 上馬農 | 水麻利 | | 枚 壺 | 壺 壺 | 佐 良 |
| ㉑ | 宝龜3 | 2月23日 | 上馬農△ [葛井瀧「荒海」 美努瀧「荒巻」] | 陶水壺 土瓶形 土壺 | 陶枚壺 | 土片壺 | 土座壺 | 陶 壺 土 壺 |
| ㉒ | 宝龜3 | 8月11日 | 上馬農 | 土瓶形 土 壺 | 陶枚壺 | 土片壺 | 土座壺 | 陶 壺 土 壺 |
| ㉓ | 宝龜3 | 12月30日 | 上馬農 | 土瓶形 土 壺 | 陶枚壺 | 土片壺 | 土座壺 | 陶 壺 土 壺 |
| ㉔ | 宝龜4 | 1月29日 | 上馬農 | 土瓶形 土 壺 | 陶枚壺 | 土枚壺 | 土座壺 | 陶 壺 土 壺 |
| ㉕ | 宝龜4 | 2月30日 | 上馬農 | 土瓶形 土 壺 | 陶枚壺 | 土枚壺 | 土座壺 | 陶 壺 土 壺 |
| ㉖ | 宝龜4 | 3月30日 | 上馬農 ▶ 葛井瀧「荒海」 | 土瓶形 土 壺 | 陶枚壺 | 土枚壺 | 土座壺 | 陶 壺 土 壺 |
| ㉗ | 宝龜4 | 4月29日 | 上 ▶ 葛井瀧 | 土瓶形 土 壺 | 陶枚壺 | 土枚壺 | 土座壺 | 陶 壺 |
| ㉘ | 宝龜4 | 5月30日 | 上 ▶ 葛井瀧 | 土瓶形 土 壺 | 陶枚壺 | 土枚壺 | 土座壺 | 陶 壺 |
| ㉙ | 宝龜4 | 6月29日 | 上 ▶ 葛井瀧 | 土瓶形 土 壺 | 陶枚壺 | 土枚壺 | 土座壺 | 陶 壺 |
| ㉚ | 宝龜4 | 7月30日 | 上 ▶ 葛井瀧 | 土瓶形 土 壺 | 陶枚壺 | 土枚壺 | 土座壺 | 陶 壺 |
| ㉛ | 宝龜4 | 8月29日 | 上 ▶ 葛井瀧 | 土瓶形 土 壺 | 陶枚壺 | 土枚壺 | 土座壺 | * |
| ㉜ | 宝龜4 | 9月30日 | 上馬農 ▶ 葛井瀧 | 土瓶形 土 壺 | 陶枚壺 | 土枚壺 | 土座壺 | 陶 壺 |

*11開通史料から「陶壺〔荒巻〕」であることが判明している器名→は史料の文落により器名が見ええていないが、前頁の行数からその存在が明らかなもの。

- ① 泰写大眾經所解案 (14-403~404)
- ② 後一切財物収納帳 (14-422~442)
- ③ 後一切財物収納帳 (25-272)
- ④ 造寺料穀物収納帳 (4-537~539)
- ⑤ 造石山寺所穀物収納帳 (15-314~342)
- ⑥ 泰写二院大眾若村料穀物収納帳 (16-129~130)
- ⑦ 東大寺泰写大眾若村料穀物収納案 (16-376~382)
- ⑧ 造石山寺所解 (5-329~440)
- ⑨ 吉祥術酒水鉢用帳 (16-486~492)
- ⑩ 降求僧の解案 (4-433~440)
- ⑪ 泰写二院大眾若村料穀物収納帳 (5-300~306・16-121~129)
- ⑫ 上山寺御酒所課用帳 (16-477~481)
- ⑬ 大眾若村料穀物収納帳 (16-517~520)
- ⑭ 泰写一切經所解 (19-319~321)
- ⑮ 泰写一切經所解 (6-379~389)
- ⑯ 泰写一切經所解 十二月吉朔事 (6-447~463)
- ⑰ 泰写一切經所告解 (6-469~473)
- ⑱ 泰写一切經所告解 (6-476~484)
- ⑲ 泰写一切經所告解 (6-496~508)
- ⑳ 泰写一切經所告解新案帳 (21-487)
- ㉑ 泰写一切經所解 十五月吉朔事 (21-494)
- ㉒ 泰写一切經所解 十六月吉朔事 (21-500~501)
- ㉓ 泰写一切經所解 十七月吉朔事 (21-507)
- ㉔ 泰写一切經所解 十八月吉朔事 (21-512~513)
- ㉕ 泰写一切經所解 二九月吉朔事 (21-521~522)

を指すかについて、完全な共通認識があったとみなしてよい。さらに例1・例2でも、小治田年足と上馬養・他田水主との間で、陶塊、陶片塊や陶羹坏、陶塙坏をめぐっての混乱は起きず、例5でも片坏にかんして上馬養と船大訳とで認識が異なることはなかったはずである。つまり、天平宝字年間の写経所文書に登場するこれらの器名は、少なくとも案主らの間では完全に共有されていたし、おそらく当時巷間でも広く通用していたであろう。

上馬養にとってある時期、業務上で緊密な関係にあったのが案主・下道主である。『辞典』(4巻898~900頁)によると、下道主は天平宝字6年の時点での40歳であるから、上馬養よりも4歳ほど若い。この二人は天平宝字6年12月から翌7年4月までの間、奉写二部大般若經千二百卷の書写事業のときにも同僚であって、ともに案主として、どちらかが作成した文書に署名する関係にあった。例えば、天平宝字6年閏12月8日に進上があった器物の雜物取納帳「奉写二部大般若經料雜物納帳」(16-129・130、上記の例3)は、同日付で下道主が一度作成しているが、これは日付を週って閏12月6日付に修正する必要があったようで、その帳簿を書き直したのは上馬養である(5-300~306・16-121~129、上記の例4)。そして、その文書には下道主が確認のうえ自署をくわえている。また、天平宝字7年4月23日付の決算報告案「東大寺奉写大般若經所解案」(16-376~382)には散位從七位下下村主(道主)のほか、散位從八位下上村主(上馬養)の名も見える。この写経事業にともない、二人が作成したいくつかの文書に登場しているのは、おなじみの器名である陶塊、陶片塊、陶羹坏、陶塙坏、陶盤の五器である(表1の史料⑥・⑦)。二人の間で五器の認識が完全に一致していたとみられることはすでに述べたとおりである。

3 羹坏・片坏・塙坏

ところが、下道主が天平宝字5年から6年にかけて、造石山院所で作成した文書「造寺料雜物取納帳」(4-537~539)・「造石山寺所雜物用帳」(15-315~342)や、天平宝字8年の上馬養の手になる「上山寺悔過所錢用帳」(16-477~481)には、これら五器とは異なる器名「片坏」ないしは「陶片坏」が、ほぼ単独で見えてくることがある。先の五器(いずれもが須恵器であった)のうちの羹坏・塙坏と、この片坏・陶片坏との関係は、これらの史料のみではわからない。ただし、他の同時代史料として、法華寺の造営にかかる「造金堂所解案」(天平宝字4年12月と推定⁶、16-280~305、16-306~307)中の器名群を引き合いに出してよければ、塙坏と片坏とは異なる器種であるのが明らかである。そこに登場する食器の名称は、

須恵器：陶塊・陶片塊・陶片坏・陶塙坏・陶片盤

土師器：碗形片塊・土師片坏・土師片盤(碗形片塊は土師器と解釈)

であって、須恵器のほうの片坏と塙坏とは確かに併記されている。つまり、陶片坏は陶塙

坏ではないのである。

その一方で、羹坏と片坏との併記事例は一切確認できない（表1）ということも考慮に入れると、あとはこの両者が同一物を指したかどうかを問題にすればよい。この点にかんして、ここでは次のように考えてみよう。すなわち、（陶）羹坏は陶片坏の異名である。天平宝字年間の東大寺写经所と、法華寺の造金堂所とには、須恵器の五器で一式、という食器のセットがあったようだが、それぞれは

東大寺写经所：水塊（有蓋食器）・陶片块・陶羹坏・陶塙坏・陶盤

造金堂所：陶塊（有蓋食器）・陶片块・陶片坏・陶塙坏・陶片盤

となっていて、造金堂所の陶片坏が、東大寺写经所の陶羹坏に置き換わっているのが明らかである。またこれとは別に、奉写二部大般若经千二百卷書写事業（天平宝字6・7年）のときには、予算書案「奉写二部大般若经用度解案」（16-59~68、表2の史料①）および「奉写大般若经所解案」（5-299・300、表2の史料②）⁷において陶水塊30（60）合、片块120口、佐良120口とともに、坏120口と塙坏120口とを計上しているが、これらはその後に作成された同事業の収納帳簿「奉写二部大般若经料雜物納帳」（16-129・130）や決算報告案「東大寺奉写大般若经所解案」（16-376~382）まで含めて考えると、それぞれ陶塊、陶片块、陶盤、陶羹坏、陶塙坏であったことが判明している（表2の史料④~⑥）。この文脈において、予算書案の「坏」と収納帳簿・決算報告案の「陶羹坏」は同一物であり、坏と塙坏との区別は、陶羹坏と陶塙坏との別と完全に同じである。

このように、天平宝字年間の写经所文書等に見えてる無蓋食器の片坏・坏と、用途名称としての羹坏とは異名関係にあり、同じ器種を指す器名として並び立つのである。また正倉院文書に登場する坏・片坏と羹坏とが同一物であったとみられることは、すでに吉田恵二が指摘している。吉田によれば、「・・・単に「坏」と書かれる場合には、これが「羹坏」を指したことが明らかであり、「片坏」もまた「羹坏」として機能したこと

表2 大般若经二部千二百卷書写事業における食器の発注と購入

| 史科 | 天平宝字6年 | | | | | 天平宝字7年 | |
|-------|-------------|--------------|------------|------------------|-------------|---------------|--|
| | ① 【予算書案】 | ② 【予算書案2】 | ③ 【発注書】 | ④ 【収納帳簿】 付 | ⑤ 【収納帳簿】 | ⑥ 【決算報告書案】 | |
| 日付 | 12月16日 | 12月19日 | 12月29日 | 12月28日取 | 12月6日取 | 4月23日 | |
| 食器の種類 | 陶水塊 30合 | 陶水塊 60合 | 陶 块 100合 | 陶 块 100合 | 陶 块 100合 | 陶 块 100合 | |
| | 片 块 120口 | 片 块 120口 | 陶片块 100口 | 陶片块 100口 | 陶片块 100口 | 陶片块 100口 | |
| | 坏 120口 | 坏 120口 | 羹 块 100口 | 羹 块 100口 | 羹 块 100口 | 羹 块 100口 | |
| | 堆 块 120口 | 堆 块 120口 | 堆 块 100口 | 堆 块 90口 | 堆 块 90口 | 堆 块 90口 | |
| | 佐 良 120口 | 佐 良 120口 | 陶佐良 100口 | 陶 盤 100口 | 陶 盤 100口 | 陶 盤 111口 | |

史料①「奉写二部大般若经用度解案」（大吉古16-59~68）史料④「奉写二部大般若经料雜物納帳」（大吉古16-129~130）

史料②「奉写二部大般若经所解案」（大吉古5-299・300）史料⑤「奉写二部大般若经料雜物納帳」（大吉古5-300~306・16-121~129）

史料③「司符 東西市道事」（大吉古16-107）史料⑥「東大寺奉写大般若经所解案」（大吉古16-376~382）

ができる」という⁸。この指摘もふまえて考えるならば、陶羹坏と陶片坏・坏とはやはり同じ器物である。つまり上馬養や下道主は、帳簿上ある種のうつわを、ときに羹坏といい、または片坏、坏とも記していたことになる。

どうしてこのようなことが起きていたのだろうか。その答えは明らかにできないものの、ここでは次のように考えておこう。筆者の考定によれば、天平宝字年間の写経所文書に見える陶器（須恵器）の食器は、麦塊・水塊・羹坏・羹坏・塩坏と、その用途を暗示させる名前をもっている。しかし同じく写経所文書では、麦塊と水塊とは実用上区別されず（御願経書写の食器請求時、天平宝字2年7月）、また羹坏を塩坏として数えた例（周忌者一切経書写・天平宝字4年）もあるので、実用上は大口径塊（麦塊・水塊）と小口径の坏（羹坏・塩坏）との間に、羹坏とも片坏とも呼ばれる無蓋坏があったにすぎない。片坏・羹坏・羹坏・塩坏とは用途上の混同が起きないので、このちがいを帳簿上明らかにしておく必要があった。換言すると、坏・片坏そして羹坏は、それが塩坏でないことを明示しておけば、これらが同一物を指していることは了解されたのであり、その器種が実際汁物専用の食器として用いられたかどうかは、この際まったく別の事柄なのである。このようにして、塩坏に対応する器種として坏・片坏ないしは羹坏が乱立し、表記に揺れが生じることになったのであろう。

天平宝字年間の写経所文書には、「奉写二部大般若經用度解案」でそうであったように、坏と塩坏とを併記した事例がほかにもある。それは奉写一部大般若經書写事業の予算書案「造東寺司解案」（天平宝字8年7月29日、16-505~514）で、そこでは

- 陶水塊30合、片塊80口、坏80口、塩坏80口、陶佐良80口（下線は筆者加筆）

を数えていて、坏と塩坏とを明確に区別している。いっぽう、「大般若經料雜物納帳」（天平宝字8年8月6~18日、16-517~520）には、予算書案の食器に対応する器名として、8月17日付で

- 水麻利30合、枚坏30口、塩坏30口、佐良30口（下線は筆者加筆）⁹

が見えていて、予算書案の坏80口は、雜物納帳の枚坏30口に対応していると考えてよい。この2つの史料からいえるのは、たぶん羹坏か片坏にあたる器種が、塩坏との区別において「坏」と表記される場合があったことと、その器種がこのときには枚坏とも呼ばれていたことである¹⁰。なお、後者の雜物納帳は案主・上馬養の手になるもので、彼が器名「枚坏」を帳簿に記した最初の例となる。

要するに、羹坏は片坏の異名であって、ほかに坏、さらには枚坏と異なる表記もあったが、これらと区別されるべきは塩坏のみであった¹¹。そして塩坏との対において羹坏にあたる器種の表記が一定しないのは、この容器が羹（汁物）専用のうつわとして用いられるばかりでなく、むしろ多用途的な食器として実用される機会が多かったことによるのかも

しない。理念的な用途名称は、実際の用法を必ずしも暗示しない、というわけである。

陶羹坏とも陶片坏とも呼ばれた須恵器食器がどのようなものであったか、またそれらと陶枚坏とが同じ器種であったかは、なお考究の余地がある。しかし紙数の都合から、ここではその考定案を示すのみとしたい。まず、写経所文書に見える羹坏や陶枚坏は、いずれも「口」で数える無蓋食器であり、おそらく無台坏であったと思われる。次に、それらは大口径焼（麦焼・木焼）とも、また小口径の坏類（おもに塙坏と呼ばれた調味用の食器）とも区別されている。そこで、筆者がこれまでに収集した計測値にもとづき、平城宮・京で出土した須恵器食器（8世紀後半から9世紀初頭）について、口径×器高の散布図を作成した（図1）。本図によれば、計量的に区別できるいくつかのまとまり（群）が見てとれる。このうち、*a*群を陶盤に、そしておもに有台の*b*群を陶塊「麦」字墨書須恵器を含む）にあて、さら小口径の杯類（*g*・*h*群）を塙坏ないしは要坏とみなすならば、これらに漏れ

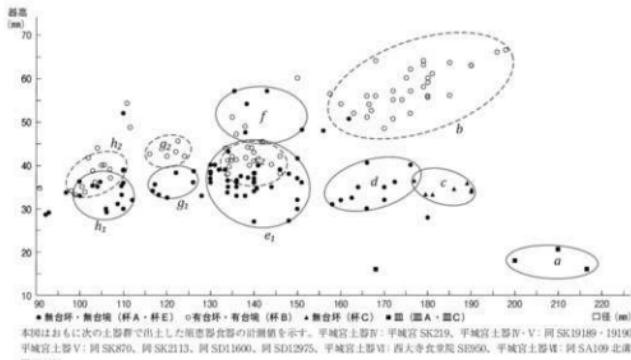


図1 須恵器食器（8世紀後半～9世紀初頭）の法量分布

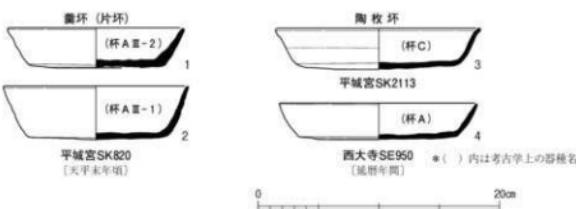


図2 陶羹坏・陶枚坏（奈良時代後半）の考定案

る薺坏ないしは枚坏の候補は $c \sim f$ 群にかぎられてくる。つまり陶薺坏・陶枚坏の候補は、陶塊でも塙坏・要坏でもない器種ということで、口径130~180mmくらいの無台坏（杯A）に絞られる（図2）が、そのまとまりは必ずしもひとつではない。ここで陶薺坏と陶枚坏とは異なる器種である、という可能性も考慮に入れると¹²、例えばd群の無台坏を陶枚坏に、e群を陶薺坏にあてるのも一案である。d群は口径155~180mmくらいで、次章で詳しく述べる同時代の土片坏（土枚坏）と法量がほぼ重なることから、陶枚坏に対比するのが自然である。そうすると、これに外れるe群（口径130~150mm）が陶薺坏にあたると考えることになろう。しかし結局、陶薺坏や陶枚坏は、いずれにしても大口径塊（麦塊・水塊）と小口径の坏類（塙坏・要坏）との間におさまる無蓋坏であり、実用食器としての用途や役割はほぼ同じであったと考えておきたい。陶枚坏は浅形の食器で、天平宝字年間の陶薺坏に代わり、宝亀年間の奉写一切経所で多用されたのであった。

II 土片坏から土枚坏へ

1 奉写一切経所の器名群

ここまで検討により、天平宝字年間の薺坏は（陶）片坏と書かれる場合や、單に坏とのみ記す場合があったといえる。いっぽう、宝亀年間の奉写一切経所関連文書では薺坏が見えず、代わりに陶枚坏という器名が文書内で頻出しており、やがて土片坏も土枚坏へと置き換わってゆくのである。話をごく単純化すれば、片坏から枚坏への器名の変化が、土・陶の別なく起きていたということになろう。奈良時代後半のかぎられた史料によれば、このような仮説が一応成立するが、その正否を確かめようとするときに重要なのが写經所案主・上馬養である。先に彼の同僚として、下村主道主や他田水主らの名を挙げたが、彼らは天平宝字年間のうちに写經所を去っている¹³。しかし上馬養は宝亀7年まで写經所の案主を務めていて¹⁴、この間ずっと、雜物納帳や告朔解案を作成し続けたのである。ここで、宝亀年間の奉写一切経所において上馬養が作成した文書のうち、写経生らが用いた食器の名前が見えているものを掲げてみよう（表3）。

上馬養が作成した文書のなかで、土器の名前が頻出しているのは始二部一切経写經事業（宝亀3年2月～同4年6月）の告朔解案などである。奉写一切経所は、この事業を委託した奉写一切経司から多くの器物・資材を現物で受領している。そしてその中に、陶水塊・陶枚坏・陶盤・土水塊・土碗形・土片坏・土窯坏・土盤という食器が含まれており、これら雜器が支給されたときのリストが残っている（「奉写一切経所請物文案」19-244~247、および「奉写一切経所解」19-319~321；表3の史料①）¹⁵。しかしそのリストの中に、薺坏は見えていない。天平宝字年間に、上馬養を含む複数の案主たちが作成した文書と見比べる

表3 奉写一切経所における食器の消費と残口数

| 年月 | 史料 | 施 | | | 环 | | | 瓶 | | |
|------|-----|----------|----------|-----------------|---------------------|-----------------|---------|---------|-------|----|
| | | 上瓶形 全 | 土水瓶 全 | 陶枚坏 破・欠 全 | 上片坏→土枚坏 破・欠 全 | 土崖坏 破・欠 全 | 陶瓶 全 | 土瓶 全 | | |
| 宝龟3年 | ① | 150 | 30 | 125 1,220 | 270+130 1,030 | 140 960 | 46 | 30 | 120 | |
| | | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | | |
| | | (+218) | (-8) | (-267) | (-70) | (-610) | (+372) | (+69) | | |
| | ② | 368 | 22 | 964 | 900 | 350 | 418 | 189 | | |
| | | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | | |
| | | 330 | 22 | 872 | 890 | 310 | 346 | 130 | | |
| | ③ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | | |
| | | (-60) | (0) | (-700) | (-70) | (-70) | (-72) | (-41) | | |
| | | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | | |
| | 12月 | 260 | 22 | 172 土片坏 | 820 | 230 | 274 | 89 | | |
| | | 用 瓶 | 用 瓶 | 用 瓶 | 用 瓶 | 用 瓶 | 用 瓶 | 用 瓶 | | |
| | 1月 | ④ | 0 260 | 0 22 | 0 172 土片坏 | 0 820 | 30 210 | 0 224 | 0 89 | |
| | 2月 | ⑤ | 70 190 | 0 22 | 70 102 | 110 710 | 50 170 | 40 234 | 60 29 | |
| | 3月 | ⑥ | 30 160 | 10 12 | 20 82 | 30 680 | 30 150 | 24 220 | 29 0 | 私藏 |
| | 4月 | ⑦ | 0 160 | 0 12 | 0 82 | 30 650 | 0 150 | 12 208 | | |
| | 5月 | ⑧ | 0 160 | 0 12 | 0 82 | 10 640 | 0 150 | 14 194 | | |
| | 6月 | ⑨ | 10 150 | 0 12 | 20 62 | 20 630 | 30 130 | 20 174 | | |
| | 7月 | ⑩ | 0 150 | 0 12 | 0 62 | 10 610 | 10 110 | 20 154 | | |
| | 8月 | ⑪ | 16 144 | 0 12 | 0 62 | 20 590 | 30 90 | 0 149 | | |
| | 9月 | ⑫ | 4 140 | 0 12 | 0 62 | 15 575 | 0 90 | 6 143 | | |

史料① 奉写一切経所解 (19-319~321)

史料② 奉写一切経所解 (6-379~389)

史料③ 奉写一切経所告解解 十二月告解季 (6-447~463)

史料④ 奉写一切経所合解解 (6-469~473)

史料⑤ 奉写一切経所合解解 (6-476~484)

史料⑥ 奉写一切経所告解解 (6-498~508)

史料⑦ 奉写一切経所告解案解 (21-487)

史料⑧ 奉写一切経所解解 中正月告解季 (21-494)

史料⑨ 奉写一切経所解解 中六月告解季 (21-500~501)

史料⑩ 奉写一切経所解解 中七月告解季 (21-507)

史料⑪ 奉写一切経所解解 中八月告解季 (21-512~513)

史料⑫ 奉写一切経所解解 中九月告解季 (21-521~522)

と、この違いは明らかだ。上述のとおり、上馬養が器名「巣坏」を文書に記したのは天平宝字6年閏12月のことで、天平宝字8年8月には、これに代わるとみられる器名「枚坏」をすでに用い始めている¹⁶。さらに上馬養は、始二部一切経写経事業の間、月々の告朔解案のなかで器名「陶枚坏」を用いて続ける。雑器類の用口数と残口数を記した「奉写一切経所解解」(宝龟3年8月11日、6-379~389、表3の史料②)や月々の告朔解案(宝龟3年12月~同4年9月、表3の史料③~⑫)は、上馬養の手になるものである。これらの文書には、陶巣坏はむろん、陶片坏も見ておらず、陶枚坏がそれらに代わっている。限られた史料から推測すると、陶枚坏は食器構成のなかで、かつての陶巣坏と同じ位置を占めていたことになる。

片坏の「枚坏」化は、土師器のほうより明瞭である。上馬養が、月ごとの告朔解案のなかで土片坏を土枚坏と置き換えたのは宝龟3年12月から翌4年1月にかけてのことである。土片坏は宝龟3年2月の時点では、完全なもののが1,030口あった(「奉写一切経所解」、

□ 土師器
■ 陶器類

19-319~321) が、同年12月30日には820口にまで減少している(「奉写一切經所告解」、6-447~463)。そして宝亀4年1月29日の告解案には土枚坏が820口とある(「奉写一切經所告解」、6-471)。口数の完全な一致から、宝亀3年までの土片坏は、宝亀4年1月以降の土枚坏であるのが明らかである¹⁷。このように写經所文書によると、土師器のほうでの枚坏の出現は、まさに突然で断層的である。

ここまでをまとめると、上馬養らが作成した文書における器名の変遷および器種の交替は、天平宝字6年(762)頃から宝亀4年(773)までのおよそ10年間に、

土師器: 土片坏>>>土枚坏

須恵器: 陶片坏または坏=陶羹坏>>>陶枚坏

という順序で漸次進行したよう見える。そしてこのとき、土片坏と土枚坏とは同じ器種を指していたのが明らかであるから、なぜ、どうしてこのような器名変化が起きたかを考える必要がある。ここで明らかにしなければならないのは、土片坏といい、のちに土枚坏とも呼ばれた土師器がどのような食器であったか、である。次節では、平城宮・京出土土器からそれらの候補を選び、土片坏・土枚坏がいかなる食器であったか、考古学的な検討をくわえることにしたい。

2 土片坏の法量変化

前節では案主・上馬養が残した文書を中心に、天平宝字年間から宝亀年間までの間に、土片坏という器名が土枚坏へと変化していたとみられることを述べた。器名表記が遷移してゆくその背後で、うつわ、ことに土器の法量に明らかな変化が起きていたならば、こうした器名変化にかんする筆者の結論も、法量変化を十分に考慮したものになるかもしれない。そこで、奈良時代後半から末にかけてのおよそ10年間で、土師器の食器にいかなる器形変化や法量変化が起きていたかを、考古学的手法によって検討しておこう。

上馬養と同時代の土器群から土枚坏の候補を探し出すと、筆者の考定では次の標本が挙がる(図3)。第一は平城宮土坑SK219出土の土師器杯Cまたは皿AⅡで、これには天平宝字6~8年(762~764)の木簡が伴出している¹⁸。第二は平城宮東方官衙SK19189・19190出土の土師器杯C・皿AⅡで、宝亀2・3年(771~772)の木簡が伴出している¹⁹。前者は「造金堂所解案」(天平宝字4年末と推定)の土師片坏にあたり、また後者は奉写一切經所(宝亀3・4年頃)の土片坏=土枚坏と同一物と考えても不自然な点はない。そこで両者の大きさを計量的データに基づいて比較すると、次のとおりであった(図4)。

それぞれの基礎統計量は表4に示すとおりであるが、いずれの標本も胎土および調整手法が異なる2つのグループ(I群とII群)が混在しているので、それぞれでも統計量を示しておく。なおI群は胎土の粒子が細かく器表面が明褐色を呈し、底部外面を不調整にと

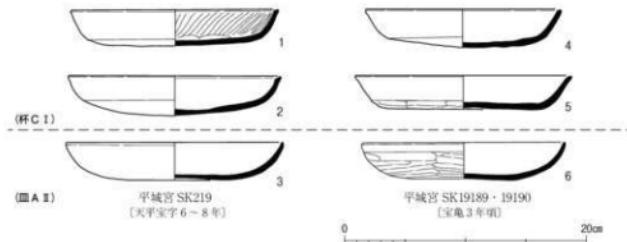


図3 奈良時代後半の土片坏（枚坏）

表4 平城宮出土「土片坏（枚坏）」の基礎統計量

| 土器群 | 標本 | 標本数 | 口径 (mm) | | 器高 (mm) | | 径高比 | |
|---------------|-----|-----|---------|------|---------|------|------|------|
| | | | 標本平均 | 標準偏差 | 標本平均 | 標準偏差 | 標本平均 | 標準偏差 |
| SK219 | I群 | 6 | 179.9 | 4.0 | 32.8 | 1.4 | 18.2 | 1.0 |
| | II群 | 15 | 175.8 | 5.1 | 31.1 | 2.9 | 17.7 | 1.7 |
| SK19189+19190 | 全體 | 21 | 177.0 | 5.2 | 31.5 | 2.7 | 17.8 | 1.5 |
| SK19189+19190 | I群 | 28 | 179.5 | 4.9 | 29.3 | 2.4 | 17.2 | 1.4 |
| | II群 | 30 | 169.7 | 5.2 | 30.2 | 2.4 | 17.8 | 1.3 |
| SK19189+19190 | 全體 | 58 | 170.1 | 5.0 | 29.9 | 2.3 | 17.6 | 1.3 |

2021年1月までに収集した計測値にもとづく

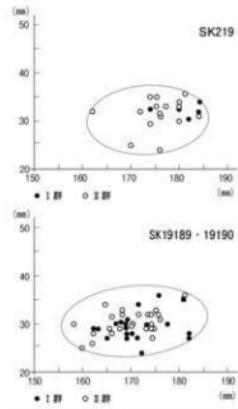


図4 「土片坏（枚坏）」の法量分布

平宝字から宝龜年間にかけて、土片坏はわずかに小さくなっていたと考えられる。

2つの土器群の比較から、奈良時代後半の土片坏がわずかに縮小傾向にあったことが判明した。さらに筆者が収集した計測値にもとづき、飛鳥時代から奈良時代末にかけての、土片坏の法量変化を度数分布で表したのが図5である。土片坏と浅形の杯C I²⁰（または杯A III・皿A II）の口径がどのように推移したかを見ると、それは飛鳥IV（石神遺跡B期整地土およびSD640）²¹から平城宮土器III（平城宮SK820；747年頃）²²までは拡大傾向にある。しかし上でみたように、平城宮SK219（平城宮土器IV；764年頃）²³を経て同SK19189・19190（773年頃）²⁴にかけては、一転して口径が縮小しているのである。また、紀年木筒を欠いた

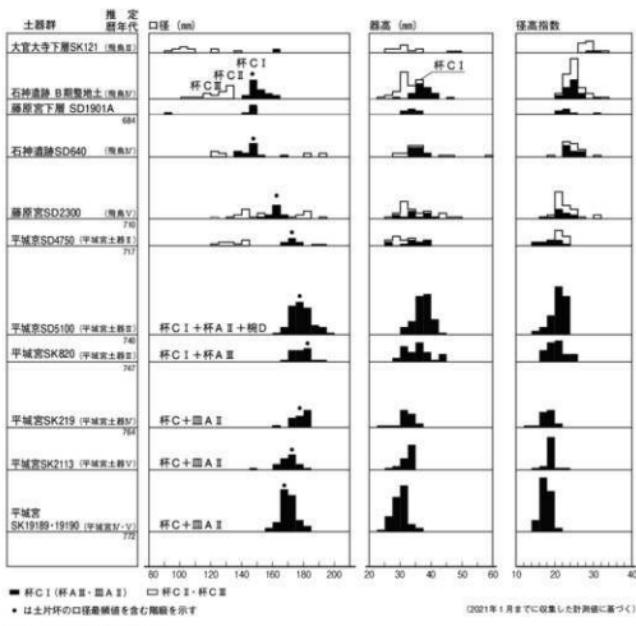


図5 土片杯の法量変化

め正確な層年代がわからないが、平城宮土器Vの基準資料であるSK2113出土の皿A II⁵は口径 $170.1 \pm 6.2\text{ mm}$ ($n = 22$, 平均値 $\pm 1\sigma$)で、SK19189・19190の土片杯とはまったく同じ大きさである。平城宮土器Vの土片杯は、同IV (SK219) のそれよりも口径が小さいといえるであろう。

3 土窯杯の定着

ここまでをまとめると、土片杯の法量は7世紀後半から8世紀中頃までは拡大傾向にあったが、その後8世紀末にかけては緩慢な縮小傾向にあったといえる。天平宝字年間から宝亀年間にかけては、ちょうど後者の時期にあたるわけで、奉写一切経所の告納解案 (宝亀3・4年) のなかで、土片杯という器名が土枚杯へと書き換えられたのもこの間の出来事である。しかし筆者の経験によれば、土片杯の縮小傾向は実際に数十個体の土器を計測

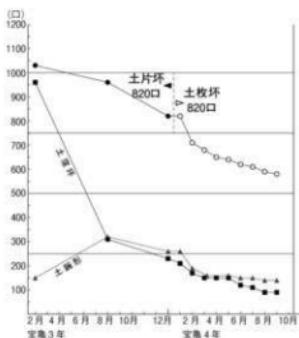


図6 土師器の残口数推移と土枚坏の出現

次の事実を再度指摘しておこう。奉写一切経所で用いられた食器は、事業の委託元にあたる奉写一切経司から一括で引き継いだもので、それらは宝亀3年2月以前（おそらくは前年まで）に作られた一群の土器からなり、その数は使用に耐えない破・欠まで含めると、およそ3,600口を数えた。これらを仮に「宝亀3年2月の在庫」とでも呼ぼう。そしてこの写経所では、少なくとも宝亀4年9月まで、この在庫を食いつぶすようにして食器を消費していったわけだから、宝亀4年1月の土枚坏820口と、その前月の土片坏820口とはまったくの同一物を指していると考えざるをえない（図6）。したがって土枚坏は土片坏よりも新しく、かつ低平化が進んでいたとか、両者は別々の器種であったとは到底いえないはずだ。つまり、上馬義による土片坏から土枚坏への表記変更は、単なる器名の変化にすぎなかつたとしかいいようがなく、土器そのものの形質および法量の変化に起因するものではない。このように、器名「枚坏」の登場をいきなり、土器の型式変化のせいにするのは付会ということになる。

このように考えると、土片坏の器形および法量の変化が、ついにはその名前を土枚坏に変えてしまう原動力であったとは、この場合少々想像しがたい。その形質変化はあまりにも微細で緩慢すぎるからである。結局、土枚坏という器名の出現は、この種のうつわが他の器種からいかにして区別されたかという、その対他関係から考えるほかないのかもしれない。そこで気になるのが、これも宝亀年間にあって登場する「土窯坏」である。土枚坏という器名は、土窯坏の定着後に、土片坏の異名として登場した、と考えられないだろうか。つまり窯坏と同じ命名原理にしたがって、土師器の片坏を枚坏へと呼び換えた、ともいえるのである。

し、それから統計图表を作成してはじめて気づかれるものであった。つまり土片坏は、ほとんど知覚できないくらいの変化速度で浅くなつてゆき、いつの間にか土枚坏と呼ばれるようになっていた、ということになる。そして土片坏が枚坏へと書き換えられる直接の要因が、このような低平化のプロセスであったとは、筆者には思えないのである。

それでも考古学者のなかには、奈良時代を通じて少しずつ進行した片坏の低平化が、片坏の「枚坏」化を惹起したと考える見方であろう。そこでこうした見解に対しては、

土片坏が土枚坏と呼ばれるようになった背景を考えるには、土窯坏がいつ頃に定着したかをまず明らかにする必要がある。宝龟3・4年の奉写一切経所関連文書（始二部一切経写経事業の告期解案等）にしか見えてこない土窯坏が、これまでの考定²⁶どおりに土師器の椀A（図7）で

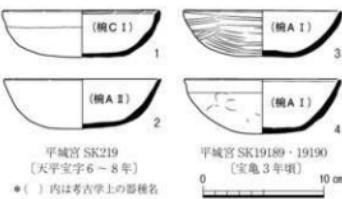


図7 奈良時代後半の土窯坏

あったならば²⁷、この器種は奈良時代の半ば（平城宮土器Ⅲの後半）には出現し、以後漸増する器種であるから、たぶん奈良時代後半のある時期以降、史料に見えてくる頻度が増えてもよいはずである。ただし筆者の研究によるかぎり、天平宝字年間の東大寺写経所では、どういうわけか須恵器中心の食器構成であったように復元できるので²⁸、そこに土窯坏が割り込んでくる余地はほとんどなかったらしい。そこで、その代わりに同時代の「造金堂所解案」（天平宝字4年頃）を参考にすると、このときには土師片坏や陶片坏を多用していたことがうかがえるが、ここでも土窯坏が見えないことに注意をはらうべきであろう。また、少し遡って「淨清所解案」（天平勝宝3年7月、11-350）に出てくる土師器の器名を見ても、このときに土器作手である借馬秋庭女が作ったのは土鏡形・土片塊・土盤、田坏で、窯坏を欠いている。そしてこの傾向は、平城宮・京出土木簡に見える器名でもほぼ同様である。例えば、平城京左京二条三坊SD4750で出土した長屋王家木簡（靈龜年間）²⁹や、二条大路SD5100で出土した二条大路木簡（天平11年頃）³⁰には、食器の器名がいくつか散見されるものの、窯坏という器名はまだ見えない。しかし、先に宝龟年間の土器群として実例を掲げた平城宮SK19189・19190では、「窯坏」という器名を記した木簡が1点出土しており³¹、筆者の考定では一緒に出土した土師器椀Aを指すものと考えられる。さらに、平城宮推定造酒司の宮内道路南側溝SD11600³²で出土した奈良時代末頃の木簡では鏡形、片坏、片盤（または片佐良）という類器名に伍して、窯坏が見えており³³、これらの器名は奉写一切経所で用いられた土師器食器に通じるものとなっている。SD11600からは延暦元年（782）・同3年（784）の紀年名をもつ木簡が出土しており、また出土土器の様相からみても、溝の埋没が奈良時代末（長岡京遷都直前）に降るのは間違いない。つまり史料上、土窯坏という器名が定着したのは奈良時代半ば以降のこと、おそらくは奈良時代末（宝龟年間から延暦年間）にまで降ると考えられるのである。

4 「土枚坏」出現の背景

結局、土窯坏がいきなり登場し、かつ主要食器の座を占めるようになったのは、宝亀年間の奉写一切経所においてであった。上馬養が器名「土窯坏」を突然用い出したのは、奉写一切経所が現物で入手した食器一式のなかに、多量のそれらが含まれていたからである。「奉写一切経所請物文案」(19-244~247)によれば、これらの食器は宝亀3年2月6日までに、奉写一切経司から現物で支給されたものであったが、元は始二部一切経書写をはじめに受託していた西大寺一切経所で使われていた可能性がある。受領した食器の員数が器種ごとでいかにも半端なうえ、破(割れたもの)が535口、欠(欠けた部分があるもの)が130口も含まれており(表3参照)、新品だけでなく使用時の破損品もまとめて引き継いだよう見えるからである。また、奉写一切経所がこの事業を承継したとき、宝亀2年10月頃に、「西司」こと造西大寺司管下の西大寺一切経所から、書写の対象となる一切経を大量に運び込んでいる³⁴ことを考えると、このときから宝亀3年2月までの間に、これらの食器も西大寺から運ばれてきたことも一応想像できる。現に「正倉院紙取帳」(19-123~131)によれば、宝亀2年12月24日から宝亀3年2月4日にかけて、奉写一切経司から黄紙や軸を順次受領しており、土器の現物支給もおよそこの期間のことであったか。いずれにせよ奉写一切経所では、それまで使われたことがなかった土師器中心の食器構成がこのとき、にわかに出現したのである。天平宝字年間の東大寺写経所で用いられた食器とは器名が大きく異なるのは、その当時とはまったく異なる経路で食器を入手したからである。

こうした背景のもと、上馬養が帳簿のうえで土片坏を排し、代わりに土枚坏を用い出したのは、宝亀4年1月のことであった。むろんこの切り替えは、日々帳簿をつけねばならない上馬養の都合により、まったくの恣意で断行されたにちがいない。しかしこのような語彙の変化が、ひとり上馬養の創意に挿ったはずではなく、当時の社会一般において、片坏の「枚坏」化が進行していたと考えるべきであろう。そしてその変化は、必ずしも土器そのものの形質変化によらないものであった。土窯坏という新器種の定着が、結果的に東大寺写経所における器種構成の変化を惹起し、既存の実用器種の名前を変えてしまうような影響をおぼした、と解釈できるのである。

このように考えてみると、枚坏と同様に、窯坏にも土・陶の両者があったといいたいところだが、現存する史料の中に、陶窯坏という器名は一切見いだせない。もしもこの器種があるとすれば、そう呼ばれる可能性があるのはかつての陶窯坏であつただろうが、奉写一切経所関連文書ではこの器種をほほ欠いているから、陶枚坏-陶窯坏(塙坏)という対があったかは、よくわからない³⁵。

III 結論

本稿の結論は次のとおり。上馬養が突如、宝亀4年1月の告朔解案のなかで、土片坏から土枚坏へと器名を変更したのは、土器の法量や形質の変化に起因するものではない。同じ実用器種なのにその名称が突然変わるという、一見奇妙な現象は、土片坏が徐々に浅くなつて土枚坏に転じたからではなく、新器種である土窯坏の定着を受けて、これと同じ命名原理による土枚坏という器名が広く定着したからである。いっぽう、天平宝字年間の陶窯坏は、宝亀年間には陶枚坏に入れ替わるが、これは単なる器名の変更ではなく、類似器種での置換であったと考えられる。

古い器名から新しいそれへの遷移は口話上、徐々に進行したと考えられる。したがって、片坏=枚坏という異名関係は当分維持されたにちがいない。例えば、片坏という器名が枚坏に置き換わつてゆく過程は、土窯坏の定着を契機としつつ、普段の口話や文書上の表記において、土枚坏という器名を用いる頻度が、土片坏のそれを徐々に上回つてゆくという、漸移的なプロセスであったと考えることができる。だが、こうした遷移の過程も、ある期間内に同一人物が残した文書内においては、まさに断層的な変化に見えるのである。天平宝字年間よりこの方、案主・上馬養の周囲では少しづつ、新たな器名である枚坏が片坏に代わりつつあり、ついには彼自身が、偶々そのことを後世に伝える役割を果たすことになった。上馬養がにわかに、宝亀4年1月から「土枚坏」という器名を用い出すことによって、土片坏の「枚坏」化は永久に刻印されたのだが、そのかぎりでは断層的な変化としてしか記録されない、というわけだ。このような変化が、意識的に記録されることはない。だから、上馬養の帳簿類を眺めていても、その兆候はごく断片的にしか見えてこないのである。

土片坏から土枚坏への書き換えが、上馬養の個人史のなかでいつ頃に起きたかといえば、それは彼が50代半ばのことであった。この後数年で東大寺写経所はその役割を終え、上馬養の足取りもわからなくなる。その立ち去り方はまるで、彼自身がその使命を終えたかのようである。ともあれ、かくも興味深い事實を今に教えてくれる彼に感謝したいと思う。

謝辞

本稿を草するにあたり、荒井秀規・大澤正吾・小田裕樹・神野恵・馬場基の各氏よりご教示・ご協力をいただいた。文末ながら記して謝したいと思う。

註

- 1 森川実 2015a 「かたもひ／みずまり考」「森浩一先生に学ぶ」 同志社大学考古学研究室 pp.623-634。

- 2 森川実 2015b 「土師器のうつわ、須恵器のうつわ—奈良時代の食器構成に関する一考察—」『官衙・集落と土器 1—宮都、官衙と土器—』第18回古代官衙・集落研究会報告書 奈良文化財研究所 pp.27-40。
- 3 森川実 2019 「奈良時代における壇・坏・盤」『正倉院文書研究』16号 正倉院文書研究会 pp.76-102。
- 4 「日本古代人名辞典」によれば、上馬糞は河内国大郡津積郷の出身。天平宝字2年（758）の頃は散位・從八位下で、このとき40歳。天平宝字6年4月に石山院奉写大般若経所に向出したときも散位・從八位下であったが、神護景雲4年（770）5月には散位・正六位下、宝龟5年（774）10月の時点では東大寺主典・正六位上で、このとき彼は50代半ばであった。上馬糞が残した案文や帳簿類は、彼が40歳頃から55歳頃までに作成されたものである。
- 5 註4にもあるように、天平宝字2年（758）のときの上馬糞の年齢は40歳である。ということは、彼の名がはじめて史料に見えてくる天平11年（739）に、上馬糞は20歳をすぎたばかりの青年であったことになる。
- 6 福山敏男 1943 「奈良時代に於ける法華寺の造営」『日本建築史の研究』 桑名文星堂 pp.207-308。
- 7 「奉写大般若経所解」は史料①：「奉写二部大般若経用度解案」にはば通じる器名と構成になっている。②は駕使等16人・90日で延べ1,440人の功銭と雜物とを請求したときのもので、①にも「駕使丁」16人・90日で延べ1,440人の見込を計上した部分がある。ほかにも、膳88枚を数え、うち30枚を「飯堂料」、58枚を「宿所料」としている点なども同じである。ゆえに②は、①とは水焼の員数が異なっているものの関連しあう予算書案である、と考えておこう。
- 8 吉田恵二 1981 「古代宮都における食器の系譜」『國學院大學紀要』第20巻 國學院大學 p.111より引用。
- 9 これらの食器は、その前日に始まった書写事業の經師30人分とみる。しかし、この雜物納帳に見えているのは水麻利、枚坏、塙坏、佐良の四器で、予算書で計上した五器とは必ずしも対応していない。その理由はよくわからないが、予算書のほうの片焼は、口数の一致から見て、坏、塙坏、陶佐良とともに一具をなしたに違いない。
- 10 奉写大般若経書写の予算案に見える坏と、このとき經師30人に充てたらしい枚坏とは同じものを指すとみえるが、このことをもって塙坏=枚坏とみなしてよいかは、参考にできる事例がほかにないため、慎重に判断すべきである（後述）。
- 11 なお、坏というカテゴリのなかには壇坏、塙坏のほかに甕坏（あえものつき）があり、壇坏とは別の器種である。しかし甕坏は、写經所文書中でわずか4箇所に見えていにすぎず、うち2例が天平宝字2年7月24日付の同一文書「東寺写経所解（案）」にあたる（4-278・13-476）。さらに1例は同日付の「食料雜物納帳」（13-256）で、これも「東寺写経所解（案）」に対応する内容である。これらが同じ甕坏を指しているのは明らかで、しかも結局は塙坏と同一視されている場合もあること（14-423～424 および25-271～272）から、ここに問題にしていく「造東寺司解（案）」中の「坏」にはあたらないと考える。
- 12 先に天平宝字年間の陶壇坏と陶片坏とが、一連の写經所文書のなかで同一物を指すと考えた。またいっぽうで、奉写一切経所関連文書に見える陶枚坏は、土片坏が土枚坏でもあることを参考にすると、やはり陶片坏と同じ器種であったようにも思われる。しかしながらといって、天平宝字年間の陶壇坏と宝龟年間の陶枚坏とが、陶片坏という器名を介して同じものであった（つまり間接的に、陶壇坏が陶枚坏へと転じた）といえるかは一応別の問題であるから、この

点は慎重に判断すべきであろう。そしてこの場合、陶製壺と陶枚壺とは異なる器種である可能性も、一応選択肢に含めておく必要がある。

- 13 山下有美によれば、他田水主が写經所の案主であったのは天平宝字4年7月から同6年1月まで、下道主が案主であったのは天平宝字6年閏12月から同7年6月までである（山下有美1999「写經機構の内部構造と運営」『正倉院文書と写經所の研究』吉川弘文館 pp.294-295）。なお下道主は、天平宝字6年の大部分は造石山寺所に派出しており、その頃に彼が作成した文書にはいくつかの器名が見えていている。
- 14 山下有美は、その著書のなかで上馬養の経験を次のようにまとめている。「上馬養は、宝字元年閏8月に案主になって以来、宝亀七年に至るまで、一貫して写經所配属の案主であった。宝字八年で写經所の活動が停止してからも、經典の出納業務を担当し、実質的には写經所配属といつてよい」。ただし天平宝字6年には、造石山寺所別当・安都雄足に召喚されて石山院奉写大般若經所の運営に関与した期間があり、そのときの造石山寺所には案主・下道主も居た。山下有美「第二章 写經機構の内部構造と運営」『正倉院文書と写經所の研究』吉川弘文館 pp.306-308。
- 15 これら8種類の食器のなかには、奉写一切經司から支給された時点で「破」・「欠」、すなわち破損して使用に耐えないものが含まれていた。これらはおそらく、事業引き継ぎ以前にすでに損耗していたものか。そこで上馬養は、使用に耐えない食器を員数から除外し、まだ使用できる食器を「全」として数え直したものとみえる。
- 16 これらの事実をもう少し正確にまとめておこう。まず、天平宝字年間に案主・上馬養が文書上に「陶製壺」を登場させたのはわずか一度（「奉写二部大般若經料物納帳」、5-300～306、16-121～129）にすぎない。だが、ここで上馬養の同僚であった佐伯里足・小治田年足、下道主（いずれも同世代である）はといえば、天平宝字2年から7年までの間、彼らは連絡と器名「陶製壺」を種々の文書に登場させているのであって、この頃まで「壺」は、業務上で多用される器名であったのは確かである。そして天平宝字8年から突如、器名「枚壺」が出現てくるが、それを史料上で最初に用いたのは上馬養であって、以後は彼が作成した宝亀年間の告朔解案に見えている「陶枚壺」と、「土片壺」＝「土枚壺」のみとなる。
- 17 この事実は古くから知られていて、田中琢の優れた研究でも言及がある。また、吉田恵二もこの事実を紹介している。田中琢 1966「土器はどれだけこわれるか」『考古学研究』12（4）考古学研究会 pp.16-21。および吉田、註8前掲論文。
- 18 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』II、奈良、1962年。なおこの報文のなかで、土片壺に擬される浅形食器は一律に「皿A II」と呼ばれているが、今日の奈良文化財研究所では、これを「杯C I」として分類記載が多い。
- 19 今井晃樹・神野恵・国武貞克・渡邊晃宏・大林潤 2009「東方官衙地区の調査—第429・440次」「奈良文化財研究所紀要」2009 奈良文化財研究所 pp.128-140。
- 20 森川実 2021「土片壺から土片壺へ—土師器杯Cの法量変化からみた実用器種の変容について—」「奈文研論叢」2号 奈良文化財研究所 pp.1-28。
- 21 森川実・大澤正吾 2018「石神遺跡B期整地土・SD640出土の土器群—石神遺跡第3～5次・第10～12次」「奈良文化財研究所紀要」2018 奈良文化財研究所 pp.146-153。
- 22 奈良国立文化財研究所 1976「平城宮発掘調査報告」VII。
- 23 奈良国立文化財研究所 1962「平城宮発掘調査報告」II。
- 24 註19前掲論文。

- 25 註22前掲書参照。
- 26 西弘海 1978 「奈良時代の食器類の器名とその用途」『奈良国立文化財研究所 研究論集』V 奈良国立文化財研究所 pp.59-88。
- 27 奈良時代後半の土師器椀Aを、「造金堂所解案」に出来るる鏡形片塊に対比する見方がある。かつて西弘海（註26前掲論文）も、鏡形片塊を土師器椀Aにあてたが、それは天平末年の土器群に対してのみであって、天平宝字から宝亀年間にかけては「土窯坏」を椀Aに対比している。西によれば、宝亀年間の「土鏡形」は「・・・土師器「鏡形片塊」の意であって、先の器名比定の結果に従うならば、天平末年から天平宝字末年の時期には土師器椀Aがこの「鏡形片塊」の名で呼ばれる食器であった。ところが上記の想定が正しいとすると、宝亀年間に土師器椀Aは法量縮小の結果、「窯坏」と呼ばれる器種になったのであり、「土鏡形」の器名は他の食器に求めなければならない。」という（pp.83-84）。そしてこのあとに続く検討の結果、「天平宝字4年の「造金堂所解案」にみえる「鏡形片塊」も・・・土師器椀Aとするよりもむしろ法量の大きい土師器杯A Iあるいは杯A II（土片塊）を「鏡形片塊」の名で呼んだとするほうが適当であろう。』と結論している（p.84）。つまり西は、最終的に鏡形片塊を杯A I・A IIにあてたのであった。筆者もまた、鏡形片塊を杯A IまたはA IIに、土窯坏を定着後の椀Aに対比している。
- 28 森川、前掲註2論文。
- 29 奈良国立文化財研究所 1995 「平城京木簡一 一長屋王家木簡一一」解説。
- 30 奈良文化財研究所 2006 「平城京木簡三 一二条大路木簡一一」解説。
- 31 奈良文化財研究所 2009 「平城宮発掘調査出土木簡概報」39の14頁下段（66）。
- 32 奈良国立文化財研究所 1996 「1995年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」。
- 33 奈良国立文化財研究所 1996 「平城宮発掘調査出土木簡概報」32の11頁下段（36）。
- 34 「奉写一切経所蔵用紙」（6-202-221）は、宝亀2年10月8日付で、「自西大寺奉請經雇夫四人功」として60文を費やしたことを伝えており、この頃経典等を西大寺から移送したものか。また、同年12月29日付の「奉写一切経所解」（6-223-247）では、「自西大寺奉請一切経」に從事した延べ人数として、仕丁30人・自進270人・雇夫4人を数えている。
- 35 奉写一切経所蔵連文書において、陶枚坏という器名は土片塊から土枚坏への改称以前に定着しているが、これと対をなすべき陶窯坏は確認できない。したがって陶器（須恵器）にかんしていえば、窯坏の定着が片塊の「枚坏」化を促したとする説は、存否が明らかでないものを当てにすることになってしまふ。つまり窯坏の定着に起因する片塊の「枚坏」化という説明は、須恵器食器の場合できないのである。陶枚坏は浅く・平たいその器形に因んだ器名というはかなく、これとは命名原理を同じくする陶窯坏があったかどうかは、また別の問題であると考えておきたい。

挿図出典

図1～7：筆者作成

うち図2：1・2は註22前掲書 図版47-208・213を再製図、同図3・4は平城宮土坑SK2113出土土器（註22前掲書）、西大寺食堂院井戸SE950出土土器（奈良文化財研究所 2007「西大寺食堂院、右京北辺発掘調査報告」）を製図、図3：1～3は註23前掲書 図版45-213・214・218、同図4～6は註19前掲論文 図165-4・5・7を再製図、図7：1・2は註23前掲書 図版45-233他、同図3・4は註19前掲論文 図165-11・12を再製図

8世紀後半の荷札木簡の書風雑考

山下信一郎

I はじめに

古代の文字の導入とその受容の在り方は、文化や芸術の継承の在り方として重要であることは論をまたないが、その次元に留まるものではない。文字は何よりも統治技術の一環として律令官人が用いたものである以上、文字受容の在り方は、古代国家による律令制導入の一環として検討すべき問題でもある。そこで明らかとなる特徴は、古代国家の特質の一端を理解するうえで重要なものではないか。そうした認識のもと、古代都城から出土する荷札木簡の書風の変遷を明らかにする基礎的作業として、8世紀後半代の荷札木簡において書風の変遷が窺えるものを取りあげてみたい。

II 7世紀以降8世紀代における書風の変遷に関する先行研究

書風変遷の全体的な流れと都城出土木簡 まず、古代の書風の変遷を概観しよう。書風とは文字の書きぶり、趣のことと、主に、文字の結体（文字の形態、姿かたち）と筆勢（運筆の強弱、速速によって生じる勢い）により判断されてきた。7世紀以降8世紀代の古代日本における書風の変遷は、金石文、写経、正倉院文書等の史料をもとに、3時期に区分することができる¹。

第1期（7世紀から8世紀初め）は、隋以前・魏晋南北朝時代の中国の書風に影響を受けた六朝風の書風が支配的な時期である。その特徴は、隸書を思わせる丸みを帯びた字体（円筆）であり、文字の最終画の強調（磔法）もみられる。第2期（8世紀前半期）は、中国の初唐風の書風が日本に浸透した時期である。筆をおさえ部分で明確におろし、筆を引く部分で力を抜くというメリハリのある運筆（三過折）が明瞭となった端正な楷書を特徴とする。瘦勁・シャープな印象を与え、角ばった直線を主とする字体（方筆）であり、縱長の結体を呈する。第3期（8世紀後半以降）は、天平勝宝年間頃以後、盛唐の書風が日本に受容されたもので、肉太で豊麗、力感に満れたものとされる。

このような書風の時期区分を都城出土の木簡に当てはめると、第1期に当たる藤原宮・京出土木簡では、全体的には六朝風の書風であるが、それまで顕著であった円筆や磔法の強調などの古拙な印象は少なくなり、楷好の書風の流入もみられる。次に平城宮・京跡出

土木簡では、和銅末年頃までは古い六朝風の趣が残っていたが、養老年間を転換期として、神亀年間頃から第2期に当たる初唐風の書風が普及した。その特徴は、初唐風の三過折をもつ典型的な端正な楷書である。地方の国衙から上申される正税帳・計会帳等の国衙上申文書、国衙で作成された租税の荷札なども同様の傾向であり（国衙様書風、国衙的書風とも（鬼頭1993）、中央集権体制の整備の一環として、国衙行政内の文書処理を改善すべく国史生の身分が整えられ、初唐風書風が地方へ伝播したものとされる。

以上、7世紀以降8世紀代の書風の変遷を概観したが、本稿における問題関心は、第3期書風というものが都城出土木簡、特に荷札木簡に出現するのか、である。從来、第2期から第3期への変化や第3期の在り方については、具体的に説かれたことは少なかったのではないだろうか。

そもそも、第1期の六朝風から第2期の初唐風への書風の変化は、書風の画期として劇的なものである一方、第2期から第3期への変化は、第2期の特徴であった楷好な書という基本的特徴を維持しながら、肉太で豊麗な筆勢に変化するものであって、前代ほど劇的な変化とは言えまい。また、木簡は、典籍や経典類などとは異なる日常の書記の世界であり、當時最新の第3期書風が直接、同時に木簡の書風に反映されにくいことが十分考えられる。さらに、第3期に相当する奈良時代後半期の木簡は、長屋王家木簡や二条大路木簡など大量の木簡が出土している奈良時代前半期に比べ量的にまだ少ないと等の諸事情もあると思う。

鬼頭清明「木簡」の整理と課題 こうしたなか、荷札木簡の書風の変遷を論じたものとして、以下に紹介する鬼頭清明氏の研究が挙げられる（鬼頭1990）。鬼頭氏が説く書風の時期変遷は、本稿でも踏襲しているものである。

（ア）平城宮出土の貢納物荷札の書風には、「楷好の書で三過折をもった端正な書風」と、「それぞれの国・郡などで多少の特性をもつたもので、やや行書に近いものか、あるいは楷好の書ではあっても三過折をもっていないもの」の2つのタイプがあること。

（イ）前者のような国衙的書風にも、時代的変化はあるはずであり、現状では第2期に当たる木簡が多いが、第3期になれば、その楷好の書もやや肉体・重厚なものに変わってもよいはずである。しかし、第3期に相当する木簡では国衙的書風のものは例が少なく、その変遷をたどるまで至っていないこと。

（ウ）後者の貢納物荷札の地域ごとの特殊性については、例えば、参河国幡豆郡羅嶋・折嶋の贊木簡では、同一郡内でよく似た書風が行われていたこと。もちろん時代差もあり、第1～第3期の様相、すなわち、六朝風の古様の書風から、シャープな書風へ、さらに肉太重厚な書風へと変化していること。

（エ）このような郡ごとのまとめは、荷札が郡衙機構によって作成されたこと。各郡に

は土着の書記官が代々伝えた書風の癖のようなものがあったことが推定されること。したがって、国衙で作成されたものも、国衙的書風として一括されるとはいえ、国ごとに多少の個性をもっていた可能性があること。

以上に紹介した鬼頭氏による荷札木簡の書風に関する整理は、その後、長屋王家木簡・二条大路木簡はじめ多数の木簡が出土した今日においても、基本的には継承されるべきものと考える。荷札木簡の書風を国衙的書風と地域ごとの特性を有するものとの2つに区分する点は、誠に卓見である。しかし、ここで一考を要すると思うのは、荷札木簡における第3期の実態把握についてである。

鬼頭氏は、荷札木簡の2つに大別された類型各々に第1期から第3期に至る時期的変遷を見通された。ただ、鬼頭氏が（イ）で指摘されたように、国衙的書風の木簡について、第3期に相当する木簡では国衙的書風のものは例が少なく、その変遷をたどるまでは至っていない、とされている点を、追究していく必要がある。また、鬼頭氏は（ウ）地域的特性のある荷札木簡の件に関する第3期の書風の具体例として、神護景雲3年（769）4月17日銘木簡（『平城宮木簡』7-11861号）を図23として挙げられた。この木簡の書風に関する鬼頭氏の指摘に異論はないが²、しかし、これは荷札木簡ではなく、物品請求に関する文書木簡であるので、改めて荷札木簡の具体例を提示する必要がある。

以上の状況を踏まえ、本来であれば、諸国の荷札木簡全体を通覧し、8世紀前半代の書風とは異なる8世紀後半代の木簡を逐一抽出していく作業が必要となるが、その膨大な作業を行うだけの余裕がない。そこで、本稿では初步的作業として、同国同郷の荷札木簡において変化を窺うことが可能だと思われる、尾張・伊予の個別事例を提示することとした。また、鬼頭氏が説かれた地域ごとの特性を有する荷札木簡の事例に関して、参河国の事例を取りあげてみたい³。なお、木簡の出典に関して、『平城宮木簡』は『平城宮』、『平城宮発掘調査出土木簡概報』は『城』、『西隆寺発掘調査報告書』は『西隆寺』、『長岡京木簡』は『長岡京』と略す。

III 荷札木簡の書風の比較検討

尾張国知多郡富具郷の事例 まず、尾張国知多郡富具郷の調塙木簡を素材として、天平年間から奈良時代後半にかけての書風の変化を追うこととする（図1）。

◇平城宮小字門地区 SD5100
①・尾張国知多郡富具郷野間□
〔里ヶ〕

・塙三斗 十月五日

(197) × 24 × 7 039 『平城宮』 3-3080

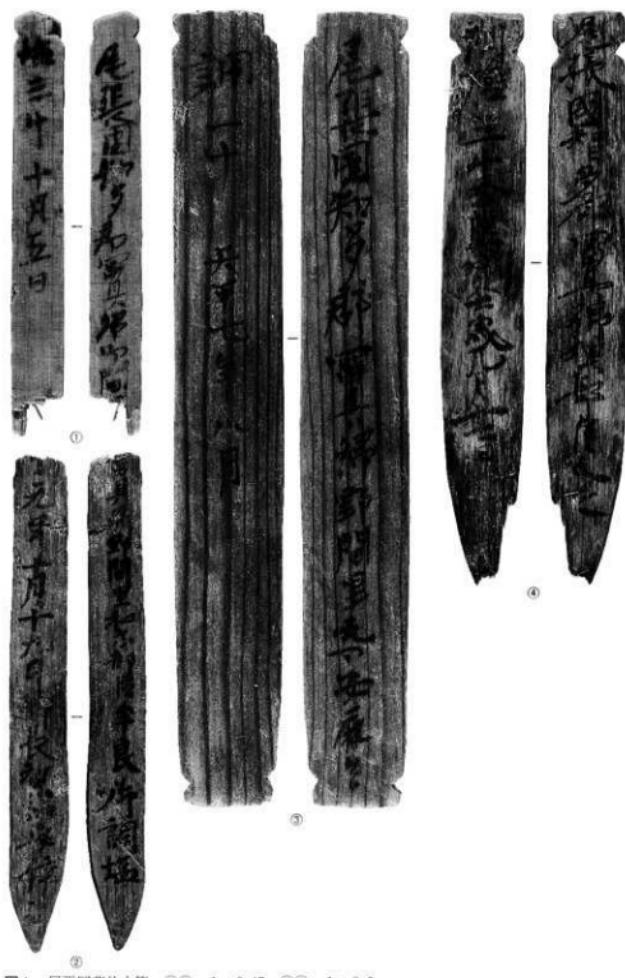


図1 尾張國荷札木簡 ①② 1 : 0.45 ③④ 1 : 0.6

◇平城宮内裏北方官衙地区 SK820

②・□具郷野間里和尔部臣牟良御調塙

〔平ヶ〕

・□元年十月十九日郷長和尔部安倍 (239)×28×3 059 『平城宮』 1-318

◇平城京左京三条二坊八坪 二条大路濠状造構(南) SD5100

③・尾張国知多郡富具郷野間里丸部安麻呂

・調一斗 天平七年八月 275×37×4 031 『城』 22-20上 (174)

◇平城宮内裏東方東大溝地区 SD2700

④・尾張国智多郡富具郷和尔部臣人足

・調塙三斗天平勝寶7歳九月十七日 (198)×28×3 033 『城』 19-20下 (166)

①②③はともに郷里制下の木簡である。木簡①には年紀がないが、藤原宮木簡の書風に類似し、文字はやや木訥とした感を残している。「十」の字に三過折が認められるようである。それに比べ、天平元年(729)と考えられる木簡②では書風が一変し、運筆に力をもった、楷好の書風である。また、天平7年(735)銘の木簡③は、筆の穂先を用いた肉細の運筆であり、文字を右上がりに書く癖がある。三過折もあまり見受けられず、全体的に古拙な印象をうける。これらの木簡①②③に比べて、天平勝寶7歳(755)銘の木簡④の書風は大きく異なり、全体として流麗な運筆による楷書となっている。このように、以上の知多郡富具郷の調塙木簡から、8世紀前半から後半に至る書風の変遷を具体的に把握することが可能であり、書風第1期から第2期への発展過程を示すものと言えよう。木簡④については、8世紀後半代の書風の様相を示す一例としてあげておきたい。

伊予国越智郡朝倉郷の事例 次に、伊予国越智郡朝倉郷に関わる長岡京木簡と平城宮木簡の比較を行う(図2)。

◇平城宮跡内裏北外郭東北部 SD2700

⑤伊与国越智郡且倉郷同里□ (143)×25×6 039 『城』 16-3 上 (48)

◇平城宮内裏東方東大溝地区 SD2700

⑥伊与国越智郡□奴美村塩一尻 165×21×3 031 『城』 19-26上 (270)

◇長岡京跡左京三条二坊八町 SD5202

⑦伊与国越智郡朝倉村干縫乙万呂戸白米五斗白 191×20×4 031 『長岡京』 2-871

⑧伊与国越智郡朝倉村物部家公戸白米伍斗 171×21×4 031 『長岡京』 2-872

⑨伊与国越智郡且倉秦足国戸白米伍斗 170×18×4 031 『長岡京』 2-873

⑩伊与国越智郡橘樹郷戸主他戸益万呂戸白米伍斗白 214×28×4 031 『長岡京』 2-869

平城宮出土木簡には、郷里制下の時期に属する「且倉郷同里」と記した木簡⑤、朝倉郷ではないが⑥同郡「□奴美村」と記したものがある。木簡⑤が楷書を意識しつつもやや端正さを欠き、木簡⑥は行書の風を有する肉太の書である。これらの平城宮跡出土木簡の事



図2 伊予国荷札木簡 1:0.6

例に比べ、長岡京跡出土⑦～⑩木簡の書風は、一見して肉太豊満な筆致であり、奈良朝後半の写経の風（あえて例示するすれば、賢愚經・大型武など）を思わせ、いかにも第3期書風の影響が示唆されるものである。木簡⑩は朝倉郷ではなく同郡橘樹郷の木簡であるが、その書風も同様である。奈良時代後半代の書風の特徴を示すものの一つとして、長岡京木簡の例を挙げておきたい。

参河国幡豆郡熊来郷の事例 最後に、参河国幡豆郡熊来郷の木簡を取りあげたい。但し、尾張・伊予国の事例のような、同郡同郷木簡による比較検討のための良好な素材が、管見の限り見当たらない。ここでは視点を変え、鬼頭氏が指摘した荷札木簡の書風の2つのタイプを念頭におき、幡豆郡篠崎・折崎御賛木簡と対比的に取りあげ、将来的な検討に備えたいと思う（図3）。

◇平城宮跡内裏北方官衙地区 SK820

(1) 参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贊參籠(並佐米)((く)は割書)

338×31×4 011 「平城宮」 1-365

◇平城宮第一次大極殿院西辺 SD3825BまたはC

(2) 参河国播豆郡析嶋海部供奉^(六)天平十八年十二月料御贊佐米□「臘六斤」

285×21×4 031 「平城宮」 7-12814

◇西隆寺跡東門地区 SX033・035

(3) 参河国幡豆郡熊来郷物部馬万呂五斗

・ 景雲元年十月十日 168×19×6 032 「西隆寺」 32

(4) 幡豆郡熊来郷物部馬万呂五斗

・ 景雲元年十月十日 174×24×4 011 「西隆寺」 33

(5) □郡熊来郷物部馬万呂五斗

・ 景雲元年十月十日 (152)×18×3 059 「西隆寺」 34

析嶋・篠嶋の御贊木簡としては、平城宮跡内裏北方官衙地区SK820で出土した海部の贊木簡①は、第2期書風の特徴とされる国衙様書風をよく示す。また、第一次大極殿院西辺で出土した天平18年(746)銘の木簡②も端正・シャープな国衙の書風である。この木簡は、参河国幡豆郡の贊木簡で年紀を記す唯一の事例とされる。本稿の視点からすれば、奈良時代後半代の当該御贊木簡と比較したいところであるが、奈良時代後半代の好事例が管見の限りなく、比較検討ができない状況である。

一方、西隆寺跡(東門跡地区)から出土した神護景雲元年10月銘の幡豆郡熊来郷の木簡③④⑤の3点は、同筆で同年月の荷札木簡であり、白米の貢進に関わるものとされている。その書風は、木簡①②のような国衙的書風に属する類型の荷札木簡とは異なることが一見して明らかである。当該木簡の書風は、鬼頭氏の言う地方的な特徴を有するものの範疇であり、やや肉太な筆致等からみて奈良時代後半の書風の影響をうけている可能性もある。ただ、やはり比較できる熊来郷の同種事例の木簡が管見の限り現状でないため、時期的変遷に関する評価をすることが難しいのが現状である。

以上の篠嶋・析嶋の御贊木簡、熊来郷の白米木簡により、幡豆郡における荷札木簡の2つのタイプの事例の存在が確認できるわけであるが、時期的変遷に関しては今後の史料の増加をまって検討すべきことが課題であることを確認して後考に備えたい。



図3 参河国荷札木簡 1:0.6

IV おわりに

以上、8世紀前半代の書風とは異なる特徴をもつと認められる8世紀後半代の木簡を取りあげてみた。これらの事例には、伊予国のように第3期書風の影響を示唆するものも含まれるが、奈良時代後半期に第3期書風が荷札木簡にどの程度浸透していたかは、史料的な制約があり、今後の木簡史料の蓄積によって明らかになるものと言うべきである。提示した木簡を根拠に、当該国において、第3期書風が広く浸透していたなどと説くことは早計である。

たゞ、今回、3か国を含む諸国荷札木簡を幾ばくか通覧してみたが、管見の限り、第3期書風として積極的に取りあげるべき荷札木簡の事例をなかなか見いだせなかった。そのことを踏まえて、本稿最後に若干の憶測を述べておきたい。「はじめに」で述べたように、初唐風書風の採用は、新文化の伝播・流行による摂取という文化・芸術上の次元だけではなく、律令国家による律令法典を始めとする諸制度の継承の一環として理解されるべき事象である。鬼頭氏が指摘された国衙の書風の浸透は、中国的な律令文書行政を遂行していくうえで、從来の六朝風の書風を用いるのではなく、初唐風の書風を用いることが欠かせないものと、律令国家それ自体が判断したからにはほかならない⁴。かかる背景のなか、戸籍・計帳といった長期保管の公文書だけでなく、一過性の性格の強い荷札木簡の書風に至るまで、初唐風書風が広く採用されていったのである。もちろん、律令法典等の導入と定着に比べれば、新書風の受容と定着には半世紀近い年月がかかった。それは、当時の人々の手と目に旧書風が6世紀以来の長い歴史をもって在來の生活文化に深く定着していたからであろう⁵。

これに比べ、第3期の書風は、当時最先端の唐の書風が流入したものであるが、それはまず書籍・写經類・僧侶等知識階級の書状等において出現するものであり、最新の文化・文芸の流入という側面が大きく、8世紀前半の初唐風書風の導入時のような律令行政への導入という画一的な政策意図は希薄であったのではないか。また、第3期の書風は第2期の書風の特徴である端正な楷書を基礎として生じた変化であった。ゆえに、荷札木簡の書記の世界においては、盛唐風の新書風を積極的に導入しなくとも、律令文書行政の事務は十分に足りたのではないか。当然ながら官人のなかには第3期書風を体得した者も存在し、次第に第3期書風の影響を受けた荷札木簡が出現していくことは想像に難くないが、荷札木簡の作成・使用に際して、第3期書風を積極的に用いようとする意識は、全体として薄かったのではないかと憶測しておきたい。

書風の研究は個人的印象の域に陥る危険があり、客觀性の担保が難しい分野であることを探して自覺しつつ、擱筆する。諸賢の批正を庶幾う次第である。

註

- 古代の書風については、以下の文献を参照。神田喜一郎 1964「正倉院の書蹟の概観」、内藤乾吉 1964「正倉院古文書の書道史的研究」、田山信郎 1964「正倉院文書管見」、いずれも官内庁正倉院事務所編 1964「正倉院の書蹟」日本経済新聞社に収録。田中塊堂 1965「写経所と写経生の書風」、和田軍一 1965「正倉院の書蹟」、いずれも下中邦彦編 1965「書道全集9 日本大和・奈良」平凡社に収録。堀江知彦 1975「飛鳥・奈良時代の書風」坂本太郎等監修、今井庄次等編「書の日本史1」平凡社。また、木簡の書風については、以下の文献を参照。田中稔 1978「白鳳・奈良初期の書風の変遷について」「ミュージアム」330 東京国立博物館 pp.4-9、鬼頭清明 1993「木簡の書風」「古代木簡の基礎的研究」塙書房 pp.53-94(原題 同氏 1978「八世紀国衙上申文書の書風について」「研究論集」IV 奈良国立文化財研究所)、同氏 1990「考古学ライブラリー57 木簡」ニュー・サイエンス社、東野治之 1977「木簡の書風について」、同氏 1977「王羲之の手本」、いずれも同氏 1977「正倉院文書と木簡の研究」塙書房 pp.115-122、pp.225-236に所収。同氏 1983「藤原宮木簡の書風について」、同氏 1983「白鳳時代における欧阳詢書風の受容」、いずれも同氏 1983「日本古代木簡の研究」塙書房 pp.283-299に所収。同氏 1994「文字を書く人々」「書の日本史」岩波書店 pp.59-110に所収。
- 木簡の書風について、「大きく肉太で、やわらかみがあり、むしろ同時期の写経の文字のおもむきとかようところがある」(坂本太郎等監修 1975「書の日本史1」 平凡社 pp.266-267、加藤優氏執筆)との指摘もあり。鬼頭氏が第3期とされること自体は妥当だと考える。
- 尾張・参河国関係木簡に関しては愛知県史編さん委員会 1999「愛知県史 資料編6 古代1」において、刊行時点までの荷札を含めた関係木簡の図版が集成されており、全体を通覧することが可能である。
- 近年、黒田洋子氏は、書が芸術である前に社会のなかで情報を伝達する実用的な役割があるとし、唐の楷書体の成立は、隋唐という統一国家において文書行政の拡大をはじめ、文字の急速な需要拡大による大量処理が行われるようになり、楷書体はそれを担うべく編纂された書体であるとされた。頗聴すべき見解である。同氏 2021「楷書体について」古瀬奈津子編「古代日本の政治と制度—律令制・史料・儀式—」同成社 pp.188-211。
- 杉本一樹 2001「播磨期における書の諸相—飛鳥白鳳の書と金石文—」「日本古代文書の研究」吉川弘文館 pp.183-184。

挿図出典

- 図1 : ①②③④は奈良文化財研究所所蔵写真
 図2 : ⑤⑥は奈良文化財研究所所蔵写真、⑦⑧は財団法人向日市埋蔵文化財調査センター・向日市教育委員会 1993「長岡京木簡」2 PL.30, 31
 図3 : ⑨⑩は奈良文化財研究所所蔵写真、⑪⑫は西隆寺跡調査委員会 1976「西隆寺発掘調査報告書」図版22、図版24

平城宮第二次大極殿院幢旗遺構の再検討

大澤正吾

I はじめに

宝幢・四神旗（幟）は鳥・日月・四神をモチーフにした7本の儀仗旗である。即位式や元日朝賀という古代国家の最重要儀式にのみ使用された。『延喜式』や平安時代院政期の即位式を伝える『文安御即位調度図』（図1）によれば、三足鳥を象った銅鳥幢、鳥が描かれた日像幢、月桂樹と兎などが描かれた月像幢、青（蒼）龍・朱雀・白虎・玄武がそれに刺繡された四神旗が大極殿の前に横一列に並び、高さは3丈（約9m）、主柱に対して2本の脇柱が付く3本柱式とみえる。

この宝幢・四神旗（幟）を立てた幢旗（幟）遺構は、平城宮第二次大極殿の前庭で最初に発見され（町田・金子ほか1993）、桓武天皇の即位式にともなうとされた（寺崎・金子1993）。その後、長岡宮大極殿の前（山中1997、梅本2005、中塚・大藏ほか2005、大澤2019）、平城宮西宮前殿の前（西本2004、海野・芝ほか2015）、恭仁宮朝堂院南門の北（古川2016）で相次いで検出されたが、いずれも横長の柱掘方に3穴の柱抜取穴が並ぶ三本柱式の柱穴が、7基横一列に並ぶものであった。その後、藤原宮大極殿院南門の前で、大宝元年（701）の元日朝賀にともなう幢旗遺構が検出された。一本柱式の柱穴が中央に1基、その東西に各3基が三角形状に並ぶもので、宝幢・四神旗（幟）の最初の姿があきらかになった（大澤・諫早ほか2017）。

発掘遺構として残された課題は、全く不明であった平城宮第一次大極殿院の様相解明に

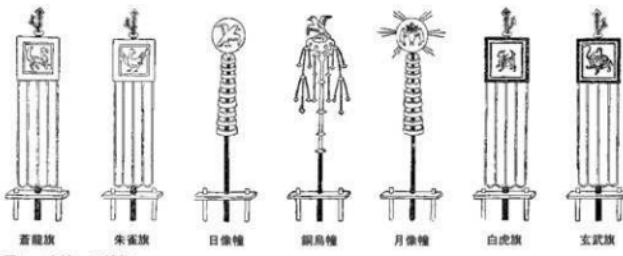


図1 宝幢・四神旗

による幢旗の定型化過程の解明と、類例の増加によって從来通り桓武即位に比定するには著しい不整合を生じている第二次大極殿院の幢旗造構の再検討であった。第一次大極殿院にともなう幢旗造構については、平城第69次調査の成果を再精査することであきらかにした。これにより、宝幢・四神旗は、奈良時代前期の平城宮において、三本柱式の幢旗が大極殿の前で7本横一列に並ぶものへと定型化したことが判明した（大澤2019a・b）。

他方、第二次大極殿院の幢旗造構および年代観については、修正の必要性を指摘しつつも論じ残していた。本稿では、第二次大極殿院における儀式造構の変遷を再検討し、幢旗造構について矛盾なく説明することを目指す。

II 遺構の概要と問題の所在

遺構の概要 平城宮第二次大極殿院地区の遺構は、奈良時代前期のⅠ期と第二次大極殿が存在した奈良時代後期のⅡ期、平安時代初頭のⅢ期とに大別される。第二次大極殿院地区で検出された儀式造構はⅡ期遺構と検出面を同じくし、第二次大極殿院にともなう（図1）。報告者である金子裕之と寺崎保広は、「平城宮発掘調査報告XIV」で、遺構の重複関係からこれをa期→b期→c期→d期の4段階に細別・年代区分し（図2・3）（町田・金子はか1993、寺崎・金子1993）、今までこの変遷案が用いられてきた。以下、各期の儀式造構について概要をまとめる。

a期遺構：廊状遺構SX11271。11間1間の細殿風造構の中央間に3間の張出が付く。

b期遺構：第二次大極殿の前面に並ぶ3基と大極殿の北西・北東に位置する計5基の柱穴からなる旗竿遺構。SX11260、SX11259、SX9151、SX9168が検出されている。大極殿前面の柱穴は、横長の柱掘方に柱抜取穴が3穴並ぶ三本柱式。北西の柱穴は四方に脇柱をもつ構造で、心柱と脇柱の柱掘方が交差し十字形をなす。加えて閑門の南北に仮設の土塗SX11209Aを設置する。

c期遺構：舞台状遺構SB11261～11266および渡り状遺構SX11270からなる。SB11261～11266は、大極殿基壇と閑門基壇から等距離の位置に東西に並ぶ4棟と、閑門の北に並ぶ

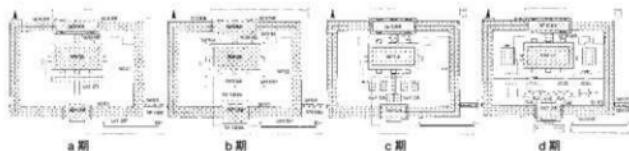


図2 第二次大極殿院地区Ⅱ期儀式造構 「平城宮発掘調査報告XIV」、寺崎・金子案

2棟の計6棟があり、いずれも2間2間の縦柱建物。SX11270は4間2間の南北棟建物で、SB11265・11266への渡り廊下か。

d期遺構：幡旗遺構SX11252～SX11258、旗竿遺構とみるSA11301・11302・11303・11224・11225、幔幕の支柱とみるSA11220、南北棟建物SB10034・9141、土廬SX11209Bからなる。閑門前面の旗竿遺構とみるSA11224・11225とあわせて、一連の遺構として報告され、大極殿前庭には、宝幡・四神旗に加え14条56本の旗竿が立てられたと復元されている。閑門前面の2条も含めると16条64本となる（寺崎・金子1993、金子2002）。

金子と寺崎は、b期遺構について、SX9151・9168を大極殿東西中軸で南に折り返した位置にも2基の柱穴を想定し、大極殿四隅の4基と大極殿前面の3基をあわせた合計7基からなる宝幡・四神旗を立てたものと復元した。そのうえで、宝亀元年（770）の光仁天皇の即位式に関わるとみた。また、d期遺構を天応元年（781）の桓武天皇の即位式にともなう遺構とし、幡旗遺構に宝幡・四神旗、その他の旗竿遺構には纛や幡が立てられたと考えた。結果として、a期・c期の年代は、b期・d期の年代に挟まれる形となり、以下の年代観が提示された（寺崎・金子1993）。

a期：天平18・19年（746・747）頃～宝亀元年（770）10月の間

b期：光仁天皇即位（宝亀元年（770）10月）

c期：宝亀元年（770）10月頃～天応元年（781）4月までの間

d期：桓武天皇即位（天応元年（781）4月）

問題の所在 この変遷案と年代観は、以下の2点から今日的には成り立たない。第一に、b期遺構に宝幡・四神旗を立てたとするのは、類例が増えた現在、配置方式からみて不可能である。そもそも既調査区であるにもかかわらず、SX9168の南北対称位置にあたる大極殿南東角部で柱穴は検出されておらず、検出遺構通り5基の柱穴とみなければならぬ。

第二に、幡旗遺構を含むd期遺構の年代を桓武即位式に限定した点についても、現在では成り立たない。この説は、d期の幡旗遺構に柱の立て替えの痕跡が見出せないことから、宝幡・四神旗の樹立は1回限りであり、毎年の朝賀ではなく即位式にともなうとみたうえで、遺構の重複関係上最も新しいことから桓武即位に比定したものである。さらに、光仁・桓武朝以前には地下に掘削をともなう構造ではなかったが、桓武即位において新式の定型化した宝幡・四神旗が生まれたとして、そこに桓武の新王朝意識を見出す狙いもあった（寺崎・金子1993、金子2002）。

その後、長岡宮で朝賀にともなう幡旗遺構が発見されると、吉川真司は、即位式と同七趣旨の儀礼が元日朝賀として毎年反復されたとみる「文献史学の『常識』」から、毎年の朝賀にも宝幡・四神旗は用いられ、柱穴の掘削は一度きりでも「幡柱管」を用いることで幡旗を複数回樹立したのであり、d期遺構を桓武即位に限定できないと金子の説を批判し

た。さらに吉川は、地下への掘削をともなう宝幢・四神旗（幡）は大宝元年の元日朝賀以降、継続して用いられたのであり、桓武の新王朝意識により掘削をともなう新式の幢旗が生まれたとはいえないとした（吉川1999）。

この論争（寺崎・金子1993、金子2002、吉川1999・2007）は、掘削をともなう掘立柱式の宝幢・四神旗、すなわち幢旗造構が、平城宮第二次大極殿院 d 期遺構以前にも存在するか否かが急所であった。存在するのであれば、d 期遺構を桓武即位に限定する金子・寺崎説は成立しなくなる。それは同時に、桓武即位に比定するための前提であった、幢旗の樹立を一度きりとみる必然性も失うことを意味し、吉川説の蓋然性を高めることになる。

近年、藤原宮で大宝元年の朝賀にともなう幢旗造構が、第一次大極殿院で奈良時代前期の幢旗造構があきらかになり、地下に掘削をともなう宝幢・四神旗（幡）が大宝元年から存在することが確実となった。加えて、慈仁宮では天平13年（741）と天平14年（742）の朝賀に対応する2年2回分の柱穴の掘削が発掘遺構として確認されている。

これらの発掘調査成果を踏まえると、幢旗（幡）造構には、大宝元年の元日朝賀以降、即位式や毎年の朝賀の度に、宝幢・四神旗（幡）が基本的には立てられたと考えるのが、史料上も既知の発掘遺構からも整合的である。d 期幢旗造構を桓武即位に限定できないという点については、結果的に吉川説が支持される。

第二次大極殿院では d 期幢旗造構以外に宝幢・四神旗を立てた遺構が見つかっていないことから、d 期幢旗造構は平城遷都以降、第二次大極殿が完成した頃から長岡遷都まで用いられた可能性が一層高くなる。しかし、これにより直ちに d 期の年代を引き上げられるわけではなく、なお課題は残る。金子と寺崎が論掲の一つとした遺構の重複関係について、合理的に説明をする必要があるからである。d 期幢旗造構を改めて評価するためには、第二次大極殿院地区 II 期遺構全体を整合的に再解釈することが不可欠といえよう（大澤2019a）。

III 第二次大極殿院儀式遺構の変遷

重複関係の整理 新たに変遷案を提示するにあたり、改めて II 期遺構にともなう儀式遺構（図3）の重複関係を列挙しておく。

- ・ a 期と b 期には重複がない。『平城宮発掘調査報告 XIV』p.136には重複し、a 期の方が古いとあるが、遺構図では未確認。
- ・ a 期と c 期は重複し、a 期遺構の方が古い。
- ・ a 期と d 期には重複関係がない。
- ・ b 期と c 期は重複し、b 期遺構の方が古い。
- ・ b 期と d 期には重複関係がない。

・c期とd期は重複し、c期遺構の方が古い

これをまとめると、a期→b期→c期→d期もしくはb期→a期→c期→d期となる。a期とb期の順序は重複関係がないため決まらないものの、遺構の重複関係について、d期遺構をもっとも新しいとした金子・寺崎による理解に確かに問題はない。一方で、d期の輿旗遺構は、平城遷都以降、第二次大極殿が完成した頃から長岡遷都まで、即位式や毎年の朝賀に用いられたと考えなければならないのは前述の通りである。これをどう解決するかが問題となる。a～c期遺構をすべて大極殿完成以前の儀式にともなうとみることも不可能ではないが、大極殿完成以前に度重なる大規模な儀式をおこない、完成以後はd期

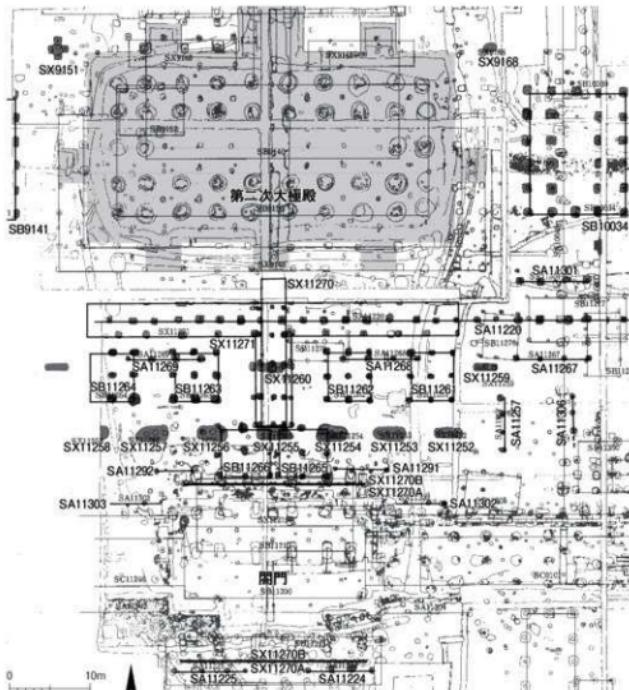


図3 平城宮第二次大極殿院（平城宮第二次大極殿院地区Ⅱ期）儀式遺構 遺構図 1:600

遺構しか存在しないとは考えにくく、この立場はとらない。

d 期幢旗柱穴の再検討 ここで注目したいのは、金子が一度きりの掘削としたd期幢旗柱穴のうち、断削調査がおこなわれているSX11253とSX11254の細部構造である。他の儀式遺構と重複しないSX11253では、土層断面はシンプルで、確認された柱掘方・柱抜取穴は1回分であり（図4）、複数回の柱の樹立を積極的に示す平面プランや土層は確かに確認できない（金子2002）。

一方、c期遺構SB11265を壊し重複するSX11254では、土層断面がSX11253に比べ格段に複雑で乱れており、いくつかの解釈が可能である。金子の言うように、平面プランに複数回の柱の樹立を示す痕跡が明瞭ではないことから、柱掘方・柱抜取穴は1回分とみるのも確かに一案にはなる（金子2002）（図4上段）が、土層の複雑さを充分に説明できない。

SX11254の平面プランが1回分のみなのは、調査・報告者がd期幢旗遺構全体について1回のみの掘削とみたことが大きく影響していると思われるが、それでもなお、SX11254の土層がSX11253と比べ格段に複雑に分層されていることは、SX11254の複雑な実態を結果的に反映していると評価できる。

そこで、図4のように、複数見える立ち上がり状の分層線を2回目の柱掘方・柱抜取穴、最下層を1回目の柱掘方ないし柱抜取穴とみて、複数回の柱の樹立と考えれば、土層の複雑さを充分に説明でき、c期遺構と重複することとも調和する（図4下段）。この場合、2回目の柱掘方相互に重複関係があるため、他の幢旗柱穴のように、柱3本分の横長の柱掘方を一度に掘削し、3本の柱を立てたのではなく、1本分の柱掘方を1回ずつ計3回、個別に掘削したことになる。今のところ他に例がない。

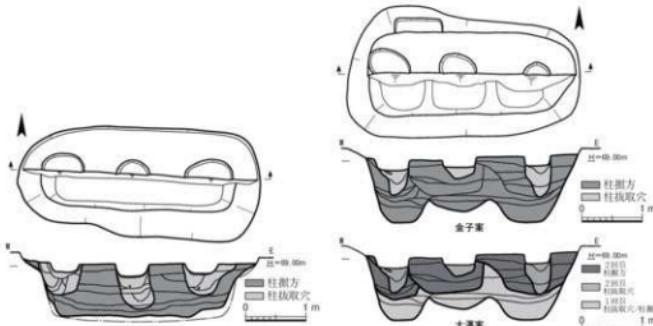


図4 幢旗遺構SX11253遺構図 1:80

図5 幢旗遺構SX11254遺構図 1:80

最下層の1回目の柱掘方ないし柱抜取穴については、柱抜取穴とみた場合、1本ごとではなく、一度に全てを抜き取っており、当該期としては異例となる。また、柱掘方とみた場合には、柱抜取穴から外れた位置を断ち割ったか、2回目の柱掘方に完全に壊されているため、1回目の柱抜取穴が全く遺存しないという理解になる。平面プランの中軸で断ち割っており、柱抜取穴から完全に外れるとは考えにくく、深さからみて1回目の柱抜取穴が2回目の柱掘方に完全に壊されているとも考えにくいことから、最下層についてはひとまず1回目の柱抜取穴とみておく。

2回の掘削とみた際には異例な特徴も目立つが、2回目の掘削が部分的な再掘削といった特殊な事情によると考えれば、異例な様相はむしろ自然に理解できる。あるいは今日的な水準で平面検出・土層観察すれば、個別掘削などの異例な特徴は通有なものへと解消される可能性も充分考えられよう。

いずれにしても、他の遺構と重複するSX11254の土層が、重複しないSX11253に比べて格段に複雑であることは、SX11254に特殊な事情が生じたことを強く示唆しており、c期遺構SB11265により一度は壊されたSX11254に、幡旗柱穴を再度掘削したことを反映しているとみるのが、土層的にも重複関係的にも、最も整合的である。

他の幡旗柱穴には本格的な断面調査がなされていないため確言するまでは至らないものの、以上の検討結果に基づけば、他の遺構と重複しないSX11252・11257・11258は1回のみの掘削、c期遺構と重複するSX11255・SX11256は2回の掘削であるとみてます間違いない。そこで、1回目の掘削にともなうものをSX111252・11253・11254a・11255a・11256a・11257・11258からなるd1期幡旗遺構、2回目の掘削にともなうものをSX111252・11253・11254b・11255b・11256b・11257・11258からなるd2期幡旗遺構とする。このように理解することで、d期幡旗遺構がII期を通じて存在しなければならないことと、発掘遺構で観察されたd期遺構が最も新しいという重複関係とを両立することができる。

幡旗遺構の常設性 遺構の重複関係については解決することができたが、d期幡旗遺構がII期を通じて用い続けられるためには、1回ないし2回の柱穴掘削のみでも、宝幡・四神旗を毎年の朝賀や即位式で立てることが可能である必要がある。これについては「幡柱管」を常設することで可能となるのは吉川の指摘通りである（吉川1999）。この「幡柱管」の常設について、発掘遺構からも支持されることを以前にも指摘した（大澤2019a）が、本稿の知見を加えて改めて確認しておく。

基本的には毎年の朝賀や即位式の度に幡旗が立てられた通常時というべき事例である藤原宮幡旗遺構SX11400や、平城宮第二次大極殿院例のうちSX11253、長岡宮SX34300-P1～2・43017・43018には、1回分の柱掘方・柱抜取穴しか検出されていない。一方で、複数回あるいは複数条の柱穴掘削の考古学的な痕跡を確認できるのは、例外的・仮設的な場

合というべきものに限られている。第二次大極殿院例のうち部分的に再掘削されたSX11254や、大極殿が未完成であった際の2回の朝賀（天平13・14年）にともなう恭仁宮SX15402・15403では2回分の柱掘方・柱抜取穴が確認でき、西宮での朝賀（天平神護元年（765）および拜賀（神護景雲3年（769））にともなうとされる平城宮西宮SX19697～19703・SX19707～19713では南北2条の2回分の幡旗柱穴列が検出されており、後二者は史料にある儀式の回数とも対応している。

以上のように、通常時というべきものには一度きりの柱穴掘削しか確認できないのであり、「幡柱管」を常設することで幡旗（幡）を複数回立てたとみるのが、一回きりの柱穴掘削と複数回の幡旗樹立という一見矛盾する状況を最も無理なく説明できる。

もちろん、儀式の度に同一箇所へ柱穴を掘削し直し、幡旗（幡）を複数回立てたとみて、最終の柱掘方と柱抜取穴のみが遺存し、結果としてそれ以前の痕跡が完全に遺存していないとみることも不可能ではない。しかしその場合、恭仁宮例や第二次大極殿院例のうちSX11254では、同一柱穴への再掘削の痕跡が発掘遺構として確認できているにも関わらず、藤原宮例、平城宮第二次大極殿院例のうちSX11253、長岡宮例といった通常時というべき事例でのみ、再掘削の痕跡が偶然に全く遺存していないと理解することになり、不合理と言わざるをえない。

すなわち、幡旗（幡）を立て柱穴は、基本的には1回のみの掘削で、そこに「幡柱管」を常設することにより複数回幡旗を立てたが、例外的・仮設的な場合には、その都度柱穴を掘削して幡旗を樹立し、儀式後に抜き取ったと考えるのが、遺構・史料上最も合理的である。第二次大極殿院のd期幡旗遺構についても、「幡柱管」を常設することで儀式の度に幡旗を立てており、基本的には幡旗柱穴の掘削は一度きりだが、c期遺構と重複するものについては再度掘削したため、結果として柱穴掘削が1回分のものと2回分のものが並存することになったのである。

新遺構変遷案　以上をまとめた遺構変遷案は、以下の通りである。

d期幡旗遺構は第二次大極殿が完成したII期当初から存在し、a期遺構やb期遺構と並存した（d1期幡旗遺構）。幡旗柱穴には「幡柱管」が常設され、これを用いて宝幡・四神旗を毎年の朝賀や即位式で立てた。そして、d1期幡旗遺構のうち重複するSX11254・11255・11256を壊し、c期遺構をつくる。その後、c期遺構により壊されたSX11254・11255・11256を再度掘削し、「幡柱管」を再設置、宝幡・四神旗を立てた（d2期幡旗遺構）。

このようにd1期→d1期・a/b期→c期→d2期と理解することで、II期を通じてd期幡旗遺構が用いられたことを、発掘遺構の重複関係と矛盾なく整合して説明できる。

なお、幡旗遺構SX11252～11258以外のd期遺構が、d1期とd2期とどう関係するのかは不明であり、幡旗遺構と一緒にされてきたSA11301・11302・11303・11224・11225な

表1 各宮殿における幡旗（幡）遺構

| 宮殿 | 幡旗（幡）遺構 | 年代 | 樹立位置 | 配置方式 | 文献 |
|----------------------------|--------------------------------|-----------------|---------|---------------------------------------|----------|
| 藤原宮 | SX11400 | 701~710 | 大極殿院南門前 | 中央に1本、その東西に三角形状に各3本 | 大澤ほか2017 |
| (平城宮第一次大極殿院) | 幡旗遺構候補A・B | (710~740) | 大極殿院南門前 | (中央に1本、その東西に三角形状に各3本) (3本横一列+四角形状に4本) | 大澤2019b |
| 平城宮第一次大極殿院 | SX6690 | 715~740 | 大極殿の前 | 7本横一列 | 大澤2019a |
| 慈仁宮（大極殿未定） | SX15401~15403 | 741~742 | 朝堂院南門の北 | 7本横一列 | 古川2016 |
| 慈仁宮（大極殿完成） | 未検出 | 743 | 大極殿の前? | 7本横一列? | |
| 平城宮第二次大極殿院 (大極殿未定?・大安殿) | 未検出 | 745~ 750s前半頃 | ? | 7本横一列? | |
| 平城宮第二次大極殿院 (大極殿完成) | SX11252~11258 | 750s前半頃 ~784 | 大極殿の前 | 7本横一列 | 本稿 |
| 平城宮西宮 | SX19697~19703 SX19707~19713 | 765~769 | 西宮正殿の前 | 7本横一列 | 海野ほか2015 |
| 長岡宮 | SX34300-P 1~2 43017~43018 | 785~793 | 大極殿の前 | 7本横一列 | 山中1997ほか |
| 平安宮 | 未検出 | 平安時代 | 大極殿の前 | 7本横一列 | 『延喜式』ほか |

どの旗竿遺構や、幟幕の支柱とみるSA11220、南北棟建物SB10034・9141が果たして本当に一連のものであるのかなど、幡旗遺構とともにうなう遺構の組合そのものを含めてなお検討の余地がある。

IV おわりに

今回の新しい遺構変遷により、遺構の重複関係から桓武即位に比定されてきたd期幡旗遺構について、第二次大極殿が完成した当初から存在したと理解することが可能となった。これにより、藤原宮から長岡宮までの宮殿における幡旗（幡）遺構の変遷を、発掘遺構として矛盾なく説明できるようになり、基本的な対応関係がほぼ出揃ったことになる（表1）。

第二次大極殿院の儀式遺構に関して、幡旗遺構については解決できた。しかし、a・b・c期遺構の性格や年代については検討の余地が残っている。a・b・c期遺構の年代は、遺構の重複関係および出土遺物からは平城遷都以降、長岡遷都以前とする以上には細かく絞り込めない。これを解決するためには、a・b・c期遺構が用いられた儀式の検討が必要である。吉川が仏教法会に関わると指摘した（吉川1999）b期の旗竿遺構が手掛かりとなると考えているが、この点についてはさらに検討を加えたうえで改めて論じることしたい。

参考文献

- 梅本康広 2005「2 長岡宮跡第343次（7ANEHJ-3地区）～大極殿院、乙訓都衙跡、山畠古墳群～発掘調査報告」「長岡宮「北苑」・宝幢遺構」向日市埋蔵文化財調査報告書 第66集 向日市埋蔵文化財センター pp.95-106
- 海野聰・芝康次郎・青木敬・小田裕樹・今井晃樹 2015「平城宮第一次大極殿院広場の調査—第520次」「奈良文化財研究所紀要2015」奈良文化財研究所 pp.142-150
- 大澤正吾・諫早直人・山本亮・西山和宏・山本崇 2017「藤原宮朝堂院の調査—第189次」「奈良文化財研究所紀要2017」奈良文化財研究所 pp.84-102
- 大澤正吾 2019a「宮殿における幡幟（旗）遺構の展開」「条里制・古代都市研究」第34号 条里制・古代都市研究会 pp.15-40
- 大澤正吾 2019b「平城宮幡旗遺構の発見—平城京遷都と儀式遺構の変化—」「藤原から平城へ 平城遷都の謎を解く」奈良文化財研究所 pp.73-96
- 金子裕之 2002「平城宮の宝幢遺構をめぐって—宝幢遺構に関する吉川説への疑問—」「延喜式研究」第18号 延喜式研究会 pp.106-129
- 寺崎保広・金子裕之 1993「V.4 遺構の性格」「平城宮発掘調査報告X.IV」奈良国立文化財研究所創立40周年記念学報 第51冊 奈良国立文化財研究所 pp.145-170
- 中塚良・大森由美子・國下多美樹 2005「1 長岡宮跡第430次（7ANEHJ-10地区）～大極殿院（前庭）宝幢跡～発掘調査報告」「長岡宮跡ほか」向日市埋蔵文化財調査報告書 第68集 向日市埋蔵文化財センター pp.1-60
- 西本昌弘 2004「孝謙・称德天皇の西宮と宝幢遺構」「続日本紀の諸相」続日本紀研究会 編書房 pp.273-293
- 古川眞 2016「1 恭仁宮跡平成27年度保存活用調査報告（恭仁宮跡第95次調査）」「京都府埋蔵文化財調査報告書（平成27年度）」京都府教育委員会 pp.1-10
- 町田章・金子裕之・小野健吉・上野邦一・岸本直文ほか 1993「平城宮発掘調査報告X.IV」奈良国立文化財研究所創立40周年記念学報 第51冊 奈良国立文化財研究所
- 山中章 1997「長岡宮宝幢遺構」「考古学ジャーナル」418 ニュー・サイエンス社 pp.34-36
- 吉川真司 1999「長岡宮時代の朝廷儀礼一宝幢遺構からの考察—」「年報 都城」10 向日市埋蔵文化財センター pp.201-217
- 吉川真司 2007「大極殿儀式と時期区分論」「国立歴史民俗博物館研究報告」第134集 国立歴史民俗博物館 pp.7-26

挿図出典

- 図1：『群書類従』第七輯所収「文安御即位調度図」より作成
- 図2：町田・金子ほか1993
- 図3～5：町田・金子ほか1993を一部改変

奈良時代の鐘楼遺構

— 興福寺鐘楼に関する補論 —

森先一貴

I 序　論

古代寺院では經典を納める經藏とともに、時を告げる鐘楼が講堂の前方東西に対をなして建てられるのが通例であった。ただし、奈良時代以前の鐘楼の規模や構造については、文献・絵画史料にみえる描写からの推定に大きく依拠せざるをえない上、その姿は一様ではなく、実態は必ずしも明らかではなかった。例えば、『天寿国繡帳』（7世紀前半）には單層の鐘堂が描かれている。他方、現存最古の法隆寺西院鐘楼は平安時代に旧規にならって再建されたと考えられるもので、樓造である。さらに、時代の降るものの中には例えば滋賀県にある重要文化財の石山寺鐘楼（鎌倉時代）のように、樓造で初層に袴腰と呼ばれるスカート状の構造物が付されたものがあり、その初源は不明であった。このように、奈良時代以前の鐘楼の姿は断片的にしか伝わらず、発掘遺構をもってその実態を明らかにしていくことが期待されたところである（西山2004）。

最近、奈良文化財研究所では、興福寺鐘楼跡の発掘調査を平城第625次調査として実施した（森先他2021）。『興福寺境内整備構想』（1998年）に基づき整備を進める興福寺より委託を受けて継続してきた発掘調査の一環である。前掲の文献で報告したとおり、この鐘楼が袴腰付鐘楼であることを発掘調査で明らかにし、それが奈良時代に遡る可能性を指摘した。ただし、紙幅の制約もあり詳細を示すに至らなかつた情報があるとともに、その後に追加の室内分析も実施してきた。

本論ではまず、これらの情報を補いつつ興福寺鐘楼の発掘遺構としての調査成果を改めて詳しく述べる。加えて、今回明らかにした興福寺鐘楼の規模や構造の歴史的位置づけをより明確に示すために、既往の発掘調査で検出された事例を含む奈良時代の鐘楼遺構を集束し、それらとの比較検討を通じて、興福寺鐘楼の歴史的評価を補論する。

II 興福寺鐘楼の発掘調査成果

1 発掘作業の方法と基本層序

鐘楼跡は2016年に奈良文化財研究所が実施した平城第559次調査（奈良文化財研究所

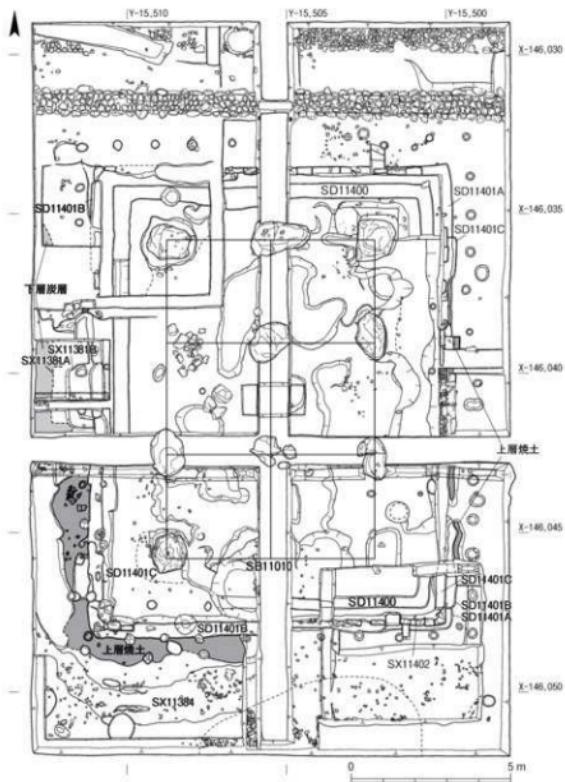


図1 興福寺鐘楼遺構平面図

2018)でも、基壇の部分的な調査を実施していたため、基壇範囲については判明していた。そこで、基壇全体を含む345m²の調査区を設定して発掘作業を実施した。

調査は重機によって表土・造成土・近代の遺物を含む盛土上半および旧調査区埋戻し土を除去したのち、人力によって掘削を進めた。基壇上では、表土の下部に近代以降の盛土があり、その下位で基壇土にいたる。基壇周囲では約20cmの整備盛土の下位に近代以降の盛土があり、場所によってその下位に赤色焼土塊の広がる面を確認した。平城第559次を

踏襲して「上層焼土」と呼称する。基壇西側では、上層焼土の中及びその下位には一部に材の状態をとどめる炭化材を検出した。これらの下位には複数の整地層が堆積する。整地層の多くは褐色砂質の層であるが、含有する炭化物の多寡によって分層可能である。これらの下位には炭化物が濃集した単層があり、「下層炭層」と呼称した。その下に最下部の整地層があり、これは基盤となる礫・砂・粘土を含む層の直上に施されている。

作業を進めるにあたっては、調査区を四分する上端幅80cmの調査用畦を設定した。基壇周囲は上述のように複数時期の様相が重疊しているため、一律に最下部まで掘削することはせず、各時期の状況を保存した調査となるようにした。すなわち、南西区画と南東区画の旧E区以外については上層焼土面までの掘削とし、第559次調査のD区を含む北西区画、北東区画、及び第559次調査E区については最下部の下層炭層ないし最下層整地まで掘削した（図1）。最下層整地まで掘削した区画についても、上層面の状況を随時記録した。

2 検出遺構

鐘樓の平面規模 鐘樓（SB11010）基壇には9基の礎石が残存する。長径1.0~1.9mで、柱座などの造り出しがない三笠安山岩の巨石を使用している。礎石には据え直された痕跡はないことから、鐘樓は創建当初から桁行3間（約10.1m、34尺）、梁行2間（約6.5m、22尺）の規模で、柱間寸法は、桁行では中央間が12尺、両脇間が11尺、梁行は11尺等間である。

基壇の構築 基壇の上面には近世以降の搅乱坑を多数検出したものの、基壇周縁の施設の残存状況は良好であった。これにより明らかになった基壇規模は、南北約14.5m（49尺）、東西約11.1m（37.5尺）である。基壇の東西断面の観察によれば、基壇は基盤層のうえに種類の異なる土を積んで構築するが版築は施されない。基壇土の各单位は基壇外間に向けやや傾斜することを複数断面で確認しており、丘状に積み上げた上で、基壇外装の構築に先立って外周部を切り出していることがわかる。上述のように、礎石には据え直しの痕跡はなく、基壇土の構築とともに設置されており、創建当初の位置を保つ。

基壇外装の構造 基壇外装は羽目石が残るが、多くは抜き取られていた。基壇周縁部では最下層整地上位に堆積する赤みを帯びた褐色砂質整地を掘り込む、瓦や白色の礫を含んだ褐色土を埋土とする溝（SD11401A）、上層焼土面から掘り込んだ暗褐色土を埋土とする溝（SD11401B）、近世以降の盛土で一体的に埋められた溝（SD11401C）の3条を認めた（図2）。検出面及び出土遺物からそれぞれ、平安時代・室町時代・江戸時代以降のものと想定した（年代学的検証は後述）。3条の溝は、改修時にそれまでの羽目石を抜き取るとともに、新たな羽目石を据え直した溝でもあり、抜取・据付溝と呼ぶべきものである。興福寺鐘樓は繰り返し罹災しているが、全てにおいて壊滅的な被害を受けたわけではなく、基壇外装の改修にまで及んだ機会は大きく2度であったとわかる。また、基壇北面の羽目石

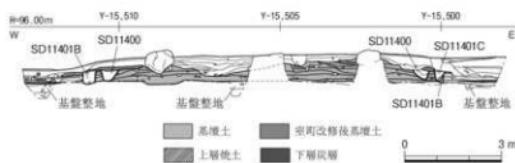


図2 鐘樓SB11010基壇東西断面図

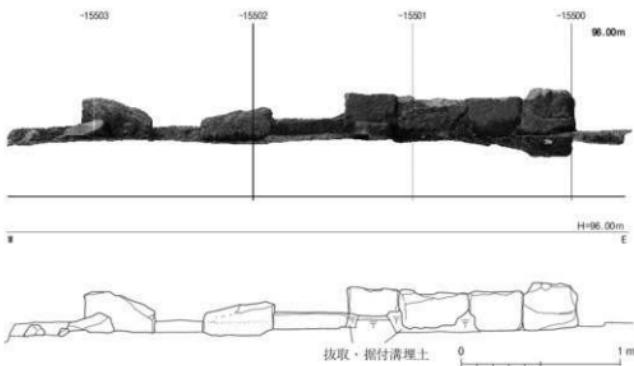


図3 鐘樓基壇南面東側の羽目石列SX11402（南から見た状態。上：3次元モデル、下：立面図）

SX11406・11407や東南部の羽目石SX11402は平安時代の抜取・据付溝に据えられている一方、基壇東面の羽目石SX11408は室町時代の抜取・据付溝に据えられており、現状で認められる羽目石の設置年代は異なっている。さらに、抜取・据付溝底面には、羽目石が抜き取られている箇所において、羽目石の大きさに近似する形状で底面が一段低くなる箇所が複数あり、地覆石の痕跡は認められなかった。基壇南面にこる羽目石SX11402の立面図に示すように、羽目石底面高には大きくばらつきがあり、また被熱の程度も石材によって異なる（図3）。これらのこととは、鐘楼基壇外装では地覆石を据えず据付溝底面で羽目石上面を揃える工法がとられていたこと、それぞれの羽目石の設置年代が異なる可能性を意味する。なお、どの時代にも基壇周間に雨落溝は設けられていない。

基壇土の積み足し 土層断面観察の結果、基壇土は後世に一度積み足しが行われていた。この基壇土は室町時代の抜取・据付溝SD11401Bの縁辺を部分的に覆う箇所があるこ

とから、少なくとも室町時代に羽目石を据え直した時より後に基壇土を積み足していることがわかる。基壇周囲には先に述べたように整地が繰り返されていたため、見かけの基壇高は時代が降るほどに低くなつたであろう。このため、室町時代以降に基壇高を改めて確保する改修工事があったと推定する。

袖腰地覆抜取溝 さらに、今回の発掘調査を特色づける成果として、基壇上面で検出し

た素掘溝SX11400があげられる。これは積み足し基壇土が削平された西北区画と東南区画において、基壇上面の基壇縁に沿うように設けられた溝である。その規模は南北13.4m、東西10.1mである。基壇外側の壁面が直立する逆台形状の断面をなし、埋土には破碎した凝灰岩片が含まれていた。興福寺鐘楼は、下層部分が袴腰と呼ばれる構造物で覆われていたことが『春日椎現駆記絵』(14世紀初頭)などの絵画史料から知られる(図4)。その位置、断面形状、凝灰岩片の存在からして、この素掘溝は袴腰の基礎を抜き取った痕跡と考える。

階段の構造 絵画資料によれば基壇西面には階段があったと考えられる。階段想定位置では、上層焼土が通常より西側に広くのび、基本層序で述べたように炭化材も厚く堆積するなど、基壇周囲のなかでも特異な状況が認められた。そこで鐘楼南北中軸上に調査用畦を設けて掘削し、羽目石あるいはその抜取溝の屈曲や階段の耳石地覆とみられる溝などから階段位置の推定を試みたが確認に至らず、羽目石の抜取は途切れることなく南に続いていた。ただし、下層炭層が堆積しない範囲が矩形平面をなしていたことから(SX11381A)、この位置が創建階段痕跡であろうと推定した。さらにその位置に一部重複して、階段の裏込土と見られる凝灰岩片などを含む土が認められた。下層炭層はわずかにこの土の下層に潜り込む状況があったため、これを改修後の階段痕跡とみなした(SX11381B)。畦の土層においても羽目石を抜き取ったと見られる複数の溝が認められる。基壇外装には地覆石が認められなかったことを指摘したが、階段位置においても耳石地覆は敷設されていないと考えられる。階段は裏込土により調整しながら石材を積み上げるような工法が用いられ、この位置を通る羽目石ないし墓石は踏石最上段を兼用した可能性がある。

これらのほか、上層焼土面及びその相当面では基壇の北東と南西に帯状の瓦堆積を確認した(SX11383)。基壇の北東では幅が最大で0.8m、長さ約6m、おなじく南西では幅約1m、長さ約7mの範囲で、基壇を取り巻くように広がる。これらは上層焼土形成時の被災で、鐘楼に葺かれていた屋根材が落下したもの可能性がある。



図4 「春日椎現駆記」に描かれた中世の興福寺鐘楼(卷十一より)
(板橋貴雄模写、明治3年)

3 年代学的検討

放射性炭素年代 基壇周囲の複数の整地土については出土遺物量が少ないので、その年代決定のために炭化物の放射性炭素年代測定を実施した(図5、年代値一覧は森先他(2021)を参照)。試料は炭化物・炭化材である。整地土については基壇西側の単一の土層断面を上層から両刃鎌で慎重に掘り下げつつ、ピンセットでサンプリングした。樹痕等による顕著な搅乱は認められなかった。微細な草本の根については入念に除去した。下層炭層から2点、上層焼土から3点、それらに挟まれる複数の整地土から6点の、合計11点について測定対象とし、測定を(株)加速器分析研究所に委託した。このうち、1点は現代炭素の混入であったため除外した。暦年較正はIntCal20によった。

図5に示したのは較正年代範囲である(OxCa4.4.4: cal AD, 2 σ)。下層炭層(1c)が7世紀後半~9世紀、上層焼土(ub)中の炭化材が11世紀~12世紀とまとまる。これらに挟まれる整地土については炭化物の由来が单一ではないと想定されるため、炭層や焼土に比べれば年代値がばらつくが、整地土下半(1s)が7世紀後半~8世紀後半と11世紀~12世紀中頃、整地土上半(us)が11世紀後半からもっとも遅く14世紀の炭化物が含まれており、新旧の逆転などは認められない。

史料による罹災履歴との対応 これらの罹災履歴との対応関係を検討する。鐘楼は平安時代から江戸時代にかけて都合8回罹災している(表1)。下層炭層は元慶年間に記録がある最初の焼失に対応する。整地土下半は平安時代のものと考えられ、これを掘り込む羽目石抜取・据付溝SD11401Aは平安時代の改修にあたるとの想定とも整合する。問題は基壇周囲最上層にある上層焼土(ub)とその直下の整地土(us)の年代が逆転する点である。ただし、上層焼土やそこに含まれる炭化材は鐘楼壁材等の鐘樓上部構造そのものに由来する可能性があることから、必ずしも基壇周囲の整地土よりも新しいとは限らない。整地土上半の年代は概ね鎌倉時代に収まることから、古木効果を考慮すれば治承(あるいは建治)年間の焼失後の再建時に平安時代後期の材を用いて構築した壁材が、嘉曆年間の焼失時、すなわち鎌倉時代までの周辺整地土の上に倒壊したと解釈するのが合理的である。この理解は、上層焼土及び最上層整地を掘り込む羽目石の抜取・据付溝SD11401Bに、室町時代に降る土器・瓦等が含まれていることとも矛盾しない。

治承年間の鐘楼の罹災は南都焼き討ちによるもので、甚大な被害が推測される。一方、建治年間の鐘楼の罹災は僧房への落雷が延焼したものとされる。鐘楼も被害を受けたとする記載(『興福寺略年代記』、『三会定一記』)がある一方、その記載を欠く史料もみられ(『中臣祐賢記』)、実際の被害の程度は明らかではない。またこの時に限り再建年も明記されていない(表1)。こうした点もふまえれば、上層焼土中の炭化材は、その年代が11世紀~12世紀であることから治承年間の焼失後、養和元年の再建鐘楼に由来する材である蓋然性

表1 興福寺鐘楼罹災履歴（森先他2021より）

| 焼失年 | 原因 | 再建年 | 出典 |
|--------------|-------------|-------------|-------------------------|
| 1 元慶2年（878） | 失火 | 元慶5年（881）以降 | 『日本三代実録』 |
| 2 永承元年（1046） | 民家への放火からの類焼 | 永承3年（1048） | 『興福寺流記』『扶桑略記』『造興福寺記』ほか |
| 3 康平3年（1060） | 中金堂からの出火 | 治暦3年（1067） | 『康平記』『扶桑略記』『三会定一記』ほか |
| 4 永長元年（1096） | 中室からの出火 | 康和5年（1103） | 『中右記』『後二条御通記』『三会定一記』ほか |
| 5 治承4年（1110） | 平重衡の南都焼き討ち | 義和元年（1111） | 『玉葉』『山槐記』ほか |
| 6 建治3年（1227） | 僧房への落雷による火災 | 再建年不明 | 『三会定一記』『興福寺略年代記』ほか |
| 7 寶曆2年（1237） | 寺内の紛争による放火 | 応永5年（1298） | 『法隆寺別当次第』『惠元記』『大乘院日記』ほか |
| 8 享保2年（1717） | 講堂からの出火 | 後、再建されず | 『南都年代記』『塩尻』ほか |

OxCal v4.4.4 Brink Ramsey (2021).r5 Atmospheric data from Briner et al (2020)

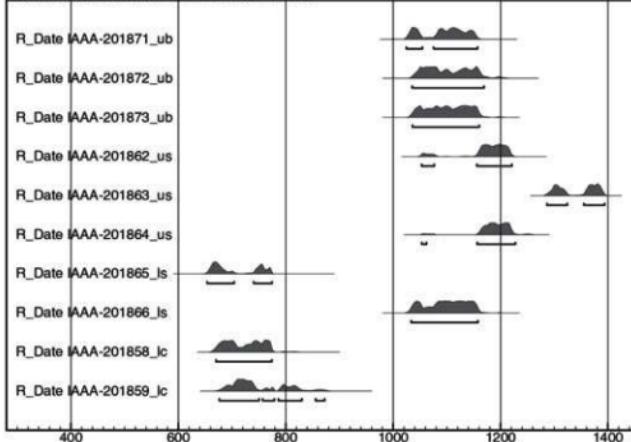


図5 鐘楼基壇西側に堆積した炭化物の層年較正年代範囲（OxCal4.4.4）

が高い。建治年間の火災で鐘楼が受けた被害は再建に至るほど大きくなかった可能性もあり、今後とも検討が必要である。

4 鐘楼の上部構造に関する検討

『興福寺流記』には、鐘楼の規模について大小二つの記載がある。一つは経藏（=桁行34尺、梁行22尺）と同規模とする記述で、鐘楼の礎石位置から推定される柱配置に基づく

建物規模と一致する。一方、「弘仁記」(弘仁年間(810~824))には桁行46尺(13.6m)、梁行35.3尺(10.4m)とあり、また「宝字記」も同様である、とも記される。経蔵の規模より一回り大きな「弘仁記」および「宝字記」の記述が何に基づくものかはこれまで判然としなかった。森先他(2021)で報告したように、今回検出した基壇上面をめぐる素掘溝SD11400の南北および東西距離はそれぞれ13.4m、10.1mであり、「弘仁記」および「宝字記」の数値と近似する。このことから、「弘仁記」および「宝字記」に記載された鐘楼の規模は、榜腰下端の平面規模を記していると考えられる。また、このことからみて興福寺の鐘楼が榜腰を備えた時期も、奈良時代にさかのほる可能性がある。

また、基壇西面における土層断面の観察時に、上層焼土直下に白色の薄片が面的に堆積している状況が認められた。これが鐘樓上部構造の外壁仕上げ材である可能性を考慮し、発掘調査中に上層焼土とともにブロックサンプルを採取した。発掘調査中の所見にもとづき、室内でブロックサンプルから白色薄片を採取し、顕微鏡観察及び元素分析をおこなった。発掘調査中の観察では、白色薄片が漆喰か白土である可能性を予測していたが、分析結果から、白色薄片の主な構成要素はケイ素を多く含む非晶質の粒子と考えられた。推測の城を出ないものの、形状的特徴や検出元素、構造などから火山ガラスと推察される。養和再建時の鐘楼の外壁には、火山灰材料を用いた白色塗装がなされていた可能性を考えらる（森先他2022）。

5 興福寺鐘楼の変遷

以上の検討結果から、興福寺鐘楼基壇の変遷は、一部に推測を加えて復元すれば次のような順序を辿ると考えられる（図6）。

【奈良時代創建期】

- 1) 丘状に基壇土を積み上げると同時に、礎石を設置する。
- 2) 外周部を切り出し、地覆石は置かず羽目石を設置する。基壇上面に榜腰地覆石を設置する。鐘楼を建てる。

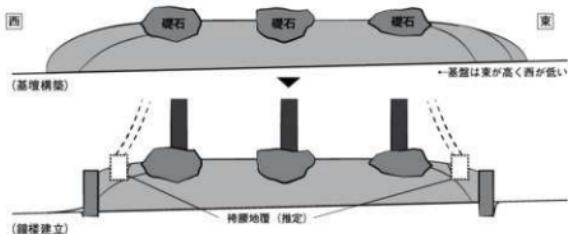
【平安時代】

- 1) 平安時代のいざれかの罹災の後、羽目石の一部を据え直す。据え直しに際しては石材の高さに規格を設げず、羽目石底面で高さ調整をおこなう。あわせて基壇周間に整地をほどこす。基壇の周囲に対する比高は低下した。治承4年(1180)の焼失後、養和元年(1181)に上部構造を再建する。この再建鐘楼の外壁は、火山灰材料を用いた白色塗装がなされていた可能性がある。

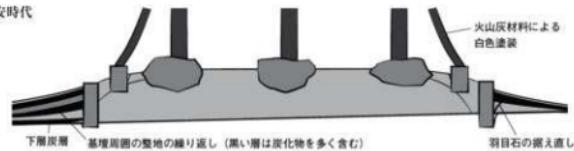
【室町時代】

- 1) 嘉暦2年(1327)の焼失により、おそらく養和年間の再建鐘楼が基壇周間に焼け落

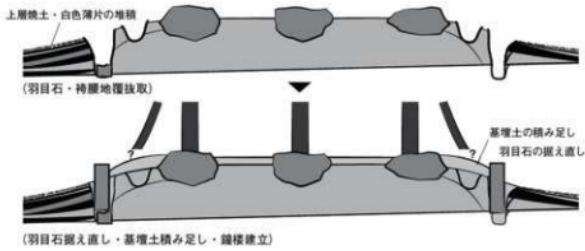
奈良時代創建期



平安時代



室町時代



江戸時代以降

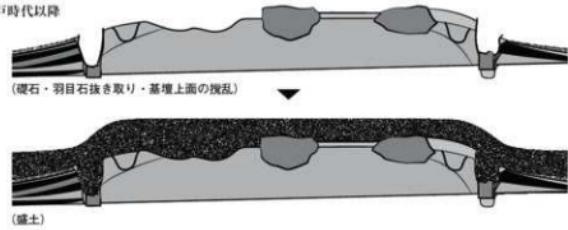


図6 興福寺鐘楼の変遷 (東西断面模式図)

ちて堆積する。羽目石の一部を抜き取り（底部に残欠を残す場合がある）、据え直す。この際、基壇高の確保のため、基壇土を積み足し、羽目石上面の高さを上げる。

2）この時期以降の袴腰については遺構としては確認できないが⁶、絵画資料（例えば、興福寺伽藍春日社境内絵図（宝永5年））は鼓楼とともに袴腰を描く。遺存はしないが、割石等を用いた簡易な地覆を有したとも推測しうる。

【江戸時代以降】

- 1）享保2年（1717）の焼失後は、寺院再建とは関係しない動機による礎石や羽目石の抜き取りがあったとみられる。
- 2）近代以降、基壇位置の復元のため盛土がなされ、基壇周囲に保護柵が設けられた。

6 経藏との比較

興福寺と対をなし講堂前面東方に位置する経藏は、2015年度に発掘調査がおこなわれた（奈良文化財研究所2018）。その規模は桁行3間・梁行2間の南北棟建物であり、柱間寸法、基壇規模のいずれもが鐘楼とほぼ完全に一致する。経藏の南北中軸ラインはX=146.040.8を通るが、これも鐘楼と一致する。基壇の構築については基盤上に丘状に積み土をおこなうが、版築を施さない点、基壇外装は地覆石をもたず羽目石を直接立てている点、雨落溝を伴わない点も全く同じである。二つの建物は同一の設計に基づき、計画的な伽藍整備計画のもと建築されている。

異なる点としては、鐘楼では基壇構築の過程で礎石が据えられたが、経藏では礎石据付穴を報告している点、鐘楼では平安時代・室町時代・江戸時代の基壇外装抜取溝（前二者にあっては抜取・据付溝）を確認したが、経藏では平安時代に対応する抜取の痕跡は確認されていない点である。基壇外装抜取痕跡の数については、「興福寺流記」では9世紀代の経藏の罹災記録がはつきりしないことと関係する可能性がある。

また、経藏では袴腰地覆抜取溝が検出されていない。中世以降の絵画史料では経藏も袴腰を持つ姿で描かれている。経藏は近世までの間に鼓楼となるが、経藏で当初袴腰の痕跡が見られないことと、この建物の性格の変化には何らかの関係があるかもしれない。

III 奈良時代の鐘楼遺構とその規模及び構造

1 奈良時代鐘楼の規模

興福寺鐘楼の規模や構造を、他の古代鐘楼遺構と比較する。古代鐘楼を集成した宮本（1979）、箱崎（2006）を参考としつつ、奈良時代の鐘楼の姿が概ね推定可能な発掘遺構、もしくは経樓・鐘楼のいづれかが不明であっても、両建物想定位置で同一規模の建物が検

表2 発掘調査で検出した奈良時代の主な鐘楼遺構（括弧付は推定復元値）

| 寺院名 | 所在地 | 配置 | 棟方向 | 桁行 | 柱間寸法(尺) | 梁行 | 柱間寸法(尺) | 基壇(尺) | 文献 |
|-------|-----|--------|-----|------|----------------|----|-----------|----------|----|
| 大安寺 | 奈良県 | 講堂前面西方 | 南北 | (38) | (12.5・13・12.5) | 25 | 12.5・12.5 | (63) *50 | 1 |
| 薬師寺 | 奈良県 | 講堂後面西方 | 南北 | 37.5 | 12.5・12.5・12.5 | 25 | 12.5・12.5 | 65 *53 | 2 |
| 興福寺 | 奈良県 | 講堂前面西方 | 南北 | 34 | 11・12・11 | 22 | 11・11 | 49 *37.5 | 3 |
| 多賀寺 | 滋賀県 | 講堂前面東方 | 南北 | 31 | 11・9・11 | 22 | 5・12・5 | (57) *38 | 4 |
| 武藏国分寺 | 東京都 | 講堂前面東方 | 南北 | 31 | 10・11・10 | 20 | 10・10 | (50) *39 | 5 |
| 跡奥国分寺 | 宮城県 | 講堂前面東方 | 南北 | 30 | 10・10・10 | 20 | 10・10 | — | 6 |

文献

1:『年報1974』、2:『薬師寺発掘調査報告』、3:『紀要2021』、4:『近江の古代寺院』『史跡紫香來宮跡確認調査事業報告書』

5:『国指定史跡武藏国分寺跡跡東山道武藏道路』、6:『跡奥国分寺跡発掘調査報告書』

出・確認された事例に絞って表2に示した。ここにあげたものほか、いくつかの発掘調査報告書で鐘楼について記載がある。多賀城廃寺では金堂と講堂の間に東西に經樓と鐘楼が想定されている（宮城県教育委員会・多賀城町1970）。しかし、建物遺構は西側でのみ検出しており、その遺存状態も良好ではなく正確な規模と構造を知り得ない。また、法華寺鐘楼は現在、農臣秀領の寄進によるものが建ち、修理事業にともない基壇の調査がおこなわれ創建期の遺構を検出したとある（奈良県教育委員会文化財保存課1956）。しかし、本例も奈良文化財研究所が防災施設改修事業にともなう発掘調査（平城第363次調査）をおこなったところ、現鐘楼下層では中世の礎石据付穴を検出しており、両者の関係が不明となった（高橋・林2004）。講岐国分寺も鐘楼の可能性が高いとする建物を検出しているが、対象位置に同規格の建物はないため、機能は未確定としている（高松市教育委員会2018）。

表2によれば、柱配置が明らかな鐘楼は一例を除き基本的に桁行3間・梁行2間の南北棟建物である。興福寺鐘楼もこの例に漏れない。鐘楼の位置は講堂付近の東西いずれかに位置することが多いが、經藏（經樓）と鐘楼が東西いずれに位置するかは必ずしも定まっていない。今回取り上げた奈良時代における鐘楼の規模は、それが主に国家的寺院や国分寺であることもあって、7世紀（川原寺・杉崎廃寺）及び後世のものと比べ大きく、桁行で30尺以上のものがしばしばみられる。なかでも大安寺・薬師寺鐘楼は大規模で、興福寺はそれに次ぐ。

2 鐘楼発掘遺構の検討

大安寺　國家筆頭寺院の大安寺では、講堂前面西方に鐘楼、東方に經樓が位置する（奈良国立文化財研究所1975）。礎石据付据方とみられる根石群が東西に並んで3基検出されている（図7）。柱間は3.7m（12.5尺）、全長は7.4m（25尺）で、『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』にみえる「長三丈八尺、廣二丈五尺」と一致し、これが梁行方向であると判明する。他の鐘楼でも梁行の柱間は桁行の柱間ないし桁行脇間の柱間と一致することから考えれば、桁行38尺は中央間13尺、両脇間が12.5尺の柱間を持つことも推定可能である。したがって、

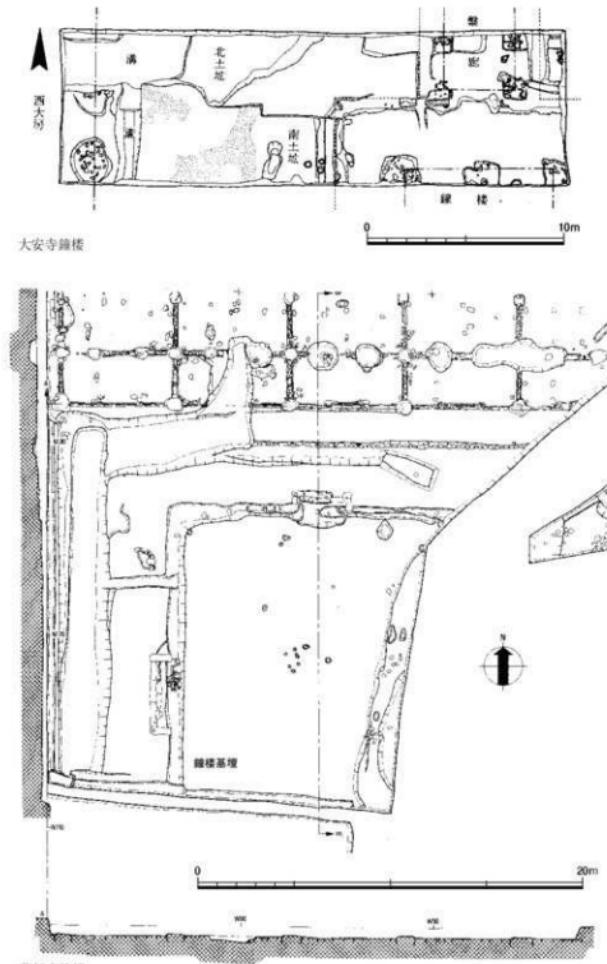


図7 大安寺・薬師寺の鐘楼遺構

本例も桁行3間・梁行2間の南北棟と考えられ、その規模は随一である。基壇外装に地覆石の一部が残る。側柱心から北・西面地覆石ラインまでの距離は3.7m(12.5尺)であることから、基壇東西規模は14.8m(50尺)であり、南北規模もおよそ18.5m(63尺)と復元可能である。基壇上面には削平が強く程度及んでいたとされ、据付掘方以外の遺構は認められない。大安寺では鐘楼と講堂西軒廊が繋ぎで結ばれるため、北面には階段ではなく、西面については存在するとしても調査区外にある。

薬師寺 絵画資料の検討から講堂後面西方で検出した基壇建物が鐘楼跡と考えられている(奈良国立文化財研究所1987)。基壇の3分の2を検出している(図7)。基壇は大きく削平を受け、礎石据付の痕跡もほとんど見られないが、部分的に凝灰岩や玉石の散布が見られ、礎石位置の地業痕跡と解されている。基壇周囲には羽目石の抜取溝と、石階段の地覆石と段石の一部が残る。地業痕跡の位置を考慮すると柱間寸法が12.5尺に復元されるといい、長和4年(1015)の「薬師寺縁起」にある記載(長さ三丈七尺、広さ二丈五尺)と一致するとされた。このことから、桁行3間・梁行2間で基壇の出は各14.5尺と復元され、基壇規模は南北65尺・東西53尺と推定された。基壇北面・西面のみの検出であり、礎石位置も正確にはわからないが、階段位置と史料記載が正しければこれ以外に別案は考えにくい。なお、基壇北面の羽目石は石階段の内部には通らないが、西面では石階段内部を貫通する。地覆石をもたず羽目石を直接立てたと考えられている。

甲賀寺 史跡紫香楽宮跡内裏野丘陵地区(小笠原他1989、滋賀県教育委員会2009)では、過去の発掘調査を通じて東大寺式伽藍配置をとる寺院遺構の存在が明らかにされてきた。また、2004~2007年に滋賀県教育委員会による内容確認調査が実施されている。講堂前面東西に建つ礎石建物が経棊・鐘楼であるとされ、東が鐘楼とされるが、発掘調査は西側建物についておこなわれた。地表に露出した礎石の配置は東西共通である。柱配置はやや特殊であり、桁行方向は3間であるが、梁行方向に4基の礎石が並び、隅位置にあるものが大ぶりで妻側のものがやや小ぶりの3間と推定されている。経棊側の確認調査の結果ではこれらの礎石は動かされていないこと、基壇が存在し、その規模は各面で柱心から2.4mであることが指摘された。この特異な配置は、中門と講堂を結ぶ回廊が接続することによるためかもしれない。中心伽藍をなす回廊が鐘・経棊に接続する構造は他に見られないため、これらの礎石建物の機能についても更なる検討が必要である。

武藏国分寺 国分寺市教育委員会による継続的な発掘調査によって、講堂前面東西に鐘・経棊が推定されている(国分寺市教育委員会2013)。東側が鐘楼とされているが、嚴密には経棊との区別がなされているわけではない。礎石据付穴がよく残り、基壇をもつ桁行3間・梁行2間の建物であること、掘込地業をもつこと、それらには版築が施されるなど堅牢な構造をもつ。その規模も桁行31尺・梁行20尺と大きく、大国の国分寺としての格式

は鐘楼にも反映されていたとみられる。基壇の部分的な断面調査が行われているが、基壇上に袴腰が巡るような状況は検出されていない。創建期の基壇外装については後世の改修で失われており、階段痕跡や雨落溝も認められなかつた。

陸奥国分寺 やはり令制国の大國である陸奥国の国分寺は、宮城県教育委員会により1950年代におこなわれた発掘調査で検出された（宮城県教育委員会1961）。講堂前面東西に同規模の礎石建物があり、東が鐘楼跡と推定された。通例どおり桁行3間・梁行2間である。桁行の柱間寸法が等間となり武藏国分寺よりわずかに小さいが、やはり官大寺にせまる規模である。ただし、基壇はもたず、礎石回りに他の遺構は認められないうえ、雨落溝の痕跡も検出されなかつた。

3 興福寺鐘楼の特徴

奈良時代の鐘楼遺構を通覧すると、興福寺鐘楼は大國の国分寺より大きく、大安寺や薬師寺などの官大寺に次ぐ規模を有していた。また、興福寺鐘楼の基壇は、外装に地覆石を持たず羽目石を直接立てる工法であるが、薬師寺のような大寺にも同種の工法が認められた。また、薬師寺の西面階段では、羽目石がその内部を通るという点が興福寺と共通する。階段は、大安寺では調査区外に存在するとみられ、その他には類例が検出されてはいないことから、基壇高との関係でその要不要が決まるのであろう。また、今回あげた事例の中に雨落溝が基壇周囲を巡る例は認められない。興福寺鐘楼の基壇外装の構造や雨落溝の不在が特異というわけではない。

今回の興福寺鐘楼SD11400は、かつて「袴腰付鐘楼の場合、袴腰底部には地覆石が据えられていたと考えられますから、この地覆石の痕跡が検出できれば、袴腰付の建物であった可能性が強くなります」（西山2004）と予想されていたものに合致する発見である。興福寺鐘楼以外には、遺構として袴腰の痕跡を検出した事例は確認できなかつた。興福寺鐘楼は、現存事例では平安後期以降に一般化する袴腰付鐘楼の、現時点最古の事例であることを改めて確認した。

奈良時代の写本とされる『絵因果經』（亀田編1977）は、釈迦の半生とその因縁としての前世の話を絵文と繪で記した経典であるが、この中に袴腰を持つ様門が描かれている。描写的の厳密さには欠くとされるが、このような外觀の建築はすでに知られていた可能性があり、奈良時代においても袴腰付建築物の存在はありうる（宮本1979）。

留意すべきは、興福寺鐘楼のように基壇上のひとまわり内側に袴腰地覆石がめぐる場合以外にも、袴腰基礎が基壇外装の上端に据えられる場合も想定できる。このような場合には今回のような方法で袴腰の痕跡を見出すことは期待できないことにも注意が必要で、基壇外装の石材上面に風蝕差が認められないかなど慎重な観察が求められよう。

IV 結論

本論では、興福寺鐘楼の規模や構造、変遷に関する補論をおこない、さらに奈良時代の鐘楼遺構との比較検討をおこなうことで、興福寺鐘楼の特色を浮き彫りにすることを試みた。検討結果を以下のように整理し、結論とする。

- 1) 興福寺鐘楼は創建以来、桁行3間、梁行2間、基壇外装は羽目石を直接立てる構造で、袴腰を備えた構造であったと考えられ、西面に階段をもつ。袴腰付鐘楼は、現存事例で平安時代後期以降のものが知られていたが、奈良時代にまで遡る可能性がある。袴腰外面は、養和元年の再建時には火山灰材料を用いた白壁塗りとされた。
- 2) 興福寺鐘楼は史料上、複数回罹災したことが指摘されてきたが、損害程度は詳細が不明であった。発掘調査からは、基壇の大幅な改修を伴うような被害は少なくとも平安時代と室町時代にあったことが判明した。また、年代学的検討からは治承の焼き討ち以後に上部構造の本格的な再建があり、嘉暦年間に焼失したと推測できる。さらに享保年間の焼失を含めると、少なくとも四度、甚大な被害を受けた。
- 3) 経蔵と鐘楼は袴腰の有無を除けばほぼ同一の建築規格を有し、中軸ラインも一致することから正確な設計のもと一体的に建築されたと考えられる。絵画史料によれば、経蔵についても中世以降、近世までの間に袴腰を備えた姿になると見られる。それが「鼓樓」へと性格を変えた時期に一致するかどうか、今後検討が必要である。
- 4) 興福寺鐘楼の基壇構造や柱配置は奈良時代の鐘楼建築において異質なものではないが、その平面規模において官大寺に次ぎ、大国の國分寺を凌ぐという位置にあった。事例が少ないため、また創建年は厳密に一致しないため、さらなる検討が必要であるが、寺格に応じた規模を有していたと予想される。
- 5) 袴腰付鐘楼は興福寺鐘楼に特有のものであった可能性もあるが、当時において袴腰付建築物の存在がすでに知られていた可能性は十分ある。袴腰地覆石抜取溝や、基壇外装の精密な観察により、今後の発掘調査を通じて類例が追加されると期待できる。

謝辞

本論の執筆にあたり、箱崎和久、馬場基、山本祥隆、山崎有生、脇谷草一郎、村田泰輔、中田愛乃、金田明大、山口欧志（以上、奈良文化財研究所）の各氏から協力を得た。記して感謝申し上げる。

参考文献

- 小笠原好彦・田中勝弘・西田弘・林博通 1989『近江の古代寺院』 真陽社
龜田孜編 1977『日本絵巻物全集1 絵因果経』 角川書店

- 国分寺市教育委員会 2013『国指定史跡武藏国分寺跡附東山道武藏路跡—平成23年度保存整備事業に伴う事前意向確認調査—』 国分寺市教育委員会
- 滋賀県教育委員会 2009『史跡紫香楽宮跡（内裏野丘陵地区）確認調査地形報告書』 滋賀県教育委員会
- 高松市教育委員会 2018『特別史跡讃岐國分寺跡I—保存整備事業に伴う発掘調査報告書』 高松市教育委員会
- 奈良県教育委員会文化財保存課 1956『重要文化財法華寺本堂南門鐘樓修理工事報告書』 奈良県教育委員会
- 奈良国立文化財研究所 1975『奈良国立文化財研究所年報1975』 奈良国立文化財研究所
- 奈良国立文化財研究所 1987『薬師寺発掘調査報告』 奈良国立文化財研究所学報第45冊 奈良国立文化財研究所
- 奈良文化財研究所 2018『興福寺 第1期境内整備事業にともなう発掘調査概報Ⅱ』 興福寺
- 西山和宏 2004『梵鐘を吊る建物・鐘楼』「古代の梵鐘」 奈良文化財研究所飛鳥資料館 pp.23-33
- 高橋克壽・林正憲 2004『法華寺の調査』『奈良文化財研究所紀要2004』 奈良文化財研究所 pp.158-165
- 箱崎和久 2006『川原寺の調査—133-12次』『奈良文化財研究所紀要2006』 奈良文化財研究所 pp.74-81
- 宮城県教育委員会 1961『陸奥国分寺跡発掘調査報告書』 宮城県教育委員会
- 宮城県教育委員会・多賀城町 1970『多賀城跡調査報告—多賀城廢寺跡—』 吉川弘文館
- 宮本長二郎 1979『飛鳥・奈良時代寺院の主要堂塔』『日本古寺美術全集 第二巻 法隆寺と斑鳩の古寺』 集英社 pp.97-104
- 森先一貴・神野恵・和田一之輔・山本祥隆・山崎有生 2021『興福寺境内の調査—第625次』『奈良文化財研究所紀要2021』 奈良文化財研究所 pp.159-174
- 森先一貴・村田泰輔・中田愛乃・脇谷草一郎 2022『興福寺鐘楼出土白色薄片の材料分析—第625次』『奈良文化財研究所紀要2022』 奈良文化財研究所 pp.220-221
- Bronk Ramsey, C. 2021. OxCal v4.4.4.
- Reimer, P., Austin, W., Bard, E., Bayliss, A., Blackwell, P., Ramsey, C. B., Butzin, M. et al. 2020. The IntCal20 Northern Hemisphere radiocarbon age calibration curve (0-55 cal kBP). *Radiocarbon*, 62 (4), 725-757.

挿図出典

- 図1：森先他2021、図210
- 図2：森先他2021、図211
- 図3：奈良文化財研究所埋蔵文化財センター（金田・山口）計測・作成
- 図4：国立国会図書館所蔵、国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1287496?tocOpened=1>) より引用（最終閲覧日：2022年10月27日）
- 図5：C. Bronk Ramsey 2021, OxCal v4.4.4により筆者作成
- 図6：筆者作成
- 図7：報告書より転載

律令的祭祀と土器

—道饗祭とその祭器—

神野 恵

I はじめに

古来より民衆が神や為政者に求めるのは、豊かで平和で健康的な暮らしをおくことであろう。安寧な社会を維持することが、為政者に求められることであり、そのための「まつりごと」は、為政者として君臨するための必須条件であったはずである。律令に基づく国家の統治制度が導入されると、「まつりごと」は王権の果たすべき役割として制度化され、「律令的祭祀」が醸成されていったとの理解に疑問を挟む余地はなかろう。「律令的祭祀」の醸成は、考古学的にどのようなアプローチされてきたのであろうか。

「律令的祭祀」は、季節ごとに神祇官が行うべき祭祀として神祇令に規定された祈年祭や新嘗祭、鎮魂祭などの年間祭祀とそれに関連した祭祀の総称とされる¹。これらの文献資料に登場する祭祀と、飛鳥・奈良時代の考古資料との対応は、なかなか難しいのが実情である。その理由を考古学の視点から考えて挙げるならば、供物などの有機物は地中で残存しにくいことや、祭祀具は必ずしも特殊な形狀の祭祀専用具ばかりとは限らず日常什器が用いられた場合、祭祀用と認識するのは難しいことなどが挙げられよう。しかし、発掘調査や立地、遺物の出土状況、使用痕を細かく分析することで、一般的な生活残滓か否か、祭祀の可能性の有無を検証することは可能であろう。

これまで律令祭祀に関する研究は、そのために作られた祭祀専用具を中心におこなわれてきた側面がある。しかし、特殊な形代や壇車、人面彌書土器などの祭祀具を必要とするものは大祓など限られた一部の祭祀である。「律令的祭祀」の根幹をなす大嘗祭や新嘗祭などの国家的祭儀においては、基本的に重要なのは、その後に行われる直会であり、そこで実現される神人共食なのだという²。そういう観点から、平城京出土の土器を見た場合、何らかの直会の痕跡である可能性が高い資料群がある。

これまでも祭祀の可能性が指摘されていた平城京前川遺跡³の土器群である。後に詳述するが九条大路付近に位置することや、ほぼ完形に近い土師器の杯・皿・碗、須恵器の瓶類を中心とする土器群は、道饗祭に関わる直会で用いる祭器として特別に用意され、祭祀終了後に廃棄された可能性が高いと考える。本稿では、この前川遺跡について、遺構、遺物の側面から詳細に再検討し、「律令的祭祀」の考古学的認識を再考してみたい。

II 前川遺跡の位置

前川遺跡は昭和47年（1972）に、農業用水である前川の河川改修に伴う工事で発見された。同じ時期、一連の工事に関わる調査で大和郡市山の依頼をうけた奈文研が、平城京羅城門の発掘調査（羅城門第3次⁴⁾をおこなっていたところ、約500m東の工事現場に立ち寄った岸後男氏と発掘調査関係者によって遺構の存在が確認され、奈文研による応急の発掘調査がおこなわれた。遺構の多くがすでに破壊された状態で、平面実測図などの記録は残っておらず、写真撮影と遺物の取り上げで精一杯の状況だったようである。各遺構の位置については、X-Yでの座標データが残り、遺構の中心点あるいは任意の点を測量したもの

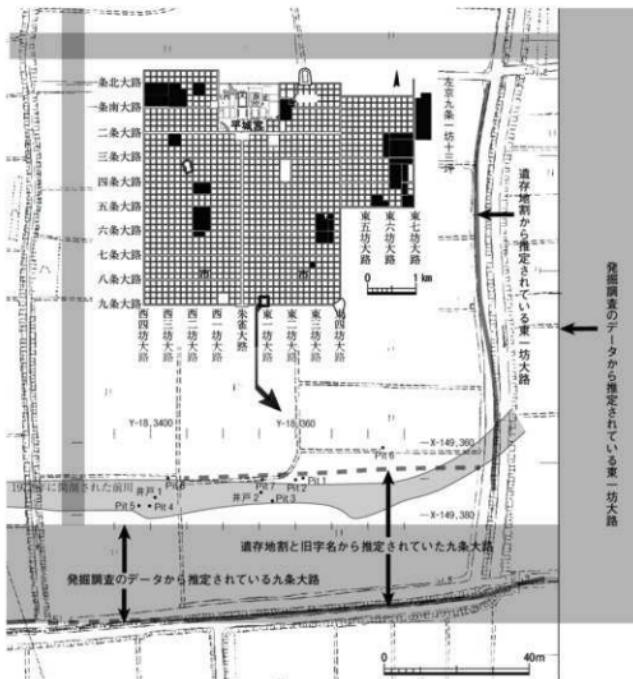


図1 平城京九条大路と前川遺跡の場所



図2 前川遺跡と九条大路周辺の調査

のとみられ、それらを1,000分の1地図に落とした図によって報告がなされている。

報文によると、これらの遺構群は九条大路の路面である。発見時に九条大路上と解されたのは、遺存地割と旧字名などから推定されていた九条大路⁵の路面にあたると判断されたためであろう（図1破線）。羅城門から東一坊までの九条大路の北側溝位置については確定なデータがなく（図2）、右京域のデータを折り返したり⁶、三坊以東の比較的小規模調査⁷で確認された推定線をつなぐほかないのが現状であるが（図2）、ここでは九条大路の推定ラインについては、井上和人による条坊推定復元図⁸を参考とし、前川遺跡との関係を図1に示した。

この図によると、前川遺跡の遺構群は、正しくは九条大路より北に10mほど入った地点、すなわち、左京九条一坊十三坪内であることがわかる。この坪は前川遺跡を除いて、現時点までまとまった発掘調査がおこなわれていないが（図2）、西隣の十二坪では比較的大規模に調査されている。奈良県立橿原考古学研究所（以下、橿考研）がおこなった西一坊坊間路をはさんだ五坪と十二坪の発掘調査⁹では、完形の土師器の上に墓灰を被せた土坑が数基検出されていることは注目に値する。その北側の隣接地でも奈良市の調査（第508次¹⁰）で同様の土坑がみつかっており、なんらかの祭祀の痕跡と報告されている。廃棄されている土器の器種が偏るなどの相違点もあるが、完形の土師器である点や墓灰を被せる点は一連の遺構であることを思わせる。報文によると、奈良時代中頃の土器であるとされている点も、前川遺跡の時期と共通しており興味深い。

これらの調査では、推定東一坊坊間路付近で佐保川の旧流路とみられる河道が通ることも確認されており、重見泰は遺存地割と合わせ、九条大路付近では佐保川旧河道が西一坊

坊間路と重なるように南流していた可能性を指摘している¹¹。そのため、この十二坪の調査では築地塀の痕跡は確認されていないが、佐保川の旧流路によって削平された可能性は否めない。ただし、近年、奈良市によっておこなわれた左京九条三坊五・六坪の発掘調査では、平安京のように宅坪内を16分割して宅地に利用していた様相があきらかにされ¹²、坪を囲う築地塀がないことが確認された。前川遺跡がある十三坪も、築地塀があったと仮定するには、井戸と土坑の位置があまりにも築地塀と近接することや十二坪も坪内を分割していた可能性がある溝がみつかりことから、坪を囲う築地塀による区画はなかつたと推定しておきたい。つまり、前川遺跡がみつかった十三坪とその西隣の十二坪は、九条大路と一体として利用することができる坪であり、奈良時代中頃は祭祀に関連する場所になっていた可能性が高いと考える。

III 前川遺跡の遺構と出土土器

前川遺跡では井戸が2基とそれらを取り巻くように土坑8基（以下、Pit）が見つかっている（図1）。西側の井戸1と東側の井戸2は、いずれも縦板組の井戸で、東西にはほびび、その距離は約30m、すなわち10丈の距離である。井戸1の周囲にPit4、Pit5、Pit8、井戸2の東側にPit1～3、Pit7が検出されている。出土遺物の多い順に、井戸2、Pit1、Pit5、井戸1で、その他Pitは少量である。Pit4とPit5の破片が1点、接合しているため、隣接する遺構は併存していた可能性が高い。

井戸1、井戸2、Pit1、Pit5の出土土器について内容を精査してみよう。なお、土器の器種名については、基本的に、これまでの報告¹³に準じるが、土師器杯・皿・椀の器種分類については、文献資料にみえる古器名の杯・皿・椀の用語を用いていたものの、あくまで考古学的観察による形態と系譜的連續性による呼び分けであり、作業上の分類である¹⁴。発掘調査報告の作業上の分類として、杯・皿・椀の呼び分けは利便性の点からも必要と考えるが、とくに8世紀の土師器供膳具が抱える問題点は線引きの曖昧さであろう。ここでは、土師器杯・皿・椀の器種分類については、以下のように分類したい。

まず、口縁部形態から、口縁端部が内側に巻き込むA形態、やや端部に内傾する面をもつC形態、真っ直ぐに立ち上がるZ形態に分類する（図3）。A形態には既往の器種分類の杯A、皿A、杯B、皿B、鉢Aなどが含まれる。C形態には杯C、皿C、椀Cが含まれる。Z形態としたものは、椀Dとして報告してきたものや椀Aが含まれるが、なかには杯A、皿Aと報告してきたものもある。各口縁部形態は、外面の調整と相關関係があり、A形態はa・b手法が混在、C形態はa手法を基本、Z形態はc手法を主体とする。前川遺跡の土師器供膳具のほとんどはA形態とC形態であるため、Z形態のものについては、

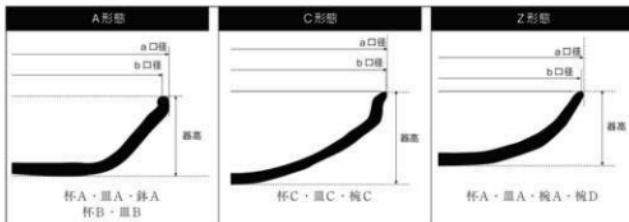


図3 奈良時代土師器供膳具の口縁部形態による分類と法量計測ポイント

別稿にて論じたい。

これまでの器種分類では、A形態には杯A・直A、C形態には口径10cm程度の小皿を直Cとする以外は、杯C・椀Cがあるとの認識で分類がなされていた。本稿では既往の分類の枠組みを可能な限り残しつつ、客観的な線引きを目的に、A形態で無台のものについては径高指数¹⁵（器高+口径×100）が16以上のものを杯A、それ未満のものを直Aとする（図9）。C形態については、径高指数が26以上のものを椀C、それ未満のものを杯Cと呼ぶ（図10）。ただし、これまでの報告では口径10cm前後のC形態は直Cと分類してきた。これらは、この分類にあてはめると杯の範疇に入るが、小型の供膳具として規格化されており、なおかつ慣例的に直Cとしてきたことから、ここでは前川遺跡Pit 1の法量分布（図10F）を参考に、口径12cm以下のものについては、杯Cではなく直Cと呼称する。

なお、口径の計測位置は、図3に示すように、器高が最も高くなる箇所の口径（図3のb口径）を採用した。最も高くなる箇所が面をなす場合は、その最大箇所を採用することとする。平面形が正円をなさず、歪みをもつものは、最小値と最大値の中央値で計測した。また、器高については、最大値を探った。残存率は約1/2以上のものを対象としたが、ほとんどは略完形に復する資料である。

(1) 井戸1(図4) 出土量は整理用コンテナにして4~5箱程度である。土師器の供膳具は、A形態のものに偏り、杯A(2・3)が8個体程度、直A(4)が11個体以上ある。C形態のものは椀(1)が数点あるのみである。杯A、直Aにb0手法が一定量含まれる点が、後述の造構に比べやや異質である。直Aは口径22~24cmとやや大型のものが目立ち、杯Aは口径16cm前後と21cm前後のものがある。杯A(3)、直A(4)の見込みの暗文は、a、b手法に関わらず、いずれも内向きの内螺旋状¹⁶であり、他造構についても同様である。

このほか、盤(8)が少なくとも2個体、高杯(5)が1個体、鉢B(6)が少なくとも2個体、鉢D(9)が1個体ある。これら稀少器種は基本的に外面を丁寧に磨くなどリ

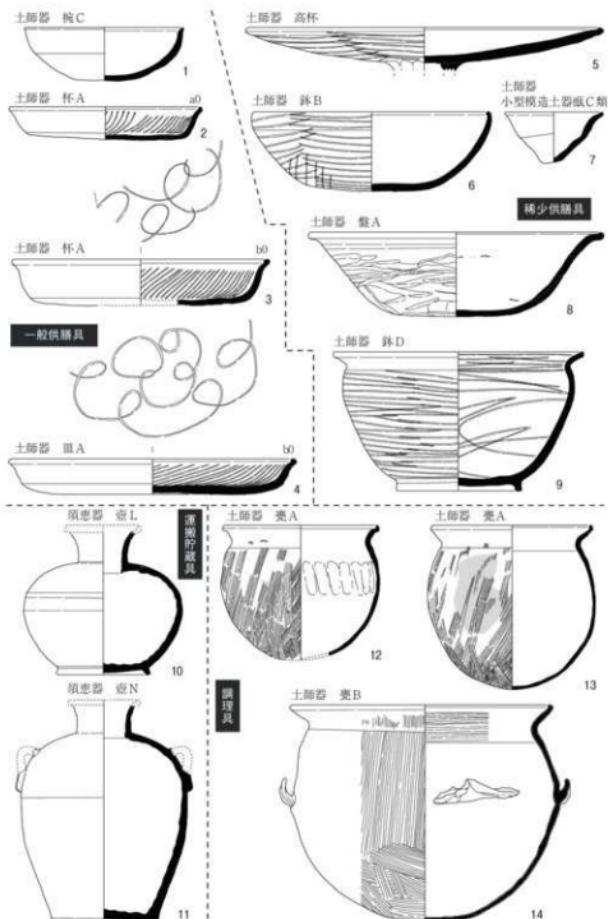


図4 井戸1出土土器（1～9：4分の1、10～14：6分の1）

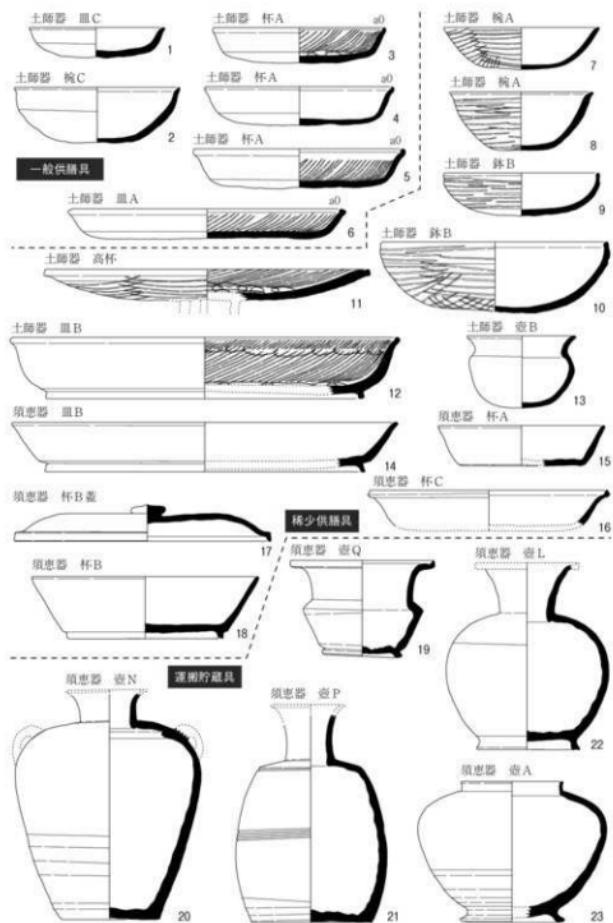


図5 井戸2出土土器 (14~17は6分の1、それ以外は4分の1)

タッチがある優品である。ほぼ完形の大型盤（8）は体部の下半に粘土紐を積み足した接合線がみえ、杯に粘土紐を積み足して盤にしていることがわかる。煮炊具は壺A（12・13）、壺B（14）を数個体、確認できる。いずれも口縁端部までを一体で作って頭部を絞り、胴部を叩いて丸くする¹⁷、いわゆる都城型¹⁸の壺（大和A型¹⁹）であるが、頭部内面のハケ目はナデ消されているものが目立つのも特徴的である。略完形のものは5点で、口径23cm前後のものと、28cm前後のものがある。いずれも使用痕はほとんどなく、壺の破片もない。このほか、壺Bが少なくとも2点、小型模造土器瓶C類（7）1点が出土している。須恵器は双耳がつく短頭の壺N（11）と長頭の壺L（10）2点があり、略完形である。

（2）井戸2（図5） 出土量は整理用コンテナにして30箱程度ある。圧倒的に須恵器が少ないので、先に述べると、須恵器には杯A（15）、杯B（18）、杯B蓋（17）、杯C（16）、皿B（14）など基本的な器種がそろっている印象があるが、個体数は僅少である。須恵器壺瓶類は、ほぼ完形の須恵器壺A（23）、双耳がつく短頭の壺N（20）と、フ拉斯コ形の壺P（21）が各1点、長頭の壺L（22）が6点、小型広口の壺Q（19）が1点である。壺Lの1つに体部外面、底部外面の2箇所に、簡略化した「部」と書かれた墨書きがある。

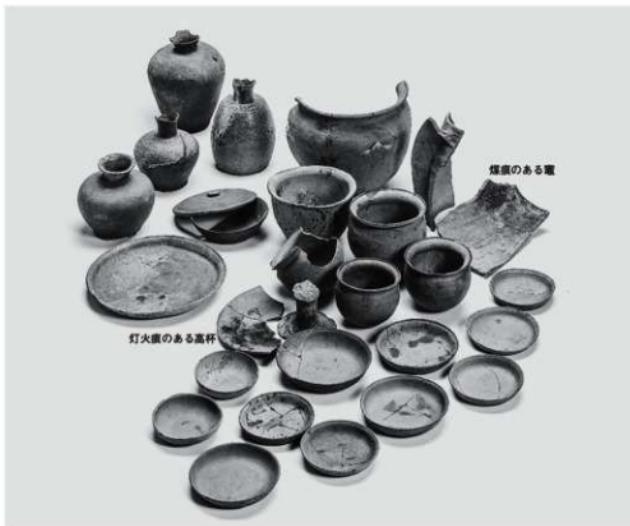


図6 井戸2から出土した土器

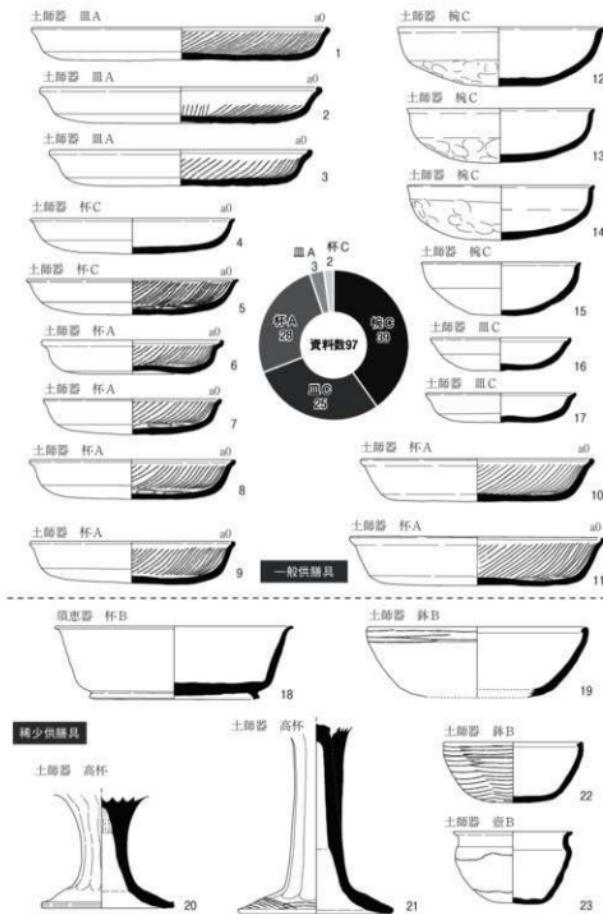


図7 Pit 1出土土器 (いずれも 4 分の 1)

土師器の供膳具のうち、杯A（3～5）、杯C、皿C（1）、椀C（2）はいずれもa0手法で、やや口径が大きい皿A（6）に若干b手法のものがある。稀少器種としては、杯B蓋、皿B（12）、高杯（11）、盤、鉢B（9・10）などがあるが、いずれも数個体程度である。注目すべきは、外面を丁寧に磨く椀（7・8）が3点含まれている点であろう。これらの編年的あるいは系譜的位置付けについては、後述する。高杯はやや残存率の高い杯部片に灯火の痕跡が確認できる（図6中央左寄り）点は注目すべきであろう。高杯の脚部は5点出土しているが、4点は粘土紐巻き上げ成形、1点は芯棒を用いた成形である。

煮炊具は、井戸1同様、ほぼ未使用かつ完形品の都城型壺Aが多く出土している（図6）。ほぼ完形のものは11点で、やはり口径23cm前後のものと、28cm前後のものがある。井戸1と大きく異なる点は、壺の破片が多い点である。少なくとも7～8個体以上の壺が出土している。わずかに煤が付着するものもあり（図6右上）、全く未使用というわけではなく、少し使って捨てた印象が強い。このほか、壺B（13）や土馬、人面墨書き土器、製塙土器などが少量含まれる。

(3) Pit 1 (図7・カラー図版PL.10) 井戸2の北東で検出されたPit 1からは、土師器の同形の器が積み重なって廃棄されていた。接合の結果、略完形になったのは土師器杯A（6～11）が28点、杯C（4・5）が3点、皿A（1～3）が1点、椀C（12～15）が39点、皿C（16・17）が24点である。破片数からみて、個体数はこの数倍はあったとみられる。これらの規格性は非常に高く、いずれもa0手法である。法量分布をみると器種ごとのまとまり、法量分化が、他の遺構に比べ、明瞭であることがわかる（図9・10）。A形態（図9）は口径24cmの大型の皿Aが少量で、個体数が多い杯Aは口径20m前後、口径17cm前後、口径15cm前後の3種類に分かれる。C形態（図10）は口径12cm前後の皿Cと口径14cm前後の椀Cに分布が偏る。つまり、口径12cm程度、器高2.5cm程度の皿C、口径14cm程度、器高4cm程度の椀C、と大きさの違う杯Aを組み合わせた供膳具セットが推定できる。ただし、同じ器種を複数用いたり、組み合わせ方は無数のあるため、厳密なセット関係は推測の域をでない。このほか、脚部の高低がある高杯（20・21）、大小の鉢B（19・22）、須恵器杯B（18）や土師器壺B（23）が少量含まれるが、土師器壺・壺などの煮炊具は含まない。

また、Pit 1の椀Cについては、口縁部がほぼ完形に復した39点のうち約半数の個体に、特有の破損の仕方を観察できた。図8にみると、底部が底抜け状態になるのである。椀Cは粘土接合線や指頭圧痕を器面に残すものが多く、成形後の調整がほぼ行われていない。底抜けになる要因として、塩を含む液体の染み込みによる土器の塩類風化の可能性を考えられよう。このことは、椀Cが塩分を含む汁物や薬物の飲食に用いられた可能性など、用途に関わる手がかりとなるだけでなく、奈良時代後半の椀Cの衰退と、器面調整を丁寧に施す椀Aの出現、盛行にも関連する可能性があると考える。



図8 前川遺跡Pit 1出土碗Cに特有の割れ方

(4) Pit 5 井戸1の南西で検出したPit 5も、完形の土師器の器が積み重なって廃棄されていた。Pit 1と異なる点は、ほぼ杯Aないし皿Aのみで、碗C、杯C、皿Cの破片は小片のみ5点にも満たないことがある。15~18cmのやや小型の杯Aと20cm前後の杯A、23cm前後の皿Aからなり、法量分布図(図9)からは井戸2の様相に似るといえる。この他、小型模造土器の土師器横瓶が出土している。

IV 前川遺跡出土土器の時期的位置付け

前川遺跡土器群の帰属時期に関する研究史と論点を整理しておく。玉田芳英は平城京左京二条二坊・三条二坊の学報において、西弘海らが提示してきた平城宮土器大別²⁰の平城Ⅲの時期を古・中・新の三段階に細分した²¹。平城京左京二条二坊・三条二坊の調査は、長屋王邸と二条大路をはさんで藤原麻呂邸の一部がかかると推定される場所で、発掘調査によって奈良時代前半の土器が多く出土した。この報告にあたり、玉田は二条大路塗状土坑SD5100・SD5300の土器群が、それまでの平城宮Ⅲの基準資料としてきたSK820よりも

古相の要素をもち、木簡の年紀も古いことから、SD5100・SD5300を古段階、SK820を新段階に位置付けた。そのなかで、玉田は紫香楽宮跡である宮町遺跡の土器と比較し、暗文や調整技法、法量分布などから前川遺跡の資料群をその時期のものと位置付け、椀Aが含まれている点にも注目し、平城宮Ⅲ中段階とした。この点については、前川遺跡の土器群が器種に偏りがあり、祭祀用の土器であるため、遺構・遺物の性格が異なるとの認識や、紀年木簡を伴った資料群でもないことから、平城宮土器大別のなかでの段階的変化として位置付けることに懐疑的な見方もあった。しかし、平城宮Ⅲが聖武天皇の恭仁京、信浓宮、難波宮への5年間にわたる彷徨の時期を含むこと、その前後で土器の組成や法量が変化することはあきらかで、平城宮土器大別の枠組みを維持するかぎり、平城宮Ⅲは細分する必要があった。

これら土器群の相対年代を考えるうえで、玉田がとくに注目したのは、土師器の調整技法、暗文、外面のヘラミガキ、法量分布、椀Aの存在である。前川遺跡の椀Aについて、詳しくみてみよう。

井戸2からは、2点の椀Aとする土器が報告されており、その後の再整理で、3個体あることを確認した(図5-7・8)。これらはいずれも外面に密なヘラミガキが施されており、その下にケズリ調整をおこなっているかどうかは確認できない。これら3点は法量や口縁部形態が規格性に乏しく、口縁部外面の端部直下に強いナデを残すものもあり、端部形状もC形態に近い。奈良時代後半に盛行するZ形態の椀Aとはやや異なるともいえるが、基本的な調整や法量は似ており、椀Aの粗型とみてよからう。C形態に近い口縁部形態を呈するものの、製作技法の観点からは椀Cとは一線を画し、一旦粘土を乾燥させた後に器面調整を施した優品の椀であるといえる。ちなみに、SK820にもZ形態でc3手法の椀Aは含まれているが²²、これらも口径が大きい点で、奈良時代後半の典型的な椀Aとは様相を異にするが、合わせて定型化、量産化される前の、初現期の椀Aであると解することは許されよう。

次に、暗文の口縁部形態ごとの施文率を比較する。SD5100ではA形態では8割以上、とくに皿は暗文を施すものが圧倒的に多く、杯Cでも約9割に暗文が確認できる。SK820では杯Aで半数程度、皿Aでは7割程度に暗文が確認できるものの、C形態はほぼ暗文を施さなくなる。前川遺跡の場合、井戸2のA形態で約7割程度に暗文が確認でき、C形態は杯・皿・椀のいずれも暗文はない。すなわち、暗文の施文率からみれば、前川遺跡はSD5100とSK820の間に位置付けた玉田の指摘は正鶴を射ているといえる。ただし、外面のヘラミガキの比率も、SD5100ではa手法、b手法ともに4割程度であるが、前川遺跡ではほとんどが省略されており、量産化のために省略していることはあきらかである。量産化による省略との前提に立てば、同時期の土師器と比べ、施文率が下がることはあっ

ても上がることは考えにくいことから、少なくともSK820よりも古く位置付けることはできるが、SD5100との前後関係は判別し難いと考える。

V 前川遺跡出土土器の性格的位置付け

出土した土師器供膳具の器種種類や手法から、井戸1を中心とするグループ（井戸1・Pit5）と、井戸2を中心とするグループ（井戸2・Pit1）に分かれることがわかった。井戸1グループは、皿Cがほとんど出土しておらず、A形態の供膳具が圧倒的多数を占め、b手法のものを含む。それに対し、井戸2グループは、C形態の皿C、椀Cが半数近くを占めることや杯A、皿Aもb手法をほとんど含まない。また、井戸2では甕が複数個体出土しているが、井戸1からは出土していない。このような相違点から、これら両グループの遺構は、同じ祭祀を2度おこなった痕跡ではないことを示すと考える。つまり、一度の祭祀における内容の違いを見る方が妥当であろう。

井戸2に甕が多く廃棄されていることと、井戸1にb手法による杯皿類が多いことから、井戸2を中心としたエリアで食膳を調理し、井戸1を中心としたエリアに神膳を構えるなどの、区域による使い方の差異を表しているのではなかろうか。

また、ほぼ完形に復する須恵器壺瓶類と土師器甕は、両井戸から出土しているが、これは平城京左京三条一坊一坪の井戸SE9650の様相と似ており、井戸鎮めに関わる祭祀の可能性が高いと考えたい。神人共食を伴う祭祀の後、祭祀用に掘られた井戸を埋めるにあたり、祭器であった壺瓶、甕類を入れて鎮めたのであろう。

前川遺跡の土師器供膳具のうち圧倒的多数を占めるのはa0手法であることは先に述べた。奈文研学報では、ヘラケズリの有無によってa～c手法に、ヘラミガキの有無によって0～3手法に分類し、これらを組み合わせてa0手法といった細分をおこなってきた。それは技法の違いが製作工人なし製作工人集団の差異を示すのではないか？という見通しがあったためである。この見通しが正しいとすれば、前川遺跡の土師器供膳具がa0手法に偏ることは、特定の製作工人がこれらの土器を供給していたこととなり、律令的祭祀の司祭者を考えるうえでも興味深い。

この点について、法量分布図から検討する。平城IIのSD4750、平城III古段階のSD5100、III新段階のSK820出土土師器供膳具のなかでもA形態とC形態の杯皿椀で、a手法とb手法に絞ってドットに落とした（図9・10）。これをみると、靈龜3年（717）の紀年木簡を下限とする長屋王郡の廃棄土坑SD4750では、A形態の法量に傾向を見出すことはできないが、C形態ではあきらかにb手法のものは、口径が大きく、器高が低いものが多い。同様の傾向はSD5100のA形態、C形態でも看取できる。また、SD5100やSK820の杯Aには、

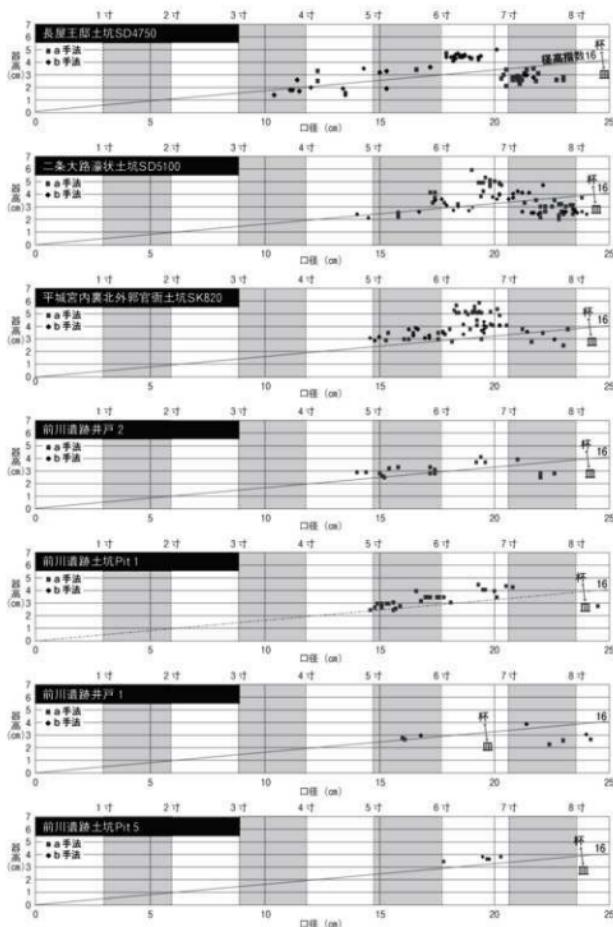


図9 土師器供膳具口縁部A形態の法量分布図

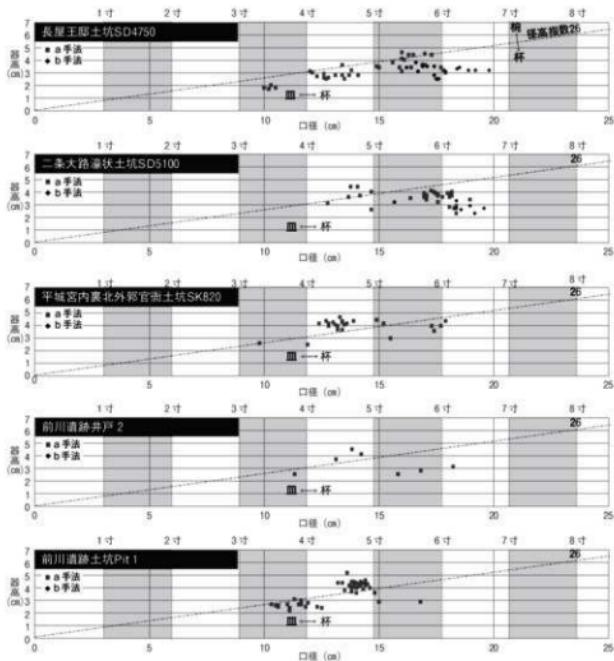


図10 土師器供膳具口縁部C形態の法量分布図

あきらかに器高の高い一群があることも指摘されており、法量分化と捉えられてきたが、器高の高い一群はいずれもa手法であることがわかる。つまり、両手法は作手あるいは作手集団の差異を反映しているといえる。

前川遺跡の供膳具のほとんどは、この時期にa0手法による土師器生産をおこなっていた工人集団によって製作されたとみてよからう。ただし、b0手法のものも少数あるため、例えば神へのお供え用の土器としてはヘラケズリやヘラミガキを用いるなどの変化をつけていたか、特定工人集団からの供給が完全に排他的なものではなかったか、この点については推測の域をでない。

また、前川遺跡の煮炊具についても、口縁端部までを一体で作り、頭部を絞って胴部を

彫らせる都城型壺のみであり、齊一的といえる。胴部内面に板ナデを施すものがわずかにあるが、底部外面にヘラケズリを施すものや、内面にハケ目を施すものはなく、これも特定工人集団からの供給とみてよからう。

VI 前川遺跡は道饗祭の痕跡か？

前川遺跡の土器群が、特殊な出土状況と使用痕などからみて、祭祀用に特別に準備され、一過性の高い使用後、廃棄された土器群であることは間違いかろう。土器の分析結果からは、平城遷都後の土器群よりも古く、二条大路SD5100・SD5300と同時期の土器群と同時期とみても矛盾しないことはすでに述べた。

天平年間頃に平城京の京極に近い部分で、これはどの人数が集まって共食儀礼をおこなった契機は、天平7~9年の天然痘とみられる疫病に関連した道饗祭の痕跡と理解するのが最も整合的な解釈であると考える。この時期に左京九条一坊十三坪の南寄りに井戸を掘って食膳を用意する臨時の厨とし、神人共食の直会の場は九条大路の路上であったのではなかろうか。

古代の人々は、災厄をもたらす疫神や火神などの鬼魅の侵入を防ぐための祭祀をおこなった。なかでも鎮火祭と道饗祭は、本質的に似ており、律令祭祀の成立とともに二つの祭祀に分化したと解されている。鎮火祭は火の神であるホムスピ神を退けるために宮城四隅で、道饗祭は疫神などの鬼魅の侵入を防ぐために京城四隅でおこなった祭祀で、本来的にはチマタにいる精霊的な久那土（クナド）に奉幣するマツリである点で共通しているという。道饗祭はのちに久那土に八衡比古・八衡比賣が加えられ、祭祀としての形態が整えられたが²⁴、「延喜式」がつくられた時には本来的な意味合いが失われ、鬼魅を要応することで追い返すと理解されるようになったとされる。和田翠によると²⁵、この道饗祭は六月と十二月の晦日におこなわれたとされ、祝詞の最後には、「また、親王等・王等・臣等・百の官人等、天の下の公民に至るまで、平らけく斎ひたはへと、…（以下略）」があり、大規模な饗宴がおこなわれたことがわかる。

京城四隅でおこなわれたとされるが、京城四隅とは具体的にどこを指すのであろうか。京城の広がりを図面で京の北東、北西、南東、南西隅をイメージするが、京城の隅部にあたる部分が大規模に発掘調査された事例がないことや、実際には平城京の北、西、東の京極には山が迫り、北西隅には右京北辺坊が取り付くなど、平城京が造営当初から隅部まで整然と整備されていたのか、よくわかっていない。

祭祀の本質から考えると、非日常的空间であるチマタ、すなわち道と道が行き交う場所でなければならないであろう。平城京の条坊道路を考えると、朱雀大路や二条大路といっ

た平城宮へと向かう大路は確実に整備がおこなわれていたであろうから、羅城門付近の九条大路が京城四隅と解されて道饗祭の祭場とされたと理解することは可能であろう。

祭儀にあたっては、神々と精霊に供物を要し、その後、官人たちによる直会がおこなわれた可能性が高いと考える。土師器のヘラケズリやヘラミガキは、粘土乾燥後に再度調整を施す必要があり、あきらかに一工程追加されている点で優品であるといえる、このようなりタッチを加える優品器種（土師器皿B・盤、鉢、高杯、須恵器供膳具など）は、神々と精霊に供物を捧げる用として用いられ、それ以外の同形同大の土師器供膳具は、直会の参加者が用いた器なのである。上述のように、井戸1・Pit5はほぼ杯A・皿Aのみであり、と井戸2・Pit1の様相と異なる点や、甕が井戸1からは出土していない点などの相違点から、これらは同じ内容の祭祀を2度おこなった痕跡というよりも、両者は併存して異なる役割を持っていた可能性が高いと考える。

大嘗祭では祭祀用のための井戸を掘るという²³。前川遺跡の井戸のうち、井戸枠が取り上げられた井戸2の枠材は、厚さが不均質な転用材を用いており、横木には広葉樹が用いられている。井戸枠材をみても、この井戸が一時に使われることを目的とした可能性を指摘できよう。祭祀終了後には祭祀に用いたほぼ完形の須恵器壺瓶類、土師器壺類と合わせ、優品器種を含む食器や甕などの煮炊具、灯火具に用いた土師器高杯なども井戸に入れて埋め立てたのだろう。朱雀門前の左京三条一坊一坪に設けられていた下段六角、上段四角の井戸SE9650も、多数の土師器壺や須恵器壺瓶が完形に近い状態で投棄されており、井戸を鎮めるための儀式の一環であろう。

このような大規模な祭祀が必要とされた契機を奈良時代中頃に求めると天平7～9年の疫病流行との関連が浮上する。文献資料にはあらわれないが、天然痘とみられる疫病の侵入を防ぐ目的で、京極でおこなわれた臨時の道饗祭の可能性が高いと考える。ただし、道饗祭や鎮火祭は、定期的におこなわれる祭祀であり、臨時に行われるものは疫神祭と呼ぶべきかもしれない。「続日本紀」には、天平7～9年の祭祀に関する記録が少ないが、奈良時代後半になると疫病が流行するたびに諸国で疫神祭が行われたことが記されている。宝亀年間には「京師四隅、畿内十埠」や「畿内諸界」において疫神祭がおこなわれたことが記されている。詳細については不明だが、平城京の境界でおこなわれた大規模な宴會をともなう祭祀の痕跡の可能性が高く、その立地と内容から道饗祭、土器の帰属時期から天平年間の天然痘禍を想定することが妥当と考える。

平城京の南辺については、大和郡山市の調査によって九条大路より南に条坊に似た区画が確認され²⁴、造営当初は平城京は「十条」で計画されたと議論される²⁵など、学術的な关心と課題を抱えている地域でもある。さらには、平城京羅城の問題²⁶、その南に確認されている京南辺条里の問題²⁷、さらには右京城には土師器生産に関わったとされる清淨

所との関連が指摘される清澄庄が想定されている³¹。そのような平城京の京極および南郊を考えるうえでも、祭祀の内容や司祭者、祭祀用土器の生産と供給、「部」と記された墨書き土器など、さまざまな角度からみて前川遺跡の存在は重要である。

VII 結 語

和田莘は「鎮火祭」と記された木簡が下野国府跡でも出土している点に注目する。7世紀後半から8世紀の元日朝賀についても、天皇が高御座において百官から朝賀を受ける同時刻に、各國において國司以下の官人が天皇に向かって遙拝し、間接的に国民全体から朝賀を受けることで天皇への服属を示す祭式構造であり、「律令的祭祀」の本質であるとする。元日朝賀のみならず、6月と12月の晦日におこなわれる大祓や道要祭、鎮火祭も同様の祭式構造であり、地方官衙においても同時期に神への要応と、直会における神人共食が行われたのであろう³²。

これまで「律令的祭祀」と、その祭場に関する研究は、祭祀の専用具である斎車や人形・馬形などの木製ないし金属製形代、土馬、人面墨書き土器などを中心におこなわれてきた。前川遺跡が、道要祭あるいは疫神祭の律令的祭祀の痕跡であるとすると、その考古学的痕跡は直会に使われた土器であり、それらは食器との綾別が難しいが、用途からみれば「祭器」と呼ぶにふさわしい。そして、「律令的祭祀」の本質が、天皇を介して地方官僚も含めた神人共食であるとするなら、祭器と祭場の発見こそが、「律令的祭祀」研究の考古学のアプローチの本體となると考える。

前川遺跡の事例から、祭器については、供獻用としてヘラケズリやヘラミガキなどのリタッチを加えた高杯、鉢、盤、皿B、須恵器杯類、壺瓶類が用いられた可能性が高いこと、直会には膨大な量の土師器皿C・椀C・杯A・皿Aからなる土師器食器の組み合わせが使い捨てされた可能性を指摘した。

また、祭場については、九条大路との関係性と祭祀の内容から、沿道に臨時の厨を構えてバックヤードとし、祭儀はおそらく大路の路面だったと解釈した。前川遺跡の分析によって、奈良時代中頃の平城京の境界で行われた祭祀の具体的な内容があきらかとなった。これを参考事例として、今後、古代官道や地方官衙などの発掘調査や再整理などから、類例が増加される可能性に期待したい。

謝 辞

本稿を記すにあたり、以下の方々のご教示、ご協力を賜った。厚く感謝申し上げます。

(敬称略)

並生衛（國學院大學）・青木敬（國學院大學）・尾野善裕（京都國立博物館）・森川実・丹羽崇史・小田裕樹・桑田調也・若杉智宏・大澤正吾（文化庁）・森暢郎（桜井市教育委員会）・稻本悠一（兵庫県まちづくり技術センター）・田中秀弥（大阪府埋蔵文化財センター）・福垣僚（香川県教育委員会）・小澤真帆（神戸市教育委員会）・内田菜々子・下川真里奈・武田鲇奈・澤井裕輝

註

- 1 井上光貞 1978『日本古代の王権と祭祀』、金子裕之 2000「考古学からみた律令的祭祀の成立」『考古学研究』第47巻第2号など
- 2 國學院大学の並生衛先生よりご教示を賜った。神事における共食については原田信男 2020『共食の社会史』藤原書店。
- 3 奈良国立文化財研究所編 1974『平城京朱雀大路発掘調査報告』奈良市
- 4 羅城門の調査については、奈良国立文化財研究所編 1972『平城京羅城門跡発掘調査報告（第一次～第三次調査）』大和郡山市教育委員会・奈良国立文化財研究所編 1982『平城京朱雀大路発掘調査報告』
- 5 前掲註3の付図、遺存地割・地名による平城京復元図（八千分の一）
- 6 前掲註4、奈文研 1981『平城京九条大路一帯道城廻り線予定地発掘調査概報1-1』
- 7 十文字健・濱口芳郎編 2012『碑田・若槻遺跡 平城京南方遺跡』大和郡山市教育委員会・中島和彦編 2021『平城京左京九条三坊五・六坪 発掘調査概要報告』奈良市埋蔵文化財調査センター
- 8 井上和人編 2003『平城京条坊総合地図』奈良文化財研究所史料第60冊 奈良文化財研究所
- 9 中井一夫・豊岡卓之 1985『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）1985年度』奈良県立櫻原考古学研究所
- 10 三好美徳 2006『平城京跡（左京九条一坊十二坪）の調査 第508次』『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成15年度』奈良市教育委員会
- 11 重見泰編 2011『平城京三条大路Ⅱ—JR奈良駅連続立体交差・街路整備事業に係る発掘調査報告書（Ⅲ）—』奈良県文化財調査報告書第140集 奈良県立櫻原考古学研究所
- 12 前掲註7、中島和彦編2021参照。
- 13 奈良文化財研究所 2005『平城宮発掘調査報告 XVI 兵部省地区の調査』奈良文化財研究所学報第70冊
- 14 供膳具の器名比定についての研究は、律令期の土器研究の根幹をなす研究分野の一つであり、作業上の分類名の設定は、研究の黎明期においては古器名比定の研究と並行して進められてきたことは間違いない。西弘海 1978「奈良時代の食器類の器名とその用途」『奈良国立文化財研究所 研究論集V』、吉田恵二 1981「古代宮都における食器の系譜」『國學院大学紀要』第20巻など。しかしながら、発掘調査資料が増加するにつれ、作業上の分類と細分に追われ、古器名研究と疎遠せざるをえなくなったと捉えることもできよう。最新の注目すべき研究として

- は、「正倉院文書」の記述と実際の出土資料の対照を試みた森川実の研究などがある（森川実 2020『正倉院文書にみる古代食膳具の研究』など）。こういった研究のベースとなる共通規格としての作業上の分類基準設定を、本稿では試みたと捉えていただきたい。
- 15 径高指数については、西弘海・小笠原好彦 1976「第V章 考察 2 土器」「平城宮発掘調査報告Ⅳ 内裏北外郭の調査」奈良国立文化財研究所学報第23冊、西弘海 1986「土器様式の成立とその背景」真陽社。
 - 16 森暢郎 2016「暗文土師器の編年と規範」「纏向学研究センター研究紀要 纏向学研究』第4号 桜井市纏向学研究センター
 - 17 平尾政幸 1996「畿内の土師器窯の製作技法」「古代の土器研究—律令的土器様式の西・東4 烹炊具一」古代の土器研究会
 - 18 三好美徳 1996「都城の煮炊具—藤原京・平城京・長岡京・平安京」「古代の土器研究—律令的土器様式の西・東4 烹炊具一」古代の土器研究会
 - 19 鴨淳一郎 1996「煮炊具の生産と供給」「古代の土器研究—律令的土器様式の西・東4 烹炊具一」古代の土器研究会
 - 20 前掲註15西1986、鴨淳一郎 1991「第VI章 考察 2 土器」「平城宮発掘調査報告XIII 内裏の調査Ⅱ」奈良国立文化財研究所学報第50冊
 - 21 玉田芳英 1995「第V章 考察 3 土器」「平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告—長屋王邸・藤原麻呂邸—」奈良国立文化財研究所学報第54冊
 - 22 小笠原好彦・西弘海・吉田恵二 1976「第IV章 遺物 3 土器」「平城宮発掘調査報告Ⅶ 内裏北外郭の調査」奈良国立文化財研究所学報第23冊のPL45-8・10・11については、概Aとするが、PL45-9については概Aには含めないこととする。
 - 23 岡田精司 1987「道饗祭」「国史大辞典」吉川弘文館、前田晴人 1996「日本古代の道と街」吉川弘文館、久世康博 1996「辻の祭祀考」「京都市埋蔵文化財研究所研究紀要』第2号など
 - 24 和田莘 1985「タ占と道饗祭—チマタにおけるマツリと祭祀—」「季刊日本学』6号、和田莘 1995「日本古代の儀礼と祭祀・信仰（中）」塙書房
 - 25 岡田精司 1987「大嘗祭」「国史大辞典」吉川弘文館
 - 26 大和郡市教育委員会・元興寺文化財研究所編 2014「平城京十条発掘調査報告書」
 - 27 奈良女子大学COE 2011「都城制研究（3）古代都城と条坊制-下三橋遺跡をめぐって」奈良女子大学など
 - 28 井上和人 2004「古代都城制条里制の実証的研究」学生社
 - 29 小澤毅 2008「平城京左京「十条」条坊と京南辻条里」「王權と武器と信仰」同成社、井上和人 2015「平城京左京南辻特殊地区再考」「条里古代都市研究』30
 - 30 吉川真司 2017「平城京南郊の古代莊園」「東大寺の新研究2 歴史のなかの東大寺」法藏館
 - 31 前掲註2、原田2020

挿図出典

図1～5、7、9、10：筆者作成
図6、8：奈良文化財研究所撮影

奈良三彩の成立過程に関する学史的検討と若干の考察

丹羽崇史

I はじめに

奈良三彩は白・緑・褐といった複数の色釉を用いた多彩釉の鉛釉陶器であり、從来、中國の唐三彩の影響を受けて奈良時代に成立したものと考えられてきた。しかしながら、近年における出土資料や自然科学分析事例の増加、各種研究の進展などもあり、その成立過程に関して再考を迫られている。後述のように、奈良三彩の成立過程をめぐり、唐三彩の技術の受容を積極的に評価する説と、7世紀の鉛釉製品からの発展が主体とみる説があるが、いまだ解決を見ない。そこで本稿では、奈良三彩の成立過程の関する先行研究の論点を整理し、それをもとに成果と問題点、ならびに今後の課題をあきらかにし、若干の考察をおこないたい。

II 奈良三彩の成立過程の関する諸問題

先行研究を顧みると、奈良三彩の成立過程について、関連する問題は多岐にわたるが、以下のような内容が議論されてきた¹。

- 1 正倉院三彩の製作地の問題
- 2 奈良三彩の器種と用途の問題
- 3 技術面における唐三彩と奈良三彩の共通点と差異点の問題
- 4 奈良三彩の生産体制の問題
- 5 奈良三彩の出現年代の問題
- 6 生産関連資料からの奈良三彩の位置づけの問題
- 7 所謂「白鳳緑釉」の位置づけの問題
- 8 自然科学分析における胎土・釉薬の問題
- 9 奈良三彩製作技術の成立過程の問題

いずれも相互に関連したものであるが、9は他の問題を統合して議論するものであるため、まずは1～8を整理したのち、9について最後に整理する。

1 正倉院三彩の製作地の問題

奈良三彩の研究は正倉院三彩を対象として始まった。正倉院三彩は從来、中国製と考えられていたが²（奥田1929、バーシバル・デヴキッド1929）、梅原末治により鼓胴を中國製、それ以外を日本製（梅原1944）³、小山富士夫、鷹巣豊治、水野清一、藤野勝彌によりすべてを日本製とする説が提示された⁴（小山1947、鷹巣1947、水野1948、藤野1951a・b）。1962～1964年に正倉院所蔵陶器の総合的調査がおこなわれ、すべて日本で製作されたとする結論が出された（宮内庁正倉院事務所（編）1971）。調査に参加した加藤土師萌・山崎一雄は、「唐三彩の陶工が直接渡米して製作にたずさわったのではなく、彩釉陶の製作技術が中国から朝鮮を経由してか、あるいは遣唐使によってもたらされ、それが日本人の手によってよく消化されて独自のものとなったと考えられる」とした（加藤・山崎1971）。その後の研究でも、後述のように唐三彩との器種構成や用いられる技術の違いがあきらかとなり、唐三彩の技術の部分的な導入による奈良三彩の成立という見方が主流となる。

「正倉院の陶器」刊行により、正倉院三彩の製作地に関する議論がひと段落したのち、それらの年代や製作契機が議論の中心となる。小笠原好彦は、正倉院三彩の特徴から3群に分類し、3回以上にわたり製作がおこなわれたとして、それぞれ大仏開眼会、中宮斎会、聖武天皇一周忌会を契機と想定した（小笠原1976）。西弘海は、正倉院三彩の多くが平城宮土器Ⅱ・Ⅲの土器に類似するため、天平勝宝年間よりも遡るとし（西1986）、巽淳一郎も、天平勝宝年間ごろのものとともに、東大寺前身寺院の時代に遡るものを含み、数回に分けて製作されたとみる（巽1999）。高橋照彦は、鉢類などごく一部や三彩塔などは東大寺前身寺院段階まで遡り、鉢や盤類の多くは大仏開眼会か大仏開連の年中行事、盤類などの一部が中宮斎会、聖武天皇一周忌会を目的に製作されたとした（高橋2001c）。神野恵は西大寺食堂院出土奈良三彩の検討の中で、正倉院三彩との対比し、碗・杯・椀・盤等の器種において、正倉院三彩から西大寺食堂院出土奈良三彩への形態的な変遷を追うことができる点を指摘した（神野2019）。こうした年代についての議論は、後述の奈良三彩の生産体制とも関わる問題であり、発掘調査出土資料の奈良三彩や土器を含めた年代・系統の議論の深化が必要であろう。

2 奈良三彩の器種と用途の問題

奈良三彩の器種は、土師器・須恵器と同形態のもの、金属器に由来するものが中心であり、唐三彩と共通するものは鼓胴・枕などごく一部である⁴（巽1985、西1986）。近年、神野恵は、単色釉の陶器も器形面では多彩釉陶器と共通することから、单彩釉、二彩釉のものも含め、広義の「奈良三彩」とすることを提唱している（神野2019）。

橋崎彰一は、奈良時代の彩釉陶器（三彩・綠釉陶器）の多くが、墳墓（藏骨器）・祭祀遺

跡・宮殿・官衙・寺院から出土し、主として祭儀に用いられたものであることを指摘した（横崎1971a・b・1973・1974・1976a・b・1977・1998）。奈良三彩はそのなかでも寺院出土のものが多いため、平城宮内では「寺」、「僧」、「僧房」、「仏所」、「供養」と記された墨書き器や仏教関連遺物と共に伴する例もあり、仏具としての用途が考えられている（玉田1994、今井・神野・降幡2017）。その一方、小型の壺は地方官衙や集落、福岡県沖ノ島遺跡や岡山県大飛島遺跡などの祭祀遺跡で出土する傾向があるほか、藏骨器として墳墓から出土する例もあり、仏具以外の用途も考えられている（高橋2001a、吉田2001）。

このような出土状況の分析から、奈良三彩は、主に明器として用いられる唐三彩とは異なった用途が想定されている。

3 技術面における唐三彩と奈良三彩の共通点と差異点の問題

技術面における唐三彩と奈良三彩の共通点と差異点について、小山富士夫（小山1971）、巽淳一郎（巽1985・2013）、矢部良明（矢部2000）、神野恵³が整理をしている。

○共通する技法

- ・素地となる粘土を選別的に採取し、水簸する技法
- ・二度焼き焼成
- ・生地を白色に焼き上げる技法（還元炎焼成）
- ・輪トチンや三叉トチンといった窯道具を使う技法
- ・多彩釉の技法

○唐三彩にあって、奈良三彩に欠落する技法⁶

- ・白い化粧土を成形したものに塗る技法（化粧掛け）⁷
- ・赤味の粘土と白味の粘土を混ぜる絞胎技法
- ・藍釉の施釉
- ・型押し・型抜き・貼花手による施紋
- ・押印の凹みに鉄分の多い褐色の粘土を充填する技法
- ・白点技法⁸
- ・水溶きの粘土（泥漿）を用い乾いた部品を貼り合わせる技法

このほか、両者には以下のような差異も存在する。

- ・輪轂成形について、唐三彩は左回転だが、奈良三彩は右回転を基本とする（小山1971）。
- ・施釉範囲について、唐三彩は外面の体部上半部を施釉し底部は露胎だが、奈良三彩は内外全面に施釉するものが多い⁹（巽2006）。

以上のような技術面におけるあきらかな差異の存在から、巽、矢部は、採土、焼成、釉

葉の調合、多彩釉といったもっとも基本的な部分のみの技術移入であったと評価する（巽1985・1994、矢部2000）。

4 奈良三彩の生産体制の問題

現在までのところ、奈良三彩の窯跡は、平安時代初期の京都府岩倉幡枝地区の栗柄野窯の例（京都市埋蔵文化財研究所1993）があるのみで、奈良時代のものはあきらかでない¹⁰。ここからは綠釉瓦や奈良三彩の未製品のほかにも、窯道具として三叉トチンが出土し、唐三彩と同じ窯道具が用いられたことがあきらかとなった¹¹（図1・2）。ただし、唐三彩窯の三叉トチンは、片面が平坦で対面の三股の先端に突起があるのにに対し、奈良三彩のそれは上下両面の三股の先端に突起がある。これは底部を露胎にする唐三彩とほぼ全面に施釉する奈良三彩の違いによるものと考えられる（熊1995、巽2006）。

奈良三彩の生産体制について、橋崎彰一は、特定の儀式などのため、畿内中権部で生産され、中央政府による技術の掌握を想定した（橋崎1967）。田中琢は、「造佛所作物帳」に鉛釉陶器の材料品目や用途明細が見られることを紹介し、出土品と対比して、官営工房による閉鎖的・独占的な体制のもとで鉛釉陶器が生産されたことを想定した（田中1974）。

このような「官営工房による閉鎖的・独占的な体制」を想定する見解は、その後多くの研究者に踏襲される（小笠原1976、巽1985、吉田2001、高橋2002）。

巽淳一郎も田中説を引用し、「必要に応じて官営工房で生産されたもの」とする一方、唐三彩窯が瓦窯の平窯構造と共通する点、平安時代の綠釉陶器窯も瓦生産の場に配置されている点から、瓦窯の施設で奈良三彩が焼成された可能性を指摘する（巽1994）。近年、神野恵は奈良市大安寺出土三彩枕のうち、唐三彩の枕と国産の奈良三彩の枕を比較検討し、奈良三彩の枕は器壁が厚く、組み立て時の痕跡や指頭圧痕など、瓦の技法と共に製作痕跡が顕著に確認できることを指摘した。このことから奈良三彩の枕の製作に瓦工人の関与を推定した（神野2012）。

このように奈良三彩は官営工房において、瓦製作技術を取り入れた体制で生産されたとする所見が有力である¹²。一方で、器形・胎土・釉・製作技法などの特徴による年代・系統に関する検討は、先述の通り正倉院三彩の研究でおこなわれてきた。しかしながら、奈良三彩の出土品を対



図1 唐三彩の三叉トチン
(河南省鞏義市黄冶窯出土)



図2 奈良三彩の三叉トチン
(京都市栗柄野窯出土)

象とした研究において、こうした検討は立ち遅れしており、それらを基礎とした生産体制論の構築が必要と考える¹³⁾。

5 奈良三彩の出現年代の問題

奈良三彩の出現年代について、神亀6年(729)の紀年墓誌が伴う小治田安万呂墓の副葬品に三彩小壺片があること、平城京左京一条三坊の溝(SD485)から平城宮土器II(710~20年代)の土器とともに三彩壺蓋が出土していることから、8世紀第1四半期に生産が始まると考えられている¹⁴⁾(田中1974、巽1983・1994)。ただし、藤原宮・京から各1点ずつ、奈良三彩の小片が出土している。巽淳一郎によれば、いずれも出土した溝からは藤原京期以降の遺物も伴い、藤原京期の資料とは断言できないが、当該期の奈良三彩生産の可能性を示唆する資料であるとしている(巽1998a)。

6 生産関連資料からの奈良三彩の位置づけの問題

東アジア各地における窯跡資料の増加により、窯道具や窯構造など、生産関連資料に着目した研究も見られるようになる。

正倉院所蔵陶器の総合的調査において、正倉院三彩に三叉トチンや輪トチンを用いた痕跡である目跡がみられることが指摘され(宮内庁正倉院事務所(編)1971、橋崎1973)、さらに橋崎彰一は、9世紀初頭の灰釉陶器の窯跡から三叉トチンをはじめ、中国陶壺の焼成に用いられたものと同様の各種窯道具が出土することを指摘した(橋崎1973・1976a)。ただし橋崎は、こうした窯道具を用いた技術の伝播時期として、灰釉陶器窯で窯道具が出現する9世紀初頭ごろを想定し(橋崎1976a)、奈良三彩に用いられた窯道具の由来については言及していない。

その後、熊海堂や巽淳一郎は、唐三彩に用いられる三叉トチンが奈良三彩、ならびに日本の9世紀以降の鉛釉陶器・灰釉陶器の窯跡でみられることを指摘した。さらに先述のように、施釉範囲の違いによって中国と日本で三叉トチンの突起の形態が異なり、単純な技術導入でないことも指摘する(熊1995、巽2006)。尾野善裕は、新羅の鉛釉陶器のほか、百済の全羅南道伏岩里古墳群出土鉛釉陶器にトチン痕跡のあるものを含んでいることを指摘し、三叉トチンが中国から韓半島／朝鮮半島を経由して日本に来た可能性を述べる(橋崎・巽・平尾・尾野2001、尾野2001)。

また先述の通り、巽は窯構造にも着目し、唐三彩窯が瓦窯の平窯構造と共通する点、平安時代の綠釉陶器窯も瓦生産の場に配置されている点から、瓦窯の施設で奈良三彩が焼成された可能性を指摘する(巽1994)。

以上のように、東アジア的な観点から、鉛釉陶器に残る目痕等の製作痕跡、および窯道

具・窯構造の検討も奈良三彩の成立を考えるうえで有効であると認識されている。

7 所謂「白鳳綠釉」の位置づけの問題

奈良三彩出現に先立つ7世紀後半においても、奈良県川原寺出土綠釉波文磚、大阪府塚原古墳出土綠釉棺台、奈良県飛鳥池遺跡出土鉛釉陶器（図3）など、所謂「白鳳綠釉」とよばれる鉛釉製品の資料が知られている。田中琢はいち早く川原寺出土綠釉波文磚に着目し、7世紀後半の鉛釉陶器生産の可能性を指摘した（田中1974）。橋崎彰一は、これららの7世紀後半の鉛釉陶器を韓半島／朝鮮半島からの影響下で発生したものとし、8世紀に至り、唐三彩の影響を受けて多彩釉が始まったとする二段階成立説を提唱した¹⁵（橋崎1973・1976a・b・1977）。

飛鳥池遺跡は7世紀後半の工房遺跡で、金・銀・銅・鉄の各種金属製品、ガラス、瓦類、錢貨（富本錢）のはか、鉛釉陶器も生産していたと考えられている。飛鳥池遺跡では、ガラス溶解用の坩堝とともにガラスの原料となる鉛の鉱石や長石も出土し、鉛釉陶器に用いられる釉薬も現地で生産されていた可能性が高く、窯業生産とガラス生産との直接的な関連性もうかがえる。飛鳥池遺跡の鉛ガラス用の砲弾形坩堝は扶蘇山城、益山弥勒寺、王宮里など百濟地域で出土する坩堝と形状が共通する。そのため、7世紀後半の鉛釉技術や鉛釉陶器の生産開始には、韓半島／朝鮮半島、とくに白村江敗戦後に滅亡した百濟から渡来した工人の開拓が想定されている（高橋2002・2006b、巽2008）。

このように「白鳳綠釉」は施釉技術という点で奈良三彩と共通するものの、多彩釉の技術、および後述の鉛丹の精製技術等が欠落していたものとみられる¹⁶。

図3 飛鳥池遺跡出土鉛釉陶器

8 自然科学分析における胎土・釉薬の問題

自然科学分析も議論が多岐にわたるため、胎土・釉薬それぞれにおいて、奈良三彩とその他の鉛釉陶器の差異の問題に絞り、先行研究を整理する¹⁷。

8-1 胎土の分析

奈良三彩について、最初に自然科学分析をおこなったのは、ボストン美術館（Museum of Fine Arts, Boston）のヤング（W.J. Young）である。ヤングは同館所蔵のモース・コレクションの正倉院三彩について、胎土の成分・比重・硬度、釉の成分・厚み・硬度においては、唐三彩と明確な差異は認め難いとした（W.J. Young 1949、山崎1961）。その後、それ



らの胎土の蛍光X線回折(XRD)をおこなった結果、唐三彩と異なるとともに、梅原末治提供的平城宮出土の陶片に類似することがあきらかとなり、正倉院三彩を日本製であると指摘した(W. J. Young, F. E. Whitmore 1957、山崎1961、梅原1963)。

加藤土師萌・山崎一雄は、正倉院三彩の復元実験、および陶片の胎土分析をおこない、正倉院三彩は二度焼き焼成をしており、クリストバライト(クリストバル石)未生成のため、一次焼成は1200度未満、二次焼成は800~850度前後と推定した(加藤・山崎1971)。沢田正昭は、唐三彩と奈良三彩の胎土分析の蛍光X線分析をおこない、ルビジウム、ストロンチウムの含有量について、両者に差異があることを指摘した(沢田1984、沢田・井上1984)。さらに大安寺出土三彩陶枕においても、唐三彩(陶枕I・II類)と奈良三彩(陶枕III類)の間でルビジウムの含有量に差異があることを示した(沢田・井上1984)。三辻利一は、奈良三彩と唐三彩が、カリウムーカルシウム、ルビジウムーストロンチウムの2因子により判別可能とした(三辻1990)。

降幡順子は飛鳥・藤原京・平城京出土鉛釉陶器の胎土の蛍光X線分析から、鉄・アルミニナ(酸化アルミニウム)含有量で唐三彩・奈良三彩の判別が可能とした。焼成温度に関して、蛍光X線回折(XRD)により、唐三彩はムライト・長石類・石英を検出したため約1,100°C、奈良三彩と「白鳳綠釉」は長石類・石英のみの検出のため1,000°C以下である点を指摘し、二度焼きの有無は不明とする¹⁸(降幡2012、降幡ほか2012)。このほか、平城宮土器Ⅱ段階の黄釉碗(平城宮右京八条一坊十四坪SK1947出土)と奈良三彩(SK485出土)を対象に、鉛釉の鉛同位体比と化学組成、胎土の化学組成を分析し、鉛釉の由来は共通するものの、胎土は両者で異なることをあきらかにした(降幡・神野2013)。

青木智史・小倉頃子は、新薬師寺境内出土の奈良三彩と黄治窯出土の唐三彩の胎土を比較し、カリウムーカルシウム、ルビジウムーストロンチウム、アルミニウムー鉄、ストロンチウムーギルコジウムの各因子に差異がみられた(青木・小倉2012)。小倉頃子らは奈良県内出土の三彩陶器・三彩瓦の胎土を分析し、アルミニウム、カリウム、鉄の含有量から唐三彩と奈良三彩を判別できるとした(小倉ほか2021)。

8-2 軸薬の分析

軸薬の製法に関して、山崎一雄は、正倉院陶片や出土鉛釉陶器の軸の化学組成と『造仏所作物帳』の記事とを対比し、若干の数値上の差異があるが、分析による化学組成と記事の数値は近いとする(山崎1961、加藤・山崎1971、山崎1979)。

7世紀後半における鉛釉陶器の検討が進む中で、鉛釉の国产化について、近年研究の進展が著しい。山崎一雄らは、大阪府アカハゲ古墳出土の黄釉円面鏡、大阪府塚廻古墳出土綠釉棺台の化学組成、および鉛同位体比分析の結果から、前者は韓半島／朝鮮半島の統一

新羅産、後者の釉薬は韓半島／朝鮮半島の統一新羅由来、棺台自体は日本産としている¹⁹（山崎・室住1999）。高橋照彦・齋藤努は三彩・綠釉陶器の化学分析結果の検討にもとづき、7世紀後半から8世紀初め頃に、国内産鉛（方鉛鉱）を用いた鉛釉・ガラスの生産が始まり、8世紀前半以降、鉛丹を精製して釉原料にする段階に至ると指摘した²⁰（高橋2001b、齋藤2001）。

降幡順子は、先の飛鳥・藤原京・平城京出土鉛釉陶器の研究の中で、釉の鉛同位体比分析と化学組成の分析をおこない、7世紀前半から後半は韓半島／朝鮮半島系の鉛、7世紀後半から8世紀初頭は韓半島／朝鮮半島系、中国産および国産の鉛、8世紀は中国産と国産の鉛が使用されると指摘している²¹（降幡ほか2012）。8世紀の平城京出土の国産鉛釉陶器はいずれも国産鉛の範囲に含まれる（降幡2012、降幡・神野2013、今井・神野・降幡2017）。その後、鉛同位体比分析事例の増加もあり、現在では7世紀後半段階における国内産鉛の使用開始が想定されている（齋藤2015、大賀2018）。

以上のように、自然科学分析によって、唐三彩と奈良三彩の間で胎土の化学組成、焼成温度に差異がある点、および7世紀後半段階において国内産鉛の使用が始まり、奈良三彩が成立する8世紀前半までに、方鉛鉱から鉛丹に鉛釉の原料が変化した可能性があきらかになっている。

9 奈良三彩製作技術の成立過程の問題

奈良三彩製作技術の成立過程について、先にみたように、『正倉院の陶器』で彩釉陶器の製作技術が中国から韓半島／朝鮮半島を経由、もしくは遣唐使によってもたらされ、日本で独自のものとなったと考える所見が提唱された（加藤・山崎1971）。以来、唐三彩の技術的部分的な導入による奈良三彩の成立という見方が主流となる。

唐三彩の技術の導入について、藤岡一は、大安寺の造営を指揮した道悲が718年に中國から唐三彩枕を持ち帰り、日本での三彩釉器焼成の見本としたとする説を提唱した（藤岡1972a・b）。のちに橘崎彰一もこの説に賛意を表し、唐三彩と奈良三彩で共通した三又トチンなど窯道具が用いられたことから、道悲が製作技術まで持ち帰ったとした（橘崎2000、橘崎・斎・平尾・尾野2001）。岡崎敬、田中琢も、道悲が参加した第8次遣唐使（702年発、704・707・718年帰国）、第9次遣唐使（717年発、718年帰国）いずれかが唐三彩を持ち帰り、それをもとに奈良三彩が製作されたとした²²（岡崎1975、田中1979）。巽淳一郎はさらに、唐三彩そのものは第8次遣唐使、技術は第9次遣唐使がもたらした可能性を指摘したが²³（巽1985）、先述の通り、その後は藤原京時代における奈良三彩生産の可能性を言及した（巽1998a）。高橋照彦も繩生庵寺出土三彩枕などは第8次遣唐使がもたらし、第8次、もしくは第9次遣唐使に参加した「玉生」がガラスの技術とともに鉛釉など三彩の技

術をもたらしたと推定した²¹（高橋1998・2002・2006a・b）。

また、7世紀後半の「白鳳綠釉」が奈良三彩の成立の基礎となったとする点も、先の田中琢、樋崎彰一の見解（樋崎1973、田中1974）の提示以降、ほぼ共通認識となっている。ただし、多彩釉の技術、および鉛丹の精製技術の導入²²において、遣唐使を通じた唐三彩の技術の受容を評価する立場（高橋2002・2006a・b）とともに、「白鳳綠釉」からの自立的な発展を主体とみる立場（矢部1981、尾野2001、吉田2001）とがあり、解決を見ていないのが現状である²³。

III 今後の課題と若干の考察

前節では奈良三彩の成立過程の問題において、遣唐使などを通じた唐三彩などの工芸品に関わる中国系技術、とくに多彩釉技術や鉛丹の技術の受容の有無について、見解が分かれていることを指摘した。ここでは以下、遣唐使を通じた唐三彩の技術の受容を評価する立場を「唐三彩技術受容説」とし、「白鳳綠釉」からの自立的な発展を主体とみる立場を「自立発展説」と称する。

筆者は現状においては、多彩釉の技術、および鉛丹の精製技術は、唐三彩の模倣と在来技術からの内的発展のみから生じる可能性は低く、何らかの形での技術的な「外的影響」を受けた可能性が高いと考える。また、技術の由来について、中国（唐三彩）からの系統とともに、韓半島／朝鮮半島系統の技術についても、改めて検討する必要があると考える。

現状において、韓半島／朝鮮半島の鉛釉陶器と日本の奈良三彩の窯跡等の生産に関する資料が少ないという制約があるが²⁴、以下ではこうした問題の解決のため、検討が必要となる課題を述べるとともに、若干の考察をおこなう。筆者は、奈良三彩の成立過程解明のために検討が必要な課題として、1 東アジアアレルペルでの鉛釉陶器の編年の確立、2 中國や韓半島／朝鮮半島の鉛釉陶器・窯道具の技術的特徴の把握、3 技術伝播・移転論の応用の3点があると考える。

1 東アジアアレルペルでの鉛釉陶器の編年の確立

奈良三彩の成立を考えるうえで、大陸からの影響関係の有無をあきらかにするため、中國や韓半島／朝鮮半島の資料との比較検討が必要である。しかしながら、各地の鉛釉陶器の比較を可能にする編年体系が確立できておらず、影響関係を追うことができていないのが現状である。奈良三彩に関しては、8世紀前半の三彩釉から、後半は二彩釉が中心となり、8世紀末より綠釉單彩が主流となるという大まかな変遷觀は述べられているが（小笠原1976）、全体的な型式編年は未確立である。資料数の問題もあるが、同時代の土器・

表1 唐三彩・新羅・百濟縁釉陶器・奈良三彩の技術面における特徴

| | 唐三彩 | 新羅・百濟縁釉陶器 | 奈良三彩 |
|-------|-------|--------------------|-------------|
| 施釉範囲 | 上半部主体 | 全面施釉（満釉）が多い | 全面施釉（満釉）が多い |
| 多彩釉技術 | あり | なし | あり |
| 三叉トチン | 単面突起 | 不明だが、3ヶ所の目跡が残る陶器あり | 両面突起 |

須恵器と共に通する形態・技法等の属性に着目し、年代をあきらかにする検討手法（西1986、高橋2001c、神野2019）も十分有効であると考える。

2 中国や韓半島／朝鮮半島の鉛釉陶器・窯道具の技術的特徴の把握

日本国内における奈良三彩はじめとした鉛釉陶器の調査とともに、中国の唐三彩や韓半島／朝鮮半島における鉛釉陶器、ならびに窯道具の検討から、製作技術の系譜関係の復元が必要である。筆者が現状で把握している範囲で、唐三彩（中国）、新羅・百濟縁釉陶器（韓半島／朝鮮半島）、奈良三彩（日本）の技術面における共通点と差異点を整理すると以下のようになる（表1）。

○新羅・百濟縁釉と奈良三彩の共通点

- ・全面施釉（満釉）が多い
- ・3ヶ所の目痕^㉙

○新羅・百濟縁釉と奈良三彩の差異点

- ・多彩釉技術の有無
- ・三叉トチンの有無^㉚

○唐三彩と奈良三彩の共通点

1. 三叉トチンの使用
2. 多彩釉技術

○唐三彩と奈良三彩の差異点

1. 一部のみの施釉（唐三彩）と全面（もしくは大部分）の施釉（奈良三彩）^㉛
2. 主流となる三叉トチンの形態の違い（単面突起と両面突起）^㉜
3. 輪轂の回転方向

今後、製品や窯道具の考古学的な調査により、上記の属性に関するデータを蓄積し、時間的・空間的な対比を進める必要がある。形態、施釉範囲などの可視的な要素とともに、窯道具の使用痕跡、輪轂の回転方向などの技術の痕跡の共通性・類似性が技術の移動を考えるうえでも重要となる。また、既存の分析事例を含め、胎土・釉の自然科学分析事例も併せて蓄積・整理する必要があろう^㉝。

3 技術伝播・移転論の応用

さまざまな考古資料を対象とした先行研究において、技術伝播・移転の実態をあきらかにするうえで有効なモデルが提示されている。筆者はこうした成果も、奈良三彩の成立を考えるうえで応用が可能であると考える。

菱田哲郎は、古墳時代の須恵器生産における工人の動向をあきらかにするため、図4のようなモデルを提示した。Aの巡回型は、「技術を保持した工人が移動して生産にあたり、終了とともに帰るか、別の場所に移動するパターン」で、具体例として梵鐘の鋳造工人が寺院の近くでおこなう「出吹き」とよばれる操業形態を挙げている。Bの指導型は、「技術を保持した工人が赴き、在地の労働力を組織して生産するパターン」で、技術そのものが現地に広まりやすいパターンとしている。Cの帰郷型は、「労働力の提供、あるいは技術の習得を目的として中心の生産地に赴き、一定程度生産に従事したのちに元の場所に戻って生産をおこなう場合で、Uターン型ともいるべきパターン」で、奈良時代の写経生が故郷に帰ってさらに写経をおこなう場合をこれにあてている。Dの帰郷指導型は、「Cのパターンでさらに技術の伝達をともなう場合」で、Cとの区分が難しいという³³（菱田1992）。

鈴木勉は金工史研究の観点から、図5のような「技術移転形態」の分類を提示した。「ヒト介在群」と「モノ介在群」に大別し、さらに「方式」、「型」に細分する。こうし

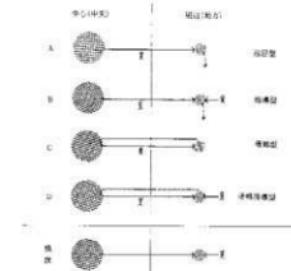


図4 菱田哲郎による須恵器工人移動モデル



図5 鈴木勉による技術移転の分類

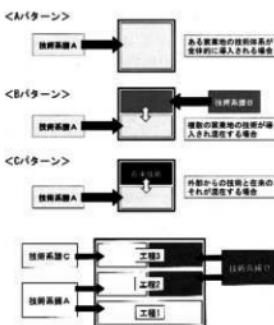


図6 渡辺芳郎による技術導入モデル

た分類をおこなうために、「遺物の製作技術の復元的研究によって、その工程の解析から要素技術を抽出し、それごとの工具、治具、作業姿勢などを明らかにする研究方法が必要となるであろう」と指摘する³⁴（鈴木1998・2006）。さらに技術に関わる要素の時間軸と空間軸を対比した「文化と技術の時空図」を用いて技術移転の動態を可視化することを提唱する（鈴木2008）。

渡辺芳郎は近世の肥前系磁器技術の伝播現象を素材として、図6のような技術導入のモデルを提示した。

- Aパターン：肥前からすべて導入
- Bパターン：肥前と別の技術系譜との混合
- Cパターン：肥前と在地陶器技術との混合

それぞれ具体例を挙げ、AパターンからB・Cパターンへの時間的变化、および「焼成技術（窯構造・窯道具）」、「成形技術（辘轳技法・型押し成形など）」、「装飾技術（絵付けなど）」など複数の工程によって導入のあり方が異なる例があることを指摘する。さらに技術伝播のなかで、二次伝播・三次伝播、つまり「玉突き状伝播」もあることを指摘した（渡辺2022）。

以上のようなモデルを参照すると、奈良三彩製作技術の成立は、「唐三彩技術受容説」の場合、菱田のC・Dパターン、鈴木の「ヒト介在群」の「受入れ側主導方式」、渡辺のCパターン、「自立発展説」の場合、鈴木の「モノ介在群」の「受入れ側主導方式」が該当するとみられる。

ただし注意をしなければならないのは、今日の我々研究者が比較対象としているものどうしが2点間のみの関係とは限らないことである。渡辺芳郎も指摘する通り、技術伝播・移転のなかで、「中継点」が存在した、二次伝播・三次伝播、つまり「玉突き状」伝播・移転もあった可能性も想定すべきであろう（渡辺2022）。そのため、上記のモデルで提示された同一、もしくは複数のパターンが「玉突き状」に伝わった可能性についても考える必要がある。また、複数の系統の技術が導入された可能性も視野に入れる必要がある。奈良三彩の場合、中国（唐三彩）からの系統とともに、韓半島／朝鮮半島系統の技術についても、改めて検討する必要があると考える³⁵。

IV おわりに

本稿では、奈良三彩の成立について、1 正倉院三彩の製作地の問題、2 奈良三彩の器種と用途の問題、3 技術面における唐三彩と奈良三彩の共通点と差異点の問題、4 奈良三彩の生産体制の問題、5 奈良三彩の出現年代の問題、6 生産関連資料からの奈

良三彩の位置づけの問題、7 所謂「白鳳綠釉」の位置づけの問題、8 自然科学分析における胎土・釉薬の問題、9 奈良三彩製作技術の成立過程の問題といった先行研究における論点を整理した。その結果、7世紀後半の「白鳳綠釉」が奈良三彩の成立の基礎となったとする点は共通見解となっているが、多彩釉の技術、および鉛丹の精製技術の導入において、遣唐使を通じた唐三彩の技術の受容を評価する立場とともに、「白鳳綠釉」からの自立的な発展を主体とみる立場があり、解決をしていないことを述べた。筆者自身は、多彩釉の技術、および鉛丹の精製技術は、唐三彩の模倣と在来技術からの内発のみから生じる可能性は低く、何らかの形での技術的な「外的影響」を受けた可能性が高いと考える。こうした問題の解決のため、1 東アジアレベルでの鉛釉陶器の編年の確立、2 中国や韓半島／朝鮮半島の鉛釉陶器・窯道具の技術的特徴の把握、3 技術伝播・移転論の応用といった課題があることを述べた。さらに技術伝播・移転のなかで、「中繼点」が存在した、二次伝播・三次伝播、つまり「玉突き状」伝播・移転もあった可能性、ならびに中国（唐三彩）とともに、韓半島／朝鮮半島系統の技術など、複数の系統の技術が導入された可能性も視野に入れる必要があることを指摘した。

近年、中国における唐三彩の調査・研究の成果が著しい。その成果は、日本の奈良三彩の位置づけについても、大きな影響を与えている。今後、東アジア各地の三彩・鉛釉陶器の調査・研究の進展をふまえ、奈良三彩の成立過程や生産・流通の具体像に迫りたい。

本稿は、中国語版拙稿（丹羽2021）をもとに、大幅に加筆・増補をしたものである。また、公益財団法人高梨学術奨励基金 2017年度若手研究助成、および公益財団法人出光文化福祉財團2018年度調査・研究助成による成果の一部である。

本稿の執筆の過程で、以下の方々には有益なご教示をいただいた。厚く御礼申し上げる（五十音順・敬称略）。

尾野善裕、神野恵、巽淳一郎、渡辺芳郎

註

- 1 本稿で扱う問題のいくつかについて、小林行雄が1960年代前半までの議論を詳細にまとめている（小林1964）。
- 2 梅原によると日本製説を最初に提唱したのは、1926年に正倉院三彩を観察したスウェーデン国王のグスタフ6世アドルフ（当時は皇太子）のことである（梅原1944・1963）。
- 3 水野清一、藤野勝彌は大仏開眼会用に製作したものとする（水野1948、藤野1951a・b）。
- 4 奈良三彩には模倣されないが、須恵器にのみ模倣された唐三彩の器種もある。吉澤悟は、須恵器の獸脚付短頸壺は唐三彩の「鏡」が原型であると指摘する（吉澤2009）。
- 5 2022年8月27・28日に開催された唐三彩学術研討会（中国鄭州 対面・オンライン併用開催）にて、神野恵「比較中日両地出土文物差異、思考唐三彩の設計与制作技術」の報告で紹介

- された内容による。
- 6 加藤土師萌は、「正倉院三彩のある鉢などは側面に物ふりがかかったものがあり」、匣鉢を用いていないとした（加藤1963）。巽淳一郎も匣鉢の有無も唐三彩と奈良三彩の差異ではないかとしている（橋崎・巽・平尾・尾野2001）。これに対し、高橋照彦は平安期の綠釉陶器窯で匣鉢が確認できるため、奈良三彩においても匣鉢が用いられたとみる（高橋2006a）。
 - 7 奈良市大安寺出土の三彩壺など、化粧土を施す奈良三彩も存在することが指摘されている（玉田1994、齊藤1998・2001）。
 - 8 従来は所謂「輪抜き技法」（抜塗法）によるものと考えられてきたが、黄治窯の未製品の分析から、白点の部分は珪素を多く含んだ釉が用いられていることがあきらかにされている（降幡・巽2009、巽2013）。
 - 9 正倉院三彩の碗など、底部外面に施釉しない例も存在する（巽2006）。
 - 10 桥崎彰一は奈良時代に属する绿釉陶器を焼いた可能性がある窯として、唐招提寺境内瓦窯と奈良市川上町西瓦坂（東大寺裏山）瓦窯の2カ所を挙げている（橋崎1967・1974・1977）。また、近年、平城京左京二条二坊五坪の発掘調査（平城第601次調査）で、三彩製品とともに、绿釉が付着したトチンが出土した。トチンは三方の支脚を上下に組み合わせた形態で、栗柄窯13号窯や吉志部窯に類似がある（小田ほか2019）。窯造構は検出されていないが、周辺で三彩を焼成していた可能性も考えられる。
 - 11 先述の正倉院三彩の調査でも、三ストチタンなどの窯道具の痕跡が確認され、奈良三彩に窯道具が使われたことが指摘されている（宮内庁正倉院事務所（編）1971）。
 - 12 飛鳥・奈良時代の手工業生産体制において、複数分野の製作者が同一の生産遺跡に集められ、技術交流が活発化する現象が確認できる（奈良文化財研究所飛鳥資料館2014）。奈良三彩枕製作における瓦工人の関与も、こうした生産体制のもとで生じた現象であると考えられる。
 - 13 小笠原好彦は、正倉院三彩の検討を踏まえ、奈良時代前半は三彩、後半は二彩が主体となり、その背景に官営工房における三彩生産体制の衰退を想定する（小笠原1976・1981）。
 - 14 平城宮土器Ⅱの土器が出土した平城京右京八条一坊十四坪SK1974からも、單彩の黄釉碗が出土している（降幡・神野2013）。
 - 15 桥崎は川原寺出土绿釉波文瓶について、慶州の法光寺出土绿釉磚を模倣したものとし、7世紀後半に新羅系绿釉陶器の影響を想定しているが（橋崎2002）、後述の通り、百濟からの影響を想定する説が有力である。
 - 16 巽淳一郎は飛鳥池遺跡出土鉛釉陶器について、「胎土・焼成、釉と胎の密着不全の状況から判断すると、生がけ1度焼き焼成によるもの」としている（巽2008）。「白鳳绿釉」における二度焼きの有無については、他の資料も含め検討が必要であろう。
 - 17 材質分析において、例えばアルミニウム（Al）とする場合と、アルミナ（酸化アルミニウム）（Al₂O₃）とする場合があるよう、研究者によって元素名称の表記が異なることがあるが、以下では原則として統一せず、原典の表記をそのまま記す。
 - 18 山崎一雄は、同様な分析結果となった渤海三彩・瓦を「ムライトが存在しないから、素焼きをせず、釉をかけた後に低温で一回焼成されたものであろう」としている（山崎1992）。
 - 19 7世紀後半の鉛釉陶器には、朝鮮半島／韓半島に由来するもの以外にも、唐三彩など唐代の鉛釉陶器の出土例も知られている（巽1998b、橋崎2000、亀井2014）。また、奈良県石神遺跡や長崎県壱岐双六古墳出土の突起装飾をもつ鉛釉陶器のように、北齊から隋代の華北地域に由来するとみられる資料もあり（弓場2006、佐藤（編）2010、小田2012）、前者の釉薬は鉛同位

体比分析からも中国北部の鉛に由来すると推定されている（降幡ほか2012）。

- 20 高橋は、奈良三彩・鉛釉（鉛ガラス）の原料調達の変遷については、次のような段階設定を見いだすことができるとした（高橋2001b）。
 - I段階（7世紀第3四半期頃の短い期間）：海外産鉛原料による国内生産の段階。
 - II a段階（7世紀後半～8世紀初め頃）：長登鉱山を始めとする国内各所の鉱山から原料供給を受けて、生産地で方鉛鉱を直接粉碎して釉（あるいはガラス）原料にする段階。
 - II b段階（8世紀前半～9世紀初め頃）：長登鉱山周辺から方鉛鉱あるいは金属鉛の供給を受けて、生産地で鉛丹を精製して釉（あるいはガラス）原料にする段階。
 - II c段階（9世紀前半～12世紀前半頃）：長登鉱山周辺などから産出された鉛原料をもとに鉛丹あるいは鉛釉フリットなどが精製され、その供給を受けて釉（あるいはガラス）を生産する段階。
- III段階（12世紀後半頃以降）：対馬の対州鉱山などから鉛ガラス原料の供給を受けて生産する段階。
- 21 降幡の場合、註20の高橋の鉛釉原料の変遷モデル（高橋2001b）よりも由来が多様であるのは、国産の資料とともに、唐三彩など中国産のものや韓半島／朝鮮半島産とみられるものを含めた分析のためであり、7世紀後半以降の国産鉛釉陶器の釉薬に、徐々に国産鉛が用いられるという点は共通していると考える。
- 22 岡崎は唐三彩そのものの導入について言及したのに対し、田中は多彩釉技術も含めた導入を想定している。
- 23 言は、第7次遣唐使を702年発、704年帰国、第8次遣唐使を717年発、718年帰国としているが、それぞれ第8次遣唐使、第9次遣唐使の誤植であろう。
- 24 亀井明徳は、中国において7世紀第2四半期から中葉までには唐三彩の生産が開始したと指摘する。さらに日本における7世紀後半段階の唐三彩の出土状況からみて、遅くとも7世紀中葉までには日本に唐三彩がもたらされたとしている（亀井2014）。なお、三彩技術の導入時期、奈良三彩の生産開始時期には言及していない。
- 25 飛鳥島遺跡出土鉛釉陶器が生がけであると賀淳一郎が指摘したように（賀2008）、二度焼きの技術も多彩釉や鉛丹の技術とともに、白鳳綠釉から奈良三彩の成立の中で出現した可能性がある。
- 26 唐三彩からの影響を日本、韓半島／朝鮮半島、渤海の地域ごとに対比したものとして、小野木裕子の研究がある。小野木は、奈良三彩、新羅三彩（原文ママ）、渤海三彩は、いずれも盛唐三彩の影響を受けながらも、器形においては在地の土器の要素が強く残る共通性があることを指摘する（小野木1985）。
- 27 韓半島／朝鮮半島においても、唐津九龍里窯（李1992）をはじめ、数は多くないが綠釉陶器を焼成した窯跡が知られている。
- 28 筆者は2019年5月、11月に韓国国立慶州文化財研究所において、新羅王京出土綠釉陶器蓋、および月城出土綠釉陶器蓋（国立慶州文化財研究所2014）を調査した。その際、前者の内面に1ヶ所、後者の内面に3ヶ所で目跡を確認した。また、白井克也は、東京国立博物館保管新羅綠釉陶器の脚内面に3ヶ所で目跡があることを指摘する（白井1998）。これらが重ね焼きをおこなった痕跡であるのか、あるいは三ツトチンなどの窯道具を焼台として用いた痕跡であるのかは、今後さらに検討事例を増やし、用いられた窯道具との対応関係などをあきらかにする必要がある。

- 29 慶州の薺谷洞勿川里遺跡や月山里遺跡から三叉トチンと類似した土製品が出土しているが（東国大学校慶州考古学博物館2002、国立慶州文化財研究所2003）。いずれも突起がなく、窯道具として使用されたかは不明である。
- 30 正倉院三彩のように、底部の一部に施釉しない事例もあるが、大部分を施釉するのは奈良三彩の基本的特徴である。
- 31 例えば黄治窯の第三期後段B型三叉トチン（奈良文化財研究所・河南省文物考古研究院2021 国150：1、国版97：13）、第四期D型三叉トチン（奈良文化財研究所・河南省文物考古研究院 2021 国211：11、国版145：7）のように、唐三彩窯の三叉トチンのなかでも一部で両面突きのものが知られている。
- 32 分析成果の相対的な対比をおこなうためには、個々の分析事例における分析目的や測定条件等を吟味し、相対化が可能な要素を検討する必要がある。
- 33 筑者は以前、奈良時代の鍛銅用の清曲羽口を検討し、平城京出土資料と大阪府太井遺跡、愛媛県坪原遺跡出土資料の間で先端部の付着物、清曲の角度、口径などの大きさに差異があることを指摘した。仮に太井遺跡から平城京の工房、もしくはその逆への清曲羽口を用いる製作者集団の移動があった場合でも、移動した製作者が現地で直接鍛銅作業を行った可能性は低く、菱田のモデルのB～Dのいずれかのパターンであることを述べた（丹羽2012）。
- 34 鈴木は、ひとつのモノを作り上げる中で用いられる個々の技術を「要素技術」としている。鍛金具の金工技術では、線彫り技術、孔あけ技術・新留め技術、透彫り技術、仕上げ・鍛金技術、鍛金技術などの要素技術があり、デザイン関連では、紋様の割付技術、紋様の転写技術、紋様のケガキ技術などがあるとしている（鈴木1988・2006）。なお2008年論文では「文化技術要素」と称している（鈴木2008）。
- 35 6世紀の中国の華北地域で所謂「北方青瓷」が成立する過程において、華中・華南地域では非主流の窯道具である三叉トチンが「北方青瓷」窯に導入された後、その形態が変容し、やがて唐三彩窯にも導入される（丹羽2013・2020）。このような窯道具の形態やセット関係が欠落・変容する過程は、奈良三彩における三叉トチンなど中国系の窯道具の導入の過程とも類似する現象であると考える。

参考文献

【日本語（五十音順）】

- 愛知県陶磁資料館・五島美術館 1998『天平に咲いた華 日本の三彩と綠釉』五島美術館
 青木智史・小倉頴子 2012「新薬師寺旧境内出土奈良三彩の蛍光X線分析」「新薬師寺旧境内」奈良教育大学
 今井晃樹・神野恵・降幡頴子 2017「平城宮出土の奈良三彩陶器と施釉瓦磚」「奈良文化財研究所紀要2017」
 梅原来治 1944「正倉院尊蔵の所謂三彩釉器に就いて」「美術研究」137
 梅原来治 1963「日本に於ける多彩釉の窯器」「美術研究」226
 大賀克彦 2018「日本列島産鉱石の鉛同位体比分析とその考古学的含意」「古代学」10
 小笠原好彦 1976「正倉院陶器の製作をめぐって」「考古学雑誌」62-2
 小笠原好彦 1981「正倉院の陶器」「考古学ジャーナル」196
 岡崎敬 1975「近年出土の唐三彩について—唐・新羅と奈良時代の日本—」「ミュージアム」291
 奥田誠一 1929「正倉院の三彩陶器について」「寒楽」12

- 小倉頴子・奥山誠義・河崎衣美・大西貴夫・山田隆文・小栗明彦・杉山真由美 2021「蛍光X線分析法を用いた奈良県内出土三彩陶器および三彩瓦の胎土分析」『文化財科学』83
- 小田裕樹 2012「石神遺跡出土施釉陶器をめぐって」「花開く都城文化」奈良文化財研究所飛鳥資料館
- 小田裕樹・芝康次郎・浦蓉子・山本祥隆・今井晃樹・前川歩・山崎健・村田泰輔・吉川聰 2019「左京二条二坊十五坪の調査—第601次」「奈良文化財研究所紀要2019」
- 尾野善裕 2001「奈良三彩の起源と唐三彩—技術／意匠の系譜について」「美術フォーラム21」4
- 小野木裕子 1985「唐三彩の成立とその周辺への影響」「考古学と移住・移動」同志社大学考古学シリーズ刊行会
- 加藤土師萌 1963「唐三彩釉薬考」「季刊 古美術」1
- 加藤土師萌・山崎一雄 1971「正倉院彩釉陶の技術的なならびに科学的考察」「正倉院の陶器」日本経済新聞社
- 亀井明徳 2014「日本出土唐代鉛釉陶の研究」「中国陶史の研究」六一書房（初出：亀井明徳 2003「日本出土唐代鉛釉陶の研究」「日本考古学」16）
- 京都市埋蔵文化財研究所 1993「栗柄野瓦窯跡発掘調査概報 平成4年度」
- 宮内庁正倉院事務所（編） 1971「正倉院の陶器」日本経済新聞社
- 小林行雄 1964「続 古代の技術」「塙書房
- 小山富士夫 1947「正倉院三彩」「座右室刊行会
- 小山富士夫 1971「正倉院三彩と唐三彩」「正倉院の陶器」日本経済新聞社
- 齊藤孝正 1998「第3章 奈良時代・平安前期 施釉陶の展開」「日本やきもの史」美術出版社
- 齊藤孝正 2001「日本の縁釉・三彩陶器の流れ」「国立歴史民俗博物館研究報告」86
- 齊藤努 2001「三彩・縁釉陶器の鉛同位体比分析」「国立歴史民俗博物館研究報告」86
- 齊藤努 2015「鉛同位体比による産地推定研究の動向—導入から今後の展開へ向けて—」「考古学と自然科学」69
- 佐藤サアラ（編） 2010「常盤山文庫中国陶磁研究会会報3 北齊の陶磁」「常盤山文庫
- 沢田正昭 1984「歴史時代彩釉陶器・土師器の胎土分析」「千葉県文化財センター研究紀要」8
- 沢田正昭・糸淳一郎 1984「大安寺出土陶枕の製作技法と材質」「古文化財の自然科学的研究」同朋舎出版
- 白井克也 1998「東京国立博物館保管新羅縁釉陶器—朝鮮半島における縁釉陶器の成立」「MUSEUM」556
- 神野恵 2012「大安寺陶枕追考」「文化論叢IV」奈良文化財研究所
- 神野恵 2019「奈良時代寺院出土の鉛釉陶器—西大寺食堂院資料の再整理を中心に—」今井晃樹（編）「奈良時代鉛釉陶器および鉛釉瓦礫の基礎的研究」平成27年度～平成30年度科学研究費補助金 基盤研究C（課題番号15K03000）研究成果報告書
- 鈴木勉 1998「古代史における技術移転試論I—技術評価のための基礎概念と技術移転形態の分類一」「櫻原考古学研究所論集」13| 吉川弘文館
- 鈴木勉 2006「付説三 概説・技術移転論」鈴木勉・河内國平（編）「復元七支刀—古代東アジアの鉄・象嵌・文字—」雄山閣（初出：鈴木勉 2005「歴史学と工学のための技術移転論」「科学史研究」235）
- 鈴木勉 2008「古代史における技術移転試論II—文化と技術の時空図で捉える四次元的技術移転

- の実相一』『櫻原考古学研究所論集 15』 吉川弘文館
- 鷹巣豊治 1947 「正倉院の三彩に就て」『国華』658
- 高橋照彦 1998 「唐三彩と奈良三彩」「陶磁器の文化史」 財団法人歴史民俗博物館振興会
- 高橋照彦 2001a 「三彩・綠釉陶器と地方官衙」『考古学ジャーナル』475
- 高橋照彦 2001b 「三彩・綠釉陶器の化学分析結果に関する一考察」『国立歴史民俗博物館研究報告』86
- 高橋照彦 2001c 「正倉院三彩の伝来過程と製作契機」『仏教芸術』259
- 高橋照彦 2002 「日本古代における三彩・綠釉陶の歴史的特質」『国立歴史民俗博物館研究報告』94
- 高橋照彦 2006a 「白鳳綠釉と奈良三彩—古代日本における鉛釉技術の導入過程—」『吉岡康輔先生古希記念論集 陶磁器の社会史』 桂書房
- 高橋照彦 2006b 「施釉陶器—その変遷と特質—」『列島の古代史 ひと・もの・こと5 専門 技能と技術』 岩波書店
- 巽淳一郎 1983 「古代窯業生産の展開—西日本を中心にして—」『文化財論叢』 同朋社出版
- 巽淳一郎 1985 「日本の美術235 陶磁(原始・古代編)」 至文堂
- 巽淳一郎 1994 「施釉陶器研究の現状と課題」「古代の土器研究—一律令的土器様式の西・東3—施釉陶器の生産と消費」 古代の土器研究会
- 巽淳一郎 1998a 「都城における鉛釉陶器の変遷」「天平に咲いた華 日本の三彩と綠釉」 五島美術館
- 巽淳一郎 1998b 「七世紀後葉の海外交渉を物語る焼物」『明日香風』66
- 巽淳一郎 1999 「磁鉢 正倉院の三彩」『週刊朝日百科 皇室の名宝3 正倉院南倉』 朝日新聞社
- 巽淳一郎 2006 「窯道具から見た我国の施釉陶器の起源」『奈良文化財研究所紀要2006』
- 巽淳一郎 2008 「飛鳥池工房遺跡にみえる古代国家前期の官営工房の構造と実体」『國學院雑誌』109-11
- 巽淳一郎 2013 「鉛釉陶器の多彩装飾法とその変遷」「河南省鞏義市白河窯跡の発掘調査概報」『奈良文化財研究所』(中国語版:巽淳一郎(魏女訳) 2011 「鉛釉陶器の多彩装飾及其変遷」「中國考古学』 北京芸術博物館)
- 田中琢 1974 「鉛釉陶の生産と官営工房」「日本の三彩と綠釉」 五島美術館
- 田中琢 1979 「三彩・綠釉」「世界陶磁全集2 日本古代」 小学館
- 玉田芳英 1994 「施釉陶器の成立と展開—古代前半期を中心に—」「古代の土器研究—一律令的土器様式の西・東3—施釉陶器の生産と消費」 古代の土器研究会
- 橋崎彰一 1967 「彩釉陶器製作技法の伝播」『名古屋大学文学部研究論叢 史学』15
- 橋崎彰一 1971a 「正倉院外の彩釉陶器」「正倉院の陶器」 日本経済新聞社
- 橋崎彰一 1971b 「日本における彩釉陶器の性格」「陶説」219
- 橋崎彰一 1973 「陶磁大系5 三彩・綠釉・灰釉」 平凡社
- 橋崎彰一 1974 「日本の三彩と綠釉」「日本の三彩と綠釉」 五島美術館
- 橋崎彰一 1976a 「日本の陶磁—古代中世篇 2 三彩 緑釉 灰釉」 中央公論社
- 橋崎彰一 1976b 「日本のやきもの1 三彩・綠釉」 講談社
- 橋崎彰一 1977 「日本陶磁全集5 三彩 緑釉」 中央公論社
- 橋崎彰一 1998 「日本における施釉陶器の成立と展開」「天平に咲いた華 日本の三彩と綠釉」

五島美術館

- 橋崎彰一 2000「日本出土の唐三彩とその性格」『瀬戸市埋蔵文化財センター研究紀要』8
- 橋崎彰一 2002「三彩と綠釉」『東洋陶磁史—その研究の現在—』 東洋陶磁学会
- 橋崎彰一・浜淳一郎・平尾政幸・尾野善裕 2001「100回記念座談会 三彩から綠釉へ」「古代土器研究」4
- 奈良文化財研究所 2006「黄治唐三彩窯の考古新発見」
- 奈良文化財研究所・河南省文物考古研究院2021「鞆義黄治窯発掘調査報告」 奈良文化財研究所
- 奈良文化財研究所飛鳥資料館 2014「いにしえの匠たちものづくりからみた飛鳥時代—」
- 西弘海 1986「奈良三彩の造形意匠について」「土器様式の成立とその背景」 真陽社
- 丹羽崇史 2012「奈良時代における渦曲羽口の再検討」「文化論叢IV」 奈良文化財研究所
- 丹羽崇史 2013「窯道具からみた唐三彩窯成立・展開過程—三国・晋・南北朝・隋唐における窯道具の基礎的研究—」「河南省鞆義市白河窯跡の発掘調査概報」 奈良文化財研究所
- 丹羽崇史 2020「唐代以前における三足トチンの変遷」「奈良文化財研究所紀要2020」
- バーシバル・デヴィッド（小山富士夫訳） 1929「正倉院の陶磁」「陶磁」10-1
- 菱田哲郎 1992「須恵器生産の拡散と工人の動向」「考古学研究」39-3
- 藤岡一 1972a「大安寺出土の唐三彩①」「日本美術工芸」400
- 藤岡一 1972b「大安寺出土の唐三彩②」「日本美術工芸」401
- 藤野勝彌 1951a「正倉院三彩の研究（上）」「藝林」2-4
- 藤野勝彌 1951b「正倉院三彩の研究（下）」「藝林」2-5
- 降幡順子 2012「藤原京・平城京出土鉛釉陶器の化学分析から見た特徴」「文化論叢IV」 奈良文化財研究所
- 降幡順子・神野恵 2013「奈良三彩の技術的、化学的特徴に関する研究ノート—平城宮土器IIの奈良三彩—」「河南省鞆義市白河窯跡の発掘調査概報」 奈良文化財研究所
- 降幡順子・浜淳一郎 2009「非破壊分析から見た黄治唐三彩の特質」「河南省鞆義市黄治窯跡の発掘調査概報」「奈良文化財研究所（中国語版：降幡順子・浜淳一郎（陳楓訳）2007「非損傷分析法試験黄治唐三彩之特性」「華夏考古」2007年第2期）
- 降幡順子・玉田芳英・齋藤努 2012「飛鳥・蘿原京跡出土鉛釉陶器に対する化学分析」「東洋陶磁」41
- 水野清一 1948「考古学上より見た正倉院御物」「正倉院文化」 大八洲出版
- 三辻利一 1990「第3部 唐三彩の伝播・流通の研究（第一報）」「東アジアにおける古代土器の伝播・流通に関する研究」平成1・2年度科学研究費補助金（国際共同研究） 研究成果報告書
- 矢部良明 1981「唐三彩から奈良三彩へ」「考古学ジャーナル」196
- 矢部良明 2000「日本の美術408 唐三彩と奈良三彩」至文堂
- 山崎一雄 1961「いわゆる正倉院三彩の科学的考察」「世界陶磁全集2 日本奈良一室町篇」 河出書房新社
- 山崎一雄 1979「古代釉薬の科学的考察」「世界陶磁全集2 日本古代」 小学館
- 山崎一雄 1992「渤海三彩と唐三彩などの釉薬と胎土の比較」「東洋陶磁」19
- 山崎一雄・室住正世 1999「大阪府アカハゲ古墳出土の黄褐色釉面鏡ならびに同塚廻古墳出土のガラス玉および綠釉棺台の化学成分と鉛同位体比」「考古学と自然科学」38
- 弓場紀知 2006「壱岐双六古墳出土の白釉綠彩円文碗—その年代と中国陶磁史上での位置づけ」

- 『双六古墳』 岐阜市教育委員会
- 吉澤悟 2009 「唐三彩の与えた日本陶器への影響力について—三彩復と獸脚付短頭壺の関係を中心にして」『龍馬美術研究』26別冊
- 吉田恵二 2001 「奈良三彩の生産と伝播」『考古学ジャーナル』475
- 渡辺芳郎 2022 「近世後期地方窯における磁器技術伝播：そのパターン化の試み」『陶磁器流通からみるグローバル化の世界史—日本・アジア・中南米をフィールドに—（II）五島焼・田ノ上窯跡発掘調査報告』 長崎大学多文化社会学部
- 【中国語（ピンイン順）】
- 丹羽崇史（唐麗薇訳） 2021 「關於奈良三彩若干問題」『唐三彩窯研究』 科学出版社
- 熊海堂 1995 「東亞窯業技術發展與交流史研究」 南京大学出版社
- 【韓国語（カナタ順）】
- 李浩桐 1992 「唐津九龍里窯址收拾調査概要」『考古學誌』 4
- 国立慶州文化財研究所 2003 「慶州 月山里遺蹟」
- 国立慶州文化財研究所 2014 「新羅皇廟寺」
- 東国大学校慶州考古博物館 2002 「慶州墓谷洞・勿川里：競馬場復元敷地（史蹟430號）B地区」
- 【英語】
- W. J. Young 1949 Some Notes on SHOSO-IN, T'ANG and MING Pottery. Far Eastern Ceramic Bulletin Vol.1, n. 6
- W. J. Young, F. E. Whitmore 1957 Analysis of Oriental Ceramic Wares by Non-destructive X-ray Methods. Far Eastern Ceramic Bulletin Vol. 9, n. 1- 2

挿図出典

- 図1：奈良文化財研究所2006 図版161
- 図2：愛知県陶磁資料館・五島美術館1998 p.147
- 図3：奈良文化財研究所飛鳥資料館2014 p. 3
- 図4：菱田1992
- 図5：鈴木2006
- 図6：渡辺2022

平城宮東院地区のSB20060の復元私案

山崎有生

I はじめに

奈良文化財研究所都域発掘調査部平城地区は2021年度の平城宮東院地区北部における発掘調査で、大型の掘立柱の総柱建物SB20060を検出した。その規模は、桁行9間、梁行4間で、実長は東西約27m×南北約12mに及ぶ。この遺構は高床の建物と考えられ、その規模、立地、周辺遺構との関係などから、天皇や皇太子の宮殿の中心建物である可能性を指摘した¹。東院地区北部での宮殿の中心建物の検出はSB20060が初めてで、東院地区の土地利用を考える上で非常に重要な遺構である。さらに、柱穴の断面調査の成果にもとづく考察の結果、このSB20060は宮殿の中心建物としては特異な上部構造をもつ可能性がある。よって、SB20060の上部構造を復元することは、東院地区の実態の一端を明らかにするという宮都の考古学的な観点の上で、また現存しない建築技法を明らかにするという建築史学的な観点の上で、非常に重要である。本稿では、検出遺構や、現存事例、発掘遺構・現存遺構における類例などを看取しながら、SB20060の復元私案を提示したい。

II 遺構の概要とその解釈

SB20060の復元に先立って発掘調査成果および解釈の整理をおこなって考察の前提条件としたい。まずSB20060の発掘調査成果を概観し、柱間寸法と柱径を割り出し、柱穴断面の様相から柱高の傾向を検討した。次いでそこから考えられる平面を導いた。なおSB20060の番付は図1に従う。遺構図は図2に掲げた。

SB20060の発掘調査成果 2021年度の発掘調査成果は「奈文研紀要2022」で発表しているため、ここでは本論文に関する概要を整理する²。SB20060は桁行9間、梁行4間で、東西棟の総柱建物形式の掘立柱建物である。合計50基の柱穴掘方や柱痕跡ないし柱抜取穴を平面検出し、うち22基の断面観察を行った。柱痕跡から得られた柱間寸法は、梁行南端1間のみ11尺で、ほかは桁行・梁行とともに10尺等間である（実長では東西26.6m×南北12.1m）。柱掘方の平面規模は1.0~1.8mで、列による規模の差はない。断面観察の結果、柱掘方の深さはイ列・ロ列、二十を除く二列が浅く、ハ列・ホ列は深い傾向にあった。

周辺の施設 SB20060の周辺には、柱筋を描える複数の施設を確認した（図1・2）。

SB20060の北方には約2.1m離れて、柱筋を描える礎石列SX20285が展開し、縁ないし軒支柱のようなSB20060の付属施設とみられる。南北棟建物SB20280はSB20060から約7m北に位置する。SB20280とSX20285の中間に柱穴列SX20279が位置し、SB20060からの距離は約3.8mである。また、SB20060の南西には、これと柱筋を描える南北棟建物SB20130が展開し、これらの前面には礎敷が施された前庭が広がる（礎敷SX20275・20277。背面にも礎敷SX20282・20283がある。図2）。この配置からSB20130は、SB20060の脇殿と考えられ、SB20060はこの周辺区画の中心建物（以下、正殿と表記）と考えられる。複数の天皇の宮殿が営まれた東院地区という立地を考慮すると、宮殿正殿の建築である可能性も高い。また、SB20060の内部にも礎敷がみられる（礎敷SX20278など。図2）。これらの礎敷が

残存していることから、SB20060の検出面は奈良時代の機能面にきわめて近いと考えられる。

調査区からは瓦の出土量が500kg前後と、一定量はあるものの總瓦葺としては少なく、植物性の屋根材を用いた建物である可能性が高い。

柱径 柱径は一定の傾向が確認されるものの、その大きさにはばらつきがある。表1は柱痕跡の径の一覧である。各列の中央値・平均値はそれぞれイ列が28cm・29.8cm、ロ列が44cm・44.8cm、ハ列が46.5cm・45cm、ニ列が46.4cm・46.4cm、ホ列が40.5cm・40.4cmである。この値を勘案すると、ホ列の値がやや小さいが、それ以上にイ列の柱径が目立って小さい傾向にあるということが出来よう。ここでは、イ列のみが小さく、ほかの列の径は同じと考えたい。この場合イ以外の柱径の中間値は43.5cmである。これらの柱径の中間値

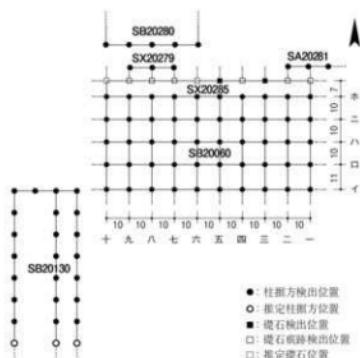


図1 SB20060周辺造構と柱配置復元模式図

表1 柱痕跡から推定される柱径（単位：cm）

| | イ | ロ | ハ | ニ | ホ | イ列以外 | 全体 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 一 | 28.0 | 46.5 | 41.5 | 41.2 | 38.5 | | |
| 二 | | 44.0 | | | | | |
| 三 | | | | 42.0 | | | |
| 七 | | | | 37.5 | | | |
| 八 | 27.0 | | | 40.5 | | | |
| 九 | | | 46.5 | | | | |
| 十 | 34.3 | 44.0 | 47.0 | 51.5 | 43.5 | | |
| 中央値 | 28.0 | 44.0 | 46.5 | 46.4 | 40.5 | 43.5 | 41.8 |
| 平均値 | 29.8 | 44.8 | 45.0 | 46.4 | 40.4 | 43.4 | 40.8 |
| 最小値 | 27.0 | 44.0 | 41.5 | 41.2 | 37.5 | 37.5 | 27.0 |
| 最大値 | 34.3 | 46.5 | 47.0 | 51.5 | 43.5 | 51.5 | 51.5 |
| 標準偏差 | 3.2 | 1.2 | 2.5 | 5.2 | 2.2 | 3.7 | 11.5 |

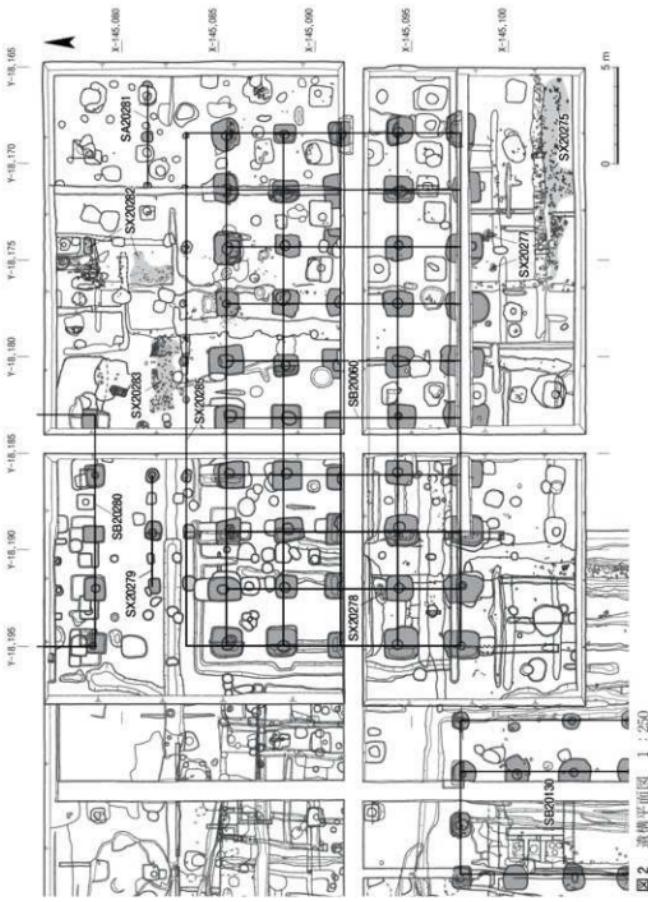


表2 地表面から柱掘方底面までの寸法(単位cm)

| | イ | ロ | ハ | ニ | ホ | 全体 |
|-----|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 一 | 89.0 | 74.0 | 72.5 | 79.0 | 102.0 | |
| 二 | | 81.5 | | 61.0 | 97.5 | |
| 三 | | | | 109.0 | | |
| 五 | | | | 74.0 | | |
| 八 | 112.5 | 91.5 | 131.0 | 85.5 | 136.0 | |
| 九 | | | 134.0 | | | |
| 十 | 79.0 | 77.8 | 129.0 | 147.0 | 121.8 | |
| 中央値 | 89.0 | 79.7 | 129.0 | 79.0 | 109.0 | 91.5 |
| 平均値 | 70.1 | 81.2 | 93.3 | 89.3 | 113.3 | 101.6 |
| 最小値 | 79.0 | 74.0 | 72.5 | 61.0 | 97.5 | 61.0 |
| 最大値 | 112.5 | 91.5 | 134.0 | 147.0 | 136.0 | 147.0 |

定の傾向が読み取れる。

まず西部にて、ハ八・九・十やホ八・十の柱掘方の深さは121~136cmとかなり深い。一方で、イ八・十は79~113cm、ロ八・十は78~92cmに留まっている。興味深いのがニ列で、二十は、全ての柱穴のなかでも最大の約147cmなのに対し、ニ八は約85.5cmに留まっている。つまり、ハ・ホ列と二十は深く、イ・ロ列とニ八は浅い。一般に、柱掘方の深さは、地上部分での高さに関係し、地上部分が高ければ、柱掘方が深くなると考えられるから、ハ・ホ列と二十の柱は高く、イ・ロ列とニ八の柱は低いと解釈できる。

しかし、SB20060の東方ではやや様相が異なる。ハ一の柱掘方の深さは約72.5cmで、ロ一の約74cmやイ一の約89cmに対して浅くなってしまっている。また、二十と対称の位置にあるニ一の深さは約79cmに留まり、顯著に深いわけではない。しかしSB20060の東方で断削した柱穴は比較的少ないため、今回の検討にはこの結果を反映しない。

単位尺の検討 柱穴の断削によって、柱痕跡を確認しており、ここから正確な柱間位置が判明する。東西方向についてSB20060の柱穴ハ一と柱穴ハ十の柱痕跡の心の座標はそれぞれ、Y-18168.49、Y-18194.96であり、その距離は26.47mである。SB20060は東西方向9間であり、柱間寸法を10尺等間とみて、東西長26.47mを90尺で除すと、 $26.47 \div 90 \approx 0.2941$ を得る。よって、東西方向の単位尺は0.2941mと解釈できる。

南北方向についてSB20060の柱穴イ十と柱穴ホ十の柱痕跡の心の座標はそれぞれ、X-145097.61、X-145085.52であり、その距離は12.09mである。イ・ロ列間(梁行方向南端間)のみ11尺と考えられるため南北長を41尺とし、12.09mを除すと、 $12.09 \div 41 \approx 0.2949$ を得る。東西・南北の単位尺が近似し、この想定は妥当だと言える。

以上から、柱間寸法は南端間のみ11尺で、それ以外は10尺等間であることを再確認できた。なお、基準尺は東西方向で0.2941m、南北方向で0.2949mとその差異は誤差の範囲内と言える。一般に、基準尺は距離が長い区間で算出したものの方が、誤差が少ないため、

を単位尺0.2941mで除すと、イ列は0.95、それ以外は1.48となる。

よってイ列は1尺、それ以外は1.5尺の柱径と考える。

柱高の傾向と構造 また、SB20060の柱掘方の深さには大きな差が認められた(表2)。最小のものはニ二の約61cmだが、最大のものは二十の約147cmにも及ぶ。さらにその柱掘方の深さの大小には、一

本稿では東西方向の基準尺0.2941mを建物全体の基準尺として用いる。

平面の形式 この場合、SB20060はどのような構造が考えられるのだろうか。一般に、身舎柱と廟柱では身舎柱の方が柱は高い。つまりハ・ホ列・二十の柱は身舎柱、イ・ロ列は廟柱の可能性がある。この場合、桁行9間、梁行4間のうち、北2間が身舎に相当することになる。そして、ロ列は南廟柱、イ列は南孫廟の柱と解釈できよう。そして、身舎柱に挟まれる位置にある二八は柱掘方が浅いため身舎柱よりも柱が低いと考えられ、建物の上部構造に関わる柱というよりは、むしろ高い床を支える床束と解釈した方が自然である。すなわち桁行9間、梁行2間の身舎に、南廟および南孫廟を設ける高床の建物と想定されるのである。このように、南端1間(イ-ロ間)を孫廟とした場合、柱間寸法が他と異なる11尺であることとも整合的であるといえよう³⁾。

以上により、若干の問題が残り、そのほかの形式である可能性を完全に排除できるわけではないものの、SB20060は桁行9間、梁行2間の身舎に、南廟・南孫廟を設ける高床の建物と解釈したい。

前提条件まとめ 以上の考察から前提条件をまとめると以下の通りとなる。

- ・南面する大規模建物で臨殿をともなう正殿である(宮殿正殿の可能性が高い)。
- ・桁行9間、梁行4間で、柱間寸法は梁行の南端1間のみ11尺で、それ以外は10尺等間である。
- ・檜皮などの植物性の屋根材を用いる。
- ・柱径はイ列が1尺、それ以外が1.5尺である。
- ・桁行9間、梁行2間の身舎に、南廟・南孫廟をもうける。
- ・高床の建物である。
- ・単位尺は0.2941mである。

III 復元考察

以下、上記の前提条件を考慮して復元考察を行いたい。

屋根材 屋根材は植物性のものが想定されるが、それには、檜皮、板、茅などの材料が考えられる。発掘調査では、一定量の瓦も出土しており、大棟に瓦を用いる覚棟と考えることができる。また、この建物は重要度の高い建物であるため、SB20060は檜皮葺かつ覺棟の建物と考えたい。

軒の出ならびに組物 発掘調査区からは雨落溝や雨垂痕跡などSB20060の軒の出に関わる遺構は検出されていない。しかし、付属施設SX20285の位置が軒の出の参考になる。SX20285は縁ないし軒支柱などの付属施設と考えられるが、いずれの場合も、軒先は

SX20285よりも外に出なければならない。SB20060の北側柱からSX20285までの距離は約2.1m（7尺）であるから、軒の出は7尺以上となる。

軒の出の上限値は、平城宮における掘立柱の宮殿の正殿・後殿クラスの建物の事例を参考にすると、雨落溝を確認した内裏II・III期正殿SB450A、内裏IV期正殿SB450B、内裏IV期御在所後殿SB4704が類例として参考になる（表3参照）。その中でもSB450A・Bの南側柱から南雨落溝心までの距離がもっとも大きく約2.3m（≈7.8尺）あり、雨落溝の幅は0.3~1.0mである。一方で最も小さいのはSB4704の東側柱から東雨落溝心までの距離で、1.2~1.3m（4~4.4尺）である。よって、平城宮における掘立柱の正殿クラスの建築において確認されている軒の出の上限値は、側柱から雨落溝外端までの距離（側柱から雨落溝心の距離 + 雨落溝の幅/2）だから $2.3+1.0/2=2.8\text{m}$ （≈9.5尺）となる。よって、SB20060の軒の出をXとすると、 $7\text{尺} < X \leq 9.5\text{尺}$ と考えられる。ここでは $X = 8\text{ 尺}$ とみたい。

次に組物の形式について考えたい。貴族邸宅の建物と推定され、復元がなされているものには、法隆寺東院伝法堂前身建物、当麻寺曼荼羅堂前身古材建物、藤原豊成板殿などがある⁴。法隆寺東院伝法堂前身建物は大斗肘木で、当麻寺曼荼羅堂前身古材建物2棟は組物がなく、藤原豊成板殿はこれらの構造と異なり、合掌風の垂木の上に木舞を渡し、厚板を葺く形式に復元されている。いずれの建物も手先の出る組物を用いず、単純な構造をとる



図3 年中行事絵巻にみる清涼殿

図3 平城宮内裏ならびに西宮の主要建物の柱穴・断面痕跡・雨落溝

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|--------|-----|----|--------|-------|------|----------|-----------|----------|-----------|-------|-----|-----|
| 1 内蔵上層 | 内蔵正規 | SH460 | 11間 | 5間 | 122.5m | 54.6m | 織柱建物 | 不用 | 6坪 | 1.6-2.2m | 1.1-1.2m | 未検出 | 未検出 | |
| 2 内蔵上層 | 廻り柱正規 | SH4700 | 11間 | 5間 | 122.5m | 54.6m | 織柱建物 | 1.2-1.5m | 1.5-2.0m | 身合と同等 | 身合と同等 | 未検出 | 未検出 | |
| 3 内蔵下層・普間 | 内蔵正規 | SH480 | 9間 | 5間 | 90.0m | 50.0m | 西面建物 | 1.5m | 1.7m | 身合と同等 | 身合と同等 | 未検出 | 未検出 | |
| 4 内蔵普間 | 廻り柱正規 | SH4703 | 9間 | 4間 | 90.0m | 40.0m | 西面建物 | 1.4m | 1.1-1.6m | 身合と同等 | 身合と同等 | 未検出 | 未検出 | |
| 5 内蔵普間 | 内蔵正規 | SH4503 | 9間 | 5間 | 90.0m | 50.0m | 西面建物 | 1.5m | 1.5m | 2.0m | 1.0-1.5m | 身合と同等 | 未検出 | |
| 6 内蔵Y層 | 廻り柱正規 | SH4615 | 9間 | 4間 | 100.0m | 60.0m | 二重織柱 | 1.4m | 1.2-1.4m | 身合と同等 | 身合と同等 | 未検出 | 未検出 | |
| 7 内蔵Y層 | 廻り柱正規 | SH4704 | 9間 | 4間 | 92.0m | 42.0m | 西面建物 | 1.4m | 1.2-1.4m | 身合と同等 | 身合と同等 | 未検出 | 未検出 | |
| 8 西面屋根 | | SH4610 | 9間 | 5間 | 90.0m | 50.0m | 西面建物 | 1.5m | 1.0m | 50m | 身合と同等 | 身合と同等 | 未検出 | |
| 9 西面屋根 | | SH4710 | 11間 | 5間 | 90.0m | 50.0m | 西面建物 | 1.5m | 1.0m | 30m | 身合と同等 | 身合と同等 | 未検出 | |
| 10 内蔵Y・普間 | 内蔵正規 | SH447 | 9間 | 4間 | 90.0m | 40.0m | 三重織柱 | 1.6m | 0.4-1.25m | 20m | 0.6-1.25m | 20m | 未検出 | 未検出 |
| 11 内蔵Y・普間 | 廻り柱正規 | SH452 | 9間 | 3間 | 90.0m | 30.0m | 一重織柱 | | 0.9m | | 0.6m | | 未検出 | 未検出 |

卷之三



図4 鶴林寺太子堂の廟と孫廟の組物

の南端1間は、ほかと比べ柱間寸法が大きく、その柱列は細いといった特徴があった。つまりほかの部分に対し、差異が付けられているのである。この点を考慮すると南孫廟の部分とそれ以外の部分で、組物形式が異なっていた可能性がある。例えば、平安時代後期の現存事例である鶴林寺太子堂の組物は、身舎・廟が大斗肘木なのに對し、孫廟では舟肘木を用いている（図4）⁵。SB20060は宮殿の正殿クラスの建物であることからその身舎・廟には大斗肘木が用いられ、孫廟にはそれより単純な舟肘木が用いられたと考えたい。ちなみに、昭和40年制作の内裏正殿の模型でも身舎・廟の組物を大斗肘木としている。

この時、組物は手先が出ないため、8尺の軒の出を確保するために二軒とした。地垂木と飛檜垂木の出の比率は、法隆寺東院伝法堂背面の場合、地垂木の出が飛檜垂木に対して約2.5倍で、法隆寺食堂の場合、地垂木の出が飛檜垂木に対して約1.7倍である。よって本稿では地垂木の出を飛檜垂木に対して約2倍とし、地垂木の出を5.4尺、飛檜垂木の出を2.6尺とした。

以上の検討により、SB20060の軒は二軒繁垂木で、その出は8尺（地垂木の出5.4尺、飛檜垂木の出2.6尺）、組物は身舎ならびに廟の部分は大斗肘木、孫廟の部分は舟肘木と考える。床高　階段痕跡や階段親柱などは発掘調査で検出されておらず、SB20060の床高に関する資料は一切存在しない。しかしながら、総柱建物であることから、床東建物に比べて高い床をもつ可能性がある。このような総柱建物の柱配置をもつ宮殿の中心建物の床高を考える上で参考になるのが平城宮第1期内裏正殿のSB4700である。

SB4700は桁行11間、梁行5間の規模をもち、SB20060と同様に総柱建物となっている。この建物は正面と西側面に廊桁を受ける塘が側柱心から約4.9m（17尺）の位置に確認されている⁶。仮に階段の勾配を45°とすると、SB4700の床高は17尺となり、非常に高く床を張っていたことになる。

点で共通している。加えて、『年中行事絵巻』など絵画資料に描かれる平安宮の清涼殿や紫宸殿では舟肘木となっている（図3）。つまり、上記の資料より知られる範囲の住宅建築の組物は、なし、舟肘木、大斗肘木などが挙げられる。

ここで思い起こしたいのが、発掘遺構のSB20060の南孫廟の部分である。すなわちSB20060

ただし、SB4700は桁行122尺、梁行54尺であり、桁行90尺、梁行41尺のSB20060をさらに上回る巨大建築である。床高についてもSB20060より大きい可能性がある。すなわちSB20060の床高をYとすると、 $Y \leq 17$ 尺と考えられる。

SB20060の床高の下限はどのように考えられるのであろうか。それには床東建物の床高が参考になる。平城宮西宮寝殿のSB7150は桁行9間、梁行5間の東西棟建物であり、床東をもち、北面に木階もしくは縁の痕跡をもつ建物である⁷。その痕跡を木階のものと解釈するとその出は約2.5m(8.4尺)で、階段勾配を45°とすると床高も8.4尺あることになる。総柱建物であるSB20060はSB7910よりも床高が高い可能性があるため、 $Y \geq 8.4$ 尺と考えられよう。

以上より $8.4 \leq Y \leq 17$ と考えられる。しかし、SB20060のイ列の柱は組物のすぐ下まで立ち上がると推測されるが、その柱掘方は必ずしも深くなく、地上部分の柱高も比較的小さい可能性がある。 $8.4 \leq Y \leq 17$ の条件を念頭に置いて、ここでは $Y = 9$ 尺と考えたい。

柱高 つづいて、床上から組物下の柱高について検討する。特に正面の立面となる孫廟の柱高について、現存事例を参考に検討したい。古代の現存遺構の中で、創建当初からの孫廟が残る事例は存在しない。よって正面の立面に現れるという点でSB20060の孫廟柱と共通する現存遺構の廟柱の傾向を検討することにする。表4は、平安時代後期までの主要な建物について正面中央間の柱間寸法に対する廟柱高の比(土間の建物については礎石上から柱天までとし、床をもつ建物については床上から柱天までとした。以下この比の値をZとする)を示したものである⁸。このうち、淨瑠璃寺本堂、白水阿弥陀堂といった中央間の柱間寸法が臨間に比べて著しく大きいものを除くと、 $0.79 \leq Z \leq 1.37$ の値をとる。ここからさらに奈良時代以前に限定すると $0.83 \leq Z \leq 1.16$ の値を得る。

一方でこれら現存建築の傾向とは異なる傾向を示す資料がある。それが、当麻寺本堂前身古材建物2棟である。これらの建物は桁行中央間がともに10尺なのにに対し、床上からの廟柱高がともに18尺として復元されている。つまり $Z = 1.8$ の値を取り、現存事例よりも柱が高くなる。これが当麻寺本堂前身古材建物にのみ見られる特徴か、古代の住宅建築にみられる一般的な傾向かは判断がつかない。しかしSB20060の遺構に対応させると柱高があまりに高い場合、柱掘方の深さが浅いイ・ロ列の場合、自立が困難になる可能性もある。よって、SB20060の孫廟高は $0.83 \leq Z \leq 1.16$ の範囲と考える。

本項では $Z = 1.1$ とえた。すなわち孫廟柱高は柱間寸法より1尺大きい11尺で、GLからの廟柱高は20尺となる。

また古代建築において孫廟部分が残っていないため、古代における孫廟柱に対する廟柱や身舎柱の比率は不明とせざるを得ない。本項では後述する屋根勾配より逆算して、身舎柱高を床上端から16.1尺、廟柱高を同じく12.1尺に設定した。

架構と屋根勾配 架構を考える際の参考になる記述が『統日本紀』に確認できる。それは天平宝字元年（757）三月戊辰条の「天皇寝殿承塵之裏、天下大平四字自生焉」という記述で、孝謙天皇の御在所正殿に、承塵を用いていたことがよみとれる。承塵は屋根裏より落ちる塵を受ける裝束であり、天井が張られているならば不要なものである。また、閑野克は統日本後紀や扶桑略記などの史料から、天德年間以前の紫宸殿は殿内において梁が露出しており、それが創建当初に遡る可能性を指摘している⁹。梁が露出していることから、やはり天德年間以前の紫宸殿も化粧屋根裏であったのだろう。さらに、安政度紫宸殿や慶長度紫宸殿（仁和寺金堂）も化粧屋根裏である。よって、奈良時代から平安時代前期の天皇の居住空間は化粧屋根裏であった可能性が高く、SB20060も化粧屋根裏とみるのが妥当であろう。

化粧屋根裏の場合、その架構は、二重虹梁藻股や、拟首組が考えられよう。奈良時代の住宅建築の事例である法隆寺東院伝法堂前身建物が二重虹梁藻股で、当麻寺前身古材建物は拟首組である。つまり、奈良時代の住宅建築には両者ともに使われているのだが、B20060に用いるにはいずれが適当なのだろうか。

表4 平安時代後期までの主要な現存建築の柱高

| 建物名 | 年代 | A 中央柱間(曲尺) | B 廊柱長(曲尺) | B/A | 備考 |
|-------------|-------|------------|-----------|------|--------------------|
| 法隆寺金堂 | 7世紀後 | 10.68 | 12.35 | 1.16 | |
| 法隆寺食堂 | 8世紀前 | 9.75 | 10.43 | 1.07 | |
| 法隆寺東院伝法堂 | 8世紀中 | 11.74 | 9.70 | 0.83 | |
| 東大寺法華堂正堂 | 8世紀中 | 13.80 | 13.81 | 1.00 | 図上計測 |
| 唐招提寺金堂（創建時） | 780年頃 | 15.75 | 15.57 | 0.99 | |
| 唐招提寺講堂（創建時） | 8世紀後 | 12.73 | 13.23 | 1.04 | |
| 新薬師寺本堂 | 8世紀末 | 15.75 | 13.40 | 0.85 | 図上計測 |
| 室生寺金堂 | 9世紀前 | 7.87 | 7.52 | 0.96 | 寛政修理後の孫廊柱高 図上計測 |
| 法隆寺大講堂 | 990年 | 12.17 | 16.62 | 1.37 | |
| 平等院鳳凰堂中堂 | 1052年 | 14.00 | 11.05 | 0.79 | 裳階の柱高 |
| 富貴寺大堂 | 12世紀 | 10.01 | 8.40 | 0.84 | |
| 淨瑠璃寺本堂 | 1107年 | 14.00 | 8.20 | 0.59 | |
| 鶴林寺太子堂 | 1112年 | 7.03 | 6.90 | 0.98 | 廻の柱高 |
| 醍醐寺藥師堂 | 1121年 | 10.00 | 9.36 | 0.94 | |
| 中尊寺金色堂 | 1124年 | 7.23 | 7.46 | 1.03 | |
| 白水阿弥陀堂 | 1160年 | 12.98 | 9.04 | 0.70 | |
| 最大値 | | 15.75 | 16.62 | 1.37 | |
| 最小値 | | 7.03 | 6.90 | 0.79 | |

⁹ B/Aの最大値・最小値は淨瑠璃寺本堂・白水阿弥陀堂の値を除いたものである。

ここで参考にしたいのが、天皇の住居の伝統を引き継いでいる安政度紫宸殿や清涼殿である。これらは、二重虹梁を用いている。紫宸殿は大虹梁の上に葵股を2つ乗せ、二重目の虹梁の上に衩首組を載せて大棟を受ける。清涼殿は非対称な二重虹梁葵股を用いており、大虹梁の上に葵股を1つ乗せて二重目の虹梁を受け、その上の葵股で大棟を受ける。また慶長度の紫宸殿の遺構として知られる仁和寺金堂も二重虹梁を用いている。¹⁰。このように近世の事例ではあるが、これらはいずれも二重虹梁を用いている¹⁰。

以上から、SB20060は二重虹梁葵股の架構をもつと考えたい。

屋根勾配は、檜皮葺であることを考慮して、南孫廟の勾配は多少緩く2.5寸勾配（鶴林寺太子堂孫廟垂木の勾配の2.3寸勾配に近似）、南廟の勾配を4寸勾配、身舎の勾配を6寸勾配とした。

床組 SB20060では、二列の内部柱が身舎内部に位置することから床東の可能性が高いことを除くと、床組の資料となり得る遺構を検出していない。2021年度の発掘調査では柱痕跡を明瞭に検出しておらず、掘立柱の際東があった場合、イ・ロ・ハ・ホ列の南北に隣接して存在する可能性があったが、調査で精査したものの、確認できなかった。礎敷SX20275・20277・20278などの存在から検出面が奈良時代の機能面に近く、床東が掘立柱であった場合、遺構が削平された可能性は低い。よって残る可能性は礎石建の際東があつたが削平されてしまったか、検出した50本の柱以外に床組を支えるものがなかったかの2つである。しかし、礎石列SX20285は比較的明瞭にその遺構を検出できたのに対し、際東の礎石据付痕跡は調査で精査したもの検出できなかった。SB20060の内部に基壇状の盛土があった可能性もあるが、SB20060の内部で検出した礎敷SX20278は、外部の礎敷とは同じ標高となっており、この可能性も考えにくい。以上より、検出した50本の柱以外に床組を支えるものがなかったと考える。具体的には、柱を扶んで桁行方向へ大引を長押のように打ち付け、その上に梁行方向に厚板を敷く構造とした。

なお、孫廟は廟・身舎に対して、長押1段分だけ下げた。安政度清涼殿が身舎と東廟の床は同高に、東廟と東孫廟は長押1段分だけ床高を下げているのに倣ったものである。

遺作 ここでは、考古学的な根拠はないが、柱間装置や木階の配置、形式について若干の考察を行いたい。まずSB20060は、高床の建物である以上、木階をもうけていたと考えられるため、断片的な傍証からその位置を推測したい。

背面の木階の位置は南北棟建物SB20280と柱穴列SX20279の存在が参考になる。礎石列SX20285から柱穴列SX20279までは約1.7m、SX20279から北方の南北棟建物SB20280までは約3.2mと概めて近接する。ここで、礎石列SX20285を縁と解釈すると、SB20060は礎石列SX20285から柱穴列SX20279を介してSB20280に至ることができた可能性がある。本稿ではSB20060とSB20280の床高に差があるものと見做した。よって礎石列SX20285と柱

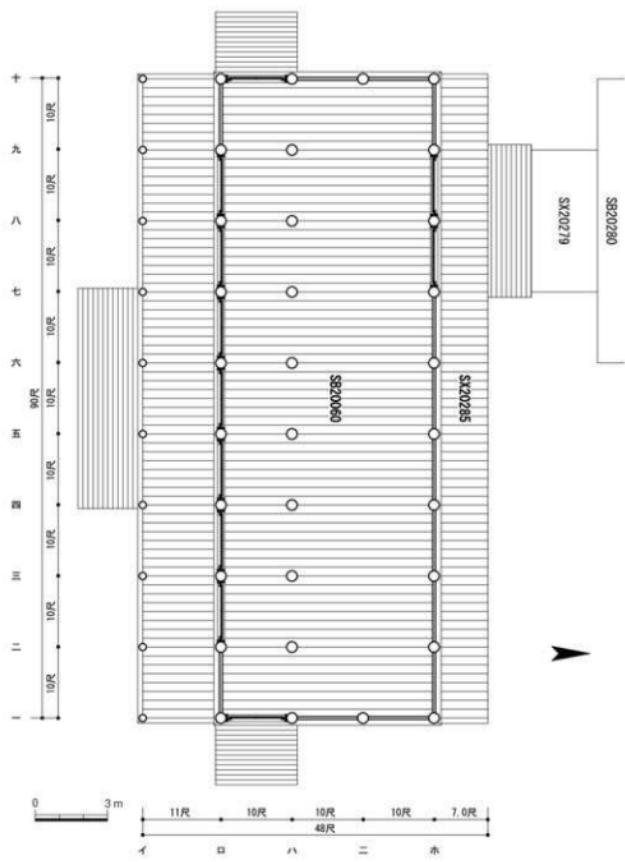


図 5 SB20060 復元平面図 1 : 200

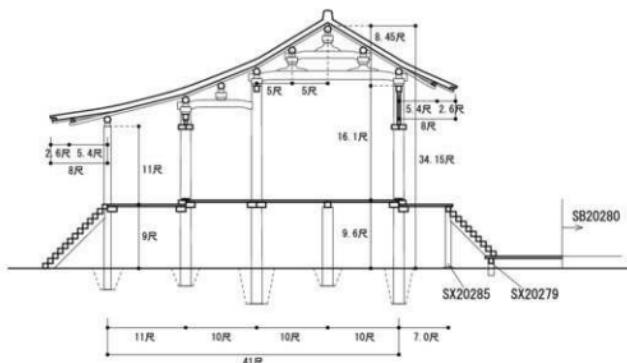


図6 SB20060 復元断面図 1 : 200

穴列SX20279の間に昇降装置、つまりは木階があったと解釈する。

側面の木階の位置も不明であるが、SB20060とその脇殿とみられるSB20130との距離は約3.8m(13尺)しかない。梁行方向の南1間に木階を備えるSB20130と十分な離隔が確保できず干渉してしまう可能性が高い。よって、側面の階段は梁行方向の南より2間目に配されていたと考える。

正面の木階の位置についても不明であるため、ここでは昭和40年制作の内裏正殿の模型に従い、正面3間に木階をもうけた。(なお、この模型の木階の位置は安政度紫宸殿に従っている)

次に柱間装置である。背面・側面については前述の階段位置に合わせて扉口をもうけた。問題は正面である。奈良時代の住宅建築である藤原農成板殿は身舎を柱間装置で閉塞する一方、廊は吹放している。また、法隆寺東院伝法堂前身建物も一部を柱間装置で閉塞し、一部を吹放にする。このように奈良時代の住宅建築には建物の一部を開放とする事例が多く、SB20060も同様と考えられる。本稿ではSB20060の正面および側面南端1間をこのような開放的な空間と考え、吹放とした。よって正面側は口列に柱間装置が入ることになる。しかし、その具体的な仕様については明らかにしえないので、昭和40年制作の内裏正殿の模型に従い正面中央7間に扉口を設けた。扉口以外の柱間はすべて土壁とした。

このようにして作成したSB20060の復元平面図・断面図が図5・6である。

IV SB20060の特質

このようにして復元したSB20060は奈良時代の宮殿正殿としては非常に特異な平面、外観をもつものとなった。その形態のもつ意味で特に重要なのは、南を正面とし、南廂・南孫廂をもうけて南面のみに空間を拡張していることである。

平城宮の中で孫廂を付す建物は珍しくない。例えば内裏に限定しても、第Ⅳ期内裏正殿であるSB450B（四面廂建物・北孫廂付）やSB7873（二面廂建物・東孫廂付）、SB8000（四面廂建物・南土廂付）などを挙げることができる。しかし、いずれも正背面に廂をもつ建物であり、SB20060のように片面にのみ廂と孫廂をもつ建物は確認できていない。一方で、SB20060は、背面には廂をもたないにもかかわらず、脇殿とみられるSB20130や前庭¹¹のある正面側に向かって、廂と孫廂をもつ点で特異である。

では何故このような特異な空間が構成されたのであろうか。ここでは時代は降るもの平安宮清涼殿を参考に、推測してみたい。平安宮清涼殿は東を正面とし、桁行9間、梁行2間の身舎の四面に廂をめぐらし、東面にさらに孫廂をもうけた平面をもつ。この東孫廂は梁行の柱間寸法が身舎や廂に比べて大きく、ここのみ柱を角柱とする（そのほかは円柱）¹²。この東孫廂や東廂と前庭にあたる東庭は儀式の会場になることが多く、特に東孫廂については儀式空間の確保のために付加された可能性が指摘されている¹³。SB20060の南廂・南孫廂も、儀式の場となり官人が列立する前庭の方向に位置することから、平安宮清涼殿と同様に儀式の空間を十分に確保することを目的に付加されたのではないだろうか。

また、この特異な平面は、この建物の性格を考える上で重要な意味をもつ。一般に宮殿の正殿など格式の高い建築については四面廂建物がふさわしいと考えられている¹⁴。だが、奈良時代における掘立柱の宮殿正殿の中に、四面廂建物でないものはいくつか存在する。平城宮内裏Ⅳ期御在所正殿SB4645は二面廂をもつ切妻造の建物である。平城宮内裏V・VI期御在所正殿SB452¹⁵も一面廂をもつ切妻造の建物である。しかし、重要なのはこれらの建物が、あくまでも内向きの施設であり、天皇の住居として機能する御在所正殿であって、内裏という区画全体の中心建物である内裏正殿ではないことである。内裏正殿は特異な平面をもつ第V・VI期内裏正殿SB447を除くと、すべて四面廂建物である。この事実から、内裏正殿と御在所正殿の重要度ないし性格の違いが平面に反映されていると考えることができる。つまり、最も重要度の高い内裏正殿は四面廂建物が用いられ、重要度それに及ばない御在所正殿は一面廂建物ないし二面廂建物が用いられたと考えることができよう。

このように考えると、孫廂が付くとはいえ一面廂建物であるSB20060は宮殿の正殿クラスの建物の中でも、やや重要度が劣る御在所正殿のような建物である可能性が高い。SB20060の立地が、掘立柱の回廊が検出され、東院地区の中枢施設があると予想されてき

た東院地区中央部に対してより北部に位置することもこの可能性を補強する。以上から、SB20060は東院地区全体の中心建物自体ではなく、御在所正殿のような内向きの施設の中心建物であると評価したい。

V おわりに

本稿では、2021年の発掘成果に基づいてSB20060の発掘成果を整理した。そして、その発掘成果より得られた資料を積極的に解釈し、現存遺構と発掘遺構の類例を敷衍しながら、SB20060の形態を推定した。その結果、切妻造の屋根と南孫廟をもつ建物に復元することになった。しかし本稿の案はあくまで私案である¹⁶⁾。

また、本稿では、SB20060を御在所正殿のような建物と評価した。この場合、東院地区全体の中心建物はまた別に存在することになる。実際、東院地区の中核と考えられている区画は、SB20060よりも南に位置している。その中心建物の姿はいかなるものか。そして、東院の中核の実態とその性格はどのようなものなのか。今後の発掘調査成果に期待したい。

註

- 1 山崎有生ほか 2022「平城宮東院地区的調査－第633次」「奈良文化財研究所紀要2022」 奈良文化財研究所 pp.156-167 で発掘調査の概要を報告するとともに若干の考察をおこなった。
- 2 註1前掲報告。
- 3 古代の四面廟建物は一般に、隅木を真隅に納める。SB20060を四面廟建物と解釈した場合、東西廟よりも南廟の出が大きく、振隅となってしまう。また、SB20060を2面廟建物と解釈した場合、木列の柱据方が際立って深いことの説明がつけがたい。
- 4 法隆寺東院伝法堂前身建物、当麻寺曼荼羅堂前身古材建物、藤原豊成板殿などについては、浅野清 1969「奈良時代建築の研究」 中央公論美術出版、岡田英男 2005「日本建築の構造と技法【上】」 恩文閣、太田博太郎 1981「日本建築史基礎資料集成 四 仏堂Ⅰ」 中央公論美術出版、闇野克 1937「在信楽藤原豊成板殿考」「宝雲」 第20冊 似玉堂 pp.15-32、沢村仁 1961「住宅の様相」「世界考古学体系 第4巻 歴史時代」 平凡社 pp.54-60、鳥田敏男 1995「在信楽藤原豊成板殿再考」「文化財論叢Ⅱ」 同朋社 pp.527-551などの記述を参考にした。なお、藤原豊成板殿の復元内容は主として、闇野説に従った。また、法隆寺東院伝法堂は当初据立柱建物か礎石建建物か判然としない点に注意が必要である。
- 5 ただし、鶴林寺太子堂の孫廟は鎌倉時代の増築である。同様に孫廟をもつ現存事例に室生寺金堂があるが、この孫廟部分は江戸時代のもので、いつから存在したものか明確ではない。よって前述のような注意点があるが、より古い事例となる鶴林寺太子堂に倣った。
- 6 奈良文化財研究所 1991「平城宮調査報告書XIII 奈良国立文化財研究所学報第50冊」。
- 7 奈良文化財研究所 1982「平城宮調査報告XI 奈良国立文化財研究所学報第40冊」。
- 8 表4では、各修理工事報告書や日本建築史基礎資料集成を敷衍して、正面の立面に現れる柱

と中央柱間との関係を見た。廟のある建物は廟柱、孫廟のある建物は孫廟の柱高を表示している。室生寺金堂の孫廟は寛文に修理したものであり、創建当初の姿を留めるか疑問であるが、創建間もないころから孫廟があったという意見もあり、掲示した。一方、鶴林寺太子堂の孫廟は鎌倉時代に付加されたもので、当初から計画されたものではないため、廟柱の寸法を掲示している。

9 間野克 1939「創建当時の平安宮紫宸殿に就いて」『建築史』一の四 吉川弘文館 pp.317-323。

10 藤岡通夫 1969「近世の紫宸殿・清涼殿と寛政度の様式復古」「近世建築史論集」 中央公論美術出版 pp.75-91。同 1987『京都御所』 中央公論美術出版 などで藤岡はこの二重虹梁の様式を棟が高い近世独自のものと断じている。しかし、法隆寺東院伝法堂など、奈良時代の住宅建築にも二重虹梁蓋股がみられるため、近世独自の様式とまでは断じることができない。故に本稿では、内裏の伝統を引く紫宸殿・清涼殿の事例を重視し、二重虹梁蓋股の架構を採用したい。

11 橋本義則 2011「平城宮の内裏とその歴史的変遷」「古代宮都の内裏構造」 吉川弘文館 pp. 9-26 によると前庭は儀式の際の官人の列立の場であるという。

12 藤田勝也 2012「清涼殿」「オンデマンド版 平安時代史事典 本編 上」 株式会社 KADOKAWA pp.1356-1357

13 有富純也 2012「平安時代の儀式・建築からみた身舎と廟」「第15回古代官衙・集落研究会 報告書 四面廟建物を考える」 奈良文化財研究所 pp.161-165

14 箱崎和久 1997「東院西辺部の調査—第270次」「奈良国立文化財研究所年報1997-Ⅲ」 奈良国立文化財研究所 pp.14-24など。

15 註 6 前掲書の遺構解説ではSB452を御在所南殿、SB4705を御在所正殿とする。一方で遺跡の解説では皇后宮正殿とする。本稿では後者の想定に従ったが、SB4705も一面廟建物である。

16 海野聰 2012「東大寺創建大仏殿に関する復原試案—組物・裳階と構造補強—」「文化財論叢」IV 奈良文化財研究所 pp.797-824。この論文において海野聰が度々解釈にともなう前提条件によって復元案は多数考えられることを強調している。

挿図出典

図1：註1引用文献

図2：註1引用文献所載図

図3：国立国会図書館、国立国会図書館デジタルコレクション、<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2591111>（参照2022-11-04）よりダウンロードし転載

図4：筆者撮影

図5、6：筆者作成

平城宮東院地区の遺構変遷に関する基礎的検討

小田裕樹

I はじめに

平城宮には東西約250m、南北約750mの東張り出し部があり、その南半を東院地区と呼称している。奈良文化財研究所（以下、奈良国立文化財研究所も含めて奈文研）では、平城宮東院地区的発掘調査を継続しており、調査を進めるにつれて同じ平城宮内の大極殿院や朝堂院、内裏とは異なる遺構の様相が明らかになってきた。既に遺跡整備がおこなわれた内裏・第二次大極殿・東区朝堂院や復原建物の建設が進む第一次大極殿院に対し、東院地区は調査を実施するたびに新たな知見と更なる検討課題が浮上する地区といえ、現在の平城宮ひいては古代宮都の調査研究における最前線ともいえる。

しかしながら、膨大な検出遺構・出土遺物を前に個々の発掘調査の所見をまとめることに力が注がれ、蓄積されてきた調査成果を見渡したうえで東院地区全体の特質を明らかにする段階にまでは至っていない現状がある。また、調査の進展により既存の所見に変更が必要な部分や、同一の遺構の解釈に齟齬が生じている部分もみられる。

そこで本稿では、東院地区的調査で検出した大型建物と区画施設に注目して、東院地区の遺構変遷を整理する。これらの検討を通じて、平城宮東院地区の大局的な空間利用の変遷について筆者なりの解釈を提示し、今後の調査研究の足がかりとしたい。

II 研究史と問題の所在

1 東院地区に関する研究史

平城宮に東張り出し部が存在することが判明する以前から、平城宮に「東宮」「東院」「東内」など「東」を冠する施設が存在することや現在の宇奈多理神社付近に光仁天皇の楊梅宮を推定する研究が進められていた。そして、国道24号線バイパスの建設計画にともなう発掘調査により東張り出し部の存在が判明して以降、ここに上述の「東」を冠する施設を比定し、「東院地区」と呼称してこの地区の実態と性格を明らかにする調査・研究が進められてきた。

橋本義則は、文献資料をもとに東院地区には奈良時代前半に皇太子の居所である「東

宮」が營まれており、その後、天平勝宝6年（754）に「東院」がみえ、孝謙天皇の宮殿である「東院」が成立すること、称徳朝の神護景雲元年（767）に「東院」に「玉殿」が完成し、宝亀3年（772）に「楊梅宮」が完成する、との過程を整理した。そして、皇太子が在位する際には皇太子の居所「東宮」として利用され、皇太子が存在していない時には、天皇の御在所の一つとして「東宮」「東院」あるいは「東内」が設定され、造営されたと位置づけた（橋本1991）。また吉川聰は、饗宴などの儀礼がおこなわれた場という点に注目して、内裏や朝堂院との比較を通じて東院地区を「内裏と朝堂院の中間的性格をもつ」と位置づけた（吉川2003）。

また、楊梅宮（岩本1991）、東院南面の建部門（渡辺1995）、東院庭園と南苑（小澤1996）など東院地区的諸施設についての個別研究も進められている。筆者も近年の発掘調査成果をもとに、楊梅宮（東院6期遺構群）や東院地区北部の厨閣連施設の検討を進めている（小田2021a・b）。

2 東院地区的発掘調査と遺構変遷

東院地区的既往の発掘調査は、国道24号線バイパス建設に関連する調査による平城宮に東張り出し部の発見と範囲確定に至るまでの段階、東院庭園を中心とする地区的実態解明と整備に関連する調査の段階、東院地区中枢部の実態解明を目指す2004年以降の調査の3つの段階に分けることができる（小田2020a）。

これらの各調査では、掘立柱建物や塀、溝などを多数検出しており、遺構の重複関係から複数時期の変遷が窺える。現時点では、東院地区的遺構変遷は6期に区分して把握されている¹。各時期は瓦や土器など出土遺物の年代観と『続日本紀』など文献資料の検討から、1期：奈良時代前期、2期：平城遷都（天平17年（745）直後）、3期：天平勝宝年間（749～757）頃、4期：天平宝字年間（757～765）頃、5期：天平神護・神護景雲年間（765～770）頃、6期：宝亀年間（770～780）頃と想定されている。先にみた東院地区的諸施設の変遷と各時期を関連づけると1・2期が「東宮」、3～4期が「東院」で5期が東院「玉殿」の整備の時期、6期が「楊梅宮」の時期となる。

3 問題の所在

東院地区は平城宮の特異な平面形を構成する東張り出し部にあたり、皇太子の居所「東宮」として利用される時期や皇太子が存在していない時には、天皇の御在所の一つとして「東院」や「楊梅宮」が造営されたことや、「内裏と朝堂院の中間的な性格」を有していたことが既に指摘されている。

このような東院地区の位置づけについて、発掘調査に基づいて各施設の実態を明らかに

することにより検証する必要がある。また、東院地区の性格が奈良時代を通じて一貫していたのか、各施設の変遷に従い性格に変化が生じていたのかなど、検出遺構や出土遺物の具体的な検討を含めて明らかにする必要があると考える。

筆者は、これまでの継続的な発掘調査の蓄積により、東院地区全体の空間構造の変化と遺構変遷を「大掴み」に把握するための材料が集まりつつあると考える。

ただし、東院地区全体の遺構変遷を正確かつ詳細に把握することは容易でない。これは、6時期以上の遺構の重複があり、調査区間にまたがる遺構の同時存在や前後関係を出土遺物の時期比定と矛盾なく理解するためには、遺構・遺物の整理に膨大な作業時間を必要とするからであり、筆者個人の力量では非常に困難である。

そこで本稿では、東院地区の調査成果のうち大型建物と区画施設対象を絞って検討をおこない、大局的な造構変遷の整理を試みたい。本稿を通じ、東院地区の空間利用の変化についての見通しを得るとともに、日本古代宮都における平城宮東院地区の歴史的特質を明らかにする足がかりとしたい。同時に、今後奈文研で計画されている東院中枢施設の発掘調査や、正式報告書の刊行に向けて進められている造構や遺物の整理作業の際に留意すべき課題についても抽出を試みたい。

III 資料と方法

1 研究の資料

対象資料 本稿では、2021年度までに実施された東院地区的発掘調査で検出した遺構を対象とする。各次数の調査成果は奈文研の概報・年報・紀要・学報で公表された記述と図面に据る（図1・表1）。本稿では遺構図・土層図の原図に沿っての検証や出土した遺物による時期の検討は十分におこなえておらず、本稿の分析の限界もこの点にある。

東院地区の立地と環境 平城宮は奈良山丘陵から南に延びる3本の尾根上に第一次大極殿・中央区朝堂院、内裏・第二次大極殿・東区朝堂院、東院地区がそれぞれ立地している。東院地区は最も東の

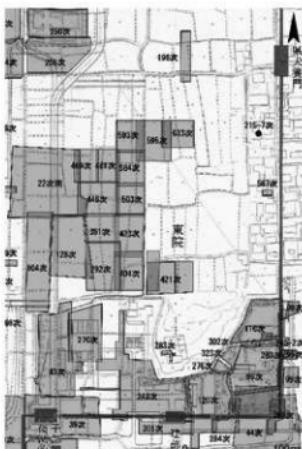


図1 東院地区発掘調査位置図 1:5,000

表1 東院地区的調査・報告一覧

| 調査次数 | 出 典 |
|--------------------|----------------------|
| 22次南 | 年報1965 |
| 39次 | 年報1967・年報1994 |
| 43次 | 年報1968 |
| 44次 | 年報1968・学報XV |
| 99次 | 年報1977・学報XV |
| 104次 | 昭和52年度概報・年報1978 |
| 110次 | 昭和53年度概報・年報1979・学報XV |
| 120次 | 昭和54年度概報・年報1980・学報XV |
| 128次 | 昭和55年度概報・年報1981 |
| 196次 | 昭和63年度概報 |
| 215-7次 | 1990年度概報・年報1991 |
| 243次 | 1993年度概報・年報1994 |
| 245-2次 | 1993年度概報・年報1994・学報XV |
| 259次 | 1995年度概報 |
| 270次 | 年報1997-III |
| 271次 | 年報1997-III・学報XV |
| 276次 | 年報1997-III・学報XV |
| 280次 | 年報1998-III・学報XV |
| 283次 | 年報1998-III |
| 284次 | 年報1998-III・学報XV |
| 292次 | 年報1999-III |
| 293-10次 | 年報1999-III |
| 301次 | 年報2000-III |
| 302次 | 年報2000-III・学報XV |
| 323次 | 紀要2001・学報XV |
| 381次 | 紀要2006 |
| 401次 | 紀要2007 |
| 421次 | 紀要2008 |
| 423次 | 紀要2008 |
| 446次 | 紀要2011 |
| 469次 | 紀要2011 |
| 481次 | 紀要2012 |
| 503次 | 紀要2014 |
| 584次 | 紀要2018 |
| 587次 | 紀要2018 |
| 593次 | 紀要2018 |
| 595次 | 紀要2019 |
| 633次 | 紀要2022 |
| 出典凡例 | |
| 学報XV：「平城宮発掘調査報告書」 | |
| 概報：平城宮跡発掘調査部発掘調査概報 | |
| 年報：奈良文化財研究所年報 | |
| 紀要：奈良文化財研究所紀要 | |

舌状の尾根筋あたり、この尾根の先端は宇奈多理神社に達する。その東側に東院庭園の園池が作られている。宇奈多理神社付近は、東院庭園の上層園池の推定水面高との比較から、奈良時代においても約3mの比高差があったと想定されている（奈文研（編）2003）。東院地区の中では、宇奈多理神社とその北方付近が最も安定した立地といえる。この尾根の西は東区朝堂院地区との間に浅い谷があり、水上池から造酒司地区や東方官衙地区的低地部分に向けて緩やかに下っている。

2 研究の方法

本研究では、東院地区的大型建物と南面・西辺の区画施設に注目する。本稿では、桁行7間以上、梁行3間以上と推定される建物を大型建物とする。この大型建物を抽出することは、東院地区的各時期の施設における中心的な建物を比定することであり、遺構変遷を把握するために最も確実な方法と考えるからである。大型建物が未検出の場合でも、内部に中心的な建物の存在が推定できる回廊の存在も中枢施設を把握する手がかりとなる。

また、区画施設は東院地区全体の範囲と空間配置を検討するうえで重要である。東院地区南面の区画施設は平城宮全体の宮垣を兼ねており、西辺の区画施設は東院地区と平城宮内部の他の施設とを区画する役割を担っていた。これらの位置と変遷を把握することにより、東院地区内部の施設配置との関係性や東院地区全体の遺構変遷につ

いての手がかりを得ることができると考える。

本研究では各報告で公表されている遺構図を貼り合わせた東院地区の遺構全体図を作成し、1:300の縮尺上で柱筋および柱間寸法の検討をおこなった。分析に際して、公表されている遺構図と各報告の記述による重複関係と柱筋・柱間寸法の検討および出土遺物の情報に拠った。このため、今後正式報告書の刊行が予想されることから、原図による遺構図・土層図の再検証と遺物の整理作業を通じて、本稿の検討結果も検証されるものと考えられる。なお、出土土器・瓦については既存の編年観に従う²（神野・森川2010、毛利光・花谷1991）。

IV 大型建物と区画施設の遺構変遷

1 東院地区の大型建物の比較検討

東院地区の大型建物 東院地区で検出している大型建物として16棟を抽出した（図2）。これらは、いずれも四面廂・二面廂が付く廂付き建物や総柱建物である。これらは廂を付加することにより、内部空間を拡大する特徴がある。

大型建物の分布をみると、宇奈多理神社北方の中央部と東院南門SB16000北西の南部に四面廂が付く大型建物が集中していること、西部には総柱建物が多く、北部には片廂建物が多いなか総柱建物SB20060が特徴的であることがわかる。

また、中央部では東西棟建物が多く、重複が少ないに対し、南部では南北棟建物が多く、東院南門SB16000の北西に集中する点を指摘できる。

中央部の大型建物 第292・401・421・423次調査でSB17840・SB17805・SB19080・SB19090を検出している。

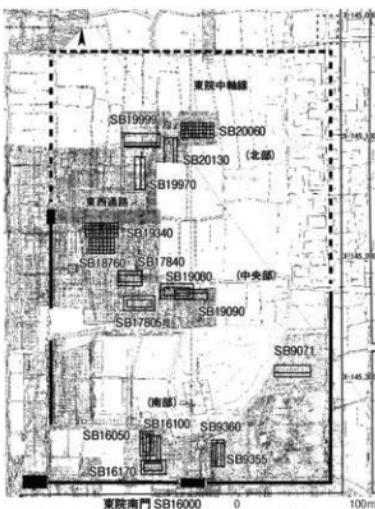


図2 東院地区における大型建物の分布 1:4,000

SB17840は桁行7間、梁行4間の南北画面に廟を付ける東西棟建物である。建物内部で床束の可能性が高い石を据えた穴を検出している（「紀要2008」）。SB17805は桁行7間、梁行4間の四面廟が付く東西棟建物である（「紀要2007」）。SB19080は桁行9間、梁行4間の四面廟を持つ掘立柱の東西棟建物である（「紀要2008」）。SB19090は桁行9間、梁行3間で北面のみに廟が付く掘立柱の東西棟建物である（「紀要2008」）。

これらの大型建物は、第421・423次調査区で確認した遺構の重複関係からSB17840（二面廟）→SB17805（四面廟）→SB19080（四面廟）→SB19090（片廟）の変遷が示されている（「紀要2008」）。

また、SB19090を除き、大型建物の中軸が東院地区中軸線（SB16000の中軸）と揺わない点が注目される。東院地区全体の中軸に描えるように計画・造営されたのは最も新しいSB19090の段階であり、それ以前は東院地区中軸線とは関係なく、各建物の造営が計画されていたことが窺える。

これらの大型建物の区画について、SB17840と同時に東院地区中軸線付近の二条の南北堀SA19055とSA19025で東院地区を東西に二分すると評価されていることから（「紀要2008」）、SB17840が西側の区画の中心建物であった可能性が考えられる。また、SB17805を閉む区画については明確でないものの、先の二条の南北堀SA19055とSA19025が撤去されており、東西二分していた区画を拡張したと解する。

SB19080は後述するように単廊SC19112・19113に囲まれる区画内部に位置する。また、SB19090も単廊SC18935・18936・19600に囲まれる区画内部に位置している。筆者はSB19090を単廊区画の前殿とみて、SB19090の北方に正殿区画の存在を推定している（小田2014・2021a）。

このほか、中央部西寄りで総柱建物SB18760・19340を検出している。

南部の大型建物 第243次調査でSB16050・SB16100・SB16150を検出している。これらは重複関係からSB16050（四面廟・南北棟）→SB16100（二面廟・南北棟）→SB16150（四面廟・東西棟）という変遷が示されている（「1993年度概報」）。3棟の大型建物は複数時期にわたってSB16000北西のはば同じ位置に存在しており³、廟形式や棟方向を変化させつつも存続していた。また、この大型建物を中心に掘立柱堀および単廊で区画していたようであるが、中央部の単廊とは異なり、単廊が掘立柱堀と接続する点に違いがある⁴。

このほか、SB16000北東で南北棟建物SB9355・7360を、東院庭園地区で東西棟建物SB9071を検出している。

南部の大型建物は、中央部の大型建物との併行関係が現段階では明らかでなく、本稿では中央部の大型建物との相違点を指摘するのみにとどめておきたい。

北部の大型建物 第595・633次調査で掘立柱建物SB20060・20130を検出している。

SB20060は桁行9間、梁行4間で総柱建物の柱配置をもつ。この建物は9間×2間の身舎に南廂・南孫廂を設け、一定程度高い床を張った建物であったと推定されている（山崎2022）。SB20130は7間以上×3間の南北棟建物で、第595次調査では厨施設を構成する建物とみられたが（「紀要2019」）、第633次調査によりSB20060の脇殿になると考えられている（「紀要2022」）。また、SB20060は調理施設の可能性がある方形区画遺構SX20273・土坑SK20272・南北棟建物SB20274よりも新しいことが確認されている（「紀要2022」）。

このほか、10×3間で東廂が付く南北棟建物SB19970と10×3間で南廂が付く東西棟建物SB19999を検出している。

2 単廊と中枢区画の変遷

中央部ではSB19080を囲む単廊SC19112・19113のほか、SC19050とSC18935・18936・19600のあわせて3時期の単廊を検出している。

SC19112・19113は梁行20尺（約6m）であり、SB19080および付属建物SB19114を囲む。SB19080の中軸線で折り返すと、南北約67m以上、東西約84mの規模となる。

SC19050は梁行10尺（約3m）である。区画の西南隅を検出しており、単廊に囲まれる区画内部の建物は検出されておらず、第401次調査区北東の未調査地にあると推定される。また、SC19050は3×2間の東西棟建物SB19049に取り付くとされるが（「紀要2008」）、これがSC19050に囲まれた区画の正門であったかどうかは不明である。

SC18935・18936・19600は梁行20尺（約6m）である。単廊で囲まれた区画内部には2棟の南北棟建物SB19116・18916があり、北廂が付く東西棟建物SB19090と目隠し塀SA19045がある。このうちSB19090は東院南門SB16000Cと中軸線をそろえている。筆者はこれを基に南北約90m以上、東西約96m以上の規模に復元し、回廊区画の北方に正殿区画の存在を推定している（小田2014・2021a）。

これら3棟の単廊は、第401・421次調査で確認された遺構の重複関係から、SC19112・19113→SC19050→SC18935・18936・19600の変遷が示されている（「紀要2008」）。

3 東院南面の区画施設の変遷

南面大垣は第39・44・120・243次調査で検出しており、特に第243次調査では南面大垣と東院南門の変遷との対応関係が明らかになっている（図3）。南面大垣は当初掘立柱塀SA5010で、その後築地塀SA5505が築かれる。築地塀構築の時期は東面大垣を横断する暗渠（SD8436）に使用された木橋の年輪年代測定結果から720年以降である（奈文研（編）2003）。また、築地塀SA5505周辺からは瓦編年II期前半の軒瓦（6311-6664、6313-6685）の出土が多く、養老4年（720）以降の奈良時代中頃に築地塀SA5505および門SB16000Bが

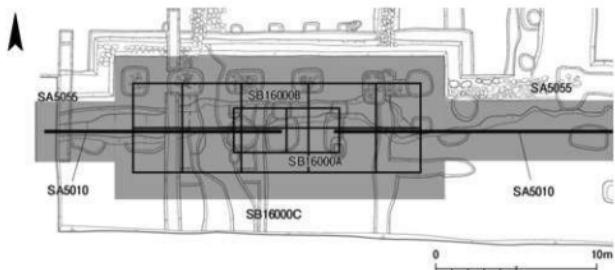


図3 南面大垣・東院南門周辺遺構図（第243次調査区） 1:300

構築されたと考えられる（「年報2000-III」）。

南面大垣の中央付近で検出したSB16000は3時期の変遷を経る。SB16000は当初、掘立柱塀SA5010に対応する掘立柱の棟門（SB16000A）である。後に築地塀SA5055とともに2×1間の門SB16000Bが造られる。SB16000Bは礎石建ちの五間門SB16000Cに建て替えられる（「1993年度概報」）。SB16000Cは周辺に瓦編年IV期の軒瓦（6133Da-6704A）が集中して出土することから、これを所用瓦と推定し、光仁朝の楊梅宮造営に伴い造営されたと考えられている³。

4 東院西辺区画施設の変遷

西辺区画施設の変遷 東院地区の西辺では第22甫・43・128次調査で、区画施設となる掘立柱塀と築地塀を検出している（図4）。築地塀SA5730・5760は玉石敷きの東西雨落溝を有している。この段階では、東院地区西辺は南面大垣とともに築地塀で整然と区画された空間を構成していたことがわかる。

この築地塀SA5730・5760に先行する掘立柱塀を検出しているが、調査次数により所見が相違する。第43次調査では、「途中でくいちがう2条の南北柵（筆者註：SA5025・SA5745）→「南北柵が東寄りに移され（同：SA5740）」→「西縁の築地（同：SA5730）に変化」と見て、3時期の変遷が示された（「年報1968」）。次に、第43次調査区の北方にあたる第128次調査では、直線的な掘立柱塀SA5740A→鉤の手状の掘立柱塀SA5740B・5745→築地塀SA5760の変遷があると報告された（「年報1981」）。そして、第43次調査区に隣接し第128次調査区の南にあたる第270次調査では鉤の手状の掘立柱塀SA5025・5745→直線的な掘立柱塀SA5740→築地塀SA5760・5730の変遷が提示されている（「年報1997-III」）。

つまり、これらの調査所見では築地塀（SA5730・5760）に先行する東院地区西辺の区画

施設が直線的な掘立柱塀から鉤の手状へと作り替えられたのか、逆に鉤の手状から直線的へと作り替えられたかについて相違がある。

この問題について、筆者は東院地区的土地改变と排水溝との関係に注目して変遷を解釈すべきと考える。第43・104次調査では、北で東に振れる2条の斜行溝SD4951・8600を検出している。これらは東院地区的舌状の尾根西堀に沿って掘られており、当該地点で南北正方位を指向する区画施設を造成・構築する以前に機能していた排水溝と考えられる。東院地区西辺の掘立柱塀SA5025・5745・5740は、これらの斜行溝を避けるように鉤の手状に建てられていたと解することができる。

斜行溝SD4951は、第43次調査の調査所見では斜行溝から正方位の南北溝へ、後に築地塀の排水溝へという変遷が認められる(『年報1968』)。また、SD8600も埋め立てられて、南北溝SD3236に付け替えられる。この排水溝の変遷をふまえると、東院地区西辺の区画施設は当初、斜行溝を避けつつ鉤の手状のSA5025・5745・5740が建てられ、斜行溝SD4951が正方位の南北溝に付け替えられたことに対応して、正方位を指向する長大な掘立柱塀SA5740へと造り替えられたと解する⁶。

将来的には掘立柱塀の柱穴の重複関係の再検討や出土遺物の検討により決定されるべきではあるが、西辺地区的区画施設の変遷についての一試案として提示したい。

東院西辺の門と東西通路 東院地区西辺の区

画施設には門が設けられていた。第22次南調査では、基壇の上に建つ桁行3間の礎石建物SB3116を検出している(『年報1966』)。これは位置から見て築地塀SA5760に取り付く門と考えられる。

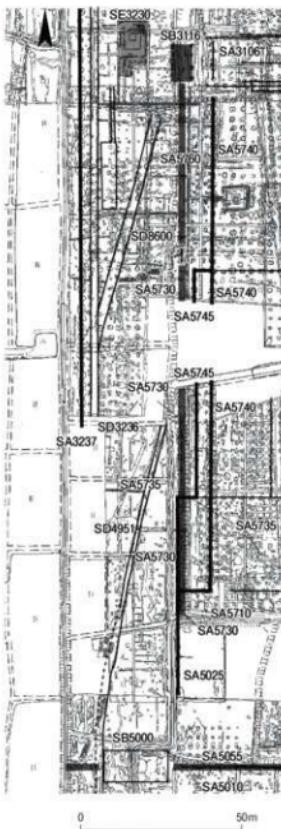


図4 西辺区画施設周辺遺構図 1:1,500
(第22南・128・104・43・270次調査区)

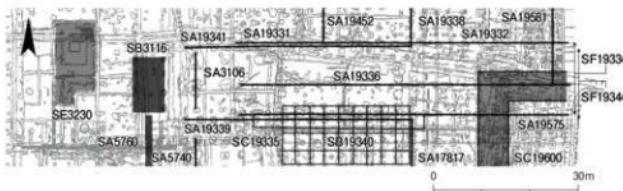


図5 東院西辺の門と東西通路周辺遺構図（第22南・469・503次調査区） 1:1,000

SB3116から東院地区内部に入ると、東西方向の掘立柱塀で南北を画された空間がある（図5）。ここは奈良時代末には、SA19341とSA19339の間の幅約15mの通路（SF19344）となっていた。さらにこの空間は、奈良時代を通じて東西通路であった可能性が高い。奈良時代前半には掘立柱塀SA19331・19332とSC19335・SA19575が存在しており、この2条の掘立柱塀に挟まれた幅約15mの空間が東西通路（SF19334）であった。遺構として明瞭ではない時期も存在するが、各時期の遺構が密に重複する東院地区において遺構が希薄なこの部分が通路であった可能性は高く、この東西通路が奈良時代を通じて⁷東院地区内部への主要な動線として利用されていたとみられる。

この東西通路の存在をふまえると、この場所には奈良時代前半から東院地区西辺の区画施設に開く門が存在したことが推定できる。具体的には第22次南調査で検出した南北塀SA3106が門に関わる可能性がある。SA3106は奈良時代前半のSF19334の中央に直交して設けられており、上述の南北方向の掘立柱塀SA5740とも柱筋を描えている。SA3106は第22次南調査では等間の掘立柱塀として報告されており、実際に門であったかどうかについては検討が必要であるが、奈良時代前半から東西通路が存在していたことは事実であり、ここに門が存在していた可能性が高いと考える。

5 小 結

以上の検討から、次の点が明らかになった。

大型建物の分布と変遷 中枢施設となりうる大型建物は、東院地区中央部と南部に集中する。特に中央部の大型建物は廂付きの東西棟建物であり、4時期の変遷を確認できる。このうちSB19080は単廊で区画されている。中央部の単廊区画はその後位置をずらして2時期にわたり展開することが判明している。中央部は東院地区の中でも地形的に安定した場所であるが、ここに奈良時代を通じて東院地区の中枢施設が存在していたと考えられる。

南部の建物はほぼ同位置で建て替えられており、複数時期にわたり重要な区画であったことがわかる。ただし中央部の大型建物との関係や遺構変遷の併行関係については現段階

では明らかにできない。

区画施設の変遷 南面の区画施設は当初掘立柱塀で、後に築地塀が造られる。東院南門SB16000は、3時期の変遷が明らかになっている。西辺の区画施設は調査所見に相違があり、更なる検討が必要であるが、東院地区の地形変更と排水溝の関係から鉤の手状の掘立柱塀→直線的な掘立柱塀→築地塀という3時期の変遷を推定した。

また、西辺の区画施設には門が開き、内裏や東区朝堂院など宮内中枢部との主要な出入口となっていたこと、この門から東院地区内部へ続く東西通路を境に東院地区的性格が南北で分かれることを指摘した。

V 東院地区の遺構変遷について

1 中央部の大型建物の変遷

本稿で分析した大型建物の変遷を既存の6期区分案に従って位置づけ、東院地区の遺構変遷について整理する。

既存の調査所見では、中央部の大型建物はそれぞれSB17840（1期）、SB17805（2期）、SB19080（3期）、SB19090（6期）に位置づけられている。また、3期のSB19080を囲む単廊SC19112・19113はSC19050に、その後SC18935・18936・19600へと造り替えられる。既存の調査所見ではSC19050を5期に、SC18935・18936・19600を6期に位置づけている。

また4期は、東西通路SF19334の中央に東西方向の掘立柱塀SA19336が造営される時期である。これは主に3期の北部区画の造り替えと一緒にであり、通路より南側の空間構成は3期を踏襲していたと考えられる。

これらの中央部の大型建物の変遷をみると、現時点での6期区分による遺構変遷は中枢施設の変遷を的確に捉えており、東院地区的空間構造の変遷を考える上で現段階では最も有効な枠組みであると考えられる。

2 東院地区の区画施設の変遷

西辺区画施設の3時期変遷 東院地区西辺の区画施設は当初、掘立柱塀SA5025・5745・5740であり、これは地形変更・造成工事にともなって掘られた斜行する排水溝SD8600・4951を避けるために鉤の手状を呈すると解した。SD8600からは和銅年間の紀年木簡と奈良時代初頭の土器が出土している（『昭和52年度概報』・小田2017）。ここから、遷都当初の段階から東院地区的地形変更をおこない、その造成工事と並行しつつ、東院地区内に区画が形成され利用されていたことが読み取れる。

そして、鉤の手状の掘立柱塀は長大な南北掘立柱塀SA5740へと建て替えられる。これ

は東院地区の造成工事が進んだことを意味し、東院地区内部でより広い区画面積を確保するために地形の改変および排水系統の改善がおこなわれており、東院西辺の区画施設の変遷はこれを反映するものと解釈する⁸。斜行溝SD4951からは神亀二年（725）の木簡が出土していることから（奈文研1981）、この長大な南北掘立柱塀への建て替えは奈良時代前半におこなわれたと考えられる。ただし、具体的な建て替えの時期については各遺構の柱掘方や柱抜取穴出土遺物の精査による年代の検討が必要である。

また、築地塀SA5760・5730が構築され、西辺の区画施設が長大な掘立柱塀SA5740から西寄りに移動する。この築地塀は玉石敷きの雨落溝が設けられ、礎石建ちの門SB3116が聞くなど、東院西辺区画施設の整備が進んだことを意味している。この築地塀の構築時期について、西辺築地塀の所用瓦は現時点では比定されていないが、第128次調査では瓦編年Ⅲ期（745～757）の軒瓦が多いとされ（『年報1981』）、これを築地塀所用瓦と推測すると、天平遷都後の構築と考えられる。西辺の築地塀の構築は、瓦編年Ⅲ期前半の軒瓦が葺かれた南面の築地塀より遅れて開始され、瓦編年Ⅳ期の軒瓦が葺かれた東院南門SB16000Cの段階には既に完成していたものと考えておきたい。

西辺区画施設の門と東西通路　西辺区画施設には奈良時代を通じてほぼ同じ位置に門が存在していたと考えられる。SA3106が門となるかについては不確定であるが、東西通路との関係からここに門が存在したことは推定できる。また、礎石建ちのSB3116は西辺の築地塀の構築と一緒に建てられた可能性が高い。

この西辺区画施設に聞く門は、内裏や朝堂院など宮内の西から東院地区内部に入る際の重要な動線として重要な役割を担っていたものと思われる⁹。さらに、門から内部に続く東西通路は、一時期（4期）路面上に掘立柱塀が設けられるものの、それ以外は奈良時代を通じて存在しており、東院地区的空間構成の骨格となる通路でもあった。この東西通路を境に、北部では小規模な建物を複数棟建てる状況や出土遺物の量が急激に増加し、須恵器甕や食器類などが多くみられることが指摘されており（『紀要2011』）、第593・595次調査では大型井戸や地上式窓群など大規模な厨閣連施設が設けられたことが明らかになった（『紀要2018』・『紀要2019』）。東西通路により東院地区内部の空間を南北に分けることができ、通路より北の北部では、中央部をはじめとする東西通路南側の施設のバックヤードとしての性格を有していたと考えられる。

3 東院地区的空間利用の変遷

以上の検討をふまえて、東院地区の大局的な遺構変遷を示す（図6）。これは既存の6期区分案に従い、中央部の大型建物やそれに付属する建物・区画施設を中心に図示したものである。南部の大型建物については中央部との対応関係が未解決であり、仮に位置づけ

た。また、中・小型建物については各報告の所見を参考にしたが、抽象したものも多い。

1期 東院地区西辺の尾根裾に排水用の斜行溝が設けられるなど、地形改変の途上の段階である。これに対応して鉤の手状に掘立柱塀を建てて区画施設としていた。掘立柱塀による複数の区画が見られるが、中央部西寄りの区画に大型建物SB17840が建てられており、これが中枢区画とみられる。SB17840の後方に南北棟総柱建物SB18750や脇に付属する建物が存在する。中央部では二条の南北塀SA19055・19025があり、これで東院地区を東西に分けていた可能性がある。SB17840は西の区画の中枢建物の一つであった。

東西通路の北側である北部にも複数棟の長舎が検出されており、中枢区画に準ずる区画であった可能性がある。

2期 SB17805が中心建物となる。後方に南北棟総柱建物SB19100がみられ、脇にSB17806が付属する点で、1期の建物構成に似る。1期の大型建物と付属建物の構成が引き継がれ、セットで建て替えられた可能性がある。中央部にあった1期の南北塀は撤去されており、西の中枢区画が拡大したと考えられる。

東西通路の北側にも掘立柱塀による区画があるが、内部については不明な点が多い。1期と報告されている建物には重複があるものもあり、これらの建物が2期に位置づけられる可能性がある。また、南面の築地塀が完成しており、西辺区画施設も神亀2年(725)以降、この時期までに鉤の手状から長大な掘立柱塀に建て替えられたと考えられる。

3期 単廊に囲まれる空間が中央部に設けられる。細切れの区画の集積であった1・2期に対して、中枢空間と外郭空間という二重構造を構成する。単廊区画内部には中心建物SB19080が建つ。南部では第243次調査で検出したSA16860が単廊の外側柱と柱筋をえしており、両者が関連する可能性もある。

東西通路の北部では大型井戸SE20000や地上式竈群など大規模な厨関連施設を設けており、中枢施設に対するバックヤード空間としての性格が明確になる。西辺の区画施設が長大な掘立柱塀から築地塀に建て替えられる時期は3~5期の間と考えられるが、詳しい時期比定は西辺築地塀所用瓦の分析結果を待ちたい¹⁰。

4期 中央部では3期の単廊区画が継続している。東西通路の中央に掘立柱塀を建てることにより、北部の空間を拡大している。この北部区画に大型建物SB20060が建つ。現時点では北部区画で正殿クラスの建物はSB20060のみであり、東院地区の変遷の中で異例の建物・空間である¹¹。SB20060は3期の厨関連施設を壊していること、大型井戸SE20000は引き続き存在していることから厨施設内部の改作がおこなわれた可能性が高い。

5期 中枢区画が梁行10尺の単廊SC19050に囲まれる空間に造り替えられる。単廊区画は東に移動しており、内部の様相は未調査のため判然としない。単廊区画が東に移動した理由は、西にSB17800・17810・18770の総柱建物群が南北に整然と並ぶ区画が設置された

ことと関連するのであろう。これらの絶柱建物群は楼閣宮殿とも評価された建物である（『年報1999-III』）が、同時期の中央部東側に単廊で囲まれた中枢区画が想定されることから、現状では外郭区画を構成していた建物群の一つと評価しておきたい。

6期 はじめて東院地区の中軸線に全体を描く空間構成となる。筆者は既に6期遺構群の復元案を提示している（小田2021a）。単廊SC18935・18936・19600に囲まれる空間を有する中枢区画とその周囲に掘立柱塀で区画される外郭区画の二重構造をとる。中枢区画には朝堂院に似る単廊に囲まれた区画とその北方に正殿区画が対置する構造が想定できる。また東院庭園地区は外郭地区の一つであった。

4 遺構変遷からみた東院地区の特徴

以上のように遺構変遷を整理した。あくまで大局的な変遷であるため、詳細な検討は今後の課題であるが、東院地区的特質を考える上で重要な点として、本稿では以下の特徴をあげる。

東院地区中軸線と各時期の遺構 東院地区的造営中軸線は時期により変化する。東院地区の中軸線と区画全体の中軸が描うるのは奈良時代末期の6期になってからであり、それ以前は東院南門SB16000と中軸線を描くことなく建てられている。また、各時期の造営中軸線は前時期を踏襲することなく、新たな造営線が設定されている。

これは中央区や東区に展開した大極殿院・朝堂院および内裏とは異なる点である。東院地区では、中軸線などの基準に縛られることなく、各時期において一定程度の自由を有して建物や区画のレイアウトを決めることが可能であったことを意味している。

西辺区画施設の変遷と東西通路 平城宮の宮垣を兼ねており同位置で掘立柱塀から築地塀へと造り替えられた南面大垣に対し、西辺区画施設では3時期の変遷があり、位置と構造に変化があった。鉤の手状の掘立柱塀については遷都当初の東院地区的造成工事の進捗と関連し、内部の区画面積を確保するための現実的な対応であったと解した。長大な掘立柱塀SA5740への建て替えは造成工事の終了と関連すると考えられる。また、西方の第22次南・104次調査で検出した東方官衙地区東辺の長大な掘立柱塀SA3237（『年報1965』・『昭和52年度概報』）の設置とも対応する可能性がある。掘立柱塀SA5740から築地塀への造り替えは東院地区南面・東面大垣と同様の仕様への変更といえ、東院地区が独立性を高めたと解することもできる。

西辺区画施設には東院西門とも呼ぶべき門が開き、東院地区と平城宮内の他施設とを繋ぐ重要な動線であった。先述の通り、6期までは東院南門SB16000の中軸線と造営中軸線が描かず、門の規模からも東院地区の正門がSB16000であったとは考え難い。むしろ、奈良時代を通じて西辺区画施設に開く門が正門であり、これに続く東西通路が東院地区内部



図6 東院地区的造構変遷（1～6期）

の施設への主要動線であった可能性を指摘したい¹²。そして、東西通路を境に南北で空間の性格の違いがあり、この性格差は奈良時代を通じて認められる。

3期造構群成立の画期とその意義 東院地区の造構変遷をみると、造営中軸線は移動するものの、中央部の大型建物および単廊に囲まれた区画が一貫して中枢施設であった可能性が高い。この造構変遷のなかで、3期を境に単廊で囲まれる区画とその周囲の外郭区画という二重構造が明確になる点が注目される。

3期以降、東院地区中央部では規模や位置を変えながら単廊で囲まれる区画が展開しており、空間としての連続性を示すと考える。同様の性格をもつ空間が3期以降、6期まで引き継がれるのであろう。3期造構群の成立により、東院地区の空間構造に変化が起きた可能性があり、東院地区的造構変遷上の画期と位置づけたい。

3期は天平勝宝年間（749～757）頃に比定されている。この年代観に従うと、3期造構群は孝謙天皇在位中の中枢施設である「東院」の時期にあたる。『統日本紀』や『万葉集』によると天平勝宝6年（754）正月7日に孝謙天皇が東院の「東常宮南大殿」に出御し、聖武太上天皇・光明皇太后も臨席して、五位以上の貴族と宴をおこなっていた。皇太子宮の「東宮」であった東院地区が、この時期に新たに天皇・貴族らの正月節会における儀式や饗宴の場として造営されたことが窺える。

3期造構群の単廊に囲まれた中枢区画はまさに「東常宮南大殿」を含む空間であり、天皇・貴族らの儀式・饗宴の場であった可能性が高い¹³。また、北部でも井戸や地上式庵群など、大規模な厨施設が造営されており、儀式・饗宴を支えるバックヤード空間も含めてこの時期に全面的に東院地区的改変がおこなわれたと考えられる。

また、「東院」の機能は奈良時代前半の「南苑」と関連する。南苑は「東院」・楊梅宮と使われ方が共通し、南苑の語が「東院」の出現と呼応して見られなくなることから、南苑の機能が東院地区に受け継がれたものと考えられている（橋本1991、小澤1996、吉川2003）¹⁴。この見解をふまえると、「東院」の造営は皇太子の居所である「東宮」が存在していた東院地区に「南苑」が持っていた機能を新たに移したものと考えることができる。3期造構群で画期とみた諸要素は、この機能変化を反映していると考えることができる。

造構変遷からみた東院地区的変容 本稿の検討から、3期造構群の成立により東院地区的空間構造に変化がみられることを指摘した。そして、この画期を境に東院地区が皇太子の居所から「内裏と朝堂院の中間的性質」と評される空間に変容した可能性を提起したい。

筆者は6期造構群の空間構造について、同時期の内裏第V期および東区朝堂院上層との比較から、内裏と東区朝堂院の両方の属性を有していたことを指摘し、吉川聰が指摘した「中間的な性格」（吉川2003）が空間構造にも反映されていたと評価した（小田2014・2021a）。6期造構群の空間構造は、巨大な単廊区画の存在も含めて3期造構群と共通するものであ

り、その淵源は3期遺構群の造営まで遡ると考えられる。

3期遺構群=「東院」の建設とともに「南苑」が担っていた空間の機能を移すことで、中央区・東区とも異なる「中間的な性格」をもつ儀礼空間として「東院」が成立し、これが「楊梅宮」の空間構造に継承された可能性が考えられる¹⁵⁾。

平城宮東院地区は地形的に東区・中央区と尾根を隔てた独自の空間であったが、遺構変遷からも内裏や中央区・東区の大極殿院・朝堂院とは異なる性格の施設が造り続けられていたことが窺える。このような特性を持つ東院地区は、時の権力中枢が理想とした施設の建設が可能な場所として、各施設の空間構造から当時の権力構造を具体的に読み取ることができる可能性が高いと考える。引き続き東院地区の実態解明を目指し、調査・研究を継続・推進していく必要がある。

VII まとめ

本稿では東院地区の大型建物と区画施設の変遷をふまえ、以下の見通しを得た。

- ①東院地区の中央部と南部に大型建物が集中する。
- ②東院地区西辺の区画施設は地形改变の進捗に従い変化し、その後築地塀が構築される。
- ③西辺区画施設には門とこれに続く東西通路が存在し、東院地区内部の主要動線であった。
- この東西通路により東院地区全体を南北の空間に分けている。
- ④3期の单廊に囲まれる区画の造営は東院地区の空間構造の変化の初期である。これ以降、单廊に囲まれる中枢区画が連続して造られた。
- ⑤6期になり初めて東院地区全体の中軸線と中枢施設の建物群の中軸線が一致する。
- ⑥東院地区的遺構変遷を把握するうえで現時点の6期区分は有効である。

本稿では、公表されている資料をもとに論を進めたため、原図や出土遺物の詳細な検討はおこなえていない。今後正式報告書の刊行に向けて進められる整理作業の過程で本稿の見通しを検証する必要がある。

東院地区的調査は、特別史跡平城宮跡内の調査であり、遺構の保護を最優先に、最小限の掘削に留めつつ、遺構の様相を最大限明らかにする繊細な調査の積み重ねである。そのため、当時の施設の実態を発掘調査によってすべて明らかにすることは難しい。しかしながら、東院地区的変遷を明らかにすることは古代律令国家成立の舞台である平城宮の歴史的意義を明らかにすることに繋がり、これは研究機関である奈文研の使命でもある。

今後も調査研究の積み重ねにより、その使命を果たせるよう精進したい。

謝 辞

本稿の作成にあたり、以下の方々と機関の御協力・御援助を得た。

神野恵 田中龍一 山崎有生 山本祥隆 吉川聰 渡辺晃宏 奈良文化財研究所

また本稿の一部は科学研究費基盤研究B（課題番号21H00609）の成果による。

なお、本稿は奈良文化財研究所都域発掘調査部の調査成果に全面的に基づいており、本稿における調査成果の理解に誤りがあれば、すべて筆者の責任である。

註

- 1 6 時期区分の造構変遷案は第446次調査の報告時に提示されたものである（「紀要2011」）。これは第401・421次調査所見に基づく5期区分による変遷案（「紀要2007」・「紀要2008」）に、あらたに一時期（4期にあたる）を加えた枠組みである。なお、東院地区西辺の第270・292次調査でも5时期的時期区分が示されている（『年報1997-Ⅲ』・『年報1999-Ⅲ』）。
- 2 平城宮軒瓦編年の実年代は第Ⅰ期（708～721）、第Ⅱ期（721～745）、第Ⅲ期（745～757）、第Ⅳ期（757～770）、第Ⅴ期（770～784）である（毛利光・花谷1991）。
- 3 ただし、南部の大型建物が6期まで存在していたかどうかについては疑問がある。東院地区西部では第270次調査で規模の大きな建物を検出しており（『年報1997-Ⅲ』）、前稿ではこれらの中物を6期の外郭区画の中に位置づけた（小田2012a）。東院南門SB16000Cの造営と共に、南部から西南部の区画が整理され、西部に位置づけられた可能性を考えている。
- 4 筆者は東院地区中央部の单廊は長舎で空間を囲むロの字型の建物配置の系譜にあることを示す可能性を考えており（小田2014）、西南部の掘立柱屋に接続する单廊は付属建物に掘立柱屋が取り付いた区画施設兼用の建物として、单廊としての意味に違いがあったのではないかと考える。両者の系譜や性格差については今後の課題としたい。
- 5 6282-6721型式が東院地区出土軒瓦の主体をなすことから「天平神護年間以降に進められる東院の整備に伴う」と指摘されている（毛利光・花谷1991）。清野孝之は、6282-6721型式の時期をあえて瓦編年Ⅳ期後半まで下げる必要はない、宮内の他地域とほぼ変わらない年代観として、製作時期をⅡ期末からⅢ期、使用時期をⅢ期からⅣ期に位置づけ、多くはⅢ期に使用された可能性が高いとしている（清野2003）。
- 6 正方位を指向する南北廊に建て替える際に、より広い区画面積が確保できる西寄りのSA5025の延長ではなく、東寄りのSA5740を延長させたのは、後述する西辺区画施設に向く門（SA3116）の位置に描えたためと考えておく。
- 7 この東西通路の中央に東西方向の掘立柱屋SA19336を設ける時期があり、この時期は東西通路としての機能を低下させ、前後の土地利用を断絶する時期にあたると評価されている（「紀要2011」）。また、第503次調査では、1期の東西通路東端で検出された整地土について門基壇の可能性を指摘している（「紀要2014」）。
- 8 なお、SA5740は南方の第43次調査区では続きを検出しておらず、東西廊を介してSA5025に接続していたと考えられている（『年報1997-Ⅲ』）。東院地区南部から西南部では鈎の手状の区画が残り、何らかの施設・空間が引き続き確保されていた可能性がある。
- 9 この門の西側に大型井戸SE3230が存在する点も注目される。SE3230は周囲に石組溝と石敷きを有する大型の井戸で、内裏や東院地区北部で見つかった井戸とは同規模である。また、

厨施設など調理に関わる井戸や現業部門の官衛の井戸とは見がたい位置にあることから、筆者はSE3230が東院地区に入る門前の井戸である点を重視し、東院地区内部で行われた儀式の性格とも関連する可能性を考える（小田2021a）。

- 10 筆者は別稿において3期造構群の西辺区画施設として掘立柱塀SA5740を図示していたが（小田2021b）、本稿では3期以降の西辺区画施設を塗地塀SA5730・5760として図示した。これは後述するように、本稿では3期造構群の成立に東院地区的造構変遷上の画期を認めるところから、3期造構群の成立段階に西辺区画施設も塗地塀に造り替えられたものと推測したことによる。しかし、西辺区画施設の西側の第22南・104次調査では斜行溝SD8600の埋め立て以降の複数時期にわたる建物群や溝を検出しており、活発な土地利用がおこなわれていたことが窺える（「年報1965」・「昭和52年度概報」）。東院地区（西辺に塗地塀を設置して以降は小子門から北に続く通路機能が保たれたと推測されることから、この段階での複数時期にわたる建物群の展開は考え難く、これらの多数の建物群を3期以前に位置づけるを得ない点で不審な点が残る。今後、出土遺物の分析と西辺区画施設西方の空間の造構変遷の検討が必要である。
- 11 これは第633次で検出した大型建物SB20060の性格を考える上でも重要である。SB20060は東西通路北部の大規模な廐施設に建てられた正殿クラスの建物であり、東院地区的大型建物の分布・変遷からみて異質な建物といえる。この異質性に注目し、建物の性格を位置づける必要がある。
- 12 ただし、中枢施設の正殿とみられる大型建物が東西棟建物であることから、中枢施設自体の正面は南にあり、区画の南面にも門が設けられていたと考えられる。
- 13 筆者は3期中枢施設の中心建物SB19080が「東常宮南大殿」であったと考えている（小田2014・2021b）。また、第633次調査で東西通路の北部で正殿となりうる大型建物SB20060（4期）を検出しており、北のSB20060に対応する「南大殿」としてSB19090を呼んだ可能性もある。なお、渡辺晃宏は東常宮が内裏であったとみることも可能と指摘している（渡辺2016）。
- 14 南苑の位置については諸説あり（金子2002、小澤1996、本村2012）、未だ決着がついていない。筆者は東院6期造構群の検討から、東院庭園上層が「楊梅宮南池」に比定できることを追認した（小田2021a）。この庭園が奈良時代前期・後期を通じて同一の場所に存在し、区画自体もほぼ変化がないことから、奈良時代前半の東院庭園地区も「苑」ではなく「池」であり、あくまで東院の一区画であったと考えている。この区画を大規模な節会や饗宴に加え、広大な空間が必要な騎射・走馬の儀式がおこなわれた「南苑」とみるには難しく（吉川2003）、東院地区以外の場所に比定すべきと考える。
- 15 筆者は3期造構群や6期造構群に見られる内郭区画・外郭区画の二重構造や单廊で囲む特徴は「南苑」の空間構造を引き継いだ可能性があると考えている。「南苑」は飛鳥地域や藤原宮・京の古代宮都における饗宴空間の変遷（小田2014・2020b）を考える上で鍵であり、位置比定と共にその内部施設の実態解明が望まれる。

参考文献

- 岩本次郎 1991 「楊梅宮考」『甲子園短期大学紀要』10 pp.185-196
 小澤毅 1996 「宮城の内側」『考古学による日本歴史』5 雄山閣出版 pp.120-131
 小田裕樹 2014 「饗宴施設の構造と長舎」「長舎と官衛の建物配置」 奈良文化財研究所 pp.201-222
 小田裕樹 2017 「平城宮斜行溝SD8600出土の土器」「奈良文化財研究所紀要2017」 pp.286-299

- 小田裕樹 2020a「平城宮の東院とはどういう施設か」「奈良の都、平城宮の謎を探る」 奈良文化財研究所 pp.77-101
- 小田裕樹 2020b「飛鳥地域における口の字形配置の建物群について」「難波宮と古代都城」 同成社 pp.376-390
- 小田裕樹 2021a「平城宮東院6期造構群の復元と構造」「持続する志」下 岩永省三先生追職記念論文集刊行会 pp.429-446
- 小田裕樹 2021b「平城宮東院地区の房間連造構」「古代の食を再現する」 吉川弘文館 pp.63-79
- 金子裕之 2002「宮廷と苑池」「古代庭園の思想」 角川書店 pp.8-54
- 神野忠・森川実 2010「1. 土器類」「図説平城京事典」 栄風舎 pp.396-415
- 清野孝之 2003「出土軒瓦の編年」「平城宮発掘調査報告 XVI」 奈良文化財研究所 pp.185-189
- 奈良國立文化財研究所（編） 1981「平城宮木簡3」解説 奈良國立文化財研究所
- 奈良國立文化財研究所（編） 1993「平城宮発掘調査報告 XIII」 奈良國立文化財研究所
- 奈良文化財研究所（編） 2003「平城宮発掘調査報告 XV」 奈良國立文化財研究所 pp.149-250
- 毛利光俊彦・花谷浩 1991「平城宮・京出土軒瓦編年の再検討」「平城宮発掘調査報告 X III」 奈良國立文化財研究所 pp.251-342
- 本村充保 2012「平城宮北方における苑池」「古代文化」第64巻第1号 古代学協会 pp.1-21
- 山崎有生 2022「SEB20060の構造と性格」「奈良文化財研究所紀要2022」 pp.166-167
- 吉川聰 2003「文献資料より見た東院地区と東院庭園」「平城宮発掘調査報告 X V」 奈良文化財研究所 pp.165-174
- 渡辺晃宏 1995「平城宮東面宮城門号考」「律令国家の政務と儀礼」 吉川弘文館 pp.82-105
- 渡辺晃宏 2016「『万葉集』から平城宮を考える」「美夫君志」93 美夫君志會 pp.16-36

挿図出典

- 図1：奈良文化財研究所提供
図2～5：奈良文化財研究所提供図面に加筆
図6：筆者作成

唐招提寺牛皮華鬘の彩色文様について

濱村美緒

I はじめに

華鬘は、仏殿の空間を飾り立てる莊嚴具であり、生花でつくった花輪の装身具を貴人に捧げる古代インドの風習が、その起源とされている（伊藤2011）。サンスクリット語ではkusumamālā（俱蘇摩摩羅）といい、中国唐代の僧・玄応は、『一切經音義』の中で「俱蘇摩＝華」「摩羅＝鬘」と訳している。仏教に取り入れられた古代インドの風習が、仏への供花となり、仏殿を美しく飾る莊嚴具へと変化していったと考えられている（河田1978）。国内に現存する華鬘の作例には、金銅製・牛皮製・木製・玉製・製製のものがあり、輪郭に沿った縁をつける團扇形や花を連ねた花輪形の華鬘がみとめられる（伊藤2011）。現在、寺院の莊嚴具として用いられる華鬘は、一般的に金銅製で團扇形のものが多く、それ以外の材質・形状の華鬘の作例は希少である。特に牛皮でつくられた牛皮華鬘は、奈良時代や平安時代・鎌倉時代の作例が国内に僅かに残り、このうち唐招提寺藏の牛皮華鬘残闕は、奈良時代につくられた国内最古の牛皮華鬘の残闕とされている。

この唐招提寺藏牛皮華鬘残闕について、華鬘表面の彩色を中心とした調査をおこなった。本稿では、唐招提寺藏牛皮華鬘残闕の彩色調査結果および調査にもとづく彩色復元から得られた知見を整理し、制作時期や技法、文様表現の特徴などについて検討したい。

II 唐招提寺藏 牛皮華鬘残闕について

国内に現存する牛皮華鬘には、唐招提寺藏牛皮華鬘残闕（以下、当華鬘と称する）のほか、東寺旧蔵で現在は奈良国立博物館に所蔵されている牛皮華鬘（11世紀）、興福寺所蔵の牛皮華鬘（9～10世紀）、峰定寺所蔵の牛皮華鬘（12世紀）などが挙げられる。いずれも文様を切り透かした牛皮上に彩色する点は共通しているが、当華鬘以外はすべて團扇形で、金銅製の覆輪をつけるなど輪郭に沿って縁をつけ、生花を綴った紐の名残ともいわれている総角を華鬘の中央部にあらわしている。

これに対し、当華鬘には金銅製の覆輪や総角の表現が無く、やや縱長の楕円形である。当初の華鬘7～8枚分に相当する¹と考えられている残闕群は現在、伊・呂・波・仁・保・辺・登・知号と唯一の鈴形残片を含む小残片一括（付属個体不明の22片）に整理²され



図1 牛皮革鑿残巻（重要文化財）伊号

伊号と呂号の一部に当初の彩色がよく残っている。これらの意匠について河田真（河田 1978）は、「おおらかな気分を横溢させた大柄な意匠、蝶・鳥・唐花などをモティーフにした文様構成、暈綱法を用いた彩色手法などはいずれも正倉院宝物をはじめ奈良時代の工芸品に常用的な装飾であり、天平の氣風をよく表している」(p.3)とし、伊藤信二（伊藤 2011）は、「正倉院や後の作品に比べても異例の形と大きさであるが、頂部の懸垂金具や、植物と鳥を左右対称に構成するなど、後世に継承される要素は備えている」(p.60)と述べている。懸吊用の環状金具などは残っていないが、伊号・波号・辺号の頂辺部には、山形に取り付けられた鉄帯板や鉄帶板を固定する銅製の方形板と鉗が残っており、巨大な華鬘を懸吊する際の補強として用いられたと考えられる。

当華鬘の彩色技法については、昭和38年（1963）に実施された修理工事の際に彩色層の観察がおこなわれ、修理工事報告書（唐招提寺1964）において「朱・緑青・黄土などで縁綱彩色を行っているが、群青色の彩色の痕跡は認められない、縁綱は大まかで三段が普通である」(p.3)と報告されている。この報告にもとづく制作年代の考察については、井上正（井上1969）が赤い輪郭線や宝相華の描法に唐招提寺金堂彩色との共通点がみとめられるとし、奈良時代に建てられた唐招提寺金堂と同一時期の制作を思わせると述べている。同様に、河田（1978）も「文様手法からも少くとも弘仁年間を下限とする唐招提寺創建時のものと考へて大過ないと」(p.3)述べ、天平宝字3年（759）から始まり、弘仁元年（810）の五重塔建立をもって完成したとされる唐招提寺の伽藍造営時期と同一時期の作としている。また、総角をあしらった团扇形などの華鬘が定型化する以前の原初的な様相を

ている。寺伝によると天平宝字3年（759）の金堂落慶供養に用いられたとされ、残闇中最も大きな伊号（図1）で縦105cm、横80cmを超える大きさ・形状とともに類例のない国内最古の牛皮革鑿である。

当華鬘は、牛皮の両面を黒漆で塗りかためて下地をつくり³、鋭い刃物で文様を切り透かした後、白色下地と彩色を画面にはどこしている。文様意匠は左右対称・表裏同文で、六弁花や八弁花、葡萄様の宝相華、フリル状の切れ込みを有する宝相華の葉、鳥、胡蝶⁴とそれらの文様を矛盾なくつなぐ金色の蔓で構成されている。宝相華の花弁や葉、鳥の羽には暈綱彩色⁵が用いられ、

示す当華蓋について伊藤（2011）は、「宝相華や蓮のモチーフには平安時代の風も見られる」（p.60）と述べていることから、当華蓋は伽藍造営と同時期の奈良時代後半から平安時代初期にかけて制作された可能性が高いと考えられる。

III 彩色調査および彩色復元について

彩色調査の概要 これまで本格的に彩色調査・復元がおこなわれていなかった当華蓋を対象に、牛皮や彩色層の状態、文様構成、暈綱の詳細を把握するための彩色調査を実施した。本調査では、すべての残闇を対象に目視観察をおこない、可搬型蛍光X線装置による色料分析（伊号・呂号のみ）、近赤外線撮影装置による撮影など、非破壊・非接触の手法を用いて使用色料の特定を試みた。ただし、各残闇は個体ごとに紺糸で土台のマットに縫いつけられた状態で保存されているため、裏面の彩色については、牛皮の波打ち部分から見える範囲に限り彩色の有無を目視で確認した。また、奈良時代のものと考えられる彩色が残る極めて貴重な資料であることから、今回の調査結果をもとに彩色および形状を復元⁶した実寸大の彩色復元図の制作を試みた。

調査結果 牛皮を裁断した際に生じた形状の差異や、文様間をつなぐ蔓の本数に多少の差異はあるが、当華蓋における基本的な文様構成は全個体共通であり、もとになる共通の下絵があったと推察される。ただし、文様細部の描写や配色、輪郭線の筆遣いには個体ごとに異なる特徴がみられ（図2）、当華蓋の制作には複数の人が携わっていたと考えられる。

各文様の暈綱彩色は、修理工事報告書の記載よりも多い5系統・各種5段の暈綱で、最淡色の段は白色下地を塗り残した白色、または黄色（藤黄カ）である。最淡色の段については、同系統の暈綱でも現状黄色を呈する箇所と白色の箇所が存在し、この違いが意図的なものか変退色によるものかは不明である。また、一部例外はあるが、基本的には紺-丹（青系暈綱と赤系暈綱）、緑-紫（緑系暈綱と紫系暈綱）を組み合わせる「紺丹緑紫」⁷に則った配色となっている。

使用色料については、「丹の具」・「丹・朱」を用いた赤系①と「丹の具」・「丹・赤色有機色料」を用いた赤系②の2種類の赤系暈綱、丹または丹

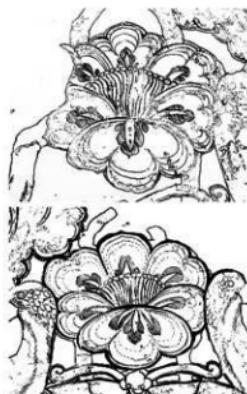


図2 伊号（上）と呂号（下）同位置の六弁花（白描図）

の具とベンガラ系の紫色を用いた紫系暈綱、岩緑青を用いた緑系暈綱、現状灰白色から灰褐色を呈する青系と思われる暈綱の5系統が確認できた。このうち紫系暈綱には、剥落した紫色色料の下層に鮮橙色の段が観察でき、丹または丹の具の段を含んだ類例の無い暈綱⁹と考えられる。また、緑系暈綱には岩緑青の粒子が観察でき、青系と考えられる現状灰白色～灰褐色の暈綱には、粒子感の無い灰色や黄み・緑みや青みのある灰色が観察できた。なお、先の修理工事報告書に記載されている「黄土を用いた暈綱」は、この現状灰白色～灰褐色を呈する色料を指していると考えられ、その色味や退色状況から、唐招提寺金堂彩色¹⁰にも用いられた代用群青と称される青系色料¹¹の可能性が考えられる。当華鬘の使用色料については、目視観察、蛍光X線分析、近赤外線写真撮影などから表1のように判別した。

当華鬘にあらわされる文様は、華鬘上部に天蓋のように配置される葉（以下、天蓋様と呼ぶ）、天蓋様と共に通する3本の筋とフリル状の切れ込みを持つ特徴的な葉、枝分かれしながら文様をつなぐ金色の蔓、華鬘左右に配置される八弁花および葡萄様の宝相華、華鬘中央部に交互に配置される六弁花と胡蝶、その両脇に配置される尾の長い鳥（以下、尾長鳥と呼ぶ）やつがいの水鳥、三葉の宝相華に付属する鈴形で構成されている（図3）。

文様および現状色については表2に記載し、次に文様について特筆すべき事項を述べる。

表1 彩色調査の結果（主要箇所）と使用色料の検討

| 文様 | 現状色 (暈綱は淡色から) | XRF 主要成分(微量) | 表面外観域での傾向 | 使用色料の検討 | |
|---------|----------------------------------|------------------|---------------------------------|---|----------------------------|
| | | | | 橙・淡橙色：高明度 黒色：低明度 | 水銀朱(HgS)と鉛丹(PbO)を用いた 暈綱 |
| 赤系① | 白または黄色、 淡橙色～灰褐色、 橙色、鮮赤色、黑色 | Pb, Hg, S | 橙・淡橙色：高明度 黒色：低明度 | 水銀朱(HgS)と鉛丹(PbO)を用いた 暈綱 | |
| | 白または黄色、 淡橙色～灰褐色、 橙色、濃赤色、黑色 | Pb | 橙・淡橙色：灰色 黒色：低明度 | 濃色に赤色有機色料を用いる暈綱か | |
| | 白または黄色、 淡橙色、淡黄色、 黑色、黑色 | Fe, Pb, Si | 濃・淡紫色：灰褐色、 淡紫色：灰褐色 黑色：低明度 | ベンガラ(Fe ₂ O ₃)と鉛丹(PbO)の暈綱。 濃色は現状紫褐色を呈する | |
| 緑系 | 白または黄色、 淡緑色、綠色、黑色 | Cu | 緑色：低明度 黑色：低明度 | 岩緑青(Cu ₂ O _n · Cu(OH) ₂) | |
| | 灰白色～灰褐色、 綠、青みの灰色、黑色 | Fe, Ca, (Pb, Si) | — | 金堂と共通の青色色料か | |
| 輪郭線 | 暗赤色または鮮赤色 | Fe, Hg, S | 暗赤色：濃灰色 在 | ベンガラ(Fe ₂ O ₃)と水銀朱(HgS)が混 在 | |
| | 部金色 | Pb, Au | 黑色線：低明度 | 金箔地に墨書き | |
| | 部金色 | Pb, Au | 黑色線：低明度 | 金箔地に墨書き | |
| 文様モチーフ等 | 水鳥雄・羽：鮮赤色の下層に橙色 水鳥雄・羽：橙色～灰褐色 | 未調査 未調査 | 鮮赤色：高明度 橙色：灰色 | 鉛丹の上に水銀朱を重ねるか 鉛丹か | |
| | 鮮赤色の下層に橙色 | Fe, Hg, S | 鮮赤色：高明度 | 鉛丹の上に水銀朱を重ねる | |
| | 白色下地 | Pb, Fe, (Si, Ca) | — | 現状色や質感は黄土に似るが不明 | |
| 皮革 | 白色 | Pb, Ca | — | 鉛系およびカルシウム由来の白色下地か | |
| 黒漆下地 | 黒色 | — | 低明度 | — | |

表2 目視観察による文様モチーフと配色（＊…個体ごとに配色が異なる）

| 文様 | 部位 | 色相 | 残存する個体 |
|-------------------|------------|-----------------------|-----------|
| 天蓋様（上段） | 頂部の葉（小） | 赤系①暈綺 | 伊・波・（波） |
| | 左右に広がる葉（大） | 青系カ暈綺 | |
| | 中央正面向きの葉 | 紫系暈綺、翻り：緑系暈綺 | |
| 天蓋様（下段） | 中央正面向きの葉 | 赤系①暈綺、翻り：青系カ暈綺 | 伊・（呂・波） |
| | 巻き込みのある葉 | 緑系暈綺、赤系①暈綺、筋・最淡色の段は白色 | |
| 蔓 | | 金箔地に暗赤色線 | 伊・呂・波 |
| 胡蝶 | 翅・体部 | 黄色カ、輪郭線の内側に白線を引く | 呂・（伊） |
| | 輪郭線 | 暗赤色と鮮赤色の繩が混在 | |
| ＊六弁花 | 花弁 | 赤系暈綺①（最淡色の段は白色）、紫系暈綺 | 伊・呂・（波） |
| | 蕊 | 赤色線 | |
| ＊尾長鳥 | 頭・体部 | 青色カ地に朱線で毛描き、腹部は白または黄色 | 伊・呂・（波） |
| | 嘴・脚部 | 金箔地に鱗などを墨描き | |
| | 羽 | 各色暈綺（赤系は赤系①暈綺） | |
| ＊水鳥（雄） | 頭・体部 | 青色カ地に朱線で毛描き | 呂・（伊・波） |
| | 嘴・脚部 | 不明 | |
| | 喉元・脇羽 | 赤系暈綺① | |
| | 羽 | 赤系②暈綺（渡辺の一部には青系カ暈綺あり） | |
| 水鳥（雌） | 体部・羽 | 黄色カ地に朱線で毛描き | 呂・（伊・波） |
| | 嘴・脚部 | 朱（下層に丹を施す）、鼻・目・脚を墨描き | |
| 八弁花 | 天蓋様下（花弁） | 紫系暈綺（最淡色は黄色カ） | 伊・呂 |
| | 尾長鳥下（花弁） | 赤系②暈綺 | |
| | 水鳥下（花弁） | 紫系暈綺（最淡色は不明） | |
| | 花の中心・蕊 | 花の中心：緑色、蕊：暗赤色線 | |
| | 萼 | 青系カまたは赤系①暈綺 | |
| ＊葡萄様の宝相華（上段：尾長鳥横） | 萼下の花弁 | 赤系①または青系カ暈綺 | 伊・呂・波・（波） |
| | 房状 | 各色暈綺（赤系は赤系①暈綺） | |
| | 萼 | 青系カ、赤系①、緑系暈綺のいずれか | |
| ＊葡萄様の宝相華（下段：水鳥横） | 萼下の花弁 | 赤系①、青系カ、紫系暈綺のいずれか | 伊・呂・波・保 |
| | 房状 | 各色暈綺（赤系は赤系①暈綺） | |
| | 子葉カ | 緑系暈綺、翻り：紫系暈綺、筋：黄色 | |
| 葉（天蓋様下） | 葉 | 青系カ暈綺、翻り：緑系暈綺、筋：黄色 | 伊・呂・波 |
| | 萼 | 赤系①暈綺 | |
| 葉（尾長鳥横） | 葉 | 青系カ暈綺、翻り：緑系暈綺、筋：白色 | 伊・呂 |
| 葉（水鳥後ろ） | 葉 | 緑系暈綺、筋：黄色 | 呂 |
| 葉（水鳥下） | 萼、葉 | 不明 | 仁・（保・登） |
| 鉤形 | 萼、花弁 | 萼：赤系①暈綺、花弁：青系カ暈綺 | 小残片 |
| | 鉤 | 金箔地に墨線、鉤横に緑系暈綺の痕跡あり | |

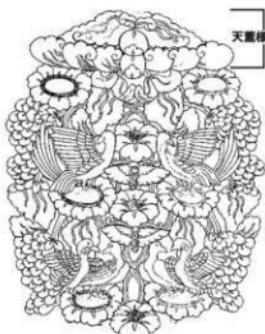


図3 文様簡略図
(伊・呂号の欠損部分は含まない)

【天蓋様の葉・蔓】 吊金具が付属していたと考えられる華鬘頂部には、左右に聞く赤系①暁綱の葉が描かれているが、欠損や剥落のため詳細は不明である。華鬘上部にあらわされる天蓋のような意匠は、頂部の赤系①暁綱の葉を中心に左右に分かれる青系カ暁綱の大きな2枚の葉、天蓋様中央で上下2段・正面向きに翻る紫系暁綱と赤系①暁綱の葉¹²、綠系・赤系①暁綱を交互に配置する巻き込みのある葉で構成されている。この天蓋様の配置・配色は、華鬘上部の彩色が残る伊号・呂号・波号・辺号で共通し、天蓋様から伸びた金色の蔓が下方の各文様をつなぐ意匠となっている。先行研究において「雲形」と表記されるこの天蓋様は、当華鬘の特徴

であるフリル状の切れ込みと3本の葉脈を持つ「葉」の集合体といえる。

華鬘全体に伸びる蔓は、天蓋様下を始点とする2本の蔓が枝分かれを繰り返しながら文様をつなぎ、さらに華鬘中央の上部と下部の2か所で2本の蔓を絡み合わせる意匠となっている。文様間を複雑に巡る蔓部は細く切り透かされたため、他の文様に比べ折れや欠損が目立ち残存状況も悪いが、呂号には金箔、波号には両端の輪郭線に加え、蔓の中央に1本の中心線を引いたと思われる痕跡が残っている。

【胡蝶・六弁花】 華鬘中央には、暁綱彩色で彩られた3つの六弁花と現状黄色を呈する2匹の胡蝶が縦に交互に配置されている。胡蝶に目の表現は無く、触覚や翅の一部に巻き込みやフリル状の切れ込みを有する。体色には不透明でやや平滑な現状黄色の色料を塗り、輪郭線との間に白線を引く。呂号によく残り、下描きの赤色線と彩色後の赤い描き起こし線が混在する。胡蝶の輪郭線は、上下に置かれる六弁花の輪郭線よりも鮮やかな赤色を呈し、蛍光X線分析においてHgが検出されたため、主に水銀朱が用いられたと考えられる。

胡蝶の上下に置かれる六弁花には、赤系①暁綱と紫系暁綱の2種類の花があり、個体によって配置される順序が異なっている。伊号・呂号には彩色がよく残り、上から【赤系①・蝶・紫系・蝶・赤系①】の順に配置される。それに対して波号では、上から【紫系・蝶・赤系①・蝶・紫系】の順で配置され、2種類の花の配置は個体ごとに意図的に変えられていたと考えられる。花弁中心の白い筋（白色下地を塗り残す）についても、伊号と呂号で同位置にあたる六弁花において、白い筋の数や花弁の形状がわずかに異なっている（図2）ことから、共通の下絵を用いて文様を切り透かした後、個体ごとにあえて配色や

描画を変化させていたと考えられる。

【尾長鳥】 八弁花上に立つ尾長鳥は伊号・呂号・波号に彩色の痕跡が残り、顔は外側、体部はお互いに向き合う形で左右対称に配置され、個体ごとに羽の配色が異なっている。伊号・呂号では、嘴・脚部は金箔押し¹³、頭部は現状青味のある灰色・喉元・腹部は白または黄色で塗った後に朱線で毛描きし、顔周りの鱗状の羽毛などを朱線で微密に描く。色彩がわずかに残る波号については、喉元・腹部の朱線の毛描きに加え、暗赤色の斑点を描いた痕跡が残っている。

尾長鳥の羽（図4）には、各色暈綱すべてにおいて最淡色が現状黄色を呈する暈綱が用いられるが、個体によってその配色は様々である。伊号では、小雨覆は紫系暈綱、中雨覆は緑系暈綱、下雨覆は赤系①暈綱、風切羽は青系カ暈綱、というように部位ごとに塗り分けるが、呂号では各色暈綱の羽をランダムに並べ、波号では、わずかに残る風切羽を上から青系カ暈綱と赤系①暈綱の羽が交互になるように配置している。また、伊号・呂号・波号の尾筒の羽や尾羽は、各色暈綱の羽を「紺丹緑紫」に則って1枚ずつ配列する。この尾長鳥は、その体勢や鋭い脚先の表現、力強い目や嘴・脚部に金箔を押す手法から、鳳凰などの瑞鳥をイメージして描かれたと考えられる。

【つがいの水鳥】 尾長鳥の下には、つがいと思われる2羽の鳥が1つの八弁花上に立ち、お互いの顔を見合わせる様子が描かれている。外側に立ち片翼を広げる鳥の頭部は青色カ地に朱線で鱗状の羽毛を描き、喉元に赤系①暈綱の羽を持つほか、翼部の羽には2種類の赤系暈綱を使うなど色鮮やかに描かれている。それに対し内側に立つ鳥は、現状黄色を呈する体色に赤色線で羽の輪郭線を描くのみである。それぞれの体色の描き分けや鱗のある扁平な足の様子から、カモやオシリのような雌雄で体色が異なる水鳥のつがいがモチーフになっており、外側が雄鳥、内側が雌鳥と考えられる。雄鳥が広げる翼や尾羽の暈綱については、濃赤色に赤色有機色料を用いる赤系②暈綱と考えられるが、赤色有機色料の退色に加え下層の鉛丹が黄灰色や灰色に変色するため、紫系暈綱との区別が難しい。しかし、周囲の赤系①暈綱や残りのよい紫系暈綱の色味との比較に加え、伊号・波号では濃赤色の羽が一部観察できることから、本調査においては赤系②暈綱と判断した。ただし、波号では青系カ暈綱の羽も観察できるため、個体ごとに羽の配色も異なっていた可能性が高い。内側に立つ雌鳥は全個体をとおして剥落が著しく、雄鳥に比べて地味な表現となっている。頭部の鱗状の羽毛や翼部の羽は赤色線で描き、嘴と脚部は丹および水銀朱地に墨線で鼻の穴や脚の鱗などを描いている。

【八弁花】 当華鬘には紫系暈綱と赤系暈綱の2種類の八弁花が計6個描かれている。伊



図4 尾長鳥（簡略図）

表3 葡萄様の宝相華の萼・花弁の配色

| 個体 | 上段の宝相華 | | 下段の宝相華 | |
|----|--------|-----|--------|-----|
| | 萼 | 花弁 | 萼 | 花弁 |
| 伊号 | 青系カ | 赤系① | 青系 | 赤系① |
| 呂号 | 赤系① | 青系カ | 綠系 | 紫系 |
| 波号 | 赤系① | 青系カ | 青系 | 赤系① |
| 保号 | — | 赤系① | 赤系①カ | 青系カ |
| 辺号 | 赤系①カ | 青系カ | — | — |

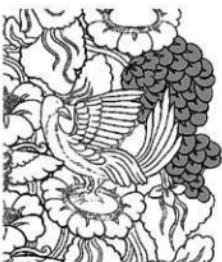


図5 葡萄様の宝相華（灰色部分）



図6 宝相華の葉（灰色部分）

号・呂号では、天蓋様の下に紫系、尾長鳥の足元に赤系、水鳥の足元に紫系の花が置かれ、いずれも花の中心部を岩緑青でベタ塗りにし、周囲を赤色の細かい蕊で囲む。天蓋様下の紫系暈綱の花弁は、最淡色の段が現状黄色を呈し、色料の盛り上がりがみられる。通常、同時期の紫系暈綱の最淡色は白色が基本であるが、尾長鳥の羽と同様に、なんらかの黄

色色料が重ねられていた可能性が考えられる。なお、水鳥下の紫系の八弁花は色料の剥落が著しく、詳細は不明である。また、尾長鳥下の赤系の八弁花は、六弁花などに用いられる赤系①暈綱とは明らかに異なる赤色である。水鳥の羽と同様、赤色有機色料を用いた赤系②暈綱と考えられるが、濃色の段は退色している。

【葡萄様の宝相華】 華鬘の左右に配置される葡萄様の宝相華（尾長鳥横を上段、水鳥横を下段とする）は、蔓から伸びる3枚の萼と3枚の花弁の先に房状にあらわされている（図5）。特に萼と花弁の配色は個体ごとに様々で、色料の痕跡が残る伊号・呂号・波号・保号・辺号（上段のみ）においても表3のとおり多様な配色となっている。また、葡萄様の房の配色も全体での統一はされておらず、伊号の上下段と呂号の上段は紺丹緑紫に留意したランダムな配置、呂号の下段は綠系の萼と紫系の花弁に続く形で、[青系カ・赤系①・綠系・紫系……]と各色暈綱の列が同心円状に並んでいる。

【宝相華の葉】 天蓋様にもあらわされる3本の筋とフリル状の切れ込みを持つ葉（図6）は、当華鬘に特徴的な意匠のひとつであり、宝相華や鳥などの鮮やかな文様の間に、比較的面積の大きな青系カ暈

網または縁系暈網の葉が配置されている。天蓋様下の葉（青系カ）の上部には、緑の粒子が残る子葉状の葉が2枚ずつ付属し、それ以外の青系カ暈網の葉には、葡萄様の宝相華にもあらわされていた3枚の萼が付属している。水鳥の上に配置される葉は、水鳥の頭部が青色カ（現状、緑味の灰色）であるため、縁系暈網の葉が配置されている。水鳥が立つ八弁花以下については彩色が残るものではなく、伊号・保号・登号に文様の形状を確認できるのみであるが、全体の文様構成や牛皮の形状から、少なくとも左右2枚ずつは葉のモチーフが配置されていたと推察される。

【鈴形】 小残片中に唯一残る鈴形は、金色の蔓につながる3枚の萼と花弁の下に丸い鈴が付属する意匠である。鈴部分は金箔地に墨線で帶状のつなぎ目や孔を描く。また、鈴の片側にはフリル状の切れ込みがある縁系暈網の文様の一部が残っている。当初の鈴形の位置を示すものは残念ながら残っていないが、鈴部以下に蔓や文様が続く痕跡がみとめられないこと、華髪全体の形状がよく残る伊号・呂号において華髪下部以外に鈴形が付属する余地がないことなどから、一般的な華髪と同様、華髪最下部（水鳥が立つ八弁花以下）に鈴形を含む装飾品モチーフが複数個付属していた可能性が高い。

彩色・形状復元の概要 彩色・形状復元においては、牛皮などの材料の入手・加工や制作期間を考慮し、本復元では木製パネルに張りこんだ和紙を用いて紙本着色とした。

彩色復元については、基本的には伊号に残る彩色やその痕跡をもとに復元し、剥落・欠損により伊号の文様を左右反転させても復元できない部分のみ呂号の彩色を組み合わせた。例えば、胡蝶や水鳥の彩色では、伊号当該

部の色料の剥落や牛皮の欠損が著しく、代わりに呂号当該部の彩色を採用した。そのため、当復元図は複数の個体の彩色を組み合わせた複合的な彩色復元であるという点に留意しなければならない。

形状の復元については、左右対称の文様構成を生かし、可能な限り伊号に残る部分を左右反転して復元した。伊号・呂号に残らない華髪最下部（水鳥が立つ八弁花以下）の文様に関しては、登号をもとに復元し、現状で痕跡が残る部分までの復元にとどめた。ただし、鈴形残片については、蔓の断面の状態や文様構成、一般的な華髪に付属する鈴や環珞等装飾の位置を参考に、図7



図7 彩色復元図（縦122.5cm 横83cm）

下部のように一復元案として推定復元した。

使用色料については、調査結果をもとに検討し（表1）、白色下地にPb系白色色料である鉛白とCa系白色色料である胡粉を使用したほか、輪郭線には現状色に合わせて適宜ペンガラと水銀朱を使用した。また、今回の調査では判別できなかった黄色・濃赤色・青色の色料に関しては、色料が判別できた箇所との配色バランスや彩色技法の検討をおこなうための推定復元とし、同時代の建造物彩色や正倉院宝物などの美術工芸品に使用された色料を参考に選定した。尾長鳥などの暈綱の最淡色に塗り重ねる色料には黄色有機色料である藤黄（ガンボージ）¹⁴、胡蝶や水鳥に用いられる不透明な黄色には粒子感が近い黄土を使用し、赤系②暈綱の濃赤色には、伊号に残る現状の色相や唐招提寺金堂彩色の復元例を参考に、赤色有機色料である臘脂を使用した。青系カ暈綱や水鳥の頭に用いられる青色カ色料については、灰白色や灰色に退色する様子や平滑な彩色面の様子、蛍光X線分析においてFeが検出される等の特徴から、唐招提寺金堂彩色にも使用されている代用群青と考えられる。この色料については、唐招提寺金堂解体修理時の彩色調査および彩色復元や、平等院鳳凰堂に用いられる代用群青を参考に¹⁵、藍・微量の黄土・胡粉を混色して再現した。

なお、仁号・保号・登号の最下部に残る色や形状が不明な文様は空白にとどめたが、鈴形に残る緑系暈綱の文様の痕跡や、隣接する紫系・赤系①・青系暈綱との配色バランスから、水鳥頭部に重なる緑系暈綱の葉に類似する文様が配置されていた可能性が考えられる。また、水鳥が立つ八弁花と下方の葉との間に伸びる蔓が現状では文様の数に対して左右1本ずつ余っている状態であることから、今回制作した復元図のさらに下方にも、例えば鈴形のような装飾品モチーフの文様が複数付属していたと推測される。

IV 技法・彩色文様のまとめと考察

当華鬘の性格 当華鬘の彩色調査では、切り透かした文様を5系統・各種5段の複雜多様な暈綱彩色で彩り、文様間に伸びる蔓や鈴形、鳥の嘴や脚部に金箔を使用するなど、華麗な彩色がほどこされていることがわかった。金堂所用とされる当華鬘の詳しい来歴は不明であるが、寺伝のとおり桁行7間、梁間4間の唐招提寺金堂に懸吊されたと想定すると、縱幅100cm以上、横幅80cm以上の異例の大きさも相応の大きさであると感じられる。唐招提寺金堂において、このように巨大な華鬘を7枚以上懸吊できる場所の候補としては、金堂内陣ではなく5間の扉部分または7間の吹放しの柱間が挙げられている（井上1969）が、いずれにせよ基底材として牛皮を使用した背景には、金属や木などに比べて加工が容易で金堂に見合った大きさの華鬘をつくることができ、比較的軽量な素材であることが挙げられる。また、特徴的な縦長の楕円形に近い形状も、懸吊する建物の規模に併せてつくられ

たものであろう。牛皮華鬘としては、平安時代の東寺旧藏牛皮華鬘などに先行する現存唯一の作例であるが、特に大きな当華鬘は、華鬘1枚につき牛1頭分の牛皮を使用したと推察される。殺生を嫌う仏教の莊嚴に牛皮を採用した理由は判然としないが、軽量で扱いやすく裁断や染色も容易な素材として積極的に利用され、正倉院に伝わる牛皮製の菴や馬鞍などからも当時の人々が優れた皮革加工技術を持っていたことがうかがえる。

彩色面の筆致や配色には個体ごとに異なる特徴がみられ、複数の工人の手によることは明らかであるが、さらに彩色前の牛皮を切り透かす工程においても個体ごとの差がみとめられる。たとえば尾長鳥の翼から尾羽の間にかけて伸びる蔓に着目すると、蔓が有る個体と無い個体の2系統が存在し（図8）、蔓が有る個体は波号、保号、登号、知号、蔓が無い個体は伊号、呂号、辺号となっている。蔓以外の文様の形状や大きさについても、文様を切り透かす際に生じた個体差がみとめられ、もとになる共通の下絵の存在は確かであるものの、実際に牛皮を切り透かす際には、それぞれの個体に使う牛皮上に直接フリーハンドで大まかな文様を描き裁断したと推察される。下絵を写す工程に関していえば、唐招提寺金堂彩色には部材共通の下絵を転写する際に用いる念紙¹⁶の痕跡が残っているが、当華鬘においては、そのような痕跡は確認できなかった。彩色面の観察では、色料下層に下描きと思われる赤色線や白色線を確認できたが、下描きを無視して彩色する部分もみとめられ、さらに個体ごとに切り透かした文様の形状も微妙に異なることから、全個体の形状を完全に一致させることはそれほど重視されていなかったと考えられる。以上の点を踏まえ、改めて莊嚴具としての当華鬘の性格に着目すると、堂内莊嚴の際には複数の個体を1セットにして使用する莊嚴具であるにもかかわらず、非常に多様な彩色華鬘であったことがわかる。通常、莊嚴に用いられる一般的な華鬘は、懸吊するエリアごとに形状や意匠を統一することが多いが、彩色をはじめとする当華鬘の加工・制作の痕跡からは、あえて画一的なものをつくらずに個々の変化を楽しむという奈良時代らしいおおらかさが感じられる。

彩色・表現技法と制作年代 当華鬘の文様には多様な暈綱彩色が用いられ、それらの彩色や文様表現には奈良時代から平安時代にかけての過渡的な特徴があらわれている。まず奈良時代的な暈綱の要素としては、彩色前に赤色の文様輪郭線¹⁷を引き、白色下地を塗り残



図8 翼～尾羽間の蔓の様子
(上：伊号 下：波号)

して最淡色や筋を表現する点¹⁸、赤系・緑系暈綱の最淡色を黄色とする点、濃色（墨）の段を複雑な形状とするものが多い点などが挙げられる。特に当華鬘の文様輪郭線には、現在色料として一般的な赤茶色を呈するベンガラとは異なる、赤味の強い鮮やかな発色のベンガラが用いられている。この鮮やかな赤色のベンガラは、唐招提寺金堂彩色のはか、天平2年（730）建立の薬師寺東塔の彩色にも輪郭線として使われており、当時は朱と大差ない鮮やかな赤色を呈するベンガラが流通していたと考えられる。

平安時代的な暈綱の要素としては、同系色の暈綱のグラデーションをつくる際に具色（白色との混色）を用いて濃淡を表現する点や、文様によっては赤系・緑系暈綱であっても最淡色を白色のままでする点、緋丹緑紫の4系統以上のそれまでに無い多種多様な暈綱があらわれる点などが挙げられる。特に具色を使用する暈綱は、白色を混ぜる割合で色調のコントロールが可能となる。そのため、基本的に原色どうしを重ねて色の濃淡を表現していた天平期の暈綱彩色¹⁹に比べると、和様化が一層進んだ平安時代の暈綱彩色は、色調の変化が穏やかでやわらかな雰囲気の暈綱となる。当華鬘においても、赤系・紫系暈綱に丹の具が使用されるはか、青系カ暈綱にも白色との混色で濃淡をあらわした痕跡が残るなど、彩色技法の変遷の一端をうかがうことができる。

当華鬘にあらわされる文様に関しては、植物と鳥を左右対称に配置した構図など奈良時代的な特徴を示すものが多く、鈴形残片（図9）についても奈良時代の作例との共通点がみとめられる。鈴形残片にあらわされる鈴は、正倉院宝物の鈴錐類や金銅華鬘形裁文、金銅花形裁文に残る丸みを帯びた鈴をモチーフにしていると考えられ、ほぼ円形に近い形状に、墨線で半球形の合わせ目や鈴口を描いている。花や葉茎を隠れがちにあらわす宝相華文様の意匠は金堂小天井に類似し、葉先を翻す表現は大虹梁両端部の彩色に共通する（井上1969）とされているが、莊嚴具である当華鬘は、金堂の建造物彩色に比べると美術工芸品的な性格が強く、より緻密で技巧的な彩色がほどこされている。また、彩色文様の中に

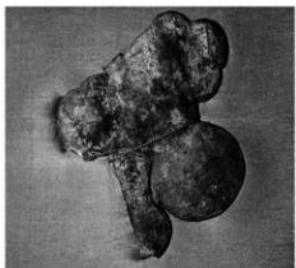


図9 鈴形残片（鈴部直径5.8cm）

胡蝶を描く例としては古い作例であるといえる。しかしながら、フリル状の切れ込みを有する葉の表現は、同時代の彩色や仏像彫刻、美術工芸品においても類例がなく、当華鬘独自の文様であると考えられる。文様間を巡る金色の蔓²⁰については、平安時代に制作された東寺旧藏牛皮華鬘や平等院鳳凰堂に描かれる金色の蔓の先駆的な例であり、蔓茎の稜線を思わせるような中心線を引いた金色の蔓が各文様の間を埋めるこ

とで、当草彌の彩色をより色彩豊かに表現している。

当草彌の文様の配色については、彩色の残る伊号・呂号において尾長鳥や水鳥の雄の体色、天蓋様上部や鳥・花の間に配置される宝相華の葉を青色とする配色が印象的である。これと同様に、当草彌を懸吊したとされる金堂内の身舎天井枠や天井組子などの部材は青色がふんだんに使用されている。このように寒色系の色を彩色に多用する点は、当草彌彩色と唐招提寺金堂彩色の共通点といえる。さらに、色数の多い暈綱彩色のほか、多用される青色とおおよそ補色関係にある金色や黄色を効果的に配色することで、各色をより鮮やかに見せる色彩の効果を有効に利用している。のことからも、草彌の制作者たちが現代にも劣らない優れた色彩感覚を有していたことがうかがえる。

以上のように、当草彌の彩色には奈良時代と平安時代の双方の要素がみとめられ、さらに金堂彩色との共通点も多くみとめられる。金箔押しの蔓以外にも、本来は金属製であるはずの鈴形を牛皮でつくり、金堂彩色と同様に希少で高価な岩群青を使用しない点からは、製作にかかる経済的な事情も考えられるが、この時期の彩色が現存する例は僅少で、当草彌は当時の彩色やその技法を現代に伝える非常に貴重な作例である。ただし、類例のない紫系暈綱や文様表現もみとめられることから、唐から来日した鑑真らがもたらした大陸の最新の彩色技術が草彌制作に影響を与えた可能性があることにも留意する必要がある。

V さいごに

唐招提寺蔵の牛皮草彌残闕は、現存例が少ない牛皮草彌のうち、特に莊嚴具として定型化する以前の草彌の姿を残した貴重な作例である。文様を切り透かした牛皮に彩色する技法は、後世の牛皮草彌の先駆的な例といえ、また、Ca系白色色料や代用群青を用いる点は唐招提寺金堂彩色に共通点を見出せる。使用色料や彩色文様の詳細な調査から、これまでにない当草彌独自の暈綱や文様表現が明らかとなつた。これらの彩色文様には、奈良時代から平安時代にかけての過渡的な表現がみとめられ、寺伝のとおり、唐招提寺金堂や伽藍造営と同時期に制作された草彌と考えて問題ないであろう。

彩色調査をもとにした彩色復元では、当草彌残闕から得られる断片的な彩色・文様形状の情報を組み合わせ、奈良時代当初の牛皮草彌の様子を再現した。筆を用いて当草彌の詳細な情報を写し上げる作業からは、対象とした伊号と呂号の配色や筆致の違いを目の当たりにし、複数の工人の存在や個体ごとの表現の違いを体感する貴重な機会を得た。今回の復元では、当初の草彌全体の様子を再現することを重視したが、当草彌には未だ不明な点も多く、さらなる調査研究が進められることを期待するとともに、当草彌彩色についての検討を今後も続けていきたい。

謝 辞

当革鑿の彩色調査および本稿をまとめるにあたり、西山明彦長老、岡本元興長老、石田太一執事長はじめ唐招提寺の関係者の皆様に多大なるご配慮とご指導を賜りました。また、彩色調査および彩色復元図制作の際には奈良教育大学の大山明彦氏、金原正明氏にご助言をいただきました。心より感謝申し上げます。

本稿は、2019~2020年度の律宗戒学院特別奨学生に關わる調査研究の成果を再整理し、新たに彩色文様について考察・検討したものである。

註

- 1 唐招提寺 1964『重要文化財牛皮華鑿残闕修理工事報告書』によると、1963年の保存修理工事の際、皮質や文様構成、色料の発色と剥落度合、折損の状況から当初7枚であったと推定されたが、実体顕微鏡による皮組織断面の実査において8枚分の可能性もあると示された。
- 2 当革鑿残闕は発見時、懸倉2階で荒縄に束ねられ、穀倉虫の巣の付着や鼠害、折れや波打ちが激しく、知号は三つ折りの状態を呈していたが、昭和38年（1963）の保存修理工事において、アクリル樹脂液・PVAによる剥落止め、波打ちの矯正、猫皮と樹脂を用いた折損箇所の接着などがおこなわれた（唐招提寺 1964『重要文化財牛皮華鑿残闕修理工事報告書』）。
- 3 唐招提寺 1964『重要文化財牛皮華鑿残闕修理工事報告書』では、牛皮の両面に黒漆下地をつくり、朱線で文様の略形を下書きし、そのわずかに外側を鋭い刃で裁断して文様を切り透かすとしている。
- 4 当革鑿にあらわされている蝶は、蝶や蛾などを国案化したもので、一般的な蝶（昆虫）と区別するため、「胡蝶」と称している。
- 5 菱網（綾網）彩色とは、白色下地の上に淡色から濃色の色料を段階的に塗り重ねる彩色技法。日月の周間にできる菱（光の輪）のごとく、同系色の濃色・中間色・淡色を重ねる技法（野間清六 1956「菱網彩色の源流」『國學院雑誌』第57巻5号）の意で、本稿では菱網と表記する。
- 6 本調査以前の復元例としては、中野政樹氏により短期間で制作されたとする推定復原図（呂号をもとにするカ）のみである。（井上正 1969「図版解説 華鑿」「六大寺大觀」第十二巻 唐招提寺一 岩波書店 p.55 白黒で掲載。）
- 7 鎌倉時代初期に成立した『二中歴』（第三 造仏歴の項）に記される平安時代の仏画の彩色方法。紺青の隣には丹（朱）、綠青には紫色を用いるのがよいとする。なお、正倉院宝物など奈良時代の作例にも紺丹緑紫の配色が多くみられる。
- 8 鉛丹（橙色）と白色色料の混色。白色と混色した色を「具色」と呼び、白色の割合による穢やかな階調の変化は平安時代の菱網彩色にも多用された。対して奈良時代の菱網彩色ではほとんど混色を用いない。
- 9 正倉院宝物などにみられる奈良・天平時代の紫系量綱の多くには、臙脂（エンジ）・臙脂の具が用いられる。ベンガラを用いる場合でも、鉛丹と組み合わせる例は他にみられない。
- 10 金堂内の本部材に白色下地を塗布した後、青、赤、綠、赤紫系の4系統の菱網彩色により宝相華や菩薩立像、飛行天人などを描く。文様輪郭線などに赤みの強いベンガラを多用する点、青色に代用群青と思われる色料を用いる点などは当革鑿と共通する。

- 11 現状多くが黄褐色を呈し、一般に藍と黄土の混色とされる。唐招提寺金堂修理工事時の色料分析調査において、代用群青と思われる現黄色・黄褐色を呈する色料からは鉄が顕著に検出された（奈良文化財研究所 2009 「彩色色料分析調査編」『国宝唐招提寺金堂修理工事報告書』奈良県教育委員会）。平等院鳳凰堂内彩色においても本来岩群青が使用されるべき箇所に多々この色料が使用され、鳳凰堂昭和修理時に小堀恒吉がその存在を提唱し、山崎一雄が「代用群青」と仮称した。
- 12 上段の紫系の葉の翻りは緑系暈綱、下段の赤系①暈綱の葉の翻りは青系暈綱と、相丹緑紫の組み合わせになっている。
- 13 これまで当該箇所の色相は不明であったが、本調査における拡大鏡での観察で、嘴には微量に金色の金属光沢、脚部には金箔と墨書きの痕跡がみとめられ、蛍光X線分析ではAuが検出された。
- 14 藤黄（ガンボージ）は東南アジア原産のオトギリソウ科の植物の樹液を固めた黄色の有機色料である。透明感のある黄色で、正倉院宝物や薬師寺東塔の天井彩色にも使用されたと考えられている。
- 15 平等院鳳凰堂の室内彩色にはどこかされる暈綱彩色のうち青系暈綱については、長押より下の目線の高さに近い部分には岩群青、高所には代用群青を用いた暈綱が使用されている。2018年に堂内に作業用足場が組まれた際、高所の彩色を観察する機会を得、いわゆる代用群青の現状色や色料、彩色面の状態を確認した。
- 16 カーボン紙と同じ要領で用いる、ベンガラなどの色料を塗布した転写用の紙。
- 17 奈良時代は赤色、醍醐寺五重塔など平安時代中頃には黄色、平等院鳳凰堂など平安時代後期には白色に変化し、鎌倉時代には再び赤色の輪郭線も使用されるようになった。
- 18 奈良時代の作例では彩色前に輪郭線を引き、適宜白色下地を塗り残しながら色料を重ねるが、平安時代の作例の多くは、薄墨の下書きを日安に塗り残しその上に輪郭線や筋の表現を白や黄色で書き加えている。
- 19 奈良時代の彩色においても、眩暈などの有機色料を用いた（赤）紫系暈綱では、具色で濃淡をあらわす例がある。
- 20 宝亀9年（778）製作の正倉院宝物の伎楽面木彫第47号（醉胡王）には、その冠帽に金色の蔓をもつ宝相華が描かれており（成瀬正和 2000 「年次報告」『正倉院紀要』第22号 宮内庁正倉院事務所 pp.74-75）、当華鬘とは制作年代的にも近いと思われる。参考として、奈良時代を代表する正倉院宝物の漆金薄絵盤や東大寺法華堂執金剛神立像の彩色にあらわされる宝相華については、花弁と同様に蔓もすべて暈綱彩色で表現している。

参考文献

- 有賀洋隆 2009 「平安の色彩—配色の妙、紺丹緑紫」「平等院 王朝の美 国宝鳳凰堂の仏後壁」
平凡社 pp.66-67
- 伊藤信二 2011 「日本の美術」 №542 輔と華鬘 ぎょうせい
- 井上正 1969 「図版解説 華鬘」「六大寺大觀」第十二卷 唐招提寺一 岩波書店 pp.55-57
- 河田真 1978 「特別陳列 牛皮華鬘」奈良国立博物館図録
- 黒川光朗 1943 「教王護国寺藏牛皮華鬘」『美術研究』129号 東京文化財研究所 pp.33-40
- 阪田宗彦 1993 「53 牛皮華鬘彩色」『特別陳列 唐招提寺の美術』 奈良国立博物館図録 p.50
- 出口公長・竹之内一昭・奥村章・小澤正実 2006 「正倉院宝物特別調査報告 皮革製宝物材質調

- 「查」『正倉院紀要』第28号 宮内庁正倉院事務所 pp.47-65
唐招提寺編 1964『重要文化財牛皮華蓋残闕修理工事報告書』唐招提寺
百橋明徳 1983『日本の美術5』No.204 飛鳥・奈良絵画 至文堂
奈良県文化財保存事務所 2021『国宝 薬師寺東塔修理工事報告書』奈良県
奈良県文化財保存事務所・大山明彦 2009『国宝 唐招提寺金堂修理工事報告書〔彩色調査編〕』
奈良県教育委員会
成瀬正和 2000「年次報告」「正倉院紀要」第22号 宮内庁正倉院事務所 pp.74-75
野間清六 1956『暈麗彩色の源流』『國學院雜誌』第57卷5号 國學院大學 pp.25-34
野間清六 1958『暈麗彩色の展開とその法則』『佛教藝術』第37号 每日新聞社 pp.28-36
林良一 1992『宝相華』『東洋美術の装飾文様—植物文篇一』同朋舎出版 pp.398-422
山崎一雄 1987「付篇 色料と光学的調査」「平等院大觀」第三巻 絵画 岩波書店 pp.171-175
山崎昭二郎 1976「文様彩色」『文化財講座 日本の建築』2古代II・中世I 第一法規出版
pp.144-150
鰐尾泰光監修 1999『鑑真和尚像里帰り二十周年展』朝日放送株式会社

挿図出典

- 図1、7～9：唐招提寺（筆者撮影）
図2～図6：筆者作成